ＩＰ通信網サービス契約約款（平成12年西企営第41号）

実施　平成12年７月７日
ＮＴＴ西日本株式会社

目次

第１章　総則 ・・・

第30条　端末設備の移転 ・・15
第31条　端末設備の利用の一時中断 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
第７章　回線相互接続 ・・・15
第32条　回線相互接続 ・・15
第８章　利用中止等 ・・・16
第33条　利用中止 ・・16
第34条　利用停止 ・・16
第９章　通信 ・・17
第35条　発信者番号通知 ・・17
第36条　通信利用の制限等 ・・18
第36条の２　削除
第10章　料金等 ・・18
第１節　料金及び工事に関する費用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
第37条　料金及び工事に関する費用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
第２節　料金等の支払義務等 ・・18
第38条　利用料金の支払義務 ・・・18
第39条　手続きに関する料金の支払義務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
第40条　削除
第41条　工事費の支払義務 ・・・20
第42条　線路設置費の支払義務 ・・・20
第42条の２　初期契約解除に係る取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
第３節　料金の計算等 ・・・21
第43条　料金の計算等 ・・21
第４節　割増金及び延滞利息 ・・21
第44条　割増金 ・・21
第45条　延滞利息 ・・21
第５節　協定事業者に係る債権の譲受等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
第46条　協定事業者に係る債権の譲受等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
第47条　協定事業者が定める料金等の滞納通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
第６節　債権の譲渡 ・・22
第47条の２　債権の譲渡 ・・22
第11章　保守 ・・・22
第48条　ＩＰ通信網契約者の維持責任 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
第49条　ＩＰ通信網契約者の切分責任 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
第50条　修理又は復旧の順位 ・・・22
第12章　損害賠償 ・・23
第51条　責任の制限 ・・・23
第52条　免責 ・・・24
第13章　雑則 ・・・24
第53条　承諾の限界 ・・・24
第54条　利用に係るＩＰ通信網契約者の義務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
第55条　ＩＰ通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の
提供等 ・・・24
第56条　ＩＰ通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲
覧 ・・・24
第57条　ＩＰ通信網契約者の氏名の通知等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
第58条　協定事業者等からの通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
第59条　協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回
収代行 ・・・25

第60条　協定事業者によるＩＰ通信網サービスに関する料金
等の回収代行 ・・・

第１章　総則

（約款の適用）

第１条　当社は、このＩＰ通信網サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第20条第１項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりＩＰ通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意（事業法第20条第５項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

なお、当社が別段の合意により締結する「光コラボレーションモデルに関する契約」におけるＩＰ通信網サービスに係る料金その他の提供条件は、各ＩＰ通信網契約者に対して同一のものとします。

（注）本条のほか、当社は、ＩＰ通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

（約款の変更）

第２条　当社は、法令の規定に従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

２　当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、ＩＰ通信網契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

３　ＩＰ通信網契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づくＩＰ通信網契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　　語　　の　　意　　味
１　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
２　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
３　ＩＰ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
４　ＩＰ通信網サービス	ＩＰ通信網を使用して行う電気通信サービス
５　契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（事業法第９条の登録を受けた者又は事業法第16条第１項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
６　ＩＰ通信網サービス取扱所	⑴　ＩＰ通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 ⑵　当社の委託によりＩＰ通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
７　所属ＩＰ通信網サービス取扱所	そのＩＰ通信網サービスの契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所

８　取扱所交換設備	ＩＰ通信網サービス取扱所に設置される交換設備
９　ＩＰ通信網契約	当社からＩＰ通信網サービスの提供を受けるための契約（臨時ＩＰ通信網契約を除きます。）
10　臨時ＩＰ通信網契約	30日以内の利用期間を指定して当社からＩＰ通信網サービスの提供を受けるための契約
11　特定事業者	当社が別に定める者
12　特定電気通信サービス	特定事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）
13　ＩＰ通信網契約者	当社とＩＰ通信網契約を締結している者
14　臨時ＩＰ通信網契約者	当社と臨時ＩＰ通信網契約を締結している者
15　利用回線	⑴　電話サービス契約約款に規定する電話サービス（加入電話契約又は臨時加入電話契約に係るものに限ります。）の契約者回線又は総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する第１種総合ディジタル通信サービス若しくは第２種総合ディジタル通信サービスの契約者回線であって、ＩＰ通信網契約に係るもの ⑵　この約款に規定するメニュー１、メニュー４又はメニュー５（メニュー５－１の10Gb/sのもの及びメニュー５－２の10Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線（メニュー１又はメニュー４の利用回線型サービスに係る電気通信回線を含みます。）であって、メニュー８に係るＩＰ通信網契約に係るもの ⑶　メニュー５（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに限ります。）に係る契約者回線であって、メニュー５－４に係るＩＰ通信網契約に係るもの
16　契約者回線	ＩＰ通信網契約又は臨時ＩＰ通信網契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
16の２　接続契約者回線	ＩＰ通信網と相互に接続する電気通信回線（当社が別に定めるものに限ります。）であって、メニュー８に係る契約者回線型サービスの利用のために設置されるもの
16の３　回線収容部	接続契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
17　契約者回線等	⑴　利用回線 ⑵　契約者回線 ⑶　回線収容部 ⑷　当社が必要により設置する電気通信設備
18　相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第９項若しくは第10項又は第34条第４項の規定に基づくものを含みます。）をいいま

	す。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
19　協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
20　収容ＩＰ通信網サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているＩＰ通信網サービス取扱所
21　ＤＳＬ方式	契約者回線等において変復調装置を用いて高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式であって、22欄に規定するＤＳＬ方式に起因する事象となる場合があるもの
22　ＤＳＬ方式に起因する事象	電気通信回線設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線等からの信号の漏えい又は電気通信回線設備の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その電気通信回線設備による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）
23　回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
24　端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、１の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
25　自営端末設備	ＩＰ通信網契約者又は臨時ＩＰ通信網契約者が設置する端末設備
26　自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
27　加入電話等契約者	⑴　加入電話契約者若しくは臨時加入電話契約者、総合ディジタル通信サービスに係る第１種契約者、臨時第１種契約者、第２種契約者又は臨時第２種契約者 ⑵　15欄の⑵に係るＩＰ通信網契約者 ⑶　メニュー５－４に係るＩＰ通信網サービスの利用回線となるメニュー５に係るＩＰ通信網契約者
28　加入電話等に関する権利	⑴　電話加入権、総合ディジタル通信サービスに係る第１種契約、臨時第１種契約、第２種契約又は臨時第２種契約に基づいて総合ディジタル通信サービスの提供を受ける権利 ⑵　15欄の⑵に係るＩＰ通信網サービス利用権（ＩＰ通信網契約者がＩＰ通信網契約に基づいてＩＰ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。） ⑶　メニュー５－４に係るＩＰ通信網サービスの利用回線となるメニュー５に係るＩＰ通信網サービス利用権
28の２　都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第２条第３項に定める都道府県の区域
29　消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年

	法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第２章　ＩＰ通信網サービスの種類等

（ＩＰ通信網サービスの種類）

第４条　ＩＰ通信網サービスには、次の種類があります。

種　　類	内　　容
利用回線型サービス	利用回線（その加入電話等契約者がＩＰ通信網契約者又は臨時ＩＰ通信網契約者と同一の者（その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その加入電話等契約者が指定する者とします。）となるものに限ります。）を使用して提供するＩＰ通信網サービス
契約者回線型サービス	契約者回線又は回線収容部を設置して提供するＩＰ通信網サービス

（ＩＰ通信網サービスの品目等）

第５条　ＩＰ通信網サービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目（以下「細目」といいます。）等があります。

第３章　ＩＰ通信網サービスの提供区域

（ＩＰ通信網サービスの提供区域）

第６条　当社のＩＰ通信網サービスは、別記１に定める提供区域において提供します。

第４章　契約

（契約の種別）

第７条　ＩＰ通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

⑴　ＩＰ通信網契約

⑵　臨時ＩＰ通信網契約

（契約の単位）

第８条　当社は、契約者回線等１回線ごとに１のＩＰ通信網契約（臨時ＩＰ通信網契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。

２　ＩＰ通信網契約者（臨時ＩＰ通信網契約者を含みます。以下同じとします。）は、１のＩＰ通信網契約につき１人に限ります。

（契約者回線の終端）

第９条　当社は、ＩＰ通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

２　当社は、前項の地点（その地点が当社のＩＰ通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。）を定めるときは、ＩＰ通信網契約者と協議します。

（ＩＰ通信網サービス区域）

第10条　当社は、料金表第１表（料金）に定めるところによりＩＰ通信網サービス区域を設定します。

２　当社は、ＩＰ通信網サービス区域を表示する図表をそのＩＰ通信網サービス区域内の契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

（収容ＩＰ通信網サービス取扱所）

第11条　契約者回線等は、それぞれ次のＩＰ通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

ただし、料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区　　別	収容ＩＰ通信網サービス取扱所
１　契約者回線等の終端のある場所がＩＰ通信網サービス区域内となるもの	そのＩＰ通信網サービス区域内のＩＰ通信網サービス取扱所であって、当社が指定するもの
２　契約者回線等の終端のある場所がＩＰ通信網サービス区域外となるもの	その契約者回線等の終端のある場所の近隣のＩＰ通信網サービス取扱所であって、当社が指定するもの

２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容ＩＰ通信網サービス取扱所を変更することがあります。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第50条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、収容ＩＰ通信網サービス取扱所を変更することがあります。

（接続契約者回線の収容）

第11条の２　当社は、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所の１の回線収容部に１の接続契約者回線を収容します。

２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のＩＰ通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第50条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、他のＩＰ通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

（契約申込の方法等）

第12条　ＩＰ通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴　ＩＰ通信網サービスの品目又は細目

⑵　利用回線型サービスについては、利用回線に係る契約者回線番号又は契約者回線等番号

⑶　契約者回線型サービスについては、契約者回線の終端の場所

⑷　その他申込みの内容を特定するための事項

２　前項の規定にかかわらず、メニュー1、メニュー４及び回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係るＩＰ通信網契約は新たに申込むことができません。

（契約申込の承諾）

第13条　当社は、ＩＰ通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、臨時ＩＰ通信網契約に係る契約申込があった場合は、申込みのあったＩＰ通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その契約申込を承諾します。

３　削除

４　当社は、前３項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

⑴　削除

⑵　メニュー７－５に係るＩＰ通信網契約の申込みをした者が、その閉域グループ内回線を締結している者（その閉域グループ内回線が光コラボレーションモデルに関

する契約に基づき提供されるものである場合は、その閉域グループ内回線の契約を締結している者が指定する者とします。）と同一の者とならないとき。

⑶　ＩＰ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

⑷　ＩＰ通信網契約の申込みをした者がＩＰ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑸　第34条（利用停止）第１項第８号の規定に該当するとき。

⑹　その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（基本契約期間）

第14条　ＩＰ通信網サービスには、料金表第１表（料金）に定めるところにより基本契約期間があります。

２　前項の基本契約期間は、ＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して、１年間とします。

３　ＩＰ通信網契約者は、前項の基本契約期間内に契約の解除又は契約者回線の廃止若しくは移転等によりそのＩＰ通信網契約に係る利用料金に変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

（契約者回線等番号）

第15条　契約者回線等番号は、当社が別に定めるところにより１の契約者回線等ごとに当社が定めます。

２　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線等番号を変更することがあります。

３　前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことをＩＰ通信網契約者に通知します。

（注１）当社は、本条の規定によるほか、第50条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、契約者回線等番号を変更することがあります。

（注２）ＩＰ通信網契約者は、契約者回線等番号及び当社が別に定める認証方式により、契約内容の変更その他の請求等を行うことができます。この場合において、当社は、その請求等はＩＰ通信網契約者が行ったものとみなし、そのことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

（品目等の変更）

第16条　ＩＰ通信網契約者は、当社が別に定めるところによりＩＰ通信網サービスの品目又は細目の変更の請求をすることができます。

２　当社は、前項の請求があったときは、第13条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第16条の２　削除

（契約者回線の移転）

第17条　契約者回線型サービスについて、ＩＰ通信網契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

ただし、メニュー４に係るＩＰ通信網契約については、この限りでありません。

２　当社は、前項の請求があったときは、第13条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

３　当社は、メニュー５（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者から第１項の請求があったときは、現に契約しているＩＰ通信網契約について解除の通知及びＩＰ通信網契約者が指定する場所において新たに同一内容のＩＰ通信網契約の申込みがあったものとして取り扱うこととします。（この取扱いについては、以下単に「移転」といいます。）

４　前項の場合において、料金表第１表第１類第１の１（適用）⑼欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用又は当社が別に定める割引を適用しているときは、その期間の満了日については、現に契約しているＩＰ通信網契約に準じて取り扱います。

第17条の２　削除

（契約者回線の異経路）

第18条　契約者回線型サービスについて、当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、ＩＰ通信網契約者（臨時ＩＰ通信網契約者を除きます。）の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。この場合において、当社は、その契約者回線を第11条（収容ＩＰ通信網サービス取扱所）第１項に規定するＩＰ通信網サービス取扱所以外の当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容することがあります。

（その他の契約内容の変更）

第19条　ＩＰ通信網契約者は、第12条（契約申込の方法等）第１項第４号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

２　当社は、前項の請求があったときは、第13条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断）

第20条　当社は、ＩＰ通信網契約者（メニュー５－４又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者を除きます。）から請求があったときは、当社が別に定めるところによりＩＰ通信網サービスの利用の一時中断（ＩＰ通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

２　当社は、メニュー５－４又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係る利用回線に利用の一時中断があったときは、メニュー５－４又はメニュー８に係るＩＰ通信網サービスの利用の一時中断の請求があったものとみなして取り扱います。

３　当社は、メニュー７－５（当社が別に定めるものに限ります。）に係る閉域グループ内回線に利用の一時中断があったときは、メニュー７－５に係るＩＰ通信網サービスの利用の一時中断の請求があったものとみなして取り扱います。

第21条　削除

（ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡）

第22条　ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

２　ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属ＩＰ通信網サービス取扱所に請求していただきます。

　ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

（注）本条第２項の規定にかかわらず、メニュー５－４、メニュー７－５又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るものについては、当社が別に定めるところによります。

３　当社は、前項の規定によりＩＰ通信網サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

⑴　ＩＰ通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がＩＰ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

⑵　利用回線型サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

⑶　メニュー７－５に係るＩＰ通信網サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

⑷　メニュー８に係るＩＰ通信網サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

４　ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、ＩＰ通信網契約者の有していたＩＰ通信網サービスに係る一切の権利及び義務（第46条（協定事業者に係る債権の譲受等）の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務及び第47条の２（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支

払う義務を含みます。以下この条において同じとします。）を承継します。

（注１）本条第３項第２号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

⑴　ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡が、その利用回線（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係る加入電話等に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。

⑵　ＩＰ通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がそのＩＰ通信網契約に係る加入電話等に関する権利を譲り受けようとする者（その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その加入電話等契約者が指定する者とします。）と同一の者でないとき。

（注２）本条第３項第３号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

⑴　ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡が、その閉域グループ内回線に係るＩＰ通信網サービス利用権の譲渡に伴うものでないとき。

⑵　ＩＰ通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がその閉域グル―プ内回線に係るＩＰ通信網サービス利用権を譲り受けようとする者（その閉域グループ内回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その閉域グル―プ内回線の契約を締結している者が指定する者とします。）と同一でないとき。

（注３）本条第３項第４号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

⑴　回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係るＩＰ通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がそのＩＰ通信網契約に係る接続契約者回線の契約を締結している者と同一の者でないとき。

⑵　契約者回線型サービスに係るＩＰ通信網サービス利用権を譲り受けようとする者が他のメニュー８に係るＩＰ通信網契約を締結している者（その契約者回線型サービスに係るＶＰＮグループに属するクラス１に係る者に限ります。）と同一の者でないとき。

（ＩＰ通信網サービスの転用）

第22条の２　ＩＰ通信網契約者（メニュー５（メニュー５－１又はメニュー５－２のものの場合は、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。メニュー５－４のものの場合は、当社が別に定めるものに限ります。）に係るものに限ります。）は、ＩＰ通信網サービスの転用（ＩＰ通信網契約者が現に利用しているＩＰ通信網サービスから光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー５を用いて提供する電気通信サービスに移行することをいいます。以下同じとします。）を請求（第22条の３に規定するＩＰ通信網サービスの事業者変更の請求があった場合を除きます。）することができます。

２　当社は、前項の規定によりそのＩＰ通信網サービスの転用の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

⑴　第13条（契約申込の承諾）第４項各号のいずれかに該当するとき。

⑵　光コラボレーションモデルに関する契約を締結している転用先の電気通信事業者が承諾しないとき。

⑶　そのＩＰ通信網サービスがメニュー５－１の１Gb/sのプラン２である場合は、転用先の電気通信事業者が、当社にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s、１Gb/sのプラン３若しくは10Gb/s又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s、１Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求を行わないとき。

３　当社は、ＩＰ通信網サービスの転用があったときは、次の各号に規定する取扱いを除き、ＩＰ通信網契約者から当社と締結している転用前のＩＰ通信網契約について解

除の通知があったものとして取り扱うこととします。

⑴　転用前の契約者回線の設置に係る工事に関する費用について、料金表第２表第２の１⑻に規定する分割支払いが完了していない場合は、その分割支払金の残余の期間の債務を転用先の電気通信事業者に引き継ぐものとし、転用後の取扱いについては、当該電気通信事業者が提供する電気通信サービスの契約約款等の定めるところによるものとします。

⑵　ＩＰ通信網サービス（メニュー５－１又はメニュー５－２に係るものに限ります。）の転用の実施の際現に、転用前のＩＰ通信網契約者が付加機能若しくは端末設備（当社が別に定めるものを除きます。）を利用している場合又はその契約者回線の保守の態様による細目がタイプ１－２若しくはタイプ２に係るものである場合は、そのＩＰ通信網契約者から特段の申し出がない限り、メニュー５－４に係るＩＰ通信網契約に移行するものとし、引き続き当社が当該付加機能若しくは端末設備又はメニュー５－４における保守の態様による細目がタイプ１－２若しくはタイプ２のものに係るＩＰ通信網サービスを提供することとします。

⑶　当社は、メニュー５－４の保守の態様による細目がタイプ１－２又はタイプ２のものに係るＩＰ通信網サービスの転用があったときは、引き続き当社が前号に規定する付加機能又は端末設備に係るＩＰ通信網サービスを提供する場合に限り、当社と締結しているＩＰ通信網契約について、メニュー５－４の保守の態様による細目がタイプ１－１のものに移行するものとします。

（ＩＰ通信網サービスの事業者変更）

第22条の３　ＩＰ通信網契約者（メニュー５（メニュー５－１又はメニュー５－２のものの場合は、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに限ります。メニュー５－４のものについては、当社が別に定めるものに限ります。）に係るものに限ります。）は、ＩＰ通信網サービスの事業者変更（メニュー５－１又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約者（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに限ります。）が指定する者又はメニュー５－４（当社が別に定めるものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者が、現に利用している光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー５を用いて提供する電気通信サービス又はメニュー５－４に係るＩＰ通信網サービスから、光コラボレーションモデルに関する契約を締結している別の電気通信事業者がメニュー５を用いて提供する電気通信サービス又はメニュー５（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係るＩＰ通信網サービス（メニュー５－４に係るものについては当社が別に定める場合に限ります。）に移行することをいいます。以下同じとします。）を請求することができます。

２　当社は、前項の規定によりＩＰ通信網サービスの事業者変更の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

⑴　第13条（契約申込の承諾）第４項各号のいずれかに該当するとき。

⑵　光コラボレーションモデルに関する契約を締結している事業者変更先の電気通信事業者が承諾しないとき。

⑶　事業者変更前のメニュー５－１又はメニュー５－２に係る品目及び細目と、事業者変更後のメニュー５－１又はメニュー５－２（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係る品目及び細目（保守の態様による細目は除きます。）が同一とならないとき。

⑷　事業者変更前のメニュー５－１又はメニュー５－２に係る契約者回線の終端の場所と、事業者変更後のメニュー５－１又はメニュー５－２（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係る契約者回線の終端の場所が同一とならないとき。

３　当社は、ＩＰ通信網サービスの事業者変更があったときは、次の各号に規定する取扱いを除き、ＩＰ通信網契約者から当社と締結している事業者変更前のＩＰ通信網契

約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

⑴　ＩＰ通信網サービスの事業者変更の実施の際現に、事業者変更前のメニュー５－４に係るＩＰ通信網契約者が付加機能若しくは端末設備（当社が別に定めるものを除きます。）を利用している場合又はその契約者回線の保守の態様による細目がタイプ１－２若しくはタイプ２のものである場合は、そのＩＰ通信網契約者から特段の申し出がない限り、引き続き当社が当該付加機能若しくは端末設備又は保守の態様による細目がタイプ１－２若しくはタイプ２のものに係るＩＰ通信網サービスを提供することとします。

⑵　当社は、メニュー５－４の保守の態様による細目がタイプ１－２又はタイプ２のものに係るＩＰ通信網サービスの事業者変更があったときは、引き続き当社が前号に規定する付加機能又は端末設備に係るＩＰ通信網サービスを提供する場合に限り、当社と締結しているＩＰ通信網契約について、メニュー５－４の保守の態様による細目がタイプ１－１のものに移行し、提供することとします。

（ＩＰ通信網契約者が行うＩＰ通信網契約の解除）

第23条　ＩＰ通信網契約者は、ＩＰ通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属ＩＰ通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（ＩＰ通信網契約者が行う初期契約解除）

第23条の２　ＩＰ通信網契約者（メニュー５（メニュー５－４に係るものを除きます。）に係る者に限ります。）は、事業法第26条の３第１項に規定する書面によるＩＰ通信網契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。

（当社が行うＩＰ通信網契約の解除）

第24条　当社は、次の場合には、そのＩＰ通信網サービスの契約を解除することがあります。

⑴　第34条（利用停止）の規定によりＩＰ通信網サービスの利用を停止されたＩＰ通信網契約者が、なお、その事実を解消しないとき。

⑵　当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え（契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。）を行うことができないとき。

２　当社は、ＩＰ通信網契約者が第34条第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、ＩＰ通信網サービスの利用停止をしないでそれぞれそのＩＰ通信網契約を解除することがあります。

３　当社は、第１項又は第２項に規定する場合のほか、次の場合は、そのＩＰ通信網契約を解除します。

⑴　利用回線型サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

⑵　メニュー７－５に係るＩＰ通信網サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

⑶　メニュー８に係るＩＰ通信網サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

⑷　ＤＳＬ方式を用いて提供するＩＰ通信網サービスにあっては、当社がその契約者回線等に係る電気通信設備を撤去するとき。この場合において、電気通信設備の撤去に関する情報については、当社が別に定める方法によりあらかじめ閲覧に供します。

⑸　当社が事業者変更後のＩＰ通信網契約の申込みを承諾した場合であって、事業者変更の実施前までにそのＩＰ通信網契約に係る事業者変更元のＩＰ通信網契約者から事業者変更の請求の取消しがあったとき。

４　当社は、前３項の規定により、そのＩＰ通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめＩＰ通信網契約者にそのことを通知します。

ただし、メニュー５－４、メニュー７－５又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約については、この限りでありません。

（注１）本条第３項第１号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

⑴　利用回線について、加入電話等契約の解除（メニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約については、利用回線に係るＩＰ通信網サービスの移転、転用及び事業者変更に伴うものを除きます。）があったとき。

⑵　利用回線について、加入電話等に関する権利の譲渡があった場合であって、ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。

⑶　利用回線について、利用休止があったとき。

⑷　利用回線が、移転等によりＩＰ通信網サービスの提供区域外となったとき。

⑸　メニュー１及びメニュー４に係る利用回線について、移転があったとき。

（注２）本条第３項第２号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

⑴　閉域グループ内回線について、ＩＰ通信網契約の解除（移転、転用及び事業者変更に伴うものを除きます。）があったとき。

⑵　閉域グループ内回線について、ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡があった場合であって、ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。

⑶　閉域グループ内回線が、移転等によりＩＰ通信網サービスの提供区域外となったとき。

（注３）本条第３項第３号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

⑴　回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスについて、移転等によりその回線収容部に接続契約者回線を収容しないこととなったとき。

⑵　回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスについて、そのＩＰ通信網契約者がそのＩＰ通信網契約に係る接続契約者回線の契約を締結している者と同一の者でないとき。

⑶　契約者回線型サービスについて、そのＩＰ通信網契約者が当社と締結している他のメニュー８に係るＩＰ通信網契約（その契約者回線型サービスに係るＶＰＮグループに属するクラス１のものに限ります。）の解除があったとき。

⑷　契約者回線型サービスについて、そのＩＰ通信網契約者がメニュー８に係るＩＰ通信網契約者（その契約者回線型サービスに係るＶＰＮグループに属するクラス１に係る者に限ります。）と同一の者でないとき。

⑸　クラス２に係る利用回線型サービスについて、その利用回線型サービスに係るＶＰＮグループの廃止があったとき。

（その他の提供条件）

第25条　ＩＰ通信網契約に関するその他の提供条件については、別記２及び３に定めるところによります。

第５章　付加機能

（付加機能の提供）

第26条　当社は、ＩＰ通信網契約者から請求があったときは、料金表第１表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

（注）当社は、そのＩＰ通信網契約が30日以内の利用期間を指定して締結されるものであるときは、臨時付加機能（ＩＰ通信網契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。）に限り提供します。

（付加機能の利用の一時中断）

第27条　当社は、ＩＰ通信網契約者（メニュー５－４に係るＩＰ通信網契約者を除きます。）から請求があったときは、当社が別に定めるところによりその付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

２　当社は、メニュー５－４に係る利用回線に利用の一時中断があったときは、メニュー５－４に係る付加機能の利用の一時中断の請求があったものとみなして取り扱います。

（利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能）

第28条　ＩＰ通信網契約者は、前２条に規定するほか、利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、料金表第１表（料金）に規定する付加機能を利用することができます。

第６章　端末設備の提供等

（端末設備の提供）

第29条　当社は、ＩＰ通信網契約者から請求があったときは、料金表第１表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

（注）当社は、そのＩＰ通信網契約が30日以内の利用期間を指定して締結されるものであるときは、臨時端末設備（ＩＰ通信網契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。）に限り提供します。

（端末設備の移転）

第30条　当社は、ＩＰ通信網契約者（メニュー５－４に係るＩＰ通信網契約者を除きます。）から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

２　当社は、メニュー５－４に係る利用回線に移転があったときは、メニュー５－４に係る端末設備の移転の請求があったものとみなして取り扱います。

（端末設備の利用の一時中断）

第31条　当社は、ＩＰ通信網契約者（メニュー５－４に係るＩＰ通信網契約者を除きます。）から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

２　当社は、メニュー５－４に係る利用回線に利用の一時中断があったときは、メニュー５－４に係る端末設備の利用の一時中断の請求があったものとみなして取り扱います。

第７章　回線相互接続

（回線相互接続）

第32条　ＩＰ通信網契約者は、その契約者回線等の終端（相互接続点又は回線収容部におけるものを除きます。以下同じとします。）において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属ＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

２　当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

３　ＩＰ通信網契約者は、その接続について、第１項の規定により所属ＩＰ通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
４　ＩＰ通信網契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により所属ＩＰ通信網サービス取扱所に通知していただきます。

第８章　利用中止等

（利用中止）

第33条　当社は、次の場合には、ＩＰ通信網サービスの利用を中止することがあります。
⑴　当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき（相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます。）
⑵　第36条（通信利用の制限等）の規定により、ＩＰ通信網サービスの利用を中止するとき。
⑶　利用回線型サービスについて、利用回線に係る電話サービス、総合ディジタル通信サービス又はＩＰ通信網サービスの利用中止を行ったとき。
⑷　メニュー７－５に係るＩＰ通信網サービスについて、閉域グループ内回線の利用中止を行ったとき。
⑸　当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。
２　当社は、前項の規定によりＩＰ通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをＩＰ通信網契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。
　ただし、緊急やむを得ない場合又は相互接続協定に基づく協定事業者からの請求によるものである場合は、この限りでありません。
（注）本条第２項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。
　ただし、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、この限りでありません。
⑴　本条第１項第１号及び第２号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめＩＰ通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知を行います。
⑵　本条第１項第３号、第４号及び第５号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめＩＰ通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は電話又は書面等による通知を行います。

（利用停止）

第34条　当社は、ＩＰ通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、６か月以内で当社が定める期間（そのＩＰ通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったＩＰ通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのＩＰ通信網サービスの利用を停止することがあります。
⑴　料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第47条の２（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)。
⑵　ＩＰ通信網契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のＩＰ通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第47条の２（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に

支払わないときとします。)。

⑶　第54条（利用に係るＩＰ通信網契約者の義務）の規定に違反したとき。

⑷　契約者回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。

⑸　契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。

⑹　メニュー５－４又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るＩＰ通信網サービスについて、利用回線となるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスに利用停止があったとき。

⑺　メニュー７－５に係るＩＰ通信網サービスについて、閉域グループ内回線に利用停止があったとき。

⑻　契約者回線を通じて、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第３条に違反する行為（当該契約者回線の契約者以外の者が行った行為を含みます。以下この号において「不正アクセス行為」といいます。）を行ったことが明らかとなった場合であって、当該契約者回線を通じて不正アクセス行為が継続又は反復されることにより、他のＩＰ通信網契約者の電気通信サービスの利用に著しい不利益をもたらすおそれがあるとき（そのことを防止する有効な手段が他に認められない場合に限ります。）

⑼　前８号のほか、この約款の規定に反する行為であってＩＰ通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

２　当社は、前項の規定によりＩＰ通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をＩＰ通信網契約者に通知します。

ただし、メニュー５－４又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るＩＰ通信網サービスについては、この限りでありません。

第９章　通信

（発信者番号通知）

第35条　契約者回線等からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知（契約者回線等に係る契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知することをいいます。）を行います。

ただし、ＩＰ通信網契約者がその取扱いを拒むときは、この限りでありません。

２　前項の場合において、当社は、契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

（注１）ＩＰ通信網契約者は、本条第１項の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

（注２）料金表に規定するメニュー１のものについては、その利用回線の契約者回線番号と同一の番号を契約者回線等番号として利用した発信者番号通知を行います。

（注３）料金表に規定するメニュー５のもの（帯域確保機能を利用しているものに限ります。）については、その契約者回線を利用回線とする音声利用ＩＰ通信網サービスに係る契約者回線番号と同一の番号を契約者回線等番号として利用した発信者番号通知を行います。

（通信利用の制限等）

第36条　当社は、ＩＰ通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機　　関　　名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記17の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

２　通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

３　利用回線型サービスに係るＩＰ通信網契約者は、その利用回線に係る電話サービス契約約款、総合ディジタル通信サービス契約約款又はこの約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのＩＰ通信網サービスを利用することができないことがあります。

４　削除

第36条の２　削除

第10章　料金等

第１節　料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第37条　当社が提供するＩＰ通信網サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

２　当社が提供するＩＰ通信網サービスの工事に関する費用は、工事費及び線路設置費とし、料金表第２表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第１項に規定する利用料金は、当社が提供するＩＰ通信網サービスの態様に応じて、利用料、回線利用料、付加機能利用料、屋内配線利用料、機器利用料及び請求書等の発行に関する料金を合算したものとします。

第２節　料金等の支払義務等

（利用料金の支払義務）

第38条　ＩＰ通信網契約者は、その契約に基づいて、当社がＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、ＩＰ通信網契約の解除があった日（廃止される契約者回線、付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は

廃止のあった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表（料金）に規定する利用料金（第５項及び第６項に規定するものを除きます。以下、第４項まで同じとします。）の支払いを要します。

ただし、付加機能を利用して行った通信に関する利用料金について、料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

２　前項の期間において、利用の一時中断等によりＩＰ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

⑴　利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

⑵　利用停止があったときは、ＩＰ通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

⑶　ＩＰ通信網契約者は、次の事由等により、相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用することができなくなった場合であっても、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金の支払いを要します。

（ア）　相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止

（イ）　相互に接続する協定事業者の電気通信設備の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その電気通信設備を利用する契約を締結する者に帰する事由

⑷　前３号の規定によるほか、ＩＰ通信網契約者は、次の場合を除き、ＩＰ通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
１　ＩＰ通信網契約者の責めによらない理由により、そのＩＰ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（２欄に該当する場合、３欄に該当する場合又はＤＳＬ方式を利用したＩＰ通信網サービスにおいてＤＳＬ方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのＩＰ通信網サービスについての料金
２　当社の故意又は重大な過失によりそのＩＰ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのＩＰ通信網サービスについての料金
３　移転又は回線収容部の変更に伴って、ＩＰ通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。（ＩＰ通信網契約者の都合により、ＩＰ通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのＩＰ通信網サービスについての料金

３　前項の規定にかかわらず、当社が別に定めるＩＰ通信網サービスに係る利用料金の扱いについて、料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
４　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。
５　前４項に定めるほか、当社が別に定めるＩＰ通信網契約者は、そのＩＰ通信網サービスの一部（契約者回線等とその契約者回線等の終端がある都道府県の区域以外の都道府県の区域にある相互接続点との間の通信に係る部分であって都道府県の区域をまたがる部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、相互接続協定に基づき協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等に定めるところにより、料金の支払いを要します。
６　前項の場合において、そのＩＰ通信網サービスの一部の料金の設定については、協定事業者が行うものとし、その料金の請求その他の取り扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
（注）本条第３項に規定する当社が別に定めるＩＰ通信網サービスは、メニュー５の保守の態様による細目がタイプ２のものとします。

（手続きに関する料金の支払義務）

第39条　ＩＰ通信網契約者は、ＩＰ通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第１表第２類（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。
　ただし、そのＩＰ通信網サービスに係る工事の着手又は事業者変更の実施前にその契約の解除があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第40条　削除

（工事費の支払義務）

第41条　ＩＰ通信網契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第２表第２（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。
　ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、ＩＰ通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

第42条　ＩＰ通信網契約者は、次の場合には、料金表第２表第３（線路設置費）に規定する線路設置費の支払いを要します。
　ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。
⑴　⑵以外の場合
　ア　契約者回線の終端がＩＰ通信網サービス区域外（契約者回線がその収容ＩＰ通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域外とします。以下この条において同じとします。）となる契約申込をし、その承諾を受けたとき。
　イ　契約者回線の終端がＩＰ通信網サービス区域外となる契約者回線について、ＩＰ通信網サービスの品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
　ウ　移転後の契約者回線の終端がＩＰ通信網サービス区域外となる契約者回線の移

転（移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）端末設備の設置範囲内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。

⑵　契約者回線が異経路となる場合

契約者回線を異経路とすることの請求をし、その承諾を受けたとき。

２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、ＩＰ通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（契約者回線が異経路となる場合以外の場合にあっては、ＩＰ通信網サービス区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（初期契約解除に係る取扱い）

第42条の２　ＩＰ通信網契約者（メニュー５（メニュー５－４に係るものを除きます。）に係る者に限ります。）が第23条の２に規定する初期契約解除を行った場合において、その初期契約解除を行った者は、初期契約解除までの期間において提供を受けた電気通信役務に対してＩＰ通信網契約者が支払うべき金額その他の当該契約に関してＩＰ通信網契約者が支払うべき金額を負担していただきます。

この場合において、初期契約解除までの期間において提供を受けた電気通信役務に対してＩＰ通信網契約者が支払うべき金額その他の当該契約に関してＩＰ通信網契約者が支払うべき金額は、それぞれ事業法第26条の３第３項ただし書に係る総務省令に定める金額を限度とし、ＩＰ通信網サービスの料金その他の債務と同額とします。

第３節　料金の計算等

（料金の計算等）

第43条　料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（注）当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記９の２に定めるところによります。

第４節　割増金及び延滞利息

（割増金）

第44条　ＩＰ通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の２倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第45条　ＩＰ通信網契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率の割合（ＩＰ通信網契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

（注１）第47条の２（債権の譲渡）の規定に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

（注２）当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第５節　協定事業者に係る債権の譲受等

（協定事業者に係る債権の譲受等）

第46条　協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）と電気通信サービスに係る契約を締結しているＩＰ通信網契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、ＩＰ通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

２　前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するＩＰ通信網サービスの料金とみなして取り扱います。

（協定事業者が定める料金等の滞納通知）

第47条　ＩＰ通信網契約者は、ＩＰ通信網契約者が前条の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第47条の２（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）は、当社がその料金の支払いがない旨等を協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第６節　債権の譲渡

（債権の譲渡）

第47条の２　ＩＰ通信網契約者は、当社が、この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権（第46条（協定事業者に係る債権の譲受等）の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、ＩＰ通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第11章　保守

（ＩＰ通信網契約者の維持責任）

第48条　ＩＰ通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

（ＩＰ通信網契約者の切分責任）

第49条　ＩＰ通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

２　前項の確認に際して、ＩＰ通信網契約者から要請があったときは、当社は、ＩＰ通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果をＩＰ通信網契約者にお知らせします。

３　当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、ＩＰ通信網契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、ＩＰ通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（注）本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているＩＰ通信網契約者には適用しません。

（修理又は復旧の順位）

第50条　当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第36条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第１順位及び第２順位の電気通

信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順　位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記17に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第１順位となるものを除きます。）
3	第１順位及び第２順位に該当しないもの

（注）当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容ＩＰ通信網サービス取扱所又はその経路を変更することがあります。

第12章　損害賠償

（責任の制限）

第51条　当社は、ＩＰ通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのＩＰ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのＩＰ通信網契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者がその契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りでありません。

２　前項の場合において、当社は、ＩＰ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

３　当社の故意又は重大な過失によりＩＰ通信網サービスの提供をしなかったときは、前２項の規定は適用しません。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、付加機能又は端末設備に係る損害賠償の取扱いについて料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（注１）本条第１項に規定するＩＰ通信網サービスが全く利用できない状態には、ＤＳＬ方式起因する事象は含みません。

（注２）本条第２項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第52条　当社は、ＩＰ通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、ＩＰ通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

２　当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更（ＩＰ通信網サービス取扱所に設置する交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章　雑則

（承諾の限界）

第53条　当社は、ＩＰ通信網契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用に係るＩＰ通信網契約者の義務）

第54条　ＩＰ通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

⑴　当社がＩＰ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

⑵　通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

⑶　当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がＩＰ通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

⑷　当社がＩＰ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

２　ＩＰ通信網契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（ＩＰ通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等）

第55条　ＩＰ通信網契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記４に定めるところによります。

（ＩＰ通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧）

第56条　当社は、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所において、ＩＰ通信網サービスにおける基本的な技術的事項及びＩＰ通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

（ＩＰ通信網契約者の氏名の通知等）

第57条　ＩＰ通信網契約者は、協定事業者（そのＩＰ通信網契約者がＩＰ通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）又は特定事業者から請

求があったときは、当社がそのＩＰ通信網契約者の氏名及び住所等を、その協定事業者又は特定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

２　ＩＰ通信網契約者は、当社が通信履歴等そのＩＰ通信網契約者に関する情報を、当社の委託によりＩＰ通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

３　ＩＰ通信網契約者は、当社が第47条の２（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がそのＩＰ通信網契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第34条（利用停止）の規定に基づきそのＩＰ通信網サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

４　ＩＰ通信網契約者は、当社が第47条の２（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がそのＩＰ通信網サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

５　メニュー５－４に係るＩＰ通信網契約者は、そのＩＰ通信網サービスの事業者変更の請求があったときは、当社がそのＩＰ通信網契約者に対して付加機能、端末設備及び保守の態様による細目の区別について事業者変更元及び事業者変更先の電気通信事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

（協定事業者等からの通知）

第58条　ＩＰ通信網契約者は、当社が、料金若しくは工事に関する費用の適用又はＩＰ通信網サービスの提供にあたり必要があるときは、協定事業者又は特定事業者からその料金若しくは工事に関する費用を適用する又はそのＩＰ通信網サービスを提供するために必要なＩＰ通信網契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

第59条　当社は、ＩＰ通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により協定事業者がそのＩＰ通信網契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

⑴　その申出をしたＩＰ通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

⑵　そのＩＰ通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

⑶　その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

２　前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、そのＩＰ通信網契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

（協定事業者によるＩＰ通信網サービスに関する料金等の回収代行）

第60条　当社は、ＩＰ通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりそのＩＰ通信網契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

⑴　その申出をしたＩＰ通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

⑵　そのＩＰ通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

⑶　その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

２　前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、そ

のＩＰ通信網契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

（法令に規定する事項）

第61条　ＩＰ通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めがある事項については、別記５から９に定めるところによります。

（閲覧）

第62条　この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第14章　附帯サービス

（附帯サービス）

第63条　ＩＰ通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10から16の２に定めるところによります。

別記

１　ＩＰ通信網サービスの提供区域等

⑴　ＩＰ通信網サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

　ただし、当社が別に定める一部の区域についてはサービスの提供を終了しております。

都　道　府　県　の　区　域
富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

⑵　当社のＩＰ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等相互間又は契約者回線等と相互接続点との間において提供します。

⑶　当社は契約者回線等を収容する取扱所交換設備が設置されるＩＰ通信網サービス取扱所について、閲覧に供します。

２　ＩＰ通信網契約者の地位の承継

⑴　相続又は法人の合併若しくは分割によりＩＰ通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属ＩＰ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

⑵　⑴の場合に、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうちの１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

⑶　当社は、⑵の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。

⑷　⑴から⑶の規定にかかわらず、利用回線型サービス（メニュー５－４に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者の地位の承継において⑴の届出がないときは、当社は、その利用回線型サービスに係る利用回線の加入電話等契約者の地位の承継の届出をもって、そのＩＰ通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

⑸　⑴から⑶の規定にかかわらず、メニュー７－５に係るＩＰ通信網契約者の地位の承継において⑴の届出がないときは、当社は、その閉域グループ内回線のＩＰ通信網契約者の地位の承継の届出をもって、そのＩＰ通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

⑹　⑴から⑶の規定にかかわらず、メニュー８における契約者回線型サービスに係るＩＰ通信網契約者の地位の承継において⑴の届出がないときは、当社は、その契約者回線型サービスに係るＩＰ通信網契約者が属するＶＰＮグループにおけるクラス１に係るＩＰ通信網契約者の地位の承継の届出をもって、そのＩＰ通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

（注）⑴及び⑵の規定にかかわらず、メニュー５－４、メニュー７－５又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るものについては、当社が別に定めるところによります。

３　ＩＰ通信網契約者の氏名等の変更の届出

⑴　ＩＰ通信網契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに所属ＩＰ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

　ただし、その変更があったにもかかわらず所属ＩＰ通信網サービス取扱所に届出がないときは、第24条（当社が行うＩＰ通信網契約の解除）及び第34条（利用停止）

に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

⑵　⑴の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

（注）⑴及び⑵の規定にかかわらず、メニュー５－４、メニュー７－５又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るものについては、当社が別に定めるところによります。

４　ＩＰ通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

⑴　契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、そのＩＰ通信網契約者から提供していただきます。

　ただし、ＩＰ通信網契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等の設置場所を提供することがあります。

⑵　当社がＩＰ通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、ＩＰ通信網契約者から提供していただくことがあります。

⑶　ＩＰ通信網契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

５　自営端末設備の接続等

⑴　ＩＰ通信網契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第７号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第３条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第１項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第２項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

⑵　当社は、⑴の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア　その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

イ　その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。

⑶　当社は、⑵の請求の承諾に当たっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

ア　技術基準適合認定規則様式第７号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ　事業法施行規則第32条第１項で定める場合に該当するとき。

⑷　⑶の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

⑸　ＩＰ通信網契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第４条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

　ただし、同規則第３条で定める場合は、この限りでありません。

⑹　ＩＰ通信網契約者がその自営端末設備を変更したときについても、⑴から⑸の規定に準じて取り扱います。

⑺　ＩＰ通信網契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

６　自営端末設備に異常がある場合等の検査

⑴　当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、ＩＰ通信網契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、ＩＰ通信網契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第２項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

⑵　⑴の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

⑶　⑴の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、ＩＰ通信網契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

７　自営電気通信設備の接続

⑴　ＩＰ通信網契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

⑵　当社は、⑴の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア　その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

イ　その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

⑶　当社は、⑵の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第１項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

⑷　⑶の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

⑸　ＩＰ通信網契約者は、工事担任者規則第４条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第３条で定める場合は、この限りでありません。

⑹　ＩＰ通信網契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、⑴から⑸の規定に準じて取り扱います。

⑺　ＩＰ通信網契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

８　自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記６（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

９　当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

９の２　当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い

ＩＰ通信網契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第38条（利用料金の支払義務）から第42条の２（初期契約解除に係る取扱い）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの

約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

ただし、当社が別に定める場合は、請求しないことがあります。

10　利用権に関する事項の証明

⑴　当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア　ＩＰ通信網契約又は臨時ＩＰ通信網契約の申込みの承諾年月日

イ　ＩＰ通信網契約者の住所又は居所及び氏名

ウ　契約者回線等の終端のある場所

エ　そのＩＰ通信網サービスの種類、品目及び細目

オ　利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

カ　利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

キ　差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

⑵　利害関係人は、⑴の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属ＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第３表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。

⑶　ＩＰ通信網契約者は、当社が⑴の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

10の２　適格請求書の発行

⑴　当社は、ＩＰ通信網契約者等から請求があったときは、そのＩＰ通信網サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の４の規定に基づく適格請求書を発行します。

⑵　ＩＰ通信網契約者等は、⑴の請求をし、その適格請求書の発行を受けたときは、料金表第３表第１の２（適格請求書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

⑶　ＩＰ通信網契約者は、当社が⑴の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

11　支払証明書の発行

⑴　当社は、ＩＰ通信網契約者から請求があったときは、当社がそのＩＰ通信網サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所において、そのＩＰ通信網サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

⑵　ＩＰ通信網契約者は、⑴の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第３表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

⑶　ＩＰ通信網契約者は、当社が⑴の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

12　協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、ＩＰ通信網サービスの契約の申込みをする者又はＩＰ通信網契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

13　サービス料金回収代行等

⑴　当社は、ＩＰ通信網契約者（当社が別に定める者に限ります。以下この別記13において同じとします。）から当社が別に定めるところにより請求があったときは、有料サービス（ＩＰ通信網契約者が有料で商品又は役務の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る有料サービス利用者識別符号（有料サービスを利用するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）をそのＩＰ通信網契約者に付与します。

⑵　有料サービス利用者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをＩＰ通信網契約者にお知らせします。

⑶　ＩＰ通信網契約者は有料サービス利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。

⑷　当社は、ＩＰ通信網契約者から請求があったときは、有料サービス利用者識別符号を利用して行った有料サービスの利用に係るサービス料金（有料サービスの利用の際に、有料サービスの提供者（以下「有料サービス提供者」といいます。）がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。）を、その有料サービス提供者の代理人として回収します。

⑸　当社は、⑷の規定により回収するサービス料金については、その有料サービスの利用に係るＩＰ通信網サービスの利用料金に適用される料金月（料金表通則の１に規定するものとします。）ごとに集計のうえ、そのＩＰ通信網契約者に請求します。

⑹　⑸の場合において、課金するサービス料金は、当社の機器により計算します。

⑺　当社が定める期間が経過しても回収できないサービス料金については、有料サービス提供者が回収するものとします。

⑻　当社は、有料サービス提供者からの請求があった場合は、その有料サービス提供者が提供する有料サービスの利用者の氏名、住所等（有料サービス利用者識別符号の付与の請求の際にそのＩＰ通信網契約者が当社に届け出たものとします。）をその有料サービス提供者に通知することがあります。

⑼　ＩＰ通信網契約者は、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所に申出をしていただいたうえで、当社が別に定めるところにより、有料サービスの利用の規制及び利用の規制の解除を行うことができます。

14　サービス料金回収代行等に係る免責

当社は、有料サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません

15　削除

16　削除

16の２　削除

17　新聞社等の基準

区　　分	基　　準
1　新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ⑴　政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 ⑵　発行部数が、１の題号について8,000部以上であること。
2　放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第２条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3　通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（１欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

（料金の計算方法等）

１　当社は、ＩＰ通信網契約者（臨時ＩＰ通信網契約に係るＩＰ通信網契約者を除きます。以下１から４の規定において同じとします。）がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

２　当社は、次の場合が生じたときは、利用料金（第１表第１類第１の２－７（メニュー７に関する利用料金）⑵に規定する利用料、２－９（付加機能利用料）の同報通信機能の加算額に係るもの及び契約者回線等番号受信機能の加算額の部分並びに２－10（請求書等の発行に関する料金の額）を除きます。）をその利用日数に応じて日割します。

⑴　料金月の初日以外の日にＩＰ通信網サービスの提供の開始（付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）があったとき。

⑵　料金月の初日以外の日に契約の解除又は廃止される契約者回線、付加機能若しくは端末設備の廃止等があったとき。

⑶　料金月の初日にＩＰ通信網サービスの提供を開始（付加機能又は端末設備についてはその提供を開始）し、その日にその契約の解除又は契約者回線、付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。

⑷　料金月の初日以外の日にＩＰ通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

⑸　第38条（利用料金の支払義務）第２項第４号の表の規定に該当するとき。

⑹　４の規定に基づく起算日の変更があったとき。

３　２の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第38条第２項第４号の表の１欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

４　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、１に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

（端数処理）

５　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

６　ＩＰ通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

７　ＩＰ通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

８　当社は、当社に特別の事情がある場合は、ＩＰ通信網契約者の承諾を得て、２月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

９　当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、ＩＰ通信網契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（注）９に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

（消費税相当額の加算）

10　第38条（利用料金の支払義務）から第42条の２（初期契約解除に係る取扱い）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

（注１）10において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

（注２）この料金表において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

（注３）この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

（料金等の臨時減免）

11　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のＩＰ通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第１表　料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第１類　ＩＰ通信網サービスに関する利用料金

第１　臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの

１　適用

区　　分	内　　容
⑴　ＩＰ通信網サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、ＩＰ通信網サービスの需要と供給の見込み等を考慮してＩＰ通信網サービス区域を設定します。
⑵　ＩＰ通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。 ア　メニュー１［フレッツ・ＩＳＤＮ］ （利用回線（第１種総合ディジタル通信サービス又は第２種総合ディジタル通信サービスの契約者回線とします。）を使用して提供するもの） （ア）　メニュー１は、利用回線型サービスのみ提供します。 （イ）　メニュー１の利用回線が総合ディジタル通信サービスの24Ｂ利用に係る契約者回線のときは、その共用契約者回線１回線ごとに１のＩＰ通信網契約を締結することができます。 （ウ）　メニュー１は、１の利用回線につき（その利用回線が総合ディジタル通信サービスの24Ｂ利用に係る契約者回線である場合には、その共用契約者回線１回線につき）、１のＢチャネルに限り利用でき、最大64kbit/sまでの伝送速度による通信の利用ができます。 （エ）　メニュー１に係る通信は、ＩＰ通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー２に係る契約者回線（当社が別に定める場合を除きます。）との間において行うことができます。

イ　メニュー２
（契約者回線等からの着信等により利用可能なもの）
（ア）　メニュー２は、契約者回線型サービスのみ提供します。
（イ）　メニュー２には、次表のとおり通信の態様による細目があります。

区　　別	内　　容
メニュー２－２（フレッツ・ＶＰＮゲート）	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/sに係る契約者回線との間において通信を行うことが可能なもの

（ウ）　メニュー２－２には、次表のとおり通信の態様による細目があります。

区　　別	内　　容
メニュー２－２－１	メニュー５－１の１Gb/sのプラン２又はプラン３のものに係る契約者回線との間において通信を行うことができないもの
メニュー２－２－２	メニュー２－２－１以外のもの

（エ）　メニュー２－２－１には、契約者回線について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。
Ａ　品目

品　　目	内　　容
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
１Gb/s	最大１Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考　１Gb/sのものは、(ケ)に規定する伝送速度に関する細目の中からあらかじめＩＰ通信網契約者が指定した細目に係る伝送速度による符号伝送を行うことができます。	

Ｂ　通信が可能な区域による細目

区　　別	内　　容
プラン１	その契約者回線に係る通信について、同一の都道府県の区域における通信のみが可能なもの

プラン２	プラン１以外のもの

Ｃ　通信が可能な契約者回線等による細目

品　　目	内　　容
グレード１	その契約者回線に係る通信について、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１若しくは200Mb/s又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１若しくは200Mb/sのものに係る契約者回線との間の通信のみが可能なもの
グレード２	グレード１以外のもの

（オ）　メニュー２－２－１における１Gb/sのものには、次表のとおりその他の細目があります。

Ａ　伝送速度に関する細目

細　　目	内　　容
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの
１Gb/s	１Gbit/sの符号伝送が可能なもの

Ｂ　保守の態様による細目

細　　目		内　　容
クラス１		クラス２以外のもの
クラス２	クラス２－１	契約者回線が二重化されているものであって、クラス２－２以外のもの
	クラス２－２	契約者回線が二重化されているものであって、その両方を収容ＩＰ通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向についての通信において、同時に利用することが可能なもの

（注）保守の態様による細目にかかわらず、符号伝送に係る伝送速度については、Ａ（伝送速度に関する細目）に規定するところによります。

（カ）　メニュー２－２－２には、契約者回線について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

Ａ　品目

品　　目	内　　容
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
１Gb/s	１Gbit/sの符号伝送が可能なもの
10Gb/s	10Gbit/sの符合伝送が可能なもの

Ｂ　通信が可能な区域による細目

区　　別	内　　容
プラン１	その契約者回線に係る通信について、同一の都道府県の区域における通信のみが可能なもの
プラン２	プラン１以外のもの

Ｃ　通信が可能な契約者回線等による細目

品　　目	内　　容
グレード１	その契約者回線に係る通信について、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのものに係る契約者回線との間の通信のみが可能なもの
グレード２	グレード１以外のもの
備考　通信が可能な契約者回線等による細目は100Mb/s又は１Gb/sのものにあります。	

Ｄ　保守の態様による細目

細　　目		内　　容
クラス１		クラス２以外のもの
クラス２	クラス２－１	契約者回線が二重化されているものであって、クラス２－２以外のもの
	クラス２－２	契約者回線が二重化されているものであって、その両方を収容ＩＰ通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向についての通信において同時に利用することが可能なもの
備考 １　クラス１のものは、100Mb/sのもの又は1Gb/sの		

ものに限り提供します。
２　クラス２－１のものは、１Gb/sのものに限り提供します。
３　クラス２－２のものは、１Gb/sのもの又は10Gb/sのものに限り提供します。

（注）保守の態様による細目にかかわらず、符号伝送に係る伝送速度については、Ａ（伝送速度に関する細目）に規定するところによります。

（キ）　メニュー２－２－２における10Gb/sのものには、次表のとおり伝送速度に関するその他の細目があります。

細　　目	内　　容
１Gb/s	１Gbit/sの符号伝送が可能なもの
２Gb/s	２Gbit/sの符号伝送が可能なもの
３Gb/s	３Gbit/sの符号伝送が可能なもの
４Gb/s	４Gbit/sの符号伝送が可能なもの
５Gb/s	５Gbit/sの符号伝送が可能なもの
６Gb/s	６Gbit/sの符号伝送が可能なもの
７Gb/s	７Gbit/sの符号伝送が可能なもの
８Gb/s	８Gbit/sの符号伝送が可能なもの
９Gb/s	９Gbit/sの符号伝送が可能なもの
10Gb/s	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの

備考
１　伝送速度に関するその他の細目が１Gb/sのものは、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン２及びプラン３並びにメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s及び１Gb/sのものに係る契約者回線との間においてのみ通信を行うことができます。
２　ＩＰ通信網契約者は、その細目に係る伝送速度における１Gbit/sごとに、当社が別に定める着信回線種別（その契約者回線が着信することが可能なＩＰ通信網サービスの種別をいいます。）の中から１つ以上を、あらかじめ指定いただきます。
３　ＩＰ通信網契約者は、この備考の２の規定により指定した着信回線種別を変更することができます。

（ク）　メニュー２に係る通信は、契約者回線等（メニュー１、メニュー４及びメニュー５に係るものに限ります。）からの着信（着信者識別符号（メニュー２に係るＩＰ通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を利用し

たものとします。）により行うことができるものに係る契約者回線相互間に係る通信を行うことができます。

（注）（ク）に規定する当社が別に定めるところは、１の契約者回線ごとに１の着信者識別符号とします。

（ケ）（ク）に規定する着信者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをＩＰ通信網契約者にお知らせします。

（コ）メニュー２－２－１における10Mb/s、100Mb/s及び１Gb/s（その契約者回線の終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所内とするものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるＩＰ通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められている場合は、そのＩＰ通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。）内に限ります。

（サ）メニュー２－２－１における10Mb/s、100Mb/s及び１Gb/s（その契約者回線の終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所内とするものに限ります。）のもの又メニュー２－２－２における100Mb/s、１Gb/s及び10Gb/s（その契約者回線の終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所内とするものに限ります。）のものに係る契約者回線の終端の場所は、ＩＰ通信網契約者が指定するＩＰ通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるＩＰ通信網サービス取扱所に限ります。）内において当社が指定します。

（シ）メニュー２－２－１における１Gb/sのもの又はメニュー２－２－２のもの（（サ）に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるＩＰ通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められている場合は、そのＩＰ通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。）内における当社が別に定める提供区域内）内に限ります。

（ス）当社は、（コ）に規定する契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

ウ　削除

エ　メニュー４［フレッツ・ＡＤＳＬ］

（利用回線（加入電話に係るものに限ります。）又は契約者回線についてＤＳＬ方式により提供するもの）

（ア）メニュー４は、利用回線型サービス及び契約者回線型サービスを提供します。

（イ）メニュー４には、次の品目があります。

品　目	内　　容

1.5Mb/s（フレッツ・ＡＤＳＬ 1.5Mプラン）	収容ＩＰ通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
８Mb/s（フレッツ・ＡＤＳＬ ８Mプラン）	収容ＩＰ通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね８Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね１Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
12Mb/s（フレッツ・ＡＤＳＬ モア）	収容ＩＰ通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね１Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
24Mb/s（フレッツ・ＡＤＳＬ モア24）	収容ＩＰ通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね１Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
40Mb/s（フレッツ・ＡＤＳＬ モア40）	収容ＩＰ通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね１Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
47Mb/s（フレッツ・ＡＤＳＬ モアスペシャル）	収容ＩＰ通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね５Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
備考　ＩＰ通信網契約者は、そのＩＰ通信網契約について、品目の変更の請求を行うことはできません。	

（ウ） メニュー４には、次表のとおり細目があります。

保守の態様による細目

区　別	内　　容
タイプ１	午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、そのＩＰ通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ２	タイプ１以外のもの
備考	

１　タイプ２のものは、契約者回線型サービスに限り提供します。
２　ＩＰ通信網契約者は、そのＩＰ通信網契約について、タイプ２からタイプ１への保守の態様による細目の変更の請求のみ行うことができます。

（エ）　メニュー４に係る通信は、ＩＰ通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー２に係る契約者回線（当社が別に定める場合を除きます。）との間において行うことができます。

オ　メニュー５

（取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供するものであって、メニュー２、メニュー４又はメニュー７以外のもの又は利用回線（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される契約者回線に限ります。）を使用して提供するもの）

（ア）　メニュー５は、契約者回線型サービス及び利用回線型サービスを提供します。

（イ）　メニュー５には、次表のとおり提供の形態による区別があります。

区　　別	内　　容
メニュー５－１	メニュー５－２以外の契約者回線型サービス
メニュー５－２	当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係るＩＰ通信網契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定して提供する契約者回線型サービス
メニュー５－４	利用回線を使用して付加機能若しくは端末設備又は利用回線の保守の態様による細目がタイプ１－２若しくはタイプ２に係るものを提供する利用回線型サービス

備考
１　当社は、メニュー５（メニュー５－４のものを除きます。）に係る契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。
２　削除
３　削除
４　削除
５　ＩＰ通信網契約者は、メニュー５－１及び５－２と５－４の相互間の細目の変更を行うことはできません。

（ウ）　メニュー５－１には、次表のとおり品目があります。

品　　目	内　　容
100Mb/s	最大100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s（フレッツ　光ネクスト　ファミリー・ハイスピードタイプ）	同時に通信が可能な１の着信先ごとに最大200.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
１Gb/s	最大概ね１Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Gb/s（フレッツ　光クロス　ファミリータイプ）	最大概ね10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考
１　当社は、メニュー５－１の１Gb/s及び10Gb/sの品目について、ＩＰｖ６通信相手先拡張機能に相当する機能が利用できる状態で提供します。
２　前項に規定するＩＰｖ６通信相手先拡張機能に相当する機能については、料金表第１表第１類第１の２（料金額）の２－９（付加機能利用料）の規定に準じて取り扱います。
（注）200Mb/sのものは、当社が別に定める電気通信設備との間における通信であって、収容ＩＰ通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向に係る伝送速度は、最大概ね１Gbit/sまでとなります。

（エ）　メニュー５－１には、次表のとおり細目があります。

Ａ　100Mb/sの品目における通信の態様による細目

区　　別		内　　容
プラン５	プラン５－１（フレッツ　光ネクスト　ファミリータイプ）	ＩＰ通信網内において、付加機能を利用することなくＩＰｖ６による通信を行うことができるものであって、帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なもの

Ｂ　１Gb/sの品目における通信の態様による細目

区　　別	内　　容
プラン２（フレッツ　光ネクスト　ビジネスタイプ）	帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、同時に通信を行うことが可能な着信先の数の上限（同時通信可能着信先数追加

	機能の利用により追加されるものを含みます。以下この表において同じとします。）が20までのもの
プラン３　（フレッツ　光ネクスト　ファミリー・スーパーハイスピードタイプ隼）	帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、同時に通信を行うことが可能な着信先の数の上限が５までのもの

備考
１　当社は、メニュー５－１の１Gb/sのプラン３のものについて、ＩＰｖ６通信相手先拡張機能に相当する機能が利用できる状態で提供します。
２　前項に規定するＩＰｖ６通信相手先拡張機能に相当する機能については、料金表第１表第１類第１の２（料金額）の２－９（付加機能利用料）の規定に準じて取り扱います。

Ｃ　保守の態様による細目

区　別	内　　容
タイプ１－１	午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、そのＩＰ通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ１－２	そのＩＰ通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前７時から午後10時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ２	タイプ１－１及びタイプ１－２以外のもの

備考
１　ＩＰ通信網契約者は、そのＩＰ通信網契約について、同一料金月において複数回の保守の態様による細目の変更（その保守の態様による細目の変更と同時に他の細目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。
２　タイプ１－２のものは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のうち通信の態様による細目がプラン３のもの及び10Gb/sの品目のものに提供します。

（オ）　メニュー５－２には、次表のとおり品目があります。

品　　目	内　　容

100Mb/s	最大100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s （フレッツ　光ネクスト　マンション・ハイスピードタイプ）	同時に通信が可能な１の着信先ごとに最大200.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
１Gb/s （フレッツ　光ネクスト　マンション・スーパーハイスピードタイプ隼）	最大概ね１Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Gb/s （フレッツ　光クロス　マンションタイプ）	最大概ね10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考
１　当社は、メニュー５－２の１Gb/s及び10Gb/sの品目について、ＩＰｖ６通信相手先拡張機能に相当する機能が利用できる状態で提供します。
２　前項に規定するＩＰｖ６通信相手先拡張機能に相当する機能については、料金表第１表第１類第１の２（料金額）の２－９（付加機能利用料）の規定に準じて取り扱います。
（注）200Mb/sのものは、当社が別に定める電気通信設備との間における通信であって、収容ＩＰ通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向に係る伝送速度は、最大概ね１Gbit/sまでとなります。

（カ）　メニュー５－２には、次表のとおり細目があります。

Ａ　通信の態様による細目

（Ａ）　通信方式の態様による区別

区　　別		内　　容
カテゴリー３	カテゴリー３－１（フレッツ　光ネクスト　マンションタイプ）	ＩＰ通信網内において、付加機能を利用することなくＩＰｖ６による通信を行うことができるものであって、帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なもの
備考　通信方式の態様による区別は、品目が100Mb/sのものにあります。		

（Ｂ）　契約者グループの態様による区別

区　別	内　　容
プラン・ミニ（ミニ）	１の契約者グループに係る契約者回線の数が６以上となるものであって、ＩＰ通信網契約者となる者からの契約申込により、当社が８までの契約者回線ごとに１の契約者グループを設定するもの
プラン１	１の契約者グループに係る契約者回線の数が８以上となるものであって、ＩＰ通信網契約者となる者からの契約申込により、当社が契約者グループを設定するもののうち、プラン・ミニ以外のもの
プラン２	１の契約者グループに係る契約者回線の数が16以上となるものであって、代表者（その契約者グループに係るすべてのＩＰ通信網契約者となる者の同意に基づき指定される者とします。以下この表において同じとします。）からの契約申込又は品目若しくは細目の変更の請求により、当社が契約者グループを設定するもの

備考

１　契約者グループの態様による区別は、100Mb/s、200Mb/s又は１Gb/sのものにあります。

２　代表者は、その契約者グループに係るＩＰ通信網契約者に代って、当社との間の請求及びその他の諸手続き等（修理又は復旧に係るものを除きます。）を行う者であって、１の契約者グループにつき１人とします。

３　代表者が、代表者の変更を行う場合は、変更後の代表者について当社に事前に届け出ていただきます。その場合、変更後の代表者の指定については、その契約者グループに係るすべてのＩＰ通信網契約者の同意に基づくものとします。

４　削除

５　削除

６　当社は、プラン・ミニについて、１の契約者グループに係る契約者回線の数が３以上となる契約申込がある場合に限り提供します。

７　プラン・ミニについては、100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s又は１Gb/sのものに限り提供します。

８　削除

９　当社は、100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s及び１Gb/sのプラン・ミニに係るＩＰ通信網契約について、その契約者グループに係る契約者回線の数が８以上となった場合は、その８以上となった日において、その契約者グループに係るすべてのＩＰ通信網契約についてプラン１への細目の変更が

あったものとみなして取り扱います。

（Ｃ） 契約者回線の態様による区別

区　別	内　　容
グレード１	同一の契約者グループにおける契約者回線の終端を１回線ごとに異なる場所とすることが可能なもの
グレード２	グレード１以外のもの
備考　契約者回線の態様による区別は、100Mb/sのカテゴリー３－１のものにあります。	

Ｂ　保守の態様による細目

区　　別		内　　容
タイプ１－１		午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、そのＩＰ通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ１－２		そのＩＰ通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前７時から午後10時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ２	タイプ２－１	タイプ１－１及びタイプ１－２以外のもの

備考

１　削除

２　削除

３　当社は、保守グループ代表者（１の保守グループに係るすべてのＩＰ通信網契約者となる者の同意に基づき指定される１のＩＰ通信網契約者とします。以下この表において同じとします。）からの契約申込み又は細目の変更の請求により保守グループを設定します。

４　保守グループ代表者は、その保守グループに係るＩＰ通信網契約者に代って、当社との間の、保守の態様による細目に関する請求及びその他の諸手続き（修理又は復旧に係るものを除きます。）を行う者とします。

５　通信の態様による細目がプラン２のものに係る契約者グループにおいて保守グループを設定する場合には、保守グループ代表者は、その契約者グ

ループの代表者（Ａ（Ｂ）（契約者グループの態様による区別）の表に規定する者とします。）としていただきます。

６　１の保守グループに属する契約者回線が８を下回った場合であって、その状態がそのことを当社がＩＰ通信網契約者に通知した日の翌日から起算して３ヶ月連続したときのタイプ２のものに係る加算料は、その保守グループに属する契約者数が８を下回っている期間に限り、２(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線をタイプ２－１のものに係る契約者回線とみなして適用します。

７　前項の規定にかかわらず、Ａ（Ｂ）（契約者グループの態様による区別）の表中備考の４の規定に該当する場合のタイプ２の加算額は、２(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線をメニュー５－１における品目が100Mb/sのもののうちプラン２のものとみなして適用します。

８　ＩＰ通信網契約者は、そのＩＰ通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。

９　タイプ１－２のものは、メニュー５－２の１Gb/s及び10Gb/sの品目のものに提供します。

（キ）　メニュー５－４に係るＩＰ通信網契約者は、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s、１Gb/sのプラン３若しくは10Gb/sのもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s、１Gb/s若しくは10Gb/sのものに係る付加機能及び端末設備（当社が別に定めるものを除きます。）を利用することができます。

（ク）　メニュー５－４には、次表のとおり利用回線における保守の態様による細目があります。

区　別	内　　容
タイプ１－１	午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、そのＩＰ通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ１－２	そのＩＰ通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前７時から午後10時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ２	タイプ１－１及びタイプ１－２以外のもの

備考　タイプ１－２及びタイプ２のものに係る利用料金は、１の利用回線ごとに算定するものとし、その利用回線が相当する提供の形態による区別に応じて、それぞれ料金表第１表第１類第１の２（料金額）の２－５－１（利用料）⑵　に規定する額を適用します。

（ケ）　メニュー５（メニュー５－４のものを除きます。）に係る通信は、ＩＰ通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー２、メニュー５若しくはメニュー７に係る契約者回線（当社が別に定める場合を除きます。）との間において行うことができます。

（コ）　削除

カ　削除

キ　メニュー７

（ＩＰｖ６による通信のみ行うことが可能なもの）

（ア）　メニュー７は、契約者回線型サービスのみ提供します。

（イ）　メニュー７には、次表のとおり通信の態様による細目があります。

区　　別	内　　容
メニュー７－２（フレッツ・キャスト）	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３若しくは10Gb/s又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s、１Gb/s若しくは10Gb/sに係る契約者回線との間においてのみ通信を行うことが可能なものであって、メニュー７－４、メニュー７－５及びメニュー７－６以外のもの
メニュー７－４（フレッツ・ジョイント）	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若くはプラン３若しくは10Gb/s又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s、１Gb/s若しくは10Gb/sに係る契約者回線との間においてのみ通信を行うことが可能なものであって、当社がサーバ装置を設置して提供するもの
メニュー７－５（フレッツ・ＶＰＮ プライオ）	ＩＰ通信網契約者がメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/sに係る契約者回線（ＩＰｖ６通信相手先拡張機

	能を利用している場合に限ります。）からなる閉域グループ（ＩＰ通信網契約者があらかじめ指定した契約者回線（以下「閉域グループ内回線」といいます。）からなるグループをいいます。以下、同じとします。）を構成し、その閉域グループ内回線相互間に閉じた通信を可能とするために、当社がサーバ装置を用いて契約者回線の認証を行うもの

備考

１　当社はメニュー７－４に係るサーバ装置を、ＩＰ通信網サービス取扱所内に設置し、これをメニュー７－４に係る契約者回線の終端とします。

２　当社は、通信の伝送交換に妨害を与えている又は与えるおそれのある符号がサーバ装置に蓄積されていることを知った場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去することがあります。

３　当社は、当社が別に定めるところにより、サーバ装置に蓄積されている符号が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去することがあります。

４　この備考の２及び３の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去する場合は、当社はあらあじめそのことをＩＰ通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

５　当社は、この備考の２及び３の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

（注）配信用ソフトウェア（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）に関する問い合わせ等利用者に関する対応は、メニュー７に係るＩＰ通信網契約者に行っていただきます。

（ウ）　メニュー７－２には、次の品目があります。

品　目	内　　容
100Mb/s	最大100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	最大200.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	最大300.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

400Mb/s	最大400.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	最大600.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
１Gb/s	最大1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
２Gb/s	最大2.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考
１　ＩＰ通信網契約者は、契約者回線等との間の通信について、当社が別に定めるところにより割り当てたＩＰアドレスが設定された電気通信設備との間の通信のみを利用可能としていただきます。
２　ＩＰ通信網契約者は、当社が、当社が別に定めるところによりＩＰ通信網契約者が設置しているサーバ装置に蓄積されている符号が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去していただくことがあります。
３　当社は、この備考の２の規定における判断をした場合において、緊急やむを得ない場合は、その契約者回線に係るすべての符号の伝送を停止する場合があります。
４　当社は、この備考の３の規定により符号の伝送を停止したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

（エ）　メニュー７－４には、次表のとおり品目及び通信の態様による細目があります。

Ａ　品目

品　目	内　　容
５MB	５メガバイト未満の符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
10MB	10メガバイト未満の符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
15MB	15メガバイト未満の符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
20MB	20メガバイト未満の符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
25MB	25メガバイト未満の符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの

備考　メニュー７－４に係るＩＰ通信網契約者は、１のＩＰ通信網契約につき複数の配信用ソフトウェアを、当社のサーバ装置に蓄積することができます。

Ｂ　通信の態様による細目

区　別	内　　容
プラン１	1.5メガバイト未満の符号を配信対象回線（メニュー７－４に係るＩＰ通信網契約者が通信の相手先としてあらかじめ指定するメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３若しくは10Gb/s又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s、１Gb/s若しくは10Gb/sに係る契約者回線をいいます。以下同じとします。）に配信することが可能なもの
プラン２	３メガバイト未満の符号を配信対象回線に配信することが可能なもの
プラン３	4.5メガバイト未満の符号を配信対象回線に配信することが可能なもの
プラン４	６メガバイト未満の符号を配信対象回線に配信することが可能なもの
プラン５	7.5メガバイト未満の符号を配信対象回線に配信することが可能なもの
備考　メニュー７－４に係るＩＰ通信網契約者は、１の配信対象回線につき１の配信用ソフトウェアを配信することができます。	

（オ）　メニュー７－２の200Mb/sのものには、次表のとおり保守の態様による細目があります。

区　別	内　　容
クラス１	クラス２以外のもの
クラス２	契約者回線が二重化されているもの

（カ）　メニュー７に係る契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるＩＰ通信網サービス取扱所のうち、ＩＰ通信網契約者が指定するＩＰ通信網サービス取扱所内において当社が指定します。

（キ）　メニュー７に係る契約者回線については、収容ＩＰ通信網サービス取扱所を変更することとなる移転を行うことはできません。

（ク）　メニュー７に係る通信は、メニュー５に係る契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）との間において行うことができます。

（ケ）　ＩＰ通信網契約者は、メニュー７－２、メニュー７－４及びメニュー７－５の各細目相互間の変更を行うことはできません。

（コ）　当社は、メニュー７－４の提供を開始した日を含む料金月（提供を開始した日を含む料金月において、そのメニュー７－４の契約の解除があったときを除き

ます。）については、そのメニュー７－４に係る利用料金を適用しません。

（サ）　ＩＰ通信網契約者（メニュー７－４に係る者に限ります。）は、料金月の初日以外の日にメニュー７－４の品目又は通信の態様による細目の変更を行うことができません。

（シ）　メニュー７－５に係るＩＰ通信網サービスについては、以下のとおりとします。

Ａ　メニュー７－５に係るＩＰ通信網サービスについて、当社は、ＩＰ通信網契約者からの請求により閉域グループを設定します。

Ｂ　メニュー７－５に係るＩＰ通信網サービスについて、ＩＰ通信網契約者は、閉域グループ内回線の契約者回線番号等その他認証に必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。

Ｃ　メニュー７－５に係るＩＰ通信網サービスについて、閉域グループ内回線の数は最大1,000までとします。

Ｄ　メニュー７－５に係るＩＰ通信網サービスについて、当社は、当社が別に定めるところによりＩＰ通信網契約者に付与する閉域グループ番号（閉域グループを識別するための英字又は数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。）その他閉域グループ内回線を識別するための情報を用いて閉域グループ内回線の認証を行います。

Ｅ　メニュー７－５に係るＩＰ通信網サービスについて、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、Ｄに規定する閉域グループ番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをＩＰ通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

Ｆ　メニュー７－５に係るＩＰ通信網サービスについて、ＩＰ通信網契約者は、Ｄに規定する閉域グループ番号の適正な管理に努めていただきます。

Ｇ　メニュー７－５に係るＩＰ通信網サービスについて、当社は、閉域グループ内回線の終端にＶＰＮプライオ対応ルータ装置を設置します。

Ｈ　メニュー７－５に係るＩＰ通信網サービスについて、当社は、別記４（ＩＰ通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等）の規定については、前項に規定するＶＰＮプライオ対応ルータ装置を端末設備とみなして適用します。

Ｉ　メニュー７－５に係るＩＰ通信網サービスについて、ＩＰ通信網契約者は、Ａ、Ｂ、Ｇ及びＨに規定する事項について、その閉域グループに属するすべてのＩＰ通信網契約者の同意を事前に得ていただきます 。

ク　メニュー８［フレッツ・ＶＰＮワイド］

（あらかじめ指定した利用回線（ＩＰ通信網サービスに係るものに限ります。）、契約者回線又は回線収容部からなるグループ内の任意の契約者回線等相互間の通信が利用可能なもの）

（ア） メニュー８は、利用回線型サービス及び契約者回線型サービスを提供します。

（イ） 利用回線型サービスには、次表のとおり通信の態様による細目があります。

区　別	内　　容
クラス１	その利用回線とＩＰ通信網のみを介した通信が可能な契約者回線等からなるグループ（以下「ＶＰＮグループ」といいます。）の設定、変更又は廃止の請求を行うことが可能なもの
クラス２	クラス１以外のもの

備考

１　クラス１のものは、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのものに限り提供します。

２　当社は、クラス１に係るＩＰ通信網契約者からの請求によりＶＰＮグループの設定、変更又は廃止を行います。

３　クラス１に係るＩＰ通信網契約者は、その設定したＶＰＮグループに属する他のＩＰ通信網契約者に代って、当社へのそのＶＰＮグループに係る請求及びその他の諸手続き等（クラス２に係るＩＰ通信網契約の申込み又は修理若しくは復旧に係るものを除きます。）を行っていただきます。

４　１のＶＰＮグループについて、クラス１に係るＩＰ通信網契約者の数は１とします。

５　クラス１に係るＩＰ通信網契約者が、クラス２への変更又はそのＩＰ通信網契約の解除を行う場合は、その変更等後にそのＩＰ通信網契約者が属するＶＰＮグループにおいてクラス１に係るＩＰ通信網契約者となる者を当社に届け出ていただきます。

６　ＩＰ通信網契約者は、１、２又は４に規定する請求等を行う場合は、そのＶＰＮグループに属するすべてのＩＰ通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。

（ウ） 利用回線型サービスにおけるクラス１には、次表のとおり提供の形態による区別があります。

区　別	内　　容
クラス１	クラス１－２以外のもの

－１	
クラス１－２	ＶＰＮグループに属する利用回線について、メニュー５－１の１Gb/sのプラン２若しくはプラン３又はメニュー５－２の１Gb/sに係る契約者回線を利用回線とすることが可能なもの

（エ） 契約者回線型サービスには、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

Ａ 品目

品 目	内 容
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの

Ｂ インタフェースによる細目

区 別	内 容
タイプ１	タイプ２以外のもの
タイプ２	インタフェースが1000BASE-LXのもの
備考 タイプ２のものは、100Mb/sのものに限り提供します。	

Ｃ 契約者回線等の態様による細目

区 別	内 容
グレード１	グレード２以外のもの
グレード２	接続契約者回線を回線収容部に収容して提供するもの
備考 グレード２のものは、タイプ１のものに限り提供します。	

（オ） 契約者回線型サービスについては、クラス１に係るＩＰ通信網契約者に限り利用することができます。

（カ） １のＶＰＮグループに属する契約者回線型サービスに係る契約者回線等の数は、最大１とします。

（キ） メニュー８におけるクラス１－２に係るＩＰ通信網契約者が２－９⑴に規定するＶＰＮ相互接続通信機能を利用している場合は、契約者回線型サービスの契約申込を行うことはできません。

（ク） クラス１に係るＩＰ通信網契約者は、メニュー８に係るＩＰ通信網サービスの利用に当たって、そのＶＰＮグループに属する利用回線（クラス１に係るＩＰ通信網契約者が２－９(1)に規定する携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能を利用している場合は、当社が別に定める回線も含むものとします。以下この欄及び２－８－１において同じとします。）の数に応じて、次の区分の中からあらかじめいずれか１つを選択していただきます。この場合、クラス１に係るＩＰ通信網

契約者は、そのＶＰＮグループに属するすべてのＩＰ通信網契約者から、クラス１に係るＩＰ通信網契約者がそれらのＩＰ通信網契約者に代って当社への請求を行うことについての同意を事前に得ていただきます。

⑴　そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が10のもの

⑵　そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が30のもの

⑶　そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が100のもの

⑷　そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が300のもの

⑸　そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が1,000のもの

（ケ）　当社は、ＩＰ通信網契約者から請求があったときは、そのＩＰ通信網契約者が指定するＶＰＮグループに係るＩＰ通信網サービスの提供を行います。この場合、ＩＰ通信網契約者は、そのＶＰＮグループに係るすべてのＩＰ通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。

（コ）　当社は、クラス１に係るＩＰ通信網契約者からＶＰＮグループの廃止の請求があった場合又は(イ)の備考５に規定する届出がなかった場合は、そのＶＰＮグループを廃止します。

（サ）　ＩＰ通信網契約者は、当社が別に定めるところにより付与するＶＰＮグループ番号（ＶＰＮグループを識別するための英字又は数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。）及びＶＰＮグループ利用者識別符号（このＩＰ通信網サービスを利用するＩＰ通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。）を通信の都度指定することにより通信を行うことができます。

（シ）　メニュー８における利用回線型サービスに係る通信は、ＶＰＮグループ内のメニュー８に係る契約者回線等との間において、メニュー８における契約者回線型サービスに係る通信は、ＶＰＮグループ内のメニュー８に係る利用回線からの着信により行うことができます。

（ス）　利用回線型サービスについては、発信者番号通知を行う場合に限りその通信を行うことができます。

（セ）　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、(コ)に規定するＶＰＮグループ番号及びＶＰＮグループ利用者識別符号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをＩＰ通信網契約者にお知らせします。

（ソ）　ＩＰ通信網契約者は、(ケ)に規定するＶＰＮグループ利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。

（タ）　契約者回線型サービスにおける契約者回線の終端

	の場所（(チ)の場合を除きます。）は、ＩＰ通信網契約者が指定する収容ＩＰ通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるＩＰ通信網サービス取扱所に限ります。）内において当社が指定します。 （チ）　契約者回線型サービスにおける100Mb/sのものであってタイプ２に係るＩＰ通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所（その終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所内とする場合を除きます。）は、当社が別に定めるＩＰ通信網サービス取扱所が所在するＩＰ通信網サービス区域内における当社が別に定める提供区域内に限ります。 （ツ）　ＩＰ通信網契約者は、そのＶＰＮグループに係る通信を開始した時刻及び通信を終了した時刻の情報をそのＶＰＮグループに属するクラス１に係るＩＰ通信網契約者が閲覧できることについて、同意していただきます。 （テ）　ＩＰ通信網契約者が１の利用回線において利用することができるＶＰＮグループの数は、最大99までとします。 （ト）　メニュー８におけるクラス１に係るＩＰ通信網契約者が２－９⑴に規定する携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能を利用している場合は、契約者回線型サービスの契約申込及びＶＰＮグループに係る区分の変更申込を行うことはできません。 ケ　ＩＰ通信網契約者は、各メニュー相互間の変更を行うことはできません。
⑶　基本契約期間内にＩＰ通信網契約の解除等があった場合の料金の適用	ア　メニュー２、メニュー７（メニュー７－４及びメニュー７－５を除きます。）及びメニュー８（契約者回線型サービスに係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網サービスには、臨時ＩＰ通信網契約に係るもの及び異経路によるものを除いて、基本契約期間があります。 イ　ＩＰ通信網契約者は、基本契約期間内にはＩＰ通信網契約の解除があった場合は、第38条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する利用料金（メニュー２又はメニュー８のものにあっては基本額の部分、メニュー７の付加機能にあっては２－９（付加機能利用料）の同報通信機能の基本額の部分とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。 ウ　ＩＰ通信網契約者は、基本契約期間内にＩＰ通信網サービスの品目若しくは細目等の変更又は契約者回線の廃止若しくは移転があった場合は、変更前の利用料金の額から、変更後の利用料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。 エ　ウの場合に、その契約者回線等の設置場所において、ＩＰ通信網サービスの利用の開始、ＩＰ通信網契約の解除、ＩＰ通信網サービスの品目若しくは細目等の変更又

<table>
<tr><td></td><td>は契約者回線の移転を同時に行うときの残額の算定は、同時に行うＩＰ通信網サービスの利用開始等の利用料金を合算して行います。</td></tr>
<tr><td>⑷　メニュー２又はメニュー８に係る契約者回線における回線距離の測定その他の場合における料金の適用</td><td>メニュー２－２－１の10Mb/s若しくは100Mb/s又はメニュー２－２－２のうち100Mb/sのものに係る契約者回線の異経路の加算額の適用については、ＬＡＮ型通信網サービスにおける第３種サービス（タイプ１に係るものに限ります。）の場合に、メニュー２－２－１における１Gb/sのもの、メニュー２－２－２のもの又はメニュー８（契約者回線型サービスにおける100Mb/sのものであってタイプ２に係るものに限ります。）に係る契約者回線の異経路の加算額の適用についてはメニュー５の場合に準ずるものとします。</td></tr>
<tr><td>⑸　ＩＰ通信網サービス取扱所内を終端とする契約者回線に係る基本額の適用等</td><td>ア　メニュー２－２における１Gb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所内とするものの基本額（２－２－１⑴に規定する基本料に限ります。）については、２－２－１⑴基本料の額から１契約者回線ごとに次の額を減額して適用します。
<table>
<tr><th>保守の態様による細目</th><th>基本額の減額（月額）</th></tr>
<tr><td>クラス１のもの</td><td>20,000円
（税込価格 22,000円）</td></tr>
<tr><td>クラス２のもの</td><td>40,000円
（税込価格 44,000円）</td></tr>
</table>
イ　メニュー２－２－２における10Gb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所内とするものの基本額（２－２－１⑴に規定する基本料に限ります。）については、２－２－１⑴基本料の額から１契約者回線ごとに月額40,000円（税込価格44,000円）を減額して適用します。
ウ　メニュー２－２における10Mb/s及び100Mb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所を当社が別に定めるＩＰ通信網サービス取扱所内とするものの基本額（２－２－１⑴に規定する基本料に限ります。）については、２－２－１⑴基本料の額から１契約者回線ごとに次の額を減額して適用します。
<table>
<tr><th>品目及び細目</th><th>基本額の減額（月額）</th></tr>
<tr><td>10Mb/sのもの</td><td>515,000円
（税込価格 566,500円）</td></tr>
<tr><td>100Mb/sのもの</td><td>727,000円
（税込価格 799,700円）</td></tr>
</table>
エ　メニュー８（契約者回線型サービスにおける100Mb/sのものであってタイプ２に係るものに限ります。）に係る契約者回線であって、その終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所内とするものの基本額については、２－８－１⑵（契約者回線型サービスに係るもの）の額から１契約者回線ごとに月額20,000円（税込価格 22,000円）を減</td></tr>
</table>

	額して適用します。
⑹　契約者回線の終端がＩＰ通信網サービス区域外となる場合の利用料の加算額の適用	契約者回線（メニュー２及びメニュー８に係るものを除きます。）の終端がその収容ＩＰ通信網サービス取扱所が所在するＩＰ通信網サービス区域外となる場合（異経路となる場合を除きます。）の利用料の加算額は、契約者回線のうち、その収容ＩＰ通信網サービス取扱所が所在するＩＰ通信網サービス区域（契約者回線がその収容ＩＰ通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所の所在する電話加入区域）を超える地点から引込柱（保安器に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について適用します。
⑺　契約者回線が異経路となる場合の利用料の加算額の適用	契約者回線（メニュー２及びメニュー８に係るものを除きます。）が異経路となる場合の利用料の加算額は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。 ア　契約者回線がその収容ＩＰ通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合 　その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域）を超える地点から引込柱までの線路 イ　ア以外の場合 　その収容ＩＰ通信網サービス取扱所が所在するＩＰ通信網サービス区域（その収容ＩＰ通信網サービス取扱所に対応する電話加入区域に収容区域が定められているときは、その収容ＩＰ通信網サービス取扱所が所在する収容区域）を超える地点から引込柱までの線路
⑻　メニュー５の保守の態様による細目がタイプ２のものに係る料金の減額	ア　メニュー５の保守の態様による細目がタイプ２のものに係る料金については、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかった場合であって、そのＩＰ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約者回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）のときに、当社がその契約者回線の設置場所において修理又は復旧を行う必要があるにもかかわらず、当社の責めに帰すべき理由等によりイに規定する期間が24時間を超えた場合は、ウに規定する適用を行います。 　ただし、当社の保守係員が駐在するＩＰ通信網サービス取扱所から、通常の交通手段、交通経路及び交通状況において24時間以内に到着できない場合その他当社が別に定める場合は、この限りでありません。 イ　期間 　ＩＰ通信網契約者から当社があらかじめ指定する専用受付センタへ修理又は復旧の請求があり、当社が修理又は復旧の手配を行った時刻から、修理又は復旧のために当社の係員が契約者回線の設置場所に到着した時刻まで

	に要した時間 ウ　その料金月における２（料金額）の２－５－１⑵に規定する保守の態様による細目に係る加算料については、適用しません。
⑼　削除	削除
⑽　ＩＰｖ６による契約者回線間通信等に係る取扱い	ア　メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s、１Gb/sのプラン２及びプラン３及び10Gb/s並びにメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s、１Gb/s及び10Gb/sに係るＩＰ通信網サービスについては、通信の都度指定する相手先（以下この欄において「通信の相手先」といいます。との間において、通信相手先識別符号（ＩＰｖ６による通信の相手先を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。）を用いて、ＩＰｖ６によりＩＰ通信網のみを介して行う通信（当社が別に定めるものに限ります。以下「ＩＰｖ６による契約者回線間通信」といいます。）を行うこと並びにその契約者回線（メニュー５－１の10Gb/sのもの及びメニュー５－２の10Gb/sを除きます。）に接される端末設備のコンピュータウイルスを検出若しくは駆除する機能及び第三者による不正アクセスを防止する機能等を有するセキュリティファイルの供給（以下「セキュリティファイル供給」といいます。）を受けることができます。 イ　ＩＰｖ６による契約者回線間通信については、次に規定するものとの間に限り行うことができます。 （ア）　削除 （イ）　メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s、１Gb/sのプラン２及びプラン３及び10Gb/s並びにメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s、１Gb/s及び10Gb/sに係る契約者回線の場合 メニュー７－２又は７－４に係る契約者回線 ウ　当社は、１の契約者回線ごとに１の通信相手先識別符号を付与します。 エ　ＩＰｖ６による契約者回線間通信については、当社が別に定めるところによりその通信相手先識別符号を通信の相手先へ通知します。 ただし、そのＩＰ通信網契約者が、当社が別に定めるところによりその通信相手先識別符号を通信の相手先へ通知することを拒むときは、その通信相手先識別符号を通信の相手先へ通知しません。 オ　削除 カ　削除 キ　削除 ク　削除 ケ　削除 コ　削除 サ　当社は、技術上若しくは業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、通信相手先識別符号を変更又は廃止す

	ることがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをＩＰ通信網契約者にお知らせします。 シ　当社は、１の契約者回線ごとに１の端末設備において利用可能なセキュリティファイル（セキュリティファイル供給先追加機能により追加されるものを除きます。）を供給します。 ス　ＩＰ通信網契約者は、セキュリティファイル供給を受けるために必要な情報を、当社が必要により設置する電気通信設備であって当社が指定するものにあらかじめ登録していただきます。 セ　ＩＰ通信網契約者は、スに規定する情報及び通信相手先識別符号の適正な管理に努めていただきます。 ソ　当社は、セキュリティファイル供給によりコンピュータウイルスの検出若しくは駆除及び第三者による不正アクセスの防止等を完全に行うことを保証するものではありません。 タ　当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、ＩＰｖ６による契約者回線間通信及びセキュリティファイル供給を提供することに伴い発生する損害（通信相手先識別符号を通信の相手先へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。 （注）ＩＰ通信網契約者は、この欄の規定等により通知を受けた通信相手先識別符号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。
⑾　削除	削除
⑿　削除	削除
⒀　学校に限定した利用料金の割引の適用	当社は、料金表別表３に規定するところにより、学校に限定した利用料金の割引を適用します。
⒁　削除	削除
⒂　復旧等に伴い収容ＩＰ通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金の適用	当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに一時的に収容ＩＰ通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金は、２（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線を変更前の収容ＩＰ通信網サービス取扱所又は経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
⒃　屋内配線利用料の適用	屋内配線利用料は、次の配線ごとに適用します。 ア　契約者回線等の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄について同じとします。）までの配線 イ　１のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線

<table>
<tr><td></td><td>ただし、その屋内配線について、電話サービスに係る屋内配線使用料の適用を受けている場合は、２－４－２⑵の規定にかかわらず、その料金額は適用しません。</td></tr>
<tr><td>⒄　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>⒅　当社が別に定めるＩＰ通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められている場合は、そのＩＰ通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。）内を終端とする契約者回線の基本額の適用</td><td>メニュー２－２－１における10Mb/s若しくは100Mb/s又はメニュー２－２－２における100Mb/sのものに係る契約者回線（⑵イ（タ）に係るものを除きます。）であって、その終端の場所を当社が別に定めるＩＰ通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められている場合は、そのＩＰ通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内とするものの基本額（２－２－１に規定する基本料に限ります。）については、２－２－１⑴基本料の額から電話加入区域内に終端する１の契約者回線ごとに次の額を減額して適用します。
<table>
<tr><th>品目及び細目</th><th>基本額の減額（月額）</th></tr>
<tr><td>10Mb/sのもの</td><td>301,000円
（税込価格 331,100円）</td></tr>
<tr><td>100Mb/sのもの</td><td>381,000円
（税込価格 419,100円）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⒆　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>⒇　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（21）削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（22）端末設備に係る長期継続利用申出による機器利用料の適用</td><td>ア　当社は、メニュー５－１の100M/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約者から、ルータ機能付回線接続装置又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置について、次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下この欄において「端末設備に係る長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における機器利用料（２－５－２⑷に規定するルータ機能付回線接続装置又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置に係る部分に限ります。）について、次表の右欄に規定する額を減額して適用します。
<table>
<tr><td></td><td></td><td>１装置ごとに月額</td></tr>
<tr><th>継続して利用する期間</th><th>区　分</th><th>機器利用料の減額</th></tr>
<tr><td>端末設備に係る長期継続利用の申出のあった日（端末設備の提供と同時</td><td>ルータ機能付回線接続装置</td><td>200円
（税込価格 220円）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	に端末設備に係る長期継続利用の申出があった場合は、その端末設備の提供を開始した日）から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置	200円（税込価格220円）

イ　アの表の左欄に規定する期間（以下この欄において「端末設備に係る長期継続利用期間」といいます。）の経過後においても、アの表の右欄に規定する額を減額して適用します。

ウ　端末設備に係る長期継続利用期間には、端末設備の利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

エ　当社は、ルータ機能付回線接続装置又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の廃止があった場合には、端末設備に係る長期継続利用を廃止します。

オ　当社は、端末設備に係る長期継続利用期間においてルータ機能付回線接続装置又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の廃止の通知と同時にそれぞれ無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置又はルータ機能付回線接続装置に係る提供の請求及び端末設備に係る長期継続利用の申出があった場合は、廃止があった端末設備に係る長期継続利用期間の起算日を、新たに提供する端末設備に係る長期継続利用期間の起算日とします。

カ　ＩＰ通信網契約者は、端末設備に係る長期継続利用期間の満了前に端末設備に係る長期継続利用の廃止があった場合（その廃止がＩＰ通信網契約（メニュー５－４に係る端末設備については、その利用回線となるメニュー５に係るＩＰ通信網契約に限ります。）の解除によるものである場合及びルータ機能付回線接続装置又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の廃止の通知と同時にそれぞれ無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置又はルータ機能付回線接続装置の提供の請求及び端末設備に係る長期継続利用の申出があった場合又は音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第２種サービスの申込みがあった場合を除きます。）には、2,000円（税込価格 2,200円）を当社が定める期日までに支払っていただきます。

(23) 請求書等の発行に関する料金の適用	ア　請求書等の発行に関する料金は、発行手数料及び収納手数料を合計して算定します。 イ　発行手数料及び収納手数料は、ＩＰ通信網サービス（メニュー５又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）の料金その他の債務の支払い（ＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月分に係るものを除きます。）において支払いを要するものとし、次の場合に適用します。

区　分	発行手数料等の適用
（ア）　発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。
（イ）　収納手数料	請求書によってＩＰ通信網サービスの料金その他の債務を支払う場合に適用します。

（注１）当社は、この約款以外の契約又は別段の合意に基づきメニュー５に関する利用料金を当社又は請求事業者から請求しないこととしている場合であっても、請求書等の発行に関する料金を適用します。

（注２）当社は、第22条の２（ＩＰ通信網サービスの転用）の第３項又は第22条の３（ＩＰ通信網サービスの 事業者変更）の第３項の規定によりメニュー５－４に係るＩＰ通信網契約に移行し、引き続き当社が付加機能若しくは端末設備又はメニュー５－４における保守の態様による細目がタイプ１－２若しくはタイプ２のものに係るＩＰ通信網サービスを提供する場合（当社が別に定める場合を除きます。）、そのＩＰ通信網サービスの転用があった日を含む料金月及びその翌料金月分に係る料金その他の債務の支払いについても、請求書等の発行に関する料金を適用します。

（注３）本欄に規定する請求書は、別記10の２（適格請求書の発行）に規定する適格請求書を含みません。

ウ　次の場合については、２－10（請求書等の発行に関する料金の額）の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金は適用しません。

（ア）　請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求している場合

（イ）　ＩＰ通信網契約者が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）の場合

（ウ）　当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行う場合

２　料金額

２－１　メニュー１に関する利用料金

月額

料　金　種　別	単　　位	料　　金　　額
利用料	ＩＰ通信網サービスを利用する１のＢチャネルごとに	2,800円 （税込価格 3,080円）

２－２　メニュー２に関する利用料金

２－２－１　基本額

⑴　基本料

ア　プラン１に係るもの

（ア）　契約者回線型サービスに係るもの

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区　　分				料　　金　　額
メニュー２－２に係るもの	メニュー２－２－１に係るもの	10Mb/sのもの		606,000円 （税込価格 666,600円）
		100Mb/sのもの		1,277,000円 （税込価格 1,404,700円）
		１Gb/sのもの	クラス１のもの	570,000円 （税込価格 627,000円）
			クラス２のもの	840,000円 （税込価格 924,000円）
	メニュー２－２－２に係るもの	100Mb/sのもの		1,376,000円 （税込価格 1,513,600円）
		１Gb/sのもの	クラス１のもの	1,263,000円 （税込価格 1,389,300円）
			クラス２のもの	1,533,000円 （税込価格 1,686,300円）
		10Gb/sのもの		1,650,000円 （税込価格 1,815,000円）

（イ）　削除

イ　プラン２に係るもの

（ア）　契約者回線型サービスに係るもの

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区　　分				料　　金　　額
メニュー２－２に係るもの	メニュー２－２－１に係るもの	10Mb/sのもの		826,000円 （税込価格 908,600円）
		100Mb/sのもの		2,257,000円 （税込価格 2,482,700円）
		１Gb/sのもの	クラス１のもの	1,550,000円 （税込価格 1,705,000円）

			クラス２のもの	1,820,000円 （税込価格 2,002,000円）
	メニュー２－２－２に係るもの	100Mb/sのもの		2,356,000円 （税込価格 2,591,600円）
		１Gb/sのもの	クラス１のもの	11,063,000円 （税込価格 12,169,300円）
			クラス２のもの	11,333,000円 （税込価格 12,466,300円）
		10Gb/sのもの		11,450,000円 （税込価格 12,595,000円）

（イ） 削除

⑵ 削除

⑶ メニュー２－２－１における１Gb/sのものに係る加算料

ア プラン１に係るもの

利用料　　１契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目	料　金　額
200Mb/sから１Gb/sのもの	伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0Mbit/sごとに66,000円(税込価格 72,600円)を加えた額

イ プラン２に係るもの

利用料　　１契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目	料　金　額
200Mb/sから１Gb/sのもの	伝送速度が100.0Mbit/sを超える100.0Mbit/sごとに1,046,000円(税込価格 1,150,600円)を加えた額

⑷ メニュー２－２におけるグレード２のものに係る加算料

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区　分	料　金　額
10Mb/sのもの	15,000円(税込価格 16,500円)
100Mb/sのもの	190,000円(税込価格 209,000円)
１Gb/sのもの	190,000円(税込価格 209,000円)
備考　10Mb/sのものはメニュー２－２－１のものに限り提供します。	

⑸ メニュー２－２－２における10Gb/sのものに係る加算額

ア プラン１に係るもの

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区　分	料　金　額
２Gb/s～10Gb/sのもの	伝送速度が１Gbit/sを超える１Gbit/sごとに900,000円(税込価格 990,000円)を加えた額

イ　プラン２に係るもの

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
２Gb/s～10Gb/sのもの	伝送速度が１Gbit/sを超える１Gbit/sごとに4,200,000円(税込価格 4,620,000円)を加えた額

⑹　削除

２－２－２　加算額

⑴　削除

⑵　契約者回線が異経路によるものであるとき。

１契約者回線ごとに月額

料　金　種　別		料　　金　　額
異経路の線路	メニュー２－２－１における１Gb/s又はメニュー２－２－２のもの（その契約者回線の終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所内とするものを除きます。）	その契約者回線をメニュー５に係る契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額（その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。）と同額
	メニュー２－２－１における10Mb/s若しくは100Mb/s又はメニュー２－２－２における100Mb/sのもの(その契約者回線の終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所内とするものを除きます。)	その契約者回線をＬＡＮ型通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額（その契約者回線が異経路となる場合の加算額に限ります。）と同額

⑶　削除

⑷　端末設備に係るもの

ア　当社が提供する配線設備を利用しているとき。

屋内配線利用料　　１配線ごとに月額

料　金　種　別			料　　金　　額
配線	メニュー２－２－１又はメニュー２－２－２における１Gb/s用のもの	クラス１のもの	2,000円 （税込価格 2,200円）
		クラス２のもの	4,000円 （税込価格 4,400円）
	メニュー２－２－２における10Gb/s用のもの		4,000円 （税込価格 4,400円）
備考　屋内配線は、メニュー２－２－１及びメニュー２－２－２における１Gb/sのもの並びにメニュー２－２－２における10Gb/sのものに限り提供します。			

イ　削除

２－３　削除

２－４　メニュー４に関する利用料金

２－４－１　利用料

⑴　基本料

１契約者回線又は１利用回線ごとに月額

区　　分		料　金　額
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,700円 （税込価格 2,970円）
	８Mb/sのもの	2,800円 （税込価格 3,080円）
	12Mb/sのもの	2,900円 （税込価格 3,190円）
	24Mb/sのもの	2,950円 （税込価格 3,245円）
	40Mb/sのもの	2,980円 （税込価格 3,278円）
	47Mb/sのもの	2,980円 （税込価格 3,278円）
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	4,550円 （税込価格 5,005円）
	８Mb/sのもの	4,750円 （税込価格 5,225円）
	12Mb/sのもの	4,850円 （税込価格 5,335円）
	24Mb/sのもの	4,920円 （税込価格 5,412円）
	40Mb/sのもの	4,950円 （税込価格 5,445円）
	47Mb/sのもの	4,950円 （税込価格 5,445円）

⑵　タイプ２のものに係る加算料

１契約者回線ごとに月額

区　　分	料　金　額
契約者回線型サービス	2,500円 （税込価格 2,750円）

２－４－２　加算額

⑴　その契約者回線が異経路によるものであるとき。

１契約者回線ごとに月額

区　　分	料　金　額
契約者回線型サービスに係るもの	別に算定する実費
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

⑵　端末設備に係るもの

ア　当社が提供する配線設備を利用しているとき。

屋内配線利用料　　１配線ごとに月額

料　金　種　別	料　金　額
配線	60円(税込価格 66円)

イ　当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

（ア）　基本料

機器利用料　　１装置ごとに月額

料　金　種　別			料　金　額
回線接続装置	変復調装置（ＡＤＳＬモデム）		440円(税込価格 484円)
	帯域分離多重装置（スプリッタ）		50円(税込価格 55円)
	変復調機能･ルータ機能付ＩＰ電話対応装置(ＩＰ電話対応ＡＤＳＬモデム内蔵ルータ)		440円(税込価格 484円)
	ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応ブロードバンドルータ）		300円(税込価格 330円)
	簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応電話機アダプタ）		300円(税込価格 330円)
	無線ＬＡＮ対応型変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（無線ＬＡＮ機能付きＩＰ電話サービス対応ＡＤＳＬモデム内蔵ルータ）	基本装置	900円(税込価格 990円)
		増設装置	300円(税込価格 330円)
	無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（無線ＬＡＮ機能付きＩＰ電話サービス対応ブロードバンドルータ）	基本装置	600円(税込価格 660円)
		増設装置	300円(税込価格 330円)
	無線ＬＡＮ対応装置（無線アクセスポイント）	基本装置	600円(税込価格 660円)
		増設装置	300円(税込価格 330円)
	備考 １　帯域分離多重装置は、利用回線型サービスに係る利用回線に限り提供します。 ２　変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置、ルータ機能付ＩＰ電話対応装置、簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置、無線ＬＡＮ対応型変復		

	調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供するＩＰ電話サービスの利用が可能なものとします。 ３　当社は、無線ＬＡＮ対応型変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び無線ＬＡＮ対応装置については、基本装置を利用するＩＰ通信網契約者に限り増設装置を提供します。 ４　無線ＬＡＮ対応型変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置又は無線ＬＡＮ対応装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとします。）により符号伝送を行うものであり、障害物等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。

（イ）　タイプ２のものに係る加算料

１契約者回線ごとに月額

区　　分	料　金　額
契約者回線型サービス	500円(税込価格 550円)

２－５　メニュー５に関する利用料金

２－５－１　利用料

(1)　基本料

利用料　　１契約者回線ごとに月額

<table>
<tr><th colspan="6">区　　分</th><th>料　金　額</th></tr>
<tr><td rowspan="5">メニュー５－１に係るもの</td><td colspan="2">100Mb/sのもの</td><td colspan="3">プラン５－１のもの</td><td>5,400円
（税込価格 5,940円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">200Mb/sのもの</td><td colspan="3"></td><td>5,400円
（税込価格 5,940円）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">１Gb/sのもの</td><td colspan="3">プラン２のもの</td><td>41,100円
（税込価格 45,210円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">プラン３のもの</td><td>5,400円
（税込価格 5,940円）</td></tr>
<tr><td colspan="5">10Gb/sのもの</td><td>6,300円
（税込価格 6,930円）</td></tr>
<tr><td rowspan="12">メニュー５－２に係るもの</td><td rowspan="9">100Mb/sのもの</td><td rowspan="9">カテゴリー３－１のもの</td><td rowspan="3">プラン・ミニのもの</td><td colspan="2">グレード１のもの</td><td>4,500円
（税込価格 4,950円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">グレード２のもの</td><td>配線設備多重装置を利用する場合</td><td>4,500円
（税込価格 4,950円）</td></tr>
<tr><td>上記以外の場合</td><td>3,900円
（税込価格 4,290円）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">プラン１のもの</td><td colspan="2">グレード１のもの</td><td>3,700円
（税込価格 4,070円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">グレード２のもの</td><td>配線設備多重装置を利用する場合</td><td>3,700円
（税込価格 4,070円）</td></tr>
<tr><td>上記以外の場合</td><td>3,100円
（税込価格 3,410円）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">プラン２のもの</td><td colspan="2">グレード１のもの</td><td>3,200円
（税込価格 3,520円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">グレード２のもの</td><td>配線設備多重装置を利用する場合</td><td>3,200円
（税込価格 3,520円）</td></tr>
<tr><td>上記以外の場合</td><td>2,600円
（税込価格 2,860円）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">200Mb/sのもの又は１Gb/sのもの</td><td colspan="3">プラン・ミニのもの</td><td>4,500円
（税込価格 4,950円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">プラン１のもの</td><td>3,700円
（税込価格 4,070円）</td></tr>
</table>

		プラン２のもの	3,200円 （税込価格 3,520円）
	10Gb/sのもの		6,300円 （税込価格 6,930円）

備考

１　削除

２　配線設備多重装置とは、契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置されるものであって、ＤＳＬ方式により１の配線設備において電話サービス又は総合ディジタル通信サービスに係る通信とＩＰ通信網サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置のことをいいます。

３　配線設備多重装置を利用する場合の料金額には、配線設備多重装置の料金を含みます。カテゴリー３－１のものは600円(税込価格 660円)を含みます。

４　削除

５　配線設備多重装置を用いた通信については、配線設備多重装置に接続される配線設備の回線距離又は設備状況等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。

６　削除

７　削除

８　削除

９　削除

⑵　保守の態様による細目に係る加算料

ア　タイプ１－２に係るもの

１契約者回線ごとに月額

区　　分	料　金　額
メニュー５―１に係るもの	1,900円 （税込価格 2,090円）
メニュー５―２に係るもの	1,900円 （税込価格 2,090円）

イ　タイプ２に係るもの

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/s、200Mb/s、１Gb/s又は10Gb/sのもの		3,000円 （税込価格 3,300円）
メニュー５－２に係るもの	100Mb/s、200Mb/s、１Gb/s又は10Gb/sのもの	タイプ２－１に係るもの	2,000円 （税込価格 2,200円）

⑶　削除

２－５－２　加算額

⑴　契約者回線が異経路となる場合の加算額

１契約者回線ごとに月額

料　金　種　別	料　　金　　額
異経路の線路	別に算定する実費
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

⑵　削除

⑶　削除

⑷　端末設備に係るもの
当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料　　１装置ごとに月額

区分				料金額
回線接続装置	ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応ブロードバンドルータ）			300円 （税込価格 330円）
	簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応電話機アダプタ）			300円 （税込価格 330円）
	無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（無線ＬＡＮ機能付きＩＰ電話サービス対応ブロードバンドルータ）	基本装置		600円 （税込価格 660円）
		増設装置		300円 （税込価格 330円）
	無線ＬＡＮ対応装置（無線アクセスポイント）	基本装置		600円 （税込価格 660円）
		増設装置		300円 （税込価格 330円）
	ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）	Ⅱ型		450円 （税込価格 495円）
		Ⅲ型		450円 （税込価格 495円）
	無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（無線ＬＡＮ対応型ホームゲートウェイ）	基本装置	Ⅱ型	750円 （税込価格 825円）
			Ⅲ型	750円 （税込価格 825円）
		増設装置		300円 （税込価格 330円）
	無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付回線接続装置（無線ＬＡＮ内蔵ホームゲートウェイ）			500円 （税込価格 550円）

備考
１　削除
２　削除
３　削除
４　ルータ機能付回線接続装置のⅡ型及びⅢ型並びに無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のⅡ型及びⅢ型は、拡張カードスロットの物理インターフェースの仕様が当社が別に定めるものであるものをいい、これらのうちルータ機能付回線接続装置のⅢ型及び無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のⅢ型は、過電圧対応機能を具備したものをいいます。
５　削除
６　ルータ機能付ＩＰ電話対応装置又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。
７　無線ＬＡＮ対応型ＩＰ電話機能付配線設備多重装置、ルータ機能付ＩＰ電

話対応装置、簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供するＩＰ電話サービスの利用が可能なものとします。

８　当社は、無線ＬＡＮ対応型ＩＰ電話機能付配線設備多重装置、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置、無線ＬＡＮ対応装置及び無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置については、基本装置を利用するＩＰ通信網契約者に限り増設装置を提供します。ただし、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置については、１の基本装置に係る増設装置の数を４までとします。

９　無線ＬＡＮ対応型ＩＰ電話機能付配線設備多重装置、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置、無線ＬＡＮ対応装置又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の増設装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式がIEEE802.11a、IEEE802.11b及びIEEE802.11gにより、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置Ⅱ型を用いた通信については、その一部区間において無線方式がIEEE802.11b、IEEE802.11g及びIEEE802.11nにより、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置Ⅲ型を用いた通信については、その一部区間において無線方式がIEEE802.11a、IEEE802.11b、IEEE802.11g、IEEE802.11n及びIEEE802.11acにより、無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付回線接続装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式がIEEE802.11a、IEEE802.11b、IEEE802.11g、IEEE802.11n、IEEE802.11ac及びIEEE802.11axにより符号伝送を行います。

10　５及び９に規定する通信については、障害物等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。

11　ルータ機能付回線接続装置及び無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置は、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第２種サービスに係る利用回線である場合以外の契約者回線（メニュー５－１の100M/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/sに係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者に限り提供し、無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付回線接続装置は、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第２種サービスのメニュー１に係る利用回線である場合以外の契約者回線（メニュー５－１の10Gb/s及びメニュー５－２の10Gb/sに係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者に限り提供します。

12　ルータ機能付回線接続装置、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置及び無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付回線接続装置は、１の契約者回線につき、１のルータ機能付回線接続装置、１の無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置又は１の無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付回線接続装置を提供します。

２－６　削除

２－７　メニュー７に関する利用料金

⑴　メニュー７－２に係るもの

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区　　分		料　金　額
メニュー７－２に係るもの	100Mb/sのもの	800,000円 （税込価格 880,000円）
	200Mb/sのもの	1,600,000円 （税込価格 1,760,000円）
	300Mb/sのもの	2,400,000円 （税込価格 2,640,000円）
	400Mb/sのもの	3,200,000円 （税込価格 3,520,000円）
	600Mb/sのもの	4,800,000円 （税込価格 5,280,000円）
	１Gb/sのもの	2,800,000円 （税込価格 3,080,000円）
	２Gb/sのもの	5,600,000円 （税込価格 6,160,000円）

⑵　メニュー７－４に係るもの

ア　基本料

１契約者回線ごとに月額

区　　分	料　金　額
５MBのもの	10,000円 （税込価格 11,000円）
10MBのもの	20,000円 （税込価格 22,000円）
15MBのもの	30,000円 （税込価格 33,000円）
20MBのもの	40,000円 （税込価格 44,000円）
25MBのもの	50,000円 （税込価格 55,000円）

イ　通信の態様による細目に係る加算料

１契約者回線につき１の配信対象回線ごとに月額

区　　分	料　金　額
プラン１に係るもの	100円(税込価格 110円)
プラン２に係るもの	200円(税込価格 220円)
プラン３に係るもの	300円(税込価格 330円)
プラン４に係るもの	400円(税込価格 440円)
プラン５に係るもの	500円(税込価格 550円)

⑶　メニュー７－５に係るもの

月額

料　金　種　別	単　　位	料　金　額
利用料	１閉域グループ内回線ごとに	9,000円 （税込価格 9,900円）

２－８　メニュー８に関する利用料金

２－８－１　基本額

⑴　利用回線型サービスに係るもの

１利用回線につき１のＶＰＮグループ利用者識別符号ごとに月額

区　　分			料　金　額
クラス１のもの	そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が10のもの	クラス１－１のもの	1,800円 （税込価格 1,980円）
		クラス１－２のもの	10,800円 （税込価格 11,880円）
	そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が30のもの	クラス１－１のもの	3,000円 （税込価格 3,300円）
		クラス１－２のもの	18,000円 （税込価格 19,800円）
	そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が100のもの	クラス１－１のもの	10,000円 （税込価格 11,000円）
		クラス１－２のもの	60,000円 （税込価格 66,000円）
	そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が300のもの	クラス１－１のもの	30,000円 （税込価格 33,000円）
		クラス１－２のもの	180,000円 （税込価格 198,000円）
	そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が1,000のもの	クラス１－１のもの	100,000円 （税込価格 110,000円）
		クラス１－２のもの	600,000円 （税込価格 660,000円）
クラス２のもの			1,800円 （税込価格 1,980円）

⑵　契約者回線型サービスに係るもの

１契約者回線又は１回線収容部ごとに月額

区　　分			料　　金　　額
10Mb/sのもの	グレード１のもの		240,000円 （税込価格 264,000円）
	グレード２のもの		245,000円 （税込価格 269,500円）
100Mb/sのもの	グレード１のもの	タイプ１のもの	980,000円 （税込価格 1,078,000円）
		タイプ２のもの	1,000,000円 （税込価格 1,100,000円）

	グレード２のもの	985,000円 （税込価格 1,083,500円）

２－８－２　加算額

⑴　契約者回線が異経路によるものであるとき

１契約者回線ごとに月額

料　金　種　別		料　金　額
異経路の線路	100Mb/sのものにおけるタイプ２のもの（その契約者回線の終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所内とするものを除きます。）	その契約者回線をメニュー５に係る契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額（その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。）と同額

⑵　当社が提供する配線設備を利用しているとき

屋内配線利用料　　１配線ごとに月額

料　金　種　別		料　金　額
配線	100Mb/sのものにおけるタイプ２用のもの	2,000円 （税込価格 2,200円）
備考　屋内配線は、100Mb/sのものであってタイプ２のものに限り提供します。		

⑶　端末設備に係るもの

当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料　　１装置ごとに月額

区　　分			料　金　額
回線接続装置	ＶＰＮ対応ルータ装置	エントリータイプ	3,200円 （税込価格 3,520円）
		スタンダードタイプ	5,000円 （税込価格 5,500円）
		ハイグレードタイプ	16,000円 （税込価格 17,600円）

備考

１　ＶＰＮ対応ルータ装置は利用回線型サービスにおいてのみ提供いたします。

２　ＶＰＮ対応ルータ装置の区分は、それぞれ当社が別に定めるものによります。

３　ＩＰ通信網契約者は上記の区分の変更を行うことができます。

４　ＩＰ通信網契約者は、ＶＰＮ対応ルータ装置の提供を開始した日から起算して２年以内にＶＰＮ対応ルータ装置の廃止（区分の変更に伴うものを除きます。）があった場合は、その残余の期間に対応する利用料金に相当する額を当社が別に定めるところにより一括して支払っていただきます。

２－９　付加機能利用料

⑴　⑵及び⑶以外のもの

区分			単位	料金額（月額）
グループ設定機能	メニュー２（メニュー２－１－３における１Gb/sのもの及びメニュー２－２のものを除きます。）に係る契約者回線について、あらかじめ登録した契約者回線番号に係る契約者回線等（メニュー１に係るものに限ります。）からの通信（発信者番号通知を行う通信に限ります。）のみを許容する機能	ア　登録可能番号数（１の契約者回線につきあらかじめ登録することのできる契約者回線番号の数をいいます。以下同じとします。）が100以内のもの	１契約者回線（契約者回線群型サービスにあっては１契約者回線群）ごとに	3,000円（税込価格3,300円）
		イ　登録可能番号数が300以内のもの	１契約者回線（契約者回線群型サービスにあっては１契約者回線群）ごとに	5,000円（税込価格5,500円）
		ウ　登録可能番号数が1,000以内のもの	１契約者回線（契約者回線群型サービスにあっては１契約者回線群）ごとに	10,000円（税込価格11,000円）
	備考	１　ＩＰ通信網契約者は、登録可能番号数に応じて、上記の３種類の中からあらかじめいずれか１つを選択していただきます。 ２　当社は、ＩＰ通信網契約者から請求があったときは区分の変更を行います。 ３　当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の契約者回線番号を消去することがあります。		
発信者識別符号認証代行機	メニュー２（メニュー２－１－３における１Gb/sのもの並びにメニュー２－２における１Gb/s及び10Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線について、あらかじめ登録した発信者識別符号（契約者回線等（メニュー１、メニュー４及びメニュー５に係るものに限ります。）からの着信の際に	ア　登録可能符号数（１の契約者回線につきあらかじめ登録することのできる発信者識別符号の数をいいます。以	１契約者回線（契約者回線群型サービスにあっては１契約者回線群）ごとに	12,000円（税込価格13,200円）

能	発信者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、ＩＰ通信網契約者が割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を利用した通信のみを許容する機能	下同じとします。）が50以内のもの		
		イ　登録可能符号数が100以内のもの	１契約者回線（契約者回線群型サービスにあっては１契約者回線群）ごとに	18,000円（税込価格19,800円）
		ウ　登録可能符号数が300以内のもの	１契約者回線（契約者回線群型サービスにあっては１契約者回線群）ごとに	30,000円（税込価格33,000円）
		エ　登録可能符号数が500以内のもの	１契約者回線（契約者回線群型サービスにあっては１契約者回線群）ごとに	45,000円（税込価格49,500円）
		オ　登録可能符号数が1,000以内のもの	１契約者回線ごとに	60,000円（税込価格66,000円）
		カ　登録可能符号数が2,000以内のもの	１契約者回線ごとに	80,000円（税込価格88,000円）
		キ　登録可能符号数が3,000以内のもの	１契約者回線ごとに	100,000円（税込価格110,000円）
	備考	１　ＩＰ通信網契約者は、登録可能符号数に応じて、上記の７種類（メニュー２－１に係る契約者回線については、上記ア～エの４種類とします。）の中からあらかじめいずれか１つを選択していただきます。 ２　当社は、ＩＰ通信網契約者から請求があったときは区分の変更を行います。 ３　当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の発信者識別符号を消去することがあります。 ４　ＩＰ通信網契約者及び発信者は、発信者識別符号の適正な管理に努めていただきます。 ５　当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。		

同時通信可能着信先数追加機能（フレッツ・セッションプラス）	メニュー４又はメニュー５（メニュー５－１の10Gb/sのもの及びメニュー５－２の10Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線等について、同時に通信が可能な着信先（当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。）の数を当社が別に定める数まで追加することを可能とする機能	下記以外のもの	２を超えて追加する１の同時通信が可能な着信先ごとに	1,000円（税込価格1,100円）
		メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/sに係るもの	２を超えて追加する１の同時通信が可能な着信先ごとに	300円（税込価格330円）
	備考	１　同時に通信を行うことが可能な着信先の数の上限については、１Gb/sのプラン２に係るものにあっては20まで、その他のものにあっては５までとします。ただし、当社が別に定めるところにより、その上限の数が減ずる場合があります。 ２　メニュー４に係るＩＰ通信網契約者は、この機能の提供を請求することはできません。		
ＩＰｖ６通信機能（フレッツ・ｖ６アプリ）	メニュー４に係る契約者回線等について、通信の都度指定する相手先との間において、通信相手先識別符号を用いてＩＰｖ６によりＩＰ通信網のみを介して行う通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行うことを可能とする機能		１契約者回線等ごとに	―
	備考	１　この機能の提供にあたっては、１（適用）の⑽欄の各号の規定に準じて取り扱います。 ２　ＩＰ通信網契約者は、この機能の提供を請求することはできません。		
通信相手先識別符号追加機能	ＩＰｖ６通信相手先拡張機能を提供されている契約者回線について、通信相手先識別符号を１を超えて取得することを可能とする機能		追加する１の通信相手先識別符号ごとに	100円（税込価格110円）
	備考	１　追加することが可能な通信相手先識別符号の数は、最大９までとします。 ２　その契約者回線についてＩＰｖ６通信相手先拡張機能の廃止があった場合は、この機能を廃止します。		

<table>
<tr><td rowspan="4">セキュリティファイル供給先追加機能</td><td rowspan="3">メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/sに係る契約者回線について、１を超える端末設備においてセキュリティファイル供給を受けることを可能とする機能</td><td colspan="2">基本額</td><td>１契約者回線ごとに</td><td>380円
（税込価格418円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">加算額</td><td>基本料</td><td>１契約者回線ごとに</td><td>380円
（税込価格418円）</td></tr>
<tr><td>加算料</td><td>追加可能数が４を超える１の追加可能数ごとに</td><td>190円
（税込価格 209円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">１　削除
２　基本額に係る追加可能数は２とします。
３　基本額に係る追加可能数と加算額の基本料に係る追加可能数とを合わせた数は４とします。
４　追加可能数は49までとします。
５　削除
６　削除</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ＩＰｖ６通信相手先拡張機能（フレッツ・ｖ６オプション）</td><td colspan="2">メニュー５の契約者回線について、この機能を利用する他の契約者回線又は当社が別に定める相互接続点に係る通信の相手先との間におけるＩＰｖ６による通信を可能とする機能</td><td colspan="2">１契約者回線ごとに</td><td>―</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">１　当社は、メニュー５（メニュー５－１の１Gb/sのプラン３のもの及び10Gb/sのもの並びにメニュー５－２の１Gb/sのもの及び10Gb/sのものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網契約者から請求があったときに限り、本機能を提供します。
　ただし、メニュー５（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン２並びにメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１及び200Mb/sのものに限ります。）に係る場合であって、ＩＰ通信網契約者から特段の申出がないときには、ＩＰ通信網契約者から提供の請求があったものとみなして取り扱います。
２　当社は、１の契約者回線ごとに１の通信相手先識別符号（通信相手先識別符号追加機能により追加されるものを除きます。）を付与します。
３　この機能を利用した通信の相手先となる相互接続点は１の協定事業者に係るものに限るものとし、ＩＰ通信網契約者はその協定事業者をあらかじめ指定していただきます。
４　メニュー５の200Mb/sのものに係るこの機能を利用した通信については、契約者回線等との間における通信であって、収容ＩＰ通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向に係る伝送速度は、最大概ね１Gbit/sまでとなります。
５　削除
６　当社は、技術上若しくは業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、通信相手先識別符号を変更又は廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをＩＰ通信網契約者にお知らせします。</td></tr>
</table>

		７　ＩＰ通信網契約者は、通信相手先識別符号の適正な管理に努めていただきます。					
同報通信機能	メニュー７のものについて、その契約者回線から送信された符号を複製して複数の契約者回線等へ送信を行うことを可能とする機能	基本額	メニュー７－１に係るもの	プラン１に係るもの	100Mb/s の品目に係るもの	１契約者回線ごとに	150,000円（税込価格165,000円）
					１Gb/sの品目に係るもの	１契約者回線ごとに	1,200,000円（税込価格1,320,000円）
				プラン２に係るもの	100Mb/s 又は 200Mb/sの品目に係るもの	１契約者回線ごとに	350,000円（税込価格385,000円）
					１Gb/s又は２Gb/sの品目に係るもの	１契約者回線ごとに	2,500,000円（税込価格2,750,000円）
					10Gb/s、20Gb/s又は30Gb/sの品目に係るもの	１契約者回線ごとに	4,000,000円（税込価格4,400,000円）
			メニュー７－２に係るもの		100Mb/s 又は 200Mb/s（クラス２のものに限ります。）の品目に係るもの	１契約者回線ごとに	350,000円（税込価格385,000円）
					200Mb/s（クラス１のものに限ります。）又は400Mb/s の品目に係るもの	１契約者回線ごとに	700,000円（税込価格770,000円）
					300Mb/s 又は 600Mb/sの品目に係るもの	１契約者回線ごとに	1,050,000円（税込価格1,155,000円）
					１Gb/s又は２Gb/sの品目に係るもの	１契約者回線ごとに	2,500,000円（税込価格2,750,000円）
		加算額				この機能を利用して送	200円（税込価格

			信される符号が着信する１の契約者回線等ごとに	220円）

備考

１　料金月の初日以外の日に、この機能を利用して送信される符号が着信する契約者回線等の追加があった場合（その追加があった料金月にその契約者回線等の廃止があった場合又はその契約者回線等について廃止があった後、再び追加があった場合を除きます。）は、この機能の加算額について、その料金月の翌料金月から適用します。

２　この機能の利用に係る通信（メニュー７－１に係るものに限ります。）については、利用することが可能な通信相手先識別符号の数は、10Gb/s、20Gb/s又は30Gb/sの品目に係るものにあっては最大256まで、その他のものにあっては最大128までとしていただきます。

３　200Mb/s（メニュー７－２のクラス１のものを除きます。）、400Mb/s、600Mb/s、２Gb/s、10Gb/s、20Gb/s又は30Gb/sの品目に係る契約者回線において、この機能を利用して行う通信に係る伝送速度については、次表のとおりとします。

区　　分	伝送速度
200Mb/sのもの	最大100.0Mbit/sまで
400Mb/sのもの	最大200.0Mbit/sまで
600Mb/sのもの	最大300.0Mbit/sまで
２Gb/sのもの	最大1.0Gbit/sまで
10Gb/s、20Gb/s又は30Gb/sのもの	最大2.0Gbit/sまで

４　当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

発信契約者回線等番号受信機能	この機能を利用するメニュー２－２に係る契約者回線へ通知される契約者回線等番号（当社が別に定めるものを含みます。）を受信することができる機能	メニュー２－２のものであって下記以外のもの	１契約者回線ごとに	9,800円（税込価格10,780円）
		メニュー２－２－１における１Gb/sの品目のもの	１契約者回線につき契約者回線の細目に係る伝送速度について100Mb/sごとに	9,800円（税込価格10,780円）
		メニュー２－２－２における10Gb/sの品目のもの	１契約者回線につき契約者回線の細目に係る伝送速度について１Gb/sごとに	9,800円（税込価格10,780円）

	備考	（注１）ＩＰ通信網契約者は、この欄の規定等により通知を受けた発信者番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。 （注２）この機能を利用する契約者回線は、メニュー１に係るＩＰ通信網契約者から行う通信により通知されるその利用回線の契約者回線番号及びメニュー５に係るＩＰ通信網契約者から行う通信（帯域確保機能を利用したものに限ります。）により通知されるその契約者回線を利用回線とする音声利用ＩＰ通信網サービスに係る契約者回線番号を受信することができません。		
帯域確保機能	この機能を利用したメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３若しくは10Gb/s又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s、１Gb/s若しくは10Gb/sに係る通信について、その通信の都度、契約者回線の終端と取扱所交換設備との間の伝送帯域を確保することを可能とする機能		１契約者回線ごとに	200円 （税込価格 220円）
	備考	１　この機能を利用した通信については、通信の相手先となる契約者回線がメニュー７－２に係るもの（当社が別に定めるものに限ります。）である場合に限り通信を行うことができます。 ２　通信がふくそうしている場合等通信の状況によっては、この機能を用いた通信を利用できないことがあります。 （注１）ＩＰ通信網契約者は、その契約者回線について、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第２種サービス（タイプ２のものであってメニュー１に係るものに限ります。）に係る契約（以下この欄において「音声利用ＩＰ通信網契約」といいます。）を当社と締結し、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用している場合に限り、この機能を利用することができます。 （注２）ＩＰ通信網契約者は、その契約者回線において、この機能を利用した通信を行っているときは、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用した通信を行うことができません。 （注３）当社は、この機能を利用するＩＰ通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、この機能を廃止します。 ⑴　音声利用ＩＰ通信網契約の解除があったとき。 ⑵　音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の廃止があったとき。 （注４）当社は、この機能を利用するＩＰ通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、この機能の利用の一時中断を行います。 ⑴　音声利用ＩＰ通信網契約の利用の一時中断があったとき。 ⑵　音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の利用の一時中断があったとき。 （注５）当社は、音声利用ＩＰ通信網契約に係る電気通信サービス（この機能を利用するＩＰ通信網契約者に係るものに限ります。）の利用停止を行ったときは、この機能の利用を停止することがあります。 （注６）当社は、この機能に係る付加機能利用料について、当分の間、適用しません。		

		（注７）当社は、当分の間、メニュー５－１の１Gb/sのプラン２及び10Gb/sのものについて、帯域確保機能を提供しません。			
ＶＰＮ相互接続通信機能	この機能を利用するメニュー７－５に係る閉域グループ内回線又はメニュー８に係る契約者回線等について、そのＩＰ通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）との間の通信を行うことを可能とする機能	メニュー７－５に係るもの		１閉域グループ内回線ごとに	1,000円（税込価格1,100円）
		メニュー８に係るもの	そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が10のもの	１ＶＰＮグループごとに	30,000円（税込価格33,000円）
			そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が30のもの	１ＶＰＮグループごとに	90,000円（税込価格99,000円）
			そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が100のもの	１ＶＰＮグループごとに	300,000円（税込価格330,000円）
			そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が300のもの	１ＶＰＮグループごとに	900,000円（税込価格990,000円）
			そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が1,000のもの	１ＶＰＮグループごとに	3,000,000円（税込価格3,300,000円）
	備考	１　メニュー７－５又はメニュー８におけるクラス１に係るＩＰ通信網契約者は、その閉域グループ又はＶＰＮグループに属する他のＩＰ通信網契約者に代って、この機能の利用の開始又は廃止等当社への請求及びその他の諸手続き等（修理又は復旧に係るものを除きます。）を行っていただきます。この場合、メニュー７－５又はメニュー８におけるクラス１に係るＩＰ通信網契約者は、その閉域グループ又はＶＰＮグループに属するすべてのＩＰ通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。 ２　当社は、メニュー７－５又はメニュー８におけるクラス１に係るＶＰＮ相互接続通信機能の廃止があった場合は、その閉域グループ又はＶＰＮグループに属するすべてのＩＰ通信網契約者に係るＶＰＮ相互接続通信機能を廃止します。 ３　この機能を利用した通信については、１（適用）の規定にかかわらず、ＩＰ通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点との間の通信（以下この欄において「ＶＰＮ相互接続通信」といいます。）を行うことができます。 ４　ＩＰ通信網契約者がこの機能を利用して行うＶＰＮ相互接続通信及びＶＰＮ他社相互接続通信（当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に係るこの機能を利用して行う通信をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る料金については、当社が設定するものとし、この表に規定する料金額を適用します。			

		5　当社は、メニュー８のものに係るＶＰＮ相互接続通信機能に係る料金及び工事に関する費用を、クラス１に係るＩＰ通信網契約者に請求します。 6　当社は、メニュー８のものに係る料金返還その他の場合において、そのＶＰＮグループに係る契約者回線等１回線当たりの料金を確定させる必要が生じたときは、次の算式により算出します。 契約者回線等１回線当たりの料金 ＝ そのＶＰＮグループに係る料金 ／ そのＶＰＮグループに係るすべての契約者回線等の数 7　６の場合において、そのＶＰＮグループに係る料金からそのＶＰＮグループに係るすべての契約者回線等について６に規定する算式により算出した契約者回線等１回線当たりの料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、残額をクラス１に係るＩＰ通信網契約者が指定する１の契約者回線等の料金に加算します。 8　当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 9　メニュー８におけるクラス１－２に係るＩＰ通信網契約者が、契約者回線型サービスを利用している場合はこの機能を利用することはできません。			
携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能	この機能を利用するメニュー８に係る契約者回線等について、そのＩＰ通信網契約者が通信の都度指定する携帯・自動車電話事業者（無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第３条第１号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信事業者をいいます。 以下同じとします。）に係る相互接続点（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）との間の通信を行うことを可能とする機能	ア　当社が別に定める回線の数が１に限られるもの	１ＶＰＮグループごとに	6,000円 （税込価格 6,600円）	
		イ　ア以外のもの	１ＶＰＮグループごとに	9,000円 （税込価格 9,900円）	
	備考	1　メニュー８におけるクラス１に係るＩＰ通信網契約者は、そのＶＰＮグループに属する他のＩＰ通信網契約者に代って、この機能の利用の開始又は廃止等当社への請求及びその他の諸手続き等（修理又は復旧に係るものを除きます。）を行っていただきます。この場合、メニュー８におけるクラス１に係るＩＰ通信網契約者は、そのＶＰＮグループに属するすべてのＩＰ通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。 2　当社は、メニュー８におけるクラス１に係る携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能の廃止があった場合は、そのＶＰＮグループに属するすべてのＩＰ通信網契約者に係る携帯・自動車網電話事業者相互接続通信機能を廃止します。 3　メニュー８におけるクラス１に係るＩＰ通信網契約者から請求があったときは区分の変更を行います。 4　この機能を利用した通信については、１（適用）の規定にかかわら			

		ず、ＩＰ通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点との間の通信（以下この欄において「携帯・自動車電話事業者網相互接続通信」といいます。）を行うことができます。 ５　当社は、メニュー８のものに係る携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能に係る料金及び工事に関する費用を、クラス１に係るＩＰ通信網契約者に請求します。 ６　当社は、メニュー８のものに係る料金返還その他の場合において、そのＶＰＮグループに係る契約者回線等（当社が別に定定める回線も含むものとします。以下、この欄において同じとします。）１回線当たりの料金を確定させる必要が生じたときは、次の算式により算出します。 契約者回線等１回線当たりの料金 ＝ そのＶＰＮグループに係る料金 ／ そのＶＰＮグループに係るすべての契約者回線等の数 ７　６の場合において、そのＶＰＮグループに係る料金からそのＶＰＮグループに係るすべての契約者回線等について６に規定する算式により算出した契約者回線等１回線当たりの料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、残額をクラス１に係るＩＰ通信網契約者が指定する１の契約者回線等の料金に加算します。 ８　当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。		
符号優先伝送交換接続機能	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/sに係る契約者回線（ＩＰｖ６通信相手先拡張機能を利用している場合に限ります。）において、当社が別に定める相互接続点との間の通信に係る符号を、ＩＰ通信網内で優先的に伝送交換することを可能とする機能		１契約者回線ごとに	―
	備考	１　ＩＰ通信網契約者は、相互接続協定に基づき当社が別に定める電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下、この欄において料金設定事業者といいます。）の契約約款等に定めるところにより、符号優先伝送交換接続機能に関する料金の支払いを要します。 ２　前項に規定する料金は、この機能を利用する通信と他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。）とを合わせて料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、料金設定事業者の契約約款等に定めるところによります。 ３　１の契約者回線ごとに料金設定事業者の数は１とし、ＩＰ通信網契約者はその料金設定事業者をあらかじめ指定していただきます。		

⑵　利用の都度意思表示を行うことにより利用するもの

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>単　　位</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">セッション解除機能</td><td>ＩＰ通信網契約の契約者回線（メニュー２に係るものに限ります。）と接続している契約者回線等（メニュー１、メニュー４及びメニュー５に係るものに限ります。）との通信について、ＩＰ通信網契約者（メニュー２に係る者に限ります。）からの申出により、その通信に係るセッションを解除する機能</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">当社は、この機能においてセッションを解除することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</td></tr>
</table>

⑶　契約者回線等番号受信機能に係るもの

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th colspan="2">単　　位</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">契約者回線等番号受信機能（回線情報通知機能）</td><td rowspan="2">この機能を利用する契約者回線（メニュー７－２に係るものに限ります。）へ通知される契約者回線等番号等（契約者回線等番号その他当社が別に定める番号等をいいます。以下同じとします。）を通知先識別子（契約者回線等番号等を通知する相手先を識別するための符号であって当社がこの機能を利用する契約者回線に割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を使用して受信することができる機能</td><td>基本額</td><td>１の通知先識別子ごとに月額</td><td>10,000円
（税込価格11,000円）</td></tr>
<tr><td>加算額</td><td>契約者回線等番号に係る１の受信ごとに</td><td>4円
（税込価格4.4円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">１　当社が損害の賠償を行う場合において、加算額に係る部分の算定方法については、この機能を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前６料金月の１日当たりの平均の加算額（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）によります。
２　ＩＰ通信網契約者は、第38条の規定にかかわらず、契約者回線等番号受信機能の廃止があった日における加算額については、その支払いを要します。
（注１）ＩＰ通信網契約者は、この欄の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。
（注２）この機能を利用する契約者回線は、メニュー５に係るＩＰ通信網契約者から行う通信（帯域確保機能を利用したものに限ります。）により通知されるその契約者回線を利用回線とする音声利用ＩＰ通信網サービスに係る契約者回線番号を受信することができません。</td></tr>
</table>

２－10　請求書等の発行に関する料金の額

区　　分	単　　位	料　　金　　額
発行手数料	１の請求書又は口座振替通知書の発行ごとに	150円 （税込価格 165円）
収納手数料	１の請求書によるＩＰ通信網サービスの料金その他の債務の支払いごとに	50円 （税込価格 55円）

第２　臨時ＩＰ通信網契約に関するもの

利用料、回線利用料、付加機能利用料、屋内配線利用料又は機器利用料

日額

そのＩＰ通信網サービスを、臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の１
備考　臨時ＩＰ通信網契約は、メニュー２に限り締結します。

第２類　手続きに関する料金

１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>⑴　手続きに関する料金の適用</td><td>手続きに関する料金は、次のとおりとします。
<table>
<tr><th>種　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>契約料</td><td>ＩＰ通信網契約（メニュー５（メニュー５－４に係るもの並びにＩＰ通信網サービスの移転及び事業者変更を伴うものを除きます。）に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>譲渡承認手数料</td><td>ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>事業者変更手数料</td><td>ＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網サービスの事業者変更（光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー５を用いて提供する電気通信サービスに移行する場合及びメニュー５に係るＩＰ通信網サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に移行する場合を除きます。）を伴うものに限ります。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑵　契約料の適用に関する特例</td><td>１　削除
２　音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種サービスの解除の通知と同時にメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、２（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。
３　音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第２種サービス（プラン２のタイプ２のメニュー１に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているもの又は別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります）に係る契約者から第２種契約の解除の通知と同時に、メニュー５―１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のものに係るＩＰ通信網サービスの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）は、２（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。</td></tr>
</table>

⑶　メニュー５－４に係る譲渡承認手数料の適用除外	２（料金額）の規定にかかわらず、メニュー５－４に係る譲渡承認手数料は適用しません。
⑷　メニュー８に係る譲渡承認手数料の適用に関する特例	当社は、２（料金額）の規定にかかわらず、メニュー８に係る手続きの態様等を勘案して、譲渡承認手数料を適用しないことがあります。
⑸　事業者変更手数料の適用	ＩＰ通信網サービスの事業者変更の実施の際現に、同時に２以上の事業者変更（当社が別に定めるものに限ります。）を行う場合は、それらの事業者変更を１の事業者変更とみなして、事業者変更手数料を適用します。

２　料金額

料　金　種　別	単　　位	料　　金　　額
契約料	１契約ごとに	800円(税込価格 880円)
譲渡承認手数料	１契約ごとに	800円(税込価格 880円)
事業者変更手数料	１契約ごとに	1,800円(税込価格 1,980円)

第２表　工事に関する費用

第１　削除

第２　工事費

１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>⑴　工事費の算定</td><td>工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、回線調整工事費、契約者回線等変更工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等に行う工事費を合計して算定します。</td></tr>
<tr><td>⑵　基本工事費の適用</td><td>ア　基本工事費について、契約者回線等変更工事、回線調整（保安器の変更（契約者回線等の終端に設置される保安器を変更することをいいます。以下同じとします。）に係るものに限ります。）、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）に関する工事費の額の合計額が29,000円（税込価格 31,900円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000円（税込価格 31,900円）を超える場合は29,000円（税込価格 31,900円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
イ　基本工事費について、回線調整を行う場合（保安器の変更のみを行う場合を除きます。）は基本額に回線調整に関する加算額を加算して適用します。
ウ　１の者からの申込み又は請求により同時に２以上の工事を施工する場合（当社が別に定める場合を除きます。以下この欄において同じとします。）は、それらの工事を１の工事とみなして、基本工事費（回線調整に関する加算額を除きます。以下この欄において同じとします。）を適用します。この場合において、それらの工事に係る基本工事費の額が異なるときは、基本工事費の額が大きいものを適用します。</td></tr>
<tr><td>⑶　交換機等工事費、回線収容部工事費、契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費の適用</td><td>ア　交換機等工事費、回線収容部工事費、契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は、次の場合に適用します。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>交換機等工事費等の適用</th></tr>
<tr><td>（ア）　交換機等工事費</td><td>ＩＰ通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>（イ）　回線収容部工事費</td><td>回線収容部において工事を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>（ウ）　契約者回線等変更工事費</td><td>メニュー４に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	要する場合に適用します。
（エ）　回線調整工事費	メニュー４に係る契約者回線等について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え（ウの場合を除きます）、ブリッジタップはずし（契約者回線等に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。）又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。
（オ）　回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。
（カ）　屋内配線工事費	次の配線の工事を要する場合に適用します。 （ア）　契約者回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 （イ）　１のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線
（キ）　機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。
（ク）　時刻指定工事費	メニュー５に係る契約者回線について、ＩＰ通信網契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にそのＩＰ通信網契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。）に当社が工事　（回線終端装置工事、機器工事、配線経路構築工事、配線保護工事、工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るものに限ります。）又はこれらの工事を当社が施工する前に契約者回線の設置場所において行う調査（当社が必要と認める場合に限ります。）に限ります。以下この欄にいて同じとします。）を行う旨の請求があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その契約者の責めに帰すべき理由により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）に適用します。ただし、当社の責めに帰すべき理由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りで

	ありません
（ケ）　配線経路構築工事費	メニュー５に係る契約者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。
（コ）　配線保護工事費	メニュー５に係る契約者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線保護の工事を要する場合に適用します。

イ　１の者からの請求により同時に２以上の工事を施工する場合は、それらの工事を１の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。

⑷　移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。
⑸　別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	次の工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、２（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。 ア　別棟との間の配線工事 イ　臨時ＩＰ通信網契約に係る配線工事
⑹　割増工事費の適用	ア　次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費（時刻指定工事費及びウに規定する加算額を除きます。）は、２（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。 （ア）（イ）、（ウ）及び（エ）以外のもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
①　午後５時から午後10時まで（１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前８時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）を含みます。）から1,000円（税込価格　1,100円）を差し引いて1.3倍を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額
②　午後10時から翌日の午前８時30分まで	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）を含みます。）から1,000円（税込価格　1,100円）を差し引いて1.6を乗じ

	た額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額

（イ） 配線経路構築工事に係るもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
① 午後５時から午後10時まで（１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前８時30分から午後10時までとします。）	配線経路構築工事費に1.3を乗じた額
② 午後10時から翌日の午前８時30分まで	配線経路構築工事費に1.6を乗じた額

（ウ） 配線保護工事に係るもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
① 午後５時から午後10時まで（１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前８時30分から午後10時までとします。）	配線保護工事費に1.3を乗じた額
② 午後10時から翌日の午前８時30分まで	配線保護工事費に1.6を乗じた額

（エ） 配線経路の調査に係るもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
① 午後５時から午後10時まで（１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前８時30分から午後10時までとします。）	工事の着手等に関する工事費（配線経路の調査に係るものに限ります。）に1.3を乗じた額
② 午後10時から翌日の午前８時30分まで	工事の着手等に関する工事費（配線経路の調査に係るものに限ります。）に1.6を乗じた額

イ 次表に規定する時間帯における指定時刻を指定する請求があった場合の時刻工事費の額は、２（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

指定時刻の時間帯	割増工事費の額
午後５時から午後９時まで	20,000円 （税込価格 22,000円）

午後10時から翌日の午前８時まで	30,000円 （税込価格 33,000円）

ウ　当社は、メニュー５に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に関する工事（その契約者回線の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が3,000円（税込価格 3,300円）であるものを除きます。）又は工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るものに限ります。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに１月２日、１月３日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社がその申出を承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、１の工事ごとに3,000円（税込価格 3,300円）を加算して適用します。

⑹の２　工事の着手等に関する工事費の適用

メニュー５（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）の契約者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に係る工事の着手等に関する工事を行うときには、次表に規定する額を適用します。

区分	工事費の適用	単　位	工事費の額
ア　配線経路の調査に係るもの	契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路の調査を行う場合に適用します。	基本額（１の工事ごとに）	13,000円 （税込価格 14,300円）
		配線経路における通線の確認に関する加算額（１の工事ごとに）	3,000円 （税込価格 3,300円）
イ　工事の結果の報告に係るもの	当社からそのＩＰ通信網契約者が指定する者へ工事の結果の報告を行う場合に適用します。	基本額（１の契約者回線の終端の場所等（１の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数は３までとします。）ごとに）	6,000円 （税込価格 6,600円）
		加算額（１の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数が３を超える１契約者回線ごとに）	1,800円 （税込価格 1,980円）

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td rowspan="3">ウ　工事の施工日の調整及び管理に係るもの</td><td rowspan="3">２を超える契約者回線の終端の場所等に係る工事の施工日の調整及び管理を行う場合に適用します。</td><td rowspan="2">（ア）（イ）以外の場合</td><td>基本額（１の契約者回線の終端の場所等（１の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数は３までとします。）ごとに</td><td>6,000円（税込価格6,600円）</td></tr>
<tr><td>加算額（１の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数が３を超える１契約者回線ごとに）</td><td>1,800円（税込価格1,980円）</td></tr>
<tr><td>（イ）　工事の施工日の変更を行う場合</td><td>１契約者回線ごとに</td><td>700円（税込価格770円）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>⑹の３　契約申込の承諾の日等に行う工事費の適用</td><td>ア　メニュー５（メニュー５－１における１Gb/sのプラン２及び当社が別に定めるものを除きます。）に係る契約者回線について、ＩＰ通信網契約者から契約申込又は工事を要する請求にあたって、その承諾を受ける日又はその翌日に工事（交換機等工事のみの場合の工事、時刻指定工事費を適用する場合の工事又は⑹欄のアに規定する場合の工事を除きます。）を行ってほしい旨の申出があった場合であって、その申出を当社が承諾したときは、その工事に関する工事費の合計額に、１の工事ごとに20,000円（税込価格22,000円）を加算して適用します。
イ　１の者からの申込み又は請求により同時に２以上の工事を施工する場合は、それらの工事を１の工事とみなして、契約申込の承諾の日等に行う工事費を適用します。
ウ　当社は、アに規定する工事を行わなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</td></tr>
<tr><td>⑺　学校に限定した工事費の割引の適用</td><td>当社は、料金表別表３に規定するところにより、学校に限定した工事費の割引を適用します。</td></tr>
<tr><td>⑻　工事費の分割支払いの適用</td><td>ア　当社は、メニュー５に係るＩＰ通信網契約者から請求があった場合は、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用から次表に定める額を減じた費用及びその契約者回線の移転に係る工事に関する費用（以下「分割対象費用」といいます。）について、23回に分割した費用（以下「分割支払金」といいます。）を適用（以下「分割支払い」といいま</td></tr>
</table>

す。）します。
　ただし、その契約者回線の設置又は移転に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が3,000円(税込価格 3,300円)である場合及び当社が別に定める場合はこの限りでありません。
　なお、分割対象費用は、基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線設備多重装置の設置又は移転に係る機器工事費、配線経路構築工事費及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）に限ります（料金表第２表第２の１⑹ウに規定する加算額は除きます。)。

区　　分		支払額
①　②及び③以外の場合	下記以外の場合	3,000円（税込価格3,300円）
	配線経路構築の工事がある場合	6,000円（税込価格6,600円）
②　料金表第２表第２の１⑹アに規定する(ア)①又は(イ)①に係る割増工事費の適用を受ける場合	下記以外の場合	3,900円（税込価格4,290円）
	配線経路構築の工事がある場合	7,800円（税込価格8,580円）
③　料金表第２表第２の１⑹アに規定する(ア)②又は(イ)②に係る割増工事費の適用を受ける場合	下記以外の場合	4,800円（税込価格5,280円）
	配線経路構築の工事がある場合	9,600円（税込価格10,560円）

（ア）　分割支払いの期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日又はそのＩＰ通信網サービスに係る契約者回線の移転があった日を含む料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から22ヶ月後の料金月までとします。
（イ）　分割支払いの期間において、そのＩＰ通信網契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合において、ＩＰ通信網契約者は分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
（注）アに規定する分割対象費用は、税込価格の合計額とします。
（注）分割支払金及び分割対象費用とならなかった費用の支払い方法については、料金表通則第６項及び第７項に準じて取り扱います。

	イ　前項の規定にかかわらず、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。 （ア）　分割支払いの請求をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 （イ）　分割支払いの請求をした者がそのＩＰ通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったＩＰ通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 （ウ）　その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。 （エ）　その他当社が不適当と判断したとき。 ウ　当社は、分割支払金の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り下げます。この場合において、当社がそのＩＰ通信網契約者へ23回目に請求する分割支払金は、分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額とします。 エ　分割支払いに係るＩＰ通信網契約者は、次のいずれかに該当するときは、当然に分割支払いに関する債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、分割対象費用から既に当社に支払われたその契約者回線に係る分割支払金の合計額を控除した費用を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。 （ア）分割支払いに係る契約者回線について、そのＩＰ通信網契約の解除（移転を伴うものを除きます。）があったとき。 （イ）次のいずれかに該当する場合であって、ＩＰ通信網契約者が分割支払金の支払いを怠るおそれがあると当社が認めたとき。 ①　自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。 ②　差押、仮差押、保差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。 ③　破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。
⑼　工事費の減額適用	当社は、２（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。
⑽　工事費の適用除外	次の工事については、２（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費は適用しません。 ア　削除 イ　ＩＰｖ６通信相手先拡張機能の利用の開始に係る工事であって、その契約者回線に関する工事と同時に施工するもの ウ　メニュー５－４に係る一時中断又は再利用に係る工事 エ　特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスに係る契約者（ルータ機能付回線接続装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のＩ型相当の端末設

備を提供されているものに限ります。）から、その特定地域向け音声利用ＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にＩＰ通信網契約（ルータ機能付回線接続装置のⅡ型若しくはⅢ型若しくは無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のⅡ型若しくはⅢ型の提供又は音声利用ＩＰ通信網サービスの提供を行うものに限ります。）の申込があり、当社がその請求を承諾した場合は、その端末設備の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費 （回線終端装置の部分に係るものに限ります。）及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については適用しません。

オ　音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種サービス（別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）又は第２種サービス（プラン２のタイプ２のメニュー１に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているもの又は別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）に係る契約者からその契約の解除の通知と同時に、メニュー５―１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のものに係るＩＰ通信網サービスの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）、その申込みに係る基本工事費及び交換機等工事費については適用しません。

　ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、ＩＰ通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合は、この限りでありません。

カ　前項において、ＩＰ通信網契約者から⑹欄に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はＩＰ通信網契約者に負担していただきます。

キ　メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１の契約者回線の態様による細目がグレード２に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１の契約者回線の態様による細目がグレード１のもの、200Mb/sのもの若しくは１Gb/sのものへの品目等の変更の請求（その請求に係る契約者回線の終端の場所が同一となるものに限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合又は音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種契約者（契約者回線の態様による細目がグレード２のものに係る者に限ります。）から、第１種契約の解除の通知と同時にメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード１のもの、200Mb/sのもの若しくは１Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）と解除の通知があった音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種

	契約者（その第１種契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその第１種契約者が指定する者とします。）が同一の者である場合に限ります。）の申込み（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となるものに限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目等の変更又はその契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費（当社が認める場合に限ります。）及び割増工事費（料金表第２表第２（６）のウに規定するものに限ります。）については適用しません。 　ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により当社がその請求又は申込みを承諾後１年以内にそのＩＰ通信網サービスの提供を開始できなかった場合は、この限りでありません。
⑾　初期契約解除に係る工事のために通常要する費用の額の算定	ＩＰ通信網契約者（メニュー５（メニュー５－４に係るものを除きます。）に係る者に限ります。）が第23条の２に規定する初期契約解除を行った場合において、第42条の２に規定するＩＰ通信網契約者が支払うべき金額のうち、電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用の額については、事業法第26条の３第３項ただし書に係る総務省令に定める金額を限度とします。

２　工事費の額

２－１　メニュー１に関するもの

利用の一時中断又は再利用に関する工事

区　　分	単　位	工事費の額
⑴　基本工事費	１の工事ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）
⑵　交換機等工事費	ＩＰ通信網サービスを利用する１のＢチャネルごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）

２－２　メニュー２に関するもの

⑴　契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、端末設備の設置若しくは移転、グループ設定機能の利用開始、区分の変更若しくは契約者回線番号の追加登録、発信者識別符号認証代行機能の利用開始若しくは区分の変更、発信契約者回線等番号受信機能の利用開始、セッション解除機能の利用、回線相互接続に関する工事又はその他契約内容の登録若しくは変更に関する工事

区　　分			単　位	工事費の額
ア　基本工事費	（ア）（イ)以外の場合		１の工事ごとに 基本額 加算額	7,500円 （税込価格 8,250円） 3,500円 （税込価格 3,850円）
	（イ）　交換機等工事のみの場合		１の工事ごとに	2,000円 （税込価格 2,200円）
イ　交換機等工事費	（ア）　契約者回線（メニュー２－１－１又はメニュー２－１－３のものであってその終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるＩＰ通信網サービス取扱所に限ります。）内とするものを除きます。）に関する工事		引込線１回線ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）
	（イ）　付加機能に関する工事	①　グループ設定機能に関する工事の場合	当社が別に定める実費	
		②　発信者識別符号認証代行機能に関する工事の場合	当社が別に定める実費	

		③　発信契約者回線等番号機能に関する工事の場合	当社が別に定める実費	
		④　セッション解除機能に関する工事の場合	当社が別に定める実費	
	（ウ）　取扱所交換設備に関する工事（（イ）の場合を除きます。）		当社が別に定める実費	
ウ　回線終端装置工事費			別に算定する実費	
エ　屋内配線工事費	（ア）　既設配線を利用しない場合	ケーブル配線以外の配線	１配線ごとに	4,800円（税込価格5,280円）
		ケーブル配線	１配線ごとに	16,300円（税込価格17,930円）
	（イ）　既設配線を利用する場合	ケーブル配線以外の配線	１配線ごとに	2,400円（税込価格2,640円）
		ケーブル配線	１配線ごとに	9,600円（税込価格10,560円）
オ　機器工事費	回線接続装置			別に算定する実費

⑵　利用の一時中断に関する工事

<table>
<tr><th colspan="4">区　　分</th><th>単　位</th><th>工事費の額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">ア　利用の一時中断の工事</td><td colspan="3">（ア）　基本工事費</td><td>１の工事ごとに</td><td>2,000円
（税込価格
2,200円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（イ）　交換機等工事費</td><td colspan="2">①　②以外の工事</td><td>１契約者回線ごとに</td><td>1,000円
（税込価格
1,100円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">②　契約者回線（その終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるＩＰ通信網サービス取扱所に限ります。）内とするものを除きます。）に関する工事</td><td>引込線１回線ごとに</td><td>1,000円
（税込価格
1,100円）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">イ　再利用の工事</td><td colspan="3">（ア）（イ）以外の工事</td><td></td><td>⑴の工事費の額と同額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（イ）　契約者回線（その終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるＩＰ通信網サービス取扱所に限ります。）内とするもの又はメニュー２－１－３における１Gb/sの品目に係るものに限ります。）及び付加機能（セッション解除機能を除きます。）に関する工事</td><td colspan="2">①　基本工事費</td><td>１の工事ごとに</td><td>2,000円
（税込価格
2,200円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②　交換機等工事費</td><td>下記以外のもの</td><td>1契約者回線ごとに</td><td>1,000円
（税込価格
1,100円）</td></tr>
<tr><td>メニュー２－１－３における１Gb/sの品目のクラス２に係るもの</td><td>１契約者回線ごとに</td><td>2,000円
（税込価格
2,200円）</td></tr>
</table>

２－３　削除

２－４　メニュー４に関するもの

⑴　契約者回線等の変更、回線調整、端末設備の設置若しくは移転、若しくは利用の一時中断若しくは再利用、同時通信可能着信先数追加機能の同時に通信を行うことが可能な着信先の数の変更、回線相互接続に関する工事又はその他契約内容の変更に関する工事

区分			単位	工事費の額
ア　基本工事費	（ア）（イ）以外の場合		１の工事ごとに 基本額 加算額 回線調整に関する加算額	 4,500円（税込価格4,950円） 3,500円（税込価格3,850円） 6,900円（税込価格7,590円）
	（イ）　交換機等工事のみの場合		１の工事ごとに	1,000円（税込価格1,100円）
イ　交換機等工事費	（ア）（イ）及び（ウ）以外の工事	①　②以外の場合	１契約者回線等ごとに	1,200円（税込価格1,320円）
		②　利用回線型サービスに係るもの	１契約者回線等ごとに	2,050円（税込価格2,255円）
	（イ）　削除		削除	削除
	（ウ）　同時通信可能着信先数追加機能に関する工事		１契約者回線等ごとに	1,000円（税込価格1,100円）
ウ　契約者回線等変更工事費			１の工事ごとに	4,600円（税込価格5,060円）
エ　回線調整工事費	（ア）　回線収容替えを行う場合		１の工事ごとに	9,600円（税込価格10,560円）
	（イ）　ブリッジタップはずしを行う場合		１の工事ごとに	10,800円（税込価格11,880円）
	（ウ）　保安器の変更を行う場合		１の工事ごとに	2,800円（税込価格3,080円）

オ　屋内配線工事費	（ア）　既設配線を利用しない場合	１配線ごとに	4,800円（税込価格5,280円）
	（イ）　既設配線を利用する場合	１配線ごとに	2,400円（税込価格2,640円）
カ　機器工事費	回線接続装置	１装置ごとに	別に算定する実費

備考
１　当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果を、そのＩＰ通信網契約者に通知します。
２　当社は、回線調整について、その実施によりＤＳＬ方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。
３　回線調整の結果、契約者回線等の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、基本工事費及び回線調整工事費は適用しません（保安器の変更に係るものを除きます。）。

⑵　利用の一時中断に関する工事

区　　分		単　位	工事費の額
ア　利用の一時中断の工事	（ア）　基本工事費	１の工事ごとに	1,000円（税込価格1,100円）
	（イ）　交換機等工事費	１契約者回線等ごとに	1,000円（税込価格1,100円）
イ　再利用の工事			⑴の工事費の額と同額

２－５　メニュー５に関するもの

⑴　契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、端末設備の設置若しくは移転、若しくは利用の一時中断若しくは再利用、同時通信可能着信先数追加機能の利用開始若しくは同時に通信を行うことが可能な着信先の数の変更、ＩＰｖ６通信機能の利用の開始、通信相手先識別符号追加機能の利用の開始若しくは通信相手先識別符号の追加、ＩＰｖ６通信相手先拡張機能の利用の開始、帯域確保機能の利用の開始、回線相互接続又はその他の契約内容の変更に関する工事

区　　分		単　位	工事費の額
ア　基本工事費	（ア）（イ）以外の場合	１の工事ごとに 基本額 加算額	 7,500円（税込価格8,250円） 3,500円（税込価格3,850円）
	（イ）　交換機等工事のみの場合	１の工事ごとに	2,000円（税込価格2,200円）
イ　交換機等工事費	（ア）（イ）及び（ウ）以外の工事	１契約者回線ごとに	1,000円（税込価格1,100円）
	（イ）　削除	削除	削除
	（ウ）　同時通信可能着信先数追加機能、ＩＰｖ６通信機能、通信相手先識別符号追加機能、ＩＰｖ６通信相手先拡張機能又は帯域確保機能に関する工事	１契約者回線ごとに	1,000円（税込価格1,100円）
ウ　回線終端装置工事費			別に算定する実費
エ　機器工事費	回線接続装置		別に算定する実費
オ　時刻指定工事費		１の指定する時刻ごとに	11,000円（税込価格12,100円）
カ　配線経路構築工事費	（ア）（イ）以外の場合	１の工事ごとに	14,000円（税込価格15,400円）
	（イ）　ＩＰ通信網契約者の申込み又は請求により、ウの工事と別日に施工する場合	１の工事ごとに	27,000円（税込価格29,700円）
キ　配線保護工事			別に算定する実費

備考　当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

⑵　利用の一時中断に関する工事

区　　分		単　位	工事費の額
ア　利用の一時中断の工事	（ア）　基本工事費	１の工事ごとに	2,000円（税込価格2,200円）
	（イ）　交換機等工事費	１契約者回線ごとに	1,000円（税込価格1,100円）
イ　再利用の工事			⑴の工事費の額と同額

２－６　削除

２－７　メニュー７に関するもの

⑴　契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、、閉域グループの設定若しくは閉域グループ内回線の追加、同報通信機能の利用開始、契約者回線等番号受信機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区分				単位	工事費の額
ア　基本工事費	（ア）（イ）以外の場合			１の工事ごとに	2,000円（税込価格2,200円）
	（イ）　メニュー７－５に係るもの	①　②以外の場合		１の工事ごとに基本額	7,500円（税込価格8,250円）
		②　交換機等工事のみの場合		１の工事ごとに基本額	2,000円（税込価格2,200円）
イ　交換機等工事費	（ア）　メニュー７－２に関する工事	①　契約者回線の設置又は移転に関する工事	100Mb/s、200Mb/s（クラス１のものに限ります。）、300Mb/s又は１Gb/sの品目に係るものの場合	１契約者回線ごとに	6,000円（税込価格6,600円）
			200Mb/s（クラス２のものに限ります。）、400Mb/s、600Mb/s又は２Gb/sの品目に係るものの場合	１契約者回線ごとに	12,000円（税込価格13,200円）
		②　品目又は細目の変更に関する工事	下記以外の場合	１契約者回線ごとに	6,000円（税込価格6,600円）
			100Mb/s、200Mb/s（クラス１のものに限ります。）、300Mb/s又は１Gb/sの品目相互間の変更に係るものの場合	１契約者回線ごとに	3,000円（税込価格3,300円）
			100Mb/s、200Mb/s（クラス１のものに限ります。）、300Mb/s又は１Gb/sのものから200Mb/s（クラス２のものに限ります。）、400Mb/s、600Mb/s又は２Gb/sのものへの変更に係るものの場合	１契約者回線ごとに	12,000円（税込価格13,200円）

		③　同報通信機能の利用開始に関する工事	100Mb/s、200Mb/s（クラス１のものに限ります。）、300Mb/s又は１Gb/sの品目に係るものの場合	１契約者回線ごとに	9,500円（税込価格10,450円）
			200Mb/s（クラス２のものに限ります。）、400Mb/s、600Mb/s又は２Gb/sの品目に係るものの場合	１契約者回線ごとに	12,000円（税込価格13,200円）
		④　契約者回線等番号受信機能に関する工事の場合	利用の開始又は通知先識別子の追加に関する工事	１契約者回線につき１の通知先識別子ごとに	19,000円（税込価格20,900円）
			通知先識別子の変更に関する工事	変更する１の通知先識別子ごとに	5,000円（税込価格5,500円）
			ＩＰ通信網契約者が契約者回線等番号等を受信するために使用するＩＰアドレスの変更に関する工事	ＩＰアドレスの変更に係る１の通知先識別子ごとに	10,000円（税込価格11,000円）
		⑤　その他契約内容の変更に関する工事			当社が別に定める実費
	（イ）　メニュー７－４に係るもの	①　契約者回線の設置に関する工事の場合		１の契約者回線ごとに	25,000円（税込価格27,500円）
		②　品目又は細目の変更の工事の場合		１の契約者回線ごとに	23,000円（税込価格25,300円）
		③　その他契約内容の変更に関する工事の場合		１の契約者回線ごとに	4,000円（税込価格4,400円）
	（ウ）　メニュー７－５に係るもの	①　②及び③以外の場合		当社が別に定める実費	
		②　利用の開始又は閉域グループ内回線の追加に関する工事の場合		１閉域グループ内回線ごとに	5,500円（税込価格6,050円）
		③　ＶＰＮ相互接続通信機能に関する工事の場合		１閉域グループ内回線ごとに	2,000円（税込価格2,200円）
ウ　機器工事費		回線接続装置		別に算定する実費	

⑵　利用の一時中断に関する工事

<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th>単　位</th><th>工事費の額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">ア　利用の一時中断の工事</td><td colspan="2">（ア）　基本工事費</td><td>１の工事ごとに</td><td>2,000円
（税込価格
2,200円）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（イ）　交換機等工事費</td><td>①　②及び③以外の場合</td><td>１契約者回線ごとに</td><td>1,000円
（税込価格
1,100円）</td></tr>
<tr><td>②　契約者回線等番号受信機能に関する工事の場合</td><td>１の通知先識別子ごとに</td><td>1,000円
（税込価格
1,100円）</td></tr>
<tr><td>③　メニュー７－５に関する工事の場合</td><td>１の工事ごとに</td><td>1,500円
（税込価格
1,650円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">イ　再利用の工事</td><td></td><td>アの工事費と同額</td></tr>
</table>

２－８　メニュー８に関するもの

⑴　メニュー８の提供の開始、品目若しくは細目の変更、契約者回線の移転、接続契約者回線の収容、端末設備の設置若しくは移転、ＶＰＮグループに係る区分の変更、ＶＰＮ相互接続通信機能の利用開始、携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

<table>
<tr><th colspan="4">区　　分</th><th>単　位</th><th>工事費の額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ア　基本工事費</td><td colspan="3">（ア）（イ）以外の場合</td><td>１の工事ごとに
基本額

加算額</td><td>7,500円
（税込価格
8,250円）
3,500円
（税込価格
3,850円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（イ）　交換機等工事のみの場合</td><td>１の工事ごとに</td><td>2,000円
（税込価格
2,200円）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">イ　交換機等工事費</td><td rowspan="6">（ア）　ＶＰＮグループに関する工事</td><td colspan="3">①　②以外の場合</td><td>１のＶＰＮグループごとに</td><td>1,000円
（税込価格
1,100円）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②　区分の変更の場合</td><td rowspan="2">契約者回線型サービスが提供されていない場合</td><td>ＶＰＮ相互接続通信機能が提供されていない場合</td><td>１のＶＰＮグループごとに</td><td>1,000円
（税込価格
1,100円）</td></tr>
<tr><td>上記以外の場合</td><td>１のＶＰＮグループごとに</td><td>4,000円
（税込価格
4,400円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上記以外の場合</td><td>ＶＰＮ相互接続通信機能が提供されていない場合</td><td>１のＶＰＮグループごとに</td><td>6,000円
（税込価格
6,600円）</td></tr>
<tr><td>上記以外の場合</td><td>１のＶＰＮグループごとに</td><td>9,000円
（税込価格
9,900円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（イ）　利用回線型サービスに関する工事</td><td>１の利用回線につき１のＶＰＮグループ利用者識別符号ごとに</td><td>1,000円
（税込価格
1,100円）</td></tr>
<tr><td>（ウ）　契約者回線型サービス</td><td colspan="2">①　そのＶＰＮグループについてＶＰＮ相互接</td><td>下記以外のとき</td><td>１の契約者回線又は１の回線収容部ごとに</td><td>5,000円
（税込価格
5,500円）</td></tr>
</table>

	に関する工事（(オ)の場合を除きます。）	続通信機能が提供されていない場合	その契約者回線の終端の場所がＩＰ通信網サービス取扱所外となるとき	１の契約者回線ごとに	6,000円（税込価格6,600円）
		②　①以外の場合	下記以外のとき	１の契約者回線又は１の回線収容部ごとに	8,000円（税込価格8,800円）
			その契約者回線の終端の場所がＩＰ通信網サービス取扱所外となるとき	１の契約者回線ごとに	9,000円（税込価格9,900円）
	（エ）　ＶＰＮ相互接続通信機能の利用の開始に関する工事			１のＶＰＮグループ番号ごとに	3,000円（税込価格3,300円）
	（オ）　その他契約内容に関する工事				当社が別に定める実費
	（カ）　携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能に関する工事	①　利用の開始に関する工事の場合	ＶＰＮ相互接続通信機能が提供されていない場合	１のＶＰＮグループごとに	1,000円（税込価格1,100円）
			上記以外の場合	１のＶＰＮグループごとに	4,000円（税込価格4,400円）
		②　①以外の場合		１のＶＰＮグループごとに	当社が別に定める実費
ウ　回線収容部工事費				１回線収容部ごとに	5,300円（税込価格5,830円）
エ　屋内配線工事費	（ア）　既設配線を利用しない場合			１配線ごとに	16,300円（税込価格17,930円）
	（イ）　既設配線を利用する場合			１配線ごとに	9,600円（税込価格10,560円）
オ　機器工事費	回線接続装置			１装置ごとに	別に算定する実費
備考　ＶＰＮ対応ルータ装置の新たな提供を行う場合は、基本工事費を適用しません。					

⑵　利用の一時中断に関する工事

区　　分		単　位	工事費の額
ア　利用の一時中断の工事	（ア）　基本工事費	１の工事ごとに	2,000円（税込価格2,200円）
	（イ）　交換機等工事費	１の工事ごとに	1,000円（税込価格1,100円）
イ　再利用の工事			アの工事費と同額

第３　線路設置費

１　適用

区　　分	内　　容
⑴　線路設置費の差額負担	ア　現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結してその場所でＩＰ通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は次のとおりとします。 　ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。 線路設置費の額（残額があるときに限ります。）＝新たに提供を受けるＩＰ通信網サービスの線路設置費の額－解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 イ　アの規定は、契約者回線が異経路となる場合には適用しません。
⑵　移転前の区域外線路の一部を使用する場合の線路設置費の適用	移転後の契約者回線の終端がＩＰ通信網サービス区域外となる場合（契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路に限り線路設置費を適用します。
⑶　契約者回線が異経路となる場合の線路設置費の額の適用	契約者回線が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。 ア　契約者回線がその収容ＩＰ通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合 （ア）　その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路 （イ）　その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域を超える地点から引込柱までの線路 イ　ア以外の場合 （ア）　その収容ＩＰ通信網サービス取扱所が所在するＩＰ通信網サービス区域（そのＩＰ通信網サービス区域に対応する電話加入区域に収容区域が設定されているときはその収容ＩＰ通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路 （イ）　その収容ＩＰ通信網サービス取扱所から所在するＩＰ通信網サービス区域を超える地点から引込柱までの線路

２　線路設置費の額

契約者回線が異経路となる場合

１契約者回線ごとに

区　　分	線路設置費の額
メニュー４に係るもの	別に算定する実費
メニュー５に係るもの	別に算定する実費
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

第３表　附帯サービスに関する料金等

第１　証明手数料

１契約ごとに　300円（税込価格 330円）

第１の２　適格請求書の発行手数料

１請求ごとに　400円（税込価格 440円）

（注）適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料その他経費（実費）が必要な場合があります。

第２　支払証明書の発行手数料

支払証明書１枚ごとに　400円（税込価格 440円）

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

第３　削除

第４　削除

料金表別表１　削除

料金表別表２　削除

料金表別表３　学校に限定した利用料金及び工事費の割引の適用

１　当社は、ＩＰ通信網契約者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、大学、幼稚園若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所（以下「学校」といいます。）の設置者であるＩＰ通信網契約者に限ります。）から、そのＩＰ通信網契約に係る契約者回線等（メニュー４又はメニュー５（メニュー５－１における200Mb/s又は１Gb/sのプラン２若しくはプラン３に係るものに限ります。）に係るものであって、その終端が学校の構内又は建物内に終端するもの（メニュー４に係る契約者回線等については、その終端の場所において、当社がメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供することが可能な場合を除くものとします。）に限ります。）について、学校に限定した利用料金の割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があった場合には、その利用料金（利用料（基本料に係る部分に限ります。）、屋内配線利用料及び機器利用料に限ります。以下この表において同じとします。）については、それぞれ第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－４（メニュー４に関する利用料金）又は２―５（メニュー５に関する利用料金）に規定する額に代えて、割引後の利用料金として契約者回線等１回線ごとに次表の⑴又⑵はの額を適用します。

この場合において、メニュー４に係る契約者回線等については、学校限定割引を適用する期間は、その割引の適用を開始した日から、その契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー５－１の200Mb/sに係るＩＰ通信網サービスの提供を行うことが可能になった日を含む年度（４月１日から翌年の３月31日までの間とします。以下同じとします。）の翌々年度の末日までの間とします。

⑴　メニュー４に関する利用料金

ア　利用料

１契約者回線又は１利用回線ごとに月額

区　　分		料　金　額
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,030円(税込価格 2,233円)
	８Mb/sのもの	2,080円(税込価格 2,288円)
	12Mb/sのもの	2,130円(税込価格 2,343円)
	24Mb/sのもの	2,180円(税込価格 2,398円)
	40Mb/sのもの	2,200円(税込価格 2,420円)
	47Mb/sのもの	2,200円(税込価格 2,420円)
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,850円(税込価格 3,135円)
	８Mb/sのもの	2,950円(税込価格 3,245円)
	12Mb/sのもの	3,050円(税込価格 3,355円)
	24Mb/sのもの	3,120円(税込価格 3,432円)
	40Mb/sのもの	3,150円(税込価格 3,465円)
	47Mb/sのもの	3,150円(税込価格 3,465円)

イ　加算額

（ア）　屋内配線利用料　　１配線ごとに月額

料　金　種　別	料　　金　　額
配線	30円(税込価格 33円)

（イ）　機器利用料　　１装置ごとに月額

料　金　種　別		料　　金　　額
回線接続装置	変復調装置（ＤＳＬモデム）	220円(税込価格 242円)
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	20円(税込価格 22円)

⑵　メニュー５に関する利用料金

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区　　分		料　　金　　額
メニュー５－１の200Mb/sのもの		3,600円(税込価格 3,960円)
メニュー５－１の１Gb/sのもの	プラン２に係るもの	28,800円(税込価格 31,680円)
	プラン３に係るもの	3,600円(税込価格 3,960円)
備考　学校限定割引を受けている契約者回線については、第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２－５－２⑵に規定する加算額は適用しません。		

２　当社は、メニュー５－１のものに係るＩＰ通信網契約者（学校限定割引を適用されている者を含みます。）からメニュー５－１の200Mb/s又は１Gb/sのプラン２若しくはプラン３のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目又は細目の変更の請求（そのＩＰ通信網サービスの品目又は細目の変更と同時に学校限定割引の適用があるものに限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

３　当社は、メニュー４のものに係るＩＰ通信網契約者（学校限定割引を適用されている者を含みます。）からＩＰ通信網契約の解除の通知と同時に、メニュー５－１の200Mb/s又は１Gb/sのプラン２若しくはプラン３のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網サービスの申込みと同時に学校限定割引の適用があるものに限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合は、その申込みに係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

４　当社は、この学校限定割引を受けているＩＰ通信網契約について、次のいずれかに該当する場合には、学校限定割引を廃止します。

⑴　ＩＰ通信網契約者が学校の設置者でなくなったとき（⑶に該当する場合を除きます。

⑵　移転等により、その契約者回線等の終端が学校の構内又は建物内でなくなったとき。

⑶　ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡があったとき。

ただし、譲受人が学校の設置者である場合で、譲渡人の同意を得て、この学校限定割引の適用の継続を申し出たときは、この限りでありません。

料金表別表４　削除

附　則

（実施期日）

１　この約款は、平成12年７月７日から実施します。

（契約に関する経過措置）

２　この約款実施の際現に、当社の「ＩＰ通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により当社とタイプ１のＩＰ通信網契約を締結している者は、この約款実施の日において、当社とこの約款に規定するＩＰ通信網契約を締結したものとみなします。

附　則（平成12年９月26日西企営第73号）

この改正規定は、平成12年９月26日から実施します。

附　則（平成12年12月12日西企営第118号）

この改正規定は、平成12年12月12日から実施します。

附　則（平成12年12月15日西企営第115号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成12年12月26日から実施します。

（契約に関する経過措置）

第２条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第１種ＩＰ通信網契約	メニュー１に係るＩＰ通信網契約

２　この改正規定実施の際現に、当社の着信用ＩＰ通信網サービス契約約款（平成12年西企営第42号。以下「旧約款」といいます。）の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第２種ＩＰ通信網契約	メニュー２に係るＩＰ通信網契約
第３種ＩＰ通信網契約	メニュー３に係るＩＰ通信網契約

３　前項の場合において、移行後の契約に係る品目及び細目等については、移行前の契約に係る品目及び細目等に相当するものとします。

（付加機能に関する経過措置）

第３条　この改正規定実施の際現に、当社が旧約款及び料金表の規定により提供している付加機能は、この改正規定実施の日において、附則第２条（契約に関する経過措置）の規定により、この改正規定の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。

（端末設備に関する経過措置）

第４条　この改正規定実施の際現に、当社が旧約款及び料金表の規定により提供している端末設備は、この改正規定実施の日において、附則第２条（契約に関する経過措置）の規定により、この改正規定の規定により当社が提供する端末設備に移行したものとします。

（基本契約期間に関する経過措置）

第５条　附則第２条（契約に関する移行措置）の規定により、旧約款及び料金表に規定する第２種ＩＰ通信網サービス又は第３種ＩＰ通信網サービスに係る契約（以下、この条において「旧約款による契約」といいます。）から移行したＩＰ通信網契約の基本契約期間は、この約款の規定にかかわらず、改正前の約款による契約によりサービスの提供を開始した日から起算して１年間とします。

（料金等の支払い等に関する経過措置）
第６条　この改正規定実施前に、ＩＰ通信網サービス契約約款又は旧約款の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（損害賠償に関する経過措置）
第７条　この改正規定実施前に、ＩＰ通信網サービス契約約款又は旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）
第８条　この改正規定実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中これに相当する規定があるときは、この改正規定に基づいて行ったものとみなします。
２　この改正規定実施の際現に、旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、この改正規定中これに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附　則（平成12年12月18日西企営第124号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成13年１月１日から実施します。
２　削除
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年１月19日西企営第137号）

この改正規定は、平成13年１月19日から実施し、改正後の規定は、平成13年１月６日から適用します。

附　則（平成13年１月30日西企営第136号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成13年２月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、メニュー１に関する利用料金に関する部分については平成13年３月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により回線終端装置を設置しているメニュー４に係る契約者回線等については、この改正規定実施の日に、改正後の規定による回線接続装置を設置している契約者回線等に移行したものとみなします。
３　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年２月22日西企営第150号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成13年３月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー２に係る ＩＰ通信網契約	メニュー２におけるＡＴＭ方式以外のものに係る ＩＰ通信網契約

附　則（平成13年３月23日西企営第156号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年６月25日西企営第30号）

この改正規定は、平成13年７月２日から実施します。

附　則（平成13年６月28日西企営第34号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年８月１日から実施します。

ただし、メニュー１に関する利用料金及びメニュー４に関する利用料金に関する部分については、平成13年７月16日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の日の前日に、「光・ＩＰ通信網サービス」の試験サービス（以下「試験サービス」といいます。）に関する契約約款（以下「試験約款」といいます。）に規定するプラン１（タイプ２に係るものを除きます。）に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー５－１に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）、又は試験約款に規定するプラン２に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる契約料は適用しません。

４　この改正規定実施の日の前日に、試験約款に規定するプラン１（タイプ２に係るものを除きます。）に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー５－１に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）、又は試験約款に規定するプラン２に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる工事費は適用しません。

附　則（平成13年８月９日西企営第55号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年８月20日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年９月３日西企営第67号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年11月１日から実施します。

ただし、料金表第１表第１類第１の２（料金額）の２－５－１の備考の規定については、平成13年９月10日から実施します。

この場合において、平成13年９月10日から平成13年10月31日の間については、メニ

ュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン２に係るものについては、メニュー５－１の100Mb/sのものとみなして適用します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー５－１の100Mb/sのものに係るＩＰ通信網契約	メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン２に係るＩＰ通信網契約

３　平成13年９月10日までにメニュー５に係る契約の申込みを行った者にあっては、この改正規定中料金表第１表第１類第１の２（料金額）の２－５－１の備考の規定について、平成13年10月31日までは適用しません。

附　則（平成13年９月17日西企営第70号）

この改正規定は、平成13年９月17日から実施します。

附　則（平成13年９月17日西企営第63号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年９月17日西企営第21号）

この改正規定は、平成13年10月１日から実施します。

附　則（平成13年11月７日西企営第95号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年11月14日から実施します。

ただし、別記13に係る部分については平成13年11月26日、メニュー４に係る部分については、平成13年12月25日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー２におけるＡＴＭ方式以外のものに係るＩＰ通信網契約	メニュー２におけるメニュー２－１に係るＩＰ通信網契約
メニュー２におけるＡＴＭ方式のものに係るＩＰ通信網契約	メニュー２におけるメニュー２－２に係るＩＰ通信網契約
メニュー３に係るＩＰ通信網契約	メニュー２におけるメニュー２－３に係るＩＰ通信網契約
メニュー４に係るＩＰ通信網契約	メニュー４における品目が1.5Mb/sのものに係るＩＰ通信網契約

附　則（平成13年10月25日西企営第87号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー５－２に係るＩＰ通信網契約	メニュー５－２の100Mb/sのものにおけるプラン１のものに係るＩＰ通信網契約

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定の実施の際現に、改正前の規定によりメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約を締結している者は、この改正規定実施の日までに、そのＩＰ通信網契約者の属する契約者グループに係る代表者を指定していただきます。

附　則（平成13年12月18日西企営第109号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年１月１日から実施します。

ただし、メニュー２－３における１Gb/sの品目に係る部分については平成14年１月７日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附　則（平成14年２月20日西企営第126号）

この改正規定は、平成14年３月１日から実施します。

附　則（平成14年３月25日西企営第145号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により、メニュー５－２の100Mb/sの品目のプラン１のものに係る契約者グループにおいて代表者であった者は、この改正規定実施の日において代表者でなくなるものとします。

附　則（平成14年４月９日西企営第５号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年４月16日より実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年４月24日西企営第10号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５の配線設備多重装置	メニュー５の配線設備多重装置のうちＩ型のもの

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年５月14日西企営第13号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年９月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年６月13日西企営第22号）

この改正規定は、平成14年７月１日から実施します。

附　則（平成14年６月20日西企営第24号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成14年７月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施の際現に、２以上の契約者回線（メニュー３の同一の品目及び細目に係るものであって、その終端の場所が同一であるものに限ります。以下この項において「当該契約者回線」といいます。）に係るＩＰ通信網契約を締結しているＩＰ通信網契約者が、それぞれの当該契約者回線について、品目の変更及びＩＰ通信網契約の解除の請求を同時に行い、当社がその請求を承諾した場合であって、その変更後の契約者回線の品目に係る符号の容量がその変更前の当該契約者回線の品目に係る符号の容量の合計以上となる場合の利用料金については、第１表第１類第１の１（適用）の⑶の規定は適用しません。

附　則（平成14年６月21日西企営第27号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成14年７月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年７月22日西企営第37号）

この改正規定は、平成14年８月１日から実施します。

附　則（平成14年８月22日西企営第46号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成14年９月２日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
３　この改正規定実施前に、メニュー４に係るＩＰ通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更の請求があった場合は、そのＩＰ通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更に係る料金その他の債務の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年９月９日西企営第53号）

この改正規定は、平成14年11月１日から実施します。

附　則（平成14年９月24日西企営第60号）

この改正規定は、平成14年10月１日から実施します。

附　則（平成14年10月24日西企営第77号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成14年11月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　平成14年11月１日から平成15年１月31日までの間にメニュー４（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るＩＰ通

信網契約の申込み又はメニュー４（品目が12Mb/sのものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者からメニュー４の品目が12Mb/sのものへの品目の変更の請求があり、当社がそれぞれその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成15年４月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から平成15年４月30日までの間のそのＩＰ通信網サービスの利用料について、料金表第１表第１類第１の２（料金額）２－４－１（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表別表１の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

利用料　　１契約者回線又は１利用回線ごとに月額

区分		料金額
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,300円
	８Mb/sのもの	2,300円
	12Mb/sのもの	2,000円
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	3,950円
	８Mb/sのもの	3,950円
	12Mb/sのもの	3,650円

附　則（平成14年12月25日西企営第96号）

この改正規定は、平成14年12月26日から実施します。

附　則（平成14年12月17日西企営第91号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年１月１日から実施します。

（その他）

２　西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の３（経過措置）中「平成14年11月１日から平成14年12月31日までの間に」を「平成14年11月１日から平成15年１月31日までの間に」に、同項中「平成15年３月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から平成15年３月31日までの間の」を「平成15年４月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から平成15年４月30日までの間の」に改めます。

附　則（平成15年１月17日西企営第104号）

この改正規定は、平成15年１月24日から実施します。

附　則（平成15年１月31日西企営第111号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

（その他）

４　西企営第124号（平成12年12月18日）の附則第２条（学校に限定した利用料の割引に関する経過措置）を「２　削除」に改めます。

附　則（平成15年２月４日西企営第116号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年３月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年２月20日西企営第120号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成15年３月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年２月21日西企営第119号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成15年３月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成15年３月１日から平成15年５月31日までの間にメニュー４（利用回線型サービスに係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年10月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月（暦月とします。以下この附則において同じとします。）の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料については適用しません。
３　前項の規定の適用を受けている期間は、料金表別表１の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
４　平成15年５月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン２及びプラン３に係るもの並びにメニュー５－２に係るものに限ります。以下この項において同じとします。）に係るＩＰ通信網契約（料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。以下この項において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年３月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５－１（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。
　ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき事由により平成15年11月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区分			料金額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン２に係るもの	6,000円
		プラン３に係るもの	1,300円
メニュー５－２に係るもの	100Mb/sのもの	プラン１に係るもの	500円
		プラン２に係るもの	０円

５　平成15年３月１日から平成15年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成15年10月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。
６　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年２月25日西企営第117号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年３月４日から実施します。

ただし、閉域グループ内通信機能に係る部分については平成15年３月６日から、メニュー３に係る部分については平成15年３月７日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されているものとみなして取扱います。

メニュー２に係るＩＰ通信網サービス	メニュー２のプラン１のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー３に係るＩＰ通信網サービス	メニュー３のプラン１のものに係るＩＰ通信網サービス

３　この改正規定実施の日から平成15年12月31日までの間に、当社が別に定める区域においてメニュー３のプラン１のものに係るＩＰ通信網契約の解除があった場合であって、その解除の日において、そのＩＰ通信網契約者がメニュー３のプラン２のものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目に係る符号の容量が、その解除があったＩＰ通信網サービスの品目に係る符号の容量を超えるもの又はその解除があったＩＰ通信網サービスの品目に係る符号の容量と同一であるものに限ります。）を提供されている場合（その解除に係るＩＰ通信網契約がメニュー３のタイプ２のものであって、提供されているそのＩＰ通信網サービスがメニュー３のタイプ１のものである場合を除きます。）の利用料金については、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑶の規定は適用しません。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　削除

附　則（平成15年３月11日西企営第128号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年３月19日から実施します。

ただし、簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置に関する部分については、平成15年３月24日から実施します。

（経過措置）

２　西企営第111号（平成15年１月31日）の附則第３項（経過措置）中「料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「料金のうち端末設備に係るものは次表に定める額とし、その他の料金及びその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改め、同附則第３項に次の表を加えます。

機器利用料　　１装置ごとに月額

区分		料金額
回線接続装置	ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応ブロードバンドルータ）	380円 （税込価格 399円）
	簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応電話機アダプタ）	380円 （税込価格 399円）
	備考　ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供するＩＰ電話サービスの利用が可能なものとします。	

附　則（平成15年４月17日西企営第６号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年４月24日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー３に係るＩＰ通信網サービス	メニュー３－１に係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成15年４月21日西企営第11号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年４月30日から実施します。

（その他）

２　西企営第119号（平成15年２月21日）の附則の２（経過措置）中「平成15年３月１日から平成15年４月30日までの間に」を「平成15年３月１日から平成15年５月31日までの間に」に、同附則の４（経過措置）中「平成15年４月30日までの間に」を「平成15年５月31日までの間に」に、同附則の５（経過措置）中「平成15年３月１日から平成15年４月30日までの間に」を「平成15年３月１日から平成15年５月31日までの間に」に改めます。

附　則（平成15年４月24日西企営第14号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年５月１日より実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年５月23日西企営第22号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成15年６月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成15年６月１日から平成15年９月30日までの間にメニュー４（利用回線型サービスに係るものに限ります。以下この条及び第３条において同じとします。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月（暦月とします。以下この附則において同じとします。）の末日までのそのＩＰ通信網サービスに係る利用料（料金表第１表第１類第１の２－４－１に規定する額とします。）については適用しません。

第３条　平成15年６月１日から平成15年９月30日までの間にメニュー４の1.5Mb/s又は８Mb/sの品目に係るＩＰ通信網契約者から12Mb/sの品目のもの（料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がその品目の変更を行った場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日からその翌月（暦月とします。）の末日までのそのＩＰ通信網サービスに係る利用料（料金表第１表第１類第１の２－４－１に規定する額とします。）については適用しません。

第４条　第２条及び第３条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表１の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第５条　平成15年６月１日から平成15年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン２及びプラン３に係るもの並びにメニュー５－２に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表１に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。以下この条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成15年12月29日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合又はこの附則の第６条の規定に該当する場合は、この限りでありません。

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区分			料金額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン２に係るもの	6,000円 （税込価格 6,300円）
		プラン３に係るもの	1,300円 （税込価格 1,365円）
メニュー５－２に係るもの	100Mb/sのもの	プラン１に係るもの	０円
		プラン２に係るもの	０円

第６条　平成15年６月１日から平成15年９月30日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン３に係るもの（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。以下この条において同じとします。）に係る３以上のＩＰ通信網契約（それらのＩＰ通信網契約に係るＩＰ通信網契約者となる者がすべて異なる場合であって、それらのＩＰ通信網契約に係る契約者回線の設置場所がすべて異なる場合に限ります。以下この条において「ＩＰ通信網契約グループ」といいます。）の申込みを代表者（そのＩＰ通信網契約グループに係るすべてのＩＰ通信網契約者となる者の同意に基づき、そのＩＰ通信網契約グループに係るすべてのＩＰ通信網契約の申込みを代表して行う者とします。）が行い、当社がそのＩＰ通信網契約グループに係るすべての申込みを承諾した場合は、この附則の第５条の規定にかかわらず、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５－１（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、当社が平成15年12月28日までにそのＩＰ通信網契約グループにおいて設置した契約者回線の数（そのＩＰ通信網契約グループにおけるＩＰ通信網契約者の責めによらない理由により当社が平成15年12月28日までに設置することができなかった契約者回線の数を含みます。）が３以上とならなかった場合又はそのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成15年12月29日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区分			料金額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン３に係るもの	500円 （税込価格 525円）

第７条　平成15年６月１日から平成15年９月30日までの間にＩＰ通信網契約者から請求

があり、平成15年12月28日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

第８条　平成15年６月１日から平成15年９月30日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成15年12月28日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

第９条　第７条又は第８条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係る契約者回線等の設置の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第10条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年６月４日西企営第27号）

この改正規定は、平成15年６月５日から実施します。

附　則（平成15年６月５日西企営第28号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年６月12日から実施します。

ただし、別記１に係る部分については、平成15年６月23日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー３－１のプラン２のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー３－１のものに係るＩＰ通信網サービス

３　削除

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

５　西企営第117号（平成15年２月25日）の附則の５（経過措置）を削除します。

附　則（平成15年７月３日西企営第35号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年７月11日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー４に係るＩＰ通信網サービス	メニュー４のタイプ１のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー５－１に係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－１のタイプ１のものに係るＩＰ通信網サービス

（その他）

３　西企営第22号（平成15年５月23日）の附則第５条（経過措置）中「そのＩＰ通信網契約に係る利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５－１（利用料）に規定する額に代えて、」を「そのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、」に改めます。

附　則（平成15年７月15日西企営第41号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年７月15日から実施します。

（経過措置）

２　平成15年７月15日から平成15年９月30日までの間にメニュー４の24Mb/sの品目のもの（利用回線型サービスに係るものに限ります。この項及び次項において同じとします。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月（暦月とします。以下この附則において同じとします。）の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（料金表第１表第１類第１の２－４－１に規定する額とします。）については適用しません。

３　平成15年７月15日から平成15年９月30日までの間にメニュー４の1.5Mb/s、８Mb/sの品目又は12Mb/sの品目に係るＩＰ通信網契約者から24Mb/sの品目のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がその品目の変更を行った場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日からその翌月（暦月とします。）の末日までのそのＩＰ通信網サービスに係る利用料（料金表第１表第１類第１の２－４－１に規定する額とします。）については適用しません。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年７月24日西企営第46号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年７月31日から実施します。

（その他）

２　西企営第22号（平成15年５月23日）の附則第２条（経過措置）中「平成15年６月１日から平成15年７月31日までの間に」を「平成15年６月１日から平成15年９月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同附則第３条（経過措置）中「平成15年６月１日から平成15年７月31日までの間に」を「平成15年６月１日から平成15年９月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同条中「そのＩＰ通信網契約に係る利用料」を「そのＩＰ通信網サービスに係る利用料」に、同附則第５条（経過措置）中「平成15年６月１日から平成15年７月31日までの間に」を「平成15年６月１日から平成15年９月30日までの間に」に、同条中「平成15年11月１日以降の日」を「平成15年12月29日以降の日」に、同附則第６条（経過措置）中「平成15年６月１日から平成15年７月31日までの間に」を「平成15年６月１日から平成15年９月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までにそのＩＰ通信網契約グループにおいて」を「平成15年12月28日までにそのＩＰ通信網契約グループにおいて」に、同条中「平成15年10月31日までに設置することができなかった」を「平成15年12月28日までに設置することができなかった」に、同条中「平成15年11月１日以降の日」を「平成15年12月29日以降の日」に、同附則第７条（経過措置）中「平成15年６月１日から平成15年７月31日までの間に」を「平成15年６月１日から平成15年９月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同附則第８条（経過措置）中「平成15年６月１日から平成15年７月31日までの間に」を「平成15年６月１日から平成15年９月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に改めます。

３　西企営第41号（平成15年７月15日）の附則の２（経過措置）中「平成15年７月15日から平成15年７月31日までの間に」を「平成15年７月15日から平成15年９月30日までの間に」に、同項中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同附則の３（経過措置）中「平成15年７月15日から平成15年７月31日までの間に」を

「平成15年７月15日から平成15年９月30日までの間に」に、同項中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同項中「そのＩＰ通信網契約に係る利用料」を「そのＩＰ通信網サービスに係る利用料」に改めます。

附　則（平成15年９月24日西企営第62号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成15年10月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成15年10月１日から平成15年12月31日までの間にメニュー４（契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの及び料金表別表１に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年３月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して３ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）　　１利用回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー４に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	８Mb/s、12Mb/s又は24Mb/sのもの	０円

第３条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー４の1.5Mb/sの品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第４条　平成15年10月１日から平成15年12月31日までの間にメニュー４（利用回線型サービスに係るものに限ります。）の1.5Mb/s、８Mb/s又は12Mb/sの品目に係るＩＰ通信網契約者（その品目変更前の品目に係るＩＰ通信網サービスを、平成14年12月31日以前の日からその品目変更後の契約者回線の設置場所と同一の設置場所において利用している者に限ります。）から24Mb/sの品目のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年３月31日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日からその翌月の末日までの間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）　　１利用回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー４に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	24Mb/sのもの	０円

第５条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、24Mb/sの品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第６条　この附則の第２条から第５条までの規定の適用を受けている期間は、料金表別表１の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第７条　平成15年10月１日から平成15年12月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン３に係るもの又はメニュー５－２に係るものであって、料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないもの

に限ります。以下この条において同じとします。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して２ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成16年４月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料（基本料）　　１契約者回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン３に係るもの	500円 （税込価格 525円）
メニュー５－２に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの		０円

第８条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の100Mb/sのものであってプラン１又はプラン２のものへの細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその細目の変更があった日の前日までの間とします。

第９条　平成15年10月１日から平成15年12月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成16年３月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して３ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第10条　平成15年10月１日から平成15年12月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成16年３月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して３ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第11条　前２条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係る契約者回線等の設置の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第12条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年９月25日西企営第65号）　　削除

附　則（平成15年10月24日西企営第77号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年11月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー５－２に係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－２のタイプ１のものに係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成15年10月22日西企営第76号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年11月４日から実施します。

（経過措置）

２　平成15年11月４日から平成15年12月31日までの間にメニュー６に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年３月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して３ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（料金表第１表第１類第１の２－６に規定する額とします。）については適用しません。

附　則（平成15年11月４日西企営第79号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年11月26日から実施します。

（経過措置）

２　西企営第62号（平成15年９月24日）の附則第７条（経過措置）の表中「メニュー５－２に係るもの」の欄の右欄「100Mb/sのもの」を「100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの」に改めます。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附　則（平成15年11月21日西企営第87号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年11月30日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　西企営第65号（平成15年９月25日）の附則の２（経過措置）のただし書き中「又は同附則第８条の規定を適用することとなる場合」を「、同附則第８条の規定を適用することとなる場合又は料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引若しくは料金表別表４に規定する多回線長期継続利用型割引を適用することとなる場合」に、同附則の３（経過措置）のただし書き中「又は同附則第８条の規定を適用することとなる場合」を「、同附則第８条の規定を適用することとなる場合又は料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引若しくは料金表別表４に規定する多回線長期継続利用型割引を適用することとなる場合」に改めます。

附　則（平成15年12月16日西企営91号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成16年１月１日から実施します。

ただし、メニュー４の40Mb/sの品目に係る部分については平成16年１月７日から、料金表第１表第１類第１の２－４－１⑴（基本料）の表中24Mb/sの品目に係る部分については平成16年２月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成16年１月１日から平成16年３月31日までの間にメニュー４（契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの又は料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年９月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して３ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）　　１利用回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー４に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	８Mb/s、12Mb/s、24Mb/s又は40Mb/sのもの	０円

第３条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー４の1.5Mb/sの品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第４条　平成16年１月１日から平成16年３月31日までの間に、メニュー４（利用回線型サービスに係るものに限ります。）の24Mb/s又は40Mb/sの品目への品目の変更の請求（その品目変更前の品目に係るＩＰ通信網サービスを、平成15年３月31日以前の日からその品目変更後の契約者回線の設置場所と同一の設置場所において利用しているＩＰ通信網契約者に係るものに限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年９月30日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日からその翌月の末日までの間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）　　１利用回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー４に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	24Mb/s又は40Mb/sのもの	０円

第５条　第２条の場合において、平成16年１月１日から平成16年３月31日までの間にメニュー４の24Mb/sの品目に係るＩＰ通信網契約者から40Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年９月30日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日から起算して１ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、第２条の規定による利用料の適用を受けている期間内にその品目の変更を行った場合は、第２条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

利用料（基本料）　　１利用回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー４に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	40Mb/sのもの	０円

第６条　第４条又は第５条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更（メニュー４の24Mb/sの品目から40Mb/sの品目への変更を除きます。）があった場合は、第４条又は第５条に規定する利用料を適用する期間は、その変更前の品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第７条　この附則の第２条から第６条までの規定の適用を受けている期間は、料金表別表１に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第８条　平成16年１月１日から平成16年３月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン３に係るもの又はメニュー５－２に係るものであって、料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないもの

に限ります。以下この条において同じとします。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して２ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成16年10月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料（基本料）　　１契約者回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン３に係るもの	500円 （税込価格 525円）
メニュー５－２に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの		０円

第９条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の100Mb/sのものであってプラン１又はプラン２のものへの細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその細目の変更があった日の前日までの間とします。

第10条から第14条まで　削除

第15条　平成16年１月１日から平成16年３月31日までの間にメニュー６に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年９月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して３ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（料金表第１表第１類第１の２－６に規定する額とします。）については適用しません。

第16条　平成16年１月１日から平成16年３月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成16年9月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して３ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第17条　平成16年１月１日から平成16年３月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成16年９月30日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して３ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第18条　前２条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー１、メニュー４又はメニュー５の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第19条　当社は、この附則の第２条、第４条、第５条若しくは第８条の規定、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の３の規定、西企営第119号（平成15年２月21日）の附則の２若しくは４の規定、西企営第22号（平成15年５月23日）の附則第２条、第３条、第５条若しくは第６条の規定、西企営第41号（平成15年７月15日）の附則の２若しくは３の規定、又は西企営第62号（平成15年９月24日）の附則第２条、第４条若しくは第７条の規定の適用を受けた者が、メニュー４又はメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るＩＰ通信網契約の申込みを平成16年１月１日から平成16年３月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第２条、第５条、第８条、第10条及び第11条の規定を適用しません。

第20条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年12月26日西企営第100号）

この改正規定は、平成16年１月15日から実施します。

附　則（平成16年１月23日西企営第108号）

この改正規定は、平成16年１月26日から実施します。

附　則（平成16年２月９日西企営第116号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成16年２月16日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成16年２月16日から平成16年12月31日までの間にメニュー４の利用回線型サービスのうち1.5Mb/sの品目のもの（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年５月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）　　１利用回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー４に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	1,800円 （税込価格 1,890円）

第３条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置若しくは無線ＬＡＮ対応型変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間（変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置については平成16年４月１日以降の前条に規定する利用料を適用する期間とします。）における機器利用料（１利用回線につき１装置の変復調装置、変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置若しくは無線ＬＡＮ対応型変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置及び１装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－２⑵イ（ア）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

料　金　種　別			料　金　額
回線接続装置	変復調装置（ＡＤＳＬモデム）		０円
	変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応ＡＤＳＬモデム内蔵ルータ）		０円
	無線ＬＡＮ対応型変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（無線ＬＡＮ機能付きＩＰ電話サービス対応ＡＤＳＬモデム内蔵ルータ）	基本装置	０円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）		０円

第４条　この附則の第２条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、第２条及び前条に規定する利用料金を適用する期間は、提供開始日からその品目変更があった日の前日までの間とします。

第５条　この附則の第２条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表１に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第６条　当社は、この附則の第２条の規定、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の３の規定、西企営第119号（平成15年２月21日）の附則の２の規定、西企営第22号（平成15年５月23日）の附則第２条若しくは第３条の規定、西企営第41号（平成15年７月15日）の附則の２若しくは３の規定、西企営第62号（平成15年９月24日）の附則第２条若しくは第４条の規定、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第２条、第４条若しくは第５条の規定、西企営第141号（平成16年３月25日）の附則第２条若しくは第５条の規定又は西企営第40号（平成16年８月24日）の附則第３条若しくは第６条の規定の適用を受けた者が、メニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、メニュー４の利用回線型サービスのうち1.5Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約の申込みを平成16年２月16日から平成16年12月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第２条及び第３条の規定を適用しません。

第７条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年２月12日西企営第117号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年２月19日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー２－３の１Gb/sの品目に係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－３の１Gb/sの品目であって保守の態様による細目がクラス１のものに係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成16年３月11日西企営第124号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　前項の適用を受けているＩＰ通信網契約者によるＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー４又はメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあった場合は、当社は、新たに提供するＩＰ通信網サービスに係る利用料金について、前項を適用します。

４　料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄の表の左欄若しくは⑼欄のアの表の左欄又はこの附則の第２項の表の左欄に規定する期間において、西企営第119号（平成15年２月21日）の附則第４項、西企営第22号（平成15年５月23日）の附則第５条若しくは第６条、西企営第62号（平成15年９月24日）の附則第２条、第４条若しくは第７条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第２条、第４条、第５条若しくは第８条、西企営第116号（平成16年２月９日）の附則第２条、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第２条、西企営第17号（平成17年５月20日）の附則の２の規定又は西企営第88号（平成18年１月25日）の附則第４条の規定の適用を受けている場合は、同表の右欄に規定する減額は適用しません。

５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

６　西企営第65号（平成15年９月25日）の附則並びに西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第10条から第14条をそれぞれ次のように改めます。

附　則（平成15年９月25日西企営第65号）　削除

附　則（平成15年12月16日西企営第91号）

第10条から第14条まで　削除

７　西企営第77号（平成14年10月24日）の附則、西企営第119号（平成15年２月21日）の附則、西企営第22号（平成15年５月23日）の附則及び西企営第62号（平成15年９月24日）の附則中「料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑽」を「料金表別表３」に、同附則中「料金表第１表第１類第１の１⑻」を「料金表別表１」に、同附則中「料金表第１表第１類第１の１⑽」を「料金表別表３」に改めます。

附　則（平成16年３月25日西企営第141号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成16年４月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成16年４月１日から平成16年８月31日までの間にメニュー４（契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの又は料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して３ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）　　１利用回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー４に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	８Mb/s、12Mb/s、24Mb/s又は40Mb/sのもの	０円

第３条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（１利用回線につき１装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び１装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－２⑵イ（ア）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

料　金　種　別		料　金　額
回線接続装置	変復調装置（ＡＤＳＬモデム）	０円
	変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応ＡＤＳＬモデム内蔵ルータ）	０円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	０円

第４条　第２条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー４の1.5Mb/sの品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前２条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第５条　第２条の場合又は平成16年４月１日から平成16年８月31日までの間に西企営第116号（平成16年２月９日）の附則第２条の適用を受けた場合において、平成16年４月１日から平成16年８月31日までの間にメニュー４の40Mb/s若しくは47Mb/sの品目以外の品目に係るＩＰ通信網契約者から40Mb/s若しくは47Mb/sの品目への品目の変更又は40Mb/sの品目から47Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日から起算して１ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、第２条の規定による利用料の適用を受けている期間内にその品目の変更を行った場合は、第２条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

利用料（基本料）　　１利用回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー４に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	40Mb/s 又 は 47Mb/sのもの	０円

第６条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（１利用回線につき１装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び１装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－２⑵イ（ア）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

料　金　種　別		料　金　額
回線接続装置	変復調装置（ＡＤＳＬモデム）	０円
	変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応ＡＤＳＬモデム内蔵ルータ）	０円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	０円

第７条　第５条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、前２条に規定する利用料を適用する期間は、その変更前の品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第８条　前６条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表１に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第９条　平成16年４月１日から平成16年８月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン３に係るもの又はメニュー５－２に係るものであって、料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この条において同じとします。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して１ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成17年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

ん。

利用料（基本料）　　１契約者回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン３に係るもの	０円
メニュー５－２に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの		０円

第10条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の100Mb/sのものであってプラン１又はプラン２のものへの細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその細目の変更があった日の前日までの間とします。

第11条　平成16年４月１日から平成16年７月31日までの間にメニュー４の24Mb/s若しくは40Mb/sの品目のもの又はメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン３に係るもの又はメニュー５－２に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の終端の場所に、契約申込があった日において年齢が満60歳以上である者又は契約申込があった日において学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、専門学校若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校に就学している者が居住している旨の申し出があった場合（当社がその事実を確認できた場合に限ります。）は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日からその開始した日を含む料金月の初日から起算して１年後の日までの期間におけるそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料の部分とします。）について、メニュー４に係るものについては料金表第１表第１類第１の２－４－１⑴に規定する額に0.05を乗じて得た額、メニュー５に係るものについては料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に0.05を乗じて得た額を割り引いて適用します。

ただし、第２条若しくは第５条に規定する利用料の適用を受けている期間内にメニュー４の1.5Mb/s、８Mb/s若しくは12Mb/sの品目のものへの品目の変更があった場合、前条の規定を適用する場合、料金表第１表第１類第１の１⑼欄の規定を適用する場合又は料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引若しくは料金表別表４に規定する多回線長期継続利用型割引を適用する場合については、この限りでありません。

（注）当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

第12条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更又はＩＰ通信網サービス利用権の譲渡があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更又は譲渡があった日の前日までの間とします。

ただし、その変更がメニュー４又はメニュー５－２における細目間に係るものである場合は、この限りでありません。

第13条　第11条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、料金表別表１に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用する場合については、第10条の規定による利用料の適用を受けた後の額に優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用することとします。

第14条　平成16年４月１日から平成16年７月31日までの間にメニュー６に係るＩＰ 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年10月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して３ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（料金表第１表第１類第１の２－６に規定する額とします。）については適用しませ

ん。

第15条　平成16年４月１日から平成16年７月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成16年10月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して３ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第16条　平成16年４月１日から平成16年７月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成16年10月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して３ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第17条　前２条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー１、メニュー４又はメニュー５の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第18条　当社は、この附則の第２条、第５条若しくは第９条の規定、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の３の規定、西企営第119号（平成15年２月21日）の附則の２若しくは４の規定、西企営第22号（平成15年５月23日）の附則第２条、第３条、第５条若しくは第６条の規定、西企営第41号（平成15年７月15日）の附則の２若しくは３の規定、西企営第62号（平成15年９月24日）の附則第２条、第４条若しくは第７条の規定、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第２条、第４条、第５条若しくは第８条の規定又は西企営第116号（平成16年２月９日）の附則第２条の適用を受けた者が、メニュー４又はメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るＩＰ通信網契約の申込みを平成16年４月１日から平成16年７月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第２条、第５条、第９条及び第11条の規定を適用しません。

第19条　西企営第116号（平成16年２月９日）の附則第３条を次のように改めます。

附　則（平成16年２月９日西企営第116号）

第３条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間（変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置については平成16年４月１日以降の前条に規定する利用料を適用する期間とします。）における機器利用料（１利用回線につき１装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び１装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－２⑵イ（ア）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

料　金　種　別		料　金　額
回線接続装置	変復調装置（ＡＤＳＬモデム）	０円
	変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応ＡＤＳＬモデム内蔵ルータ）	０円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	０円

第20条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年３月31日西企営第134号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年４月１日から実施します。

（その他）

２　西企営第111号（平成15年１月31日）の附則第３項の表を次表に改めます。

機器利用料　　１装置ごとに月額

区分		料金額
回線接続装置	ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応ブロードバンドルータ）	380円 （税込価格 399円）
	簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応電話機アダプタ）	380円 （税込価格 399円）
	備考　ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供するＩＰ電話サービスの利用が可能なものとします。	

３　西企営第22号（平成15年５月23日）の附則第５条の表及び同附則第６条の表をそれぞれ次表に改めます。

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区分			料金額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン２に係るもの	6,000円 （税込価格 6,300円）
		プラン３に係るもの	1,300円 （税込価格 1,365円）
メニュー５－２に係るもの	100Mb/sのもの	プラン１に係るもの	０円
		プラン２に係るもの	０円

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区分			料金額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン３に係るもの	500円 （税込価格 525円）

４　西企営第62号（平成15年９月24日）の附則第７条の表を次表に改めます。

利用料（基本料）　　１契約者回線ごとに月額

区分			料金額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン３に係るもの	500円 （税込価格 525円）
メニュー５－２に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの		０円

５　西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第８条の表を次表に改めます。

利用料（基本料）　　１契約者回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン３に係るもの	500円 （税込価格 525円）
メニュー５－２に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの		０円

６　西企営第116号（平成16年２月９日）の附則第２条の表を次表に改めます。

利用料（基本料）　　１利用回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー４に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	1,800円 （税込価格 1,890円）

附　則（平成16年４月２日西企営第１号）

この改正規定は、平成16年４月５日から実施します。

附　則（平成16年４月23日西企営第11号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年４月30日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されているものとみなして取り扱います。

メニュー５の配線設備多重装置のうちⅡ型のもの	メニュー５の配線設備多重装置

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５の回線接続装置のうち配線設備多重装置のⅠ型に係るものに関する機器利用料（基本料に係るものに限ります。）については次表に定める額とし、工事費（割増工事費の適用に限ります。）については料金表第２表第２（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

機器利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

区　　分			料　金　額
回線接続装置	配線設備多重装置（契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置されるものであって、ＤＳＬ方式により１の配線設備において電話サービス又は総合ディジタル通信サービスに係る通信とＩＰ通信網サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置）	Ⅰ型（ＰＮＡ方式によるもの）	400円

附　則（平成16年７月13日西企営第35号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年７月31日から実施します。

（経過措置）

２　西企営第141号（平成16年３月25日）の附則中「平成16年７月31日までの間に」を「平

成16年８月31日までの間に」に、同附則中「平成16年10月31日までに」を「平成16年12月31日までに」に、同附則第５条中「第２条の場合において」を「第２条の場合又は平成16年４月１日から平成16年８月31日までの間に西企営第116号（平成16年２月９日）の附則第２条の適用を受けた場合において」に、同附則第９条中「平成16年11月１日以降の日」を「平成17年１月１日以降の日」に改めます。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年７月30日西企営第36号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年８月５日から実施します。

（経過措置）

２　メニュー４であって品目が47Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービスの伝送速度については、料金表第１表第１類第１の１⑵の規定にかかわらず、収容ＩＰ通信網サービス取扱所から契約者回線等の終端への伝送方向に係る伝送速度にあっては当社が別に定める区域において当分の間最大概ね44Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの、他の伝送方向に係る伝送速度にあっては当社が別に定める区域において当分の間最大概ね３Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なものとします。

３　西企営第141号（平成16年３月25日）の附則第５条中「平成16年８月31日までの間にメニュー４の40Mb/sの品目以外の品目に係るＩＰ通信網契約者から40Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がその品目の変更を行った場合」を「平成16年８月31日までの間にメニュー４の40Mb/s若しくは47Mb/sの品目以外の品目に係るＩＰ通信網契約者から40Mb/s若しくは47Mb/sの品目への品目の変更又は40Mb/sの品目から47Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がその品目の変更を行った場合」に、同条の表中「40Mb/sのもの」を「40Mb/s又は47Mb/sのもの」に改めます。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年８月24日西企営第40号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成16年９月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５の配線設備多重装置のうち、下りに係る伝送速度が最大概ね50Mbit/sまでのもの	メニュー５の配線設備多重装置のうち50Mb/sタイプのもの
メニュー５の配線設備多重装置のうち、下りに係る伝送速度が最大概ね70Mbit/sまでのもの	メニュー５の配線設備多重装置のうち70Mb/sタイプのもの
メニュー５の配線設備多重装置のうち、下りに係る伝送速度が最大概ね100Mbit/sまでのもの	メニュー５の配線設備多重装置のうち100Mb/sタイプのもの

（経過措置）

第３条　平成16年９月１日から平成16年12月31日までの間にメニュー４（契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの又は料金表別表３に規定する学校に限定し

た利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年３月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）からその翌々月（暦月とします。以下この附則において同じとします。）の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）　　１利用回線ごとに月額

区分			料金額
メニュー４に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	８Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sのもの	０円

第４条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置若しくは無線ＬＡＮ対応型変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（１利用回線につき１装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置若しくは無線ＬＡＮ対応型変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置及び１装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－２⑵イ（ア）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

料金種別			料金額
回線接続装置	変復調装置（ＡＤＳＬモデム）		０円
	変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応ＡＤＳＬモデム内蔵ルータ）		０円
	無線ＬＡＮ対応型変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（無線ＬＡＮ機能付きＩＰ電話サービス対応ＡＤＳＬモデム内蔵ルータ）	基本装置	０円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）		０円

第５条　第３条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー４の1.5Mb/sの品目に係るものへの品目の変更があった場合は、前２条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第６条　第３条の場合又は平成16年９月１日から平成16年12月31日までの間に西企営第116号（平成16年２月９日）の附則第２条の適用を受けた場合において、平成16年９月１日から平成16年12月31日までの間にメニュー４の47Mb/sの品目以外の品目に係るＩＰ通信網契約者から47Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年３月31日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日から起算して１ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、第３条の規定による利用料の適用を受けている期間内にその品目の変更を行った場合は、第３条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があ

った日の前日までの間とします。

利用料（基本料）　　１利用回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー４に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	47Mb/sのもの	０円

第７条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置若しくは無線ＬＡＮ対応型変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（１利用回線につき１装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置若しくは無線ＬＡＮ対応型変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置及び１装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－２⑵イ（ア）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

料　金　種　別			料　金　額
回線接続装置	変復調装置（ＡＤＳＬモデム）		０円
	変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応ＡＤＳＬモデム内蔵ルータ）		０円
	無線ＬＡＮ対応型変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（無線ＬＡＮ機能付きＩＰ電話サービス対応ＡＤＳＬモデム内蔵ルータ）	基本装置	０円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）		０円

第８条　第６条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、前２条に規定する利用料を適用する期間は、その変更前の品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第９条　前６条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表１に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第10条　平成16年９月１日から平成16年12月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン３に係るもの、メニュー５－１の46Mb/sのもの又はメニュー５－２に係るものであって、料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この条において同じとします。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して１ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成17年４月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料（基本料）　　１契約者回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン３に係るもの	０円
	46Mb/sのもの		０円
メニュー５－２に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの		０円

第11条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の100Mb/sのものであってプラン１又はプラン２のものへの品目又は細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目又は細目の変更があった日の前日までの間とします。

第12条　平成16年９月１日から平成16年12月31日までの間にメニュー６に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年３月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（料金表第１表第１類第１の２－６に規定する額とします。）については適用しません。

第13条　平成16年９月１日から平成16年12月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成17年３月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

第14条　平成16年９月１日から平成16年12月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成17年３月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

第15条　前２条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー１、メニュー４又はメニュー５の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第16条　当社は、この附則の第３条、第６条若しくは第10条の規定、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の３の規定、西企営第119号（平成15年２月21日）の附則の２若しくは４の規定、西企営第22号（平成15年５月23日）の附則第２条、第３条、第５条若しくは第６条の規定、西企営第41号（平成15年７月15日）の附則の２若しくは３の規定、西企営第62号（平成15年９月24日）の附則第２条、第４条若しくは第７条の規定、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第２条、第４条、第５条若しくは第８条の規定、西企営第116号（平成16年２月９日）の附則第２条の規定又は西企営第141号（平成16年３月25日）の附則第２条、第３条、第５条、第６条若しくは第９条の規定の適用を受けた者が、メニュー４又はメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るＩＰ通信網契約の申込みを平成16年９月１日から平成16年12月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３条、第６条及び第10条の規定を適用しません。

第17条　西企営第11号（平成16年４月23日）の附則の３（経過措置）中「料金」を「機器利用料（基本料に係るものに限ります。）については次表に定める額とし、」に改め、同項の末尾に次表を加えます。

機器利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

区　　分			料　金　額
回線接続装置	配線設備多重装置（契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置されるものであって、ＤＳＬ方式により１の配線設備において電話サービス又は総合ディジタル通信サービスに係る通信とＩＰ通信網サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置）	Ｉ型（ＰＮＡ方式によるもの）	400円

第18条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年９月８日西企営第47号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年９月14日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能を提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能を提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

閉域グループ内通信機能の区分がアのもの	閉域グループ内通信機能の区分がアの(ア)の①のもの
閉域グループ内通信機能の区分がイのもの	閉域グループ内通信機能の区分がイの(ア)の①のもの

附　則（平成16年９月14日西企営第50号）

この改正規定は、平成16年９月15日から実施します。

附　則（平成16年９月28日西企営第57号）

この改正規定は、平成16年10月１日から実施します。

附　則（平成16年10月13日西企営第61号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年10月20日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー６の品目が11Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー６の品目が54Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成16年９月28日西企営第58号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年11月１日から実施します。

（その他）

２　西企営第116号（平成16年２月９日）の附則第３条並びに西企営第40号（平成16年８月24日）の附則第４条及び第７条中「当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置」を「当社が提供する宅内機器のうち変復調装置、変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置若しくは無線ＬＡＮ対応型変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置」に、「１利用回線につき１装置の変復

調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置」を「１利用回線につき１装置の変復調装置、変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置若しくは無線ＬＡＮ対応型変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置」に改め、同条の表を次表に改めます。

機器利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

料　金　種　別			料　金　額
回線接続装置	変復調装置（ＡＤＳＬモデム）		０円
	変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応ＡＤＳＬモデム内蔵ルータ）		０円
	無線ＬＡＮ対応型変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（無線ＬＡＮ機能付きＩＰ電話サービス対応ＡＤＳＬモデム内蔵ルータ）	基本装置	０円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）		０円

附　則（平成16年10月29日西企営第66号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年11月８日から実施します。

（その他）

２　西企営第40号（平成16年８月24日）の附則第10条中「メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン３に係るもの」を「メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン３に係るもの、メニュー５－１の46Mb/sのもの」に、同条の表を次表に、同附則第11条中「細目」を「品目又は細目」に改めます。

利用料（基本料）　　１契約者回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン３に係るもの	０円
	46Mb/sのもの		０円
メニュー５－２に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの		０円

附　則（平成16年11月29日西企営第75号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年12月２日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー２－２に係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－２の契約者回線型サービスに係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成16年12月22日西企営第86号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成16年12月24日から実施します。

ただし、メニュー５－１の100Mb/sのプラン４に係る部分については、平成17年３月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成17年１月１日から平成19年１月31日までの間にメニュー４（契約者回線型サービスに係るもの又は料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年４月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）　　１利用回線ごとに月額

区分			料金額
メニュー４に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	1,590円(税込価格 1,669.5円)
		８Mb/sのもの	1,640円　(税込価格 1,722円)
		12Mb/sのもの	1,690円(税込価格 1,774.5円)
		24Mb/sのもの	1,720円　(税込価格 1,806円)
		40Mb/sのもの	1,730円(税込価格 1,816.5円)
		47Mb/sのもの	1,730円(税込価格 1,816.5円)

第３条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（１利用回線につき１装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び１装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－２⑵イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

料金種別		料金額
回線接続装置	変復調装置（ＡＤＳＬモデム）	０円
	変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応ＡＤＳＬモデム内蔵ルータ）	０円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	０円

第４条　この附則の第２条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表１に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第５条　平成17年１月１日から平成18年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sのプラン３若しくはプラン４に係るもの、メニュー５－１の46Mb/sのもの又はメニュー５－２に係るものであって、料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この条において同じとします。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して１ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成19年５月１日以降

の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料（基本料）　　１契約者回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン３又はプラン４に係るもの	０円
	46Mb/sのもの		０円
メニュー５－２に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの		０円

第６条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン１若しくはプラン２又は１Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第７条　平成17年３月１日から平成17年８月31日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン４又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２に係るＩＰ通信網契約者から請求があり、平成17年11月30日までに当社が提供する宅内機器のうち簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置を提供した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の５か月後の料金月の末日まで（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４を利用している期間に限ります。）の機器利用料（１契約者回線につき１装置の簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－２⑷に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料　　１装置ごとに月額

区　　分		料　金　額
回線接続装置	簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応電話機アダプタ）	０円

第８条　平成17年１月１日から平成17年４月30日までの間にメニュー６に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年11月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して３ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（料金表第１表第１類第１の２－６に規定する額とします。）については適用しません。

第９条　平成17年１月１日から平成17年４月30日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成17年11月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して３ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第10条　平成17年１月１日から平成17年４月30日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成17年11月30日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して３ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第11条　平成16年12月24日から平成17年４月30日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成18年４月30日までに当社がＩＰｖ６通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して２ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第12条　前３条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー１、メニュー４又はメニュー５の利用の開始の工事の工事

と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第13条　当社は、この附則の第２条若しくは第５条、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の３の規定、西企営第119号（平成15年２月21日）の附則の２若しくは４の規定、西企営第22号（平成15年５月23日）の附則第２条、第３条、第５条若しくは第６条の規定、西企営第41号（平成15年７月15日）の附則の２若しくは３の規定、西企営第62号（平成15年９月24日）の附則第２条、第４条若しくは第７条の規定、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第２条、第４条、第５条若しくは第８条の規定、西企営第116号（平成15年２月９日）の附則第２条の規定、西企営第141号（平成16年３月25日）の附則第２条、第３条、第５条、第６条若しくは第９条の規定又は西企営第40号（平成16年８月24日）の附則の第３条、第６条若しくは第10条の規定の適用を受けた者が、メニュー４又はメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るＩＰ通信網契約の申込みを平成17年１月１日から平成19年１月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第２条及び第５条の規定を適用しません。

第14条　西企営第116号（平成16年２月９日）の附則第２条（経過措置）中「平成16年２月16日から平成17年２月28日まで」を「平成16年２月16日から平成16年12月31日まで」に、同附則第６条中「又は西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第２条、第４条若しくは第５条の規定」を「、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第２条、第４条若しくは第５条の規定、西企営第141号（平成16年３月25日）の附則第２条若しくは第５条の規定又は西企営第40号（平成16年８月24日）の附則第３条若しくは第６条の規定」に、同条中「平成16年２月16日から平成17年２月28日まで」を「平成16年２月16日から平成16年12月31日まで」に、西企営第124号（平成16年３月11日）の附則の４（経過措置）中「料金表第１表第１類第１の１⑼欄の表の左欄」を「料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄の表の左欄若しくは⑼欄のアの表の左欄」に、同項中「又は西企営第116号（平成16年２月９日）の附則第２条」を「、西企営第116号（平成16年２月９日）の附則第２条又は西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第２条」に改めます。

第15条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年１月31日西企営第104号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年２月２日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー２－３の10Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－３の契約者回線群型サービスの10Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー２－３の100Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－３の契約者回線群型サービスの100Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー２－３の１Gb/sのものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－３の契約者回線型サービスの１Gb/sのものに係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成17年２月21日西企営第111号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年２月24日から実施します。

ただし、ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置に係る部分については、当社が別に定める日から実施します。

（経過措置）

２　平成17年２月24日から平成18年１月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成18年４月30日までに当社がセキュリティファイル供給サービスの提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して２ヶ月間のその料金については、料金表第３表第３の２に規定する額に代えて、０円を適用します。

３　平成17年２月24日から平成18年１月31日までの間にメニュー４又はメニュー５に係るＩＰ通信網契約者から請求があり、平成18年４月30日までに当社が次表に規定する端末設備の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して２ヶ月間のその機器利用料（１契約者回線等につき１装置のルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－２⑵イ（ア）又は２－５－２⑷に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

料　金　種　別		料　金　額
回線接続装置	ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置	０円

４　当社は、この附則の２又は３の適用を受けたＩＰ通信網契約者が、セキュリティファイル供給サービス又は同附則の３に規定する端末設備を廃止した後に、そのＩＰ通信網契約者から請求があり、当社がセキュリティファイル供給サービス又は同附則の３に規定する端末設備の提供を開始した場合は、同附則の２及び３の規定は適用しません。

附　則（平成17年３月24日西企営第121号）

この改正規定は、平成17年３月28日から実施します。

附　則（平成17年３月30日西企営第132号）

この改正規定は、平成17年３月31日から実施します。

附　則（平成17年３月31日西企営第128号）

この改正規定は、平成17年４月１日から実施します。

附　則（平成17年４月５日西企営第１号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年４月６日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー５－２の100Mb/sに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１に係るＩＰ通信網サービス

３　西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第７条（経過措置）中「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４に係るＩＰ通信網契約者」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２に係るＩＰ通信網契約者」に改めます。

附　則（平成17年４月25日西企営第10号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年５月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成17年５月１日から平成17年８月31日までの間にメニュー６に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年11月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して３ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（料金表第１表第１類第１の２－６に規定する額とします。）及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。

３　平成17年５月１日から平成17年８月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成17年11月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して３ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。

４　平成17年５月１日から平成17年８月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成17年11月30日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して２ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。

５　平成17年５月１日から平成19年１月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成19年４月30日までに当社がＩＰｖ６通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して２ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。

６　西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第２条、第５条、第７条及び第13条中「平成17年４月30日まで」を「平成17年８月31日まで」に、同附則第２条中「平成17年７月31日まで」を「平成17年11月30日まで」に、同附則第５条中「平成17年８月１日以降」を「平成17年12月１日以降」に、同附則第７条中「当社が提供する宅内機器のうち簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置を提供した場合」を「平成17年11月30日までに当社が提供する宅内機器のうち簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置を提供した場合」に、同附則第８条から第11条中「平成17年７月31日まで」を「平成17年11月30日まで」に、西企営第111号（平成17年２月21日）の附則の２及び３中「平成17年４月30日まで」を「平成17年８月31日まで」に、同項中「平成17年７月31日まで」を「平成17年11月30日まで」に改めます。

７　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年５月27日西企営第20号）

この改正規定は、平成17年５月30日から実施します。

附　則（平成17年５月20日西企営第17号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成18年１月31日までにメニュー５－１の100Mb/sのプラン３（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）又はプラン４に係るＩＰ通信網契約（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年６月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、西企営第40号（平成16年８月24日）の附則第10条又は西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第５条の規定にかかわらず、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月

の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴及び２－５－２⑶アに規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成19年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料（基本料）　　１契約者回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン３又はプラン４に係るもの	3,000円 （税込価格 3,150円）

回線終端装置利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

区　　分	料　金　額
回線終端装置	０円

３　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン３又はプラン４に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成17年６月１日から平成18年１月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の２の規定を適用しません。

（注）本項に規定する当社が別に定めるものは、この附則の２、西企営第119号（平成15年２月21日）の附則の４、西企営第22号（平成15年５月23日）の附則第５条若しくは第６条、西企営第62号（平成15年９月24日）の附則第７条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第８条、西企営第141号（平成16年３月25日）の附則第10条、西企営第40号（平成16年８月24日）の附則第10条又は西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第５条の規定とします。

４　西企営第124号（平成16年３月11日）の附則の４（経過措置）中「又は西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第２条の適用を受けている場合」を「、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第２条又は西企営第17号（平成17年５月20日）の附則の２の規定の適用を受けている場合」に改めます。

５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年７月25日西企営第37号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成17年８月１日から平成18年10月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成19年１月31日までに当社が符号蓄積機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して２ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

３　前項の規定に該当する場合は、その符号蓄積機能の利用の開始に係る交換機等工事費については適用しません。

附　則（平成17年８月25日西企営第42号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年９月１日から実施します。

（経過措置）
２　平成17年９月１日から平成18年10月31日までの間にメニュー６に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年１月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して２ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（料金表第１表第１類第１の２－６に規定する額とします。）及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。
３　平成17年９月１日から平成18年10月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成19年１月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して２ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。
４　西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第２条、第５条及び第13条中「平成17年８月31日まで」を「平成18年１月31日まで」に、同附則第２条中「平成17年11月30日まで」を「平成18年４月30日まで」に、同附則第５条中「平成17年12月１日以降」を「平成18年５月１日以降」に、同附則第11条中「平成17年11月30日まで」を「平成18年４月30日まで」に、西企営第111号（平成17年２月21日）の附則の２及び３中「平成17年８月31日まで」を「平成18年１月31日まで」に、同項中「平成17年11月30日まで」を「平成18年４月30日まで」に、西企営第10号（平成17年４月25日）の附則の５中「平成17年８月31日まで」を「平成18年１月31日まで」に、同項中「平成17年11月30日まで」を「平成18年４月30日まで」に、西企営第17号（平成17年５月20日）の附則の２及び３中「平成17年８月31日まで」を「平成18年１月31日まで」に、同項中「平成17年12月１日以降」を「平成18年５月１日以降」に、西企営第37号（平成17年７月25日）の附則の２中「平成17年８月31日まで」を「平成18年１月31日まで」に、同項中「平成17年11月30日まで」を「平成18年４月30日まで」に改めます。
５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年８月31日西企営第45号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成17年９月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年10月25日西企営第57号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成17年10月26日から実施します。
（経過措置）
２　平成17年10月25日までにメニュー６に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年10月26日から平成18年１月31日までの間にそのＩＰ通信網契約者が契約者識別符号の追加を請求した場合（平成18年４月30日までにその提供を行った場合に限ります。）は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。
３　平成17年10月25日までにＩＰ通信網契約者から請求があり、平成18年４月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合であって、平成17年10月26日から平成18年１月31日までの間にそのＩＰ通信網契約者が契約者識別符号の追加を請求した場合（平成18年４月30日までにその提供を行った場合に限ります。）は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年10月26日西企営第58号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年11月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成17年11月１日から平成18年４月30日までの間にメニュー５－１（プラン１又はプラン２のものを除きます。）又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年１月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成19年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

３　この改正規定実施の前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附　則（平成17年11月１日西企営第63号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年11月15日から実施します。

２　削除

（その他）

３　西企営第111号（平成17年２月21日）の附則の３中「（１契約者回線等につき１装置のルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能・ＩＰ電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置（基本装置に限ります。）の基本料に係る部分に限ります。）」を「（１契約者回線等につき１装置のルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の基本料に係る部分に限ります。）」に改め、同項の表を次表に改めます。

機器利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

料　金　種　別		料　金　額
回線接続装置	ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置	０円

附　則（平成17年11月14日西企営第67号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年11月16日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年10月21日西企営第56号）

この改正規定は、平成17年11月21日から実施します。

附　則（平成18年１月25日西企営第88号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成18年２月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成18年２月１日から平成19年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４に係るもの、メニュー５－１の46Mb/sのもの又はメニュー５－２に係るものであって、料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この条において同じとします。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して１ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）につ

いて、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成19年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料（基本料）　　１契約者回線ごとに月額

区分			料金額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン４に係るもの	０円
	46Mb/sのもの		０円
メニュー５－２に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの		０円

第３条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン１、プラン２若しくはプラン３又は１Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第４条　前２条の規定にかかわらず、平成18年２月１日から平成19年１月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴及び２－５－２⑶アに規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成19年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料（基本料）　　１契約者回線ごとに月額

区分			料金額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン４に係るもの	3,000円 （税込価格 3,150円）

回線終端装置利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

区分	料金額
回線終端装置	０円

第５条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更があった場合又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第６条　平成18年２月１日から平成18年６月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/s（プラン４のものに限ります。）若しくは46Mb/s又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年４月30日

までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成19年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第７条　平成18年２月１日から平成19年１月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成19年４月30日までに当社が通信相手先識別符号追加機能の提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第８条　平成18年２月１日から平成19年１月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成19年４月30日までに当社がセキュリティファイル供給先追加機能の提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第９条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、メニュー５－１の100Mb/s（プラン４のものに限ります。）若しくは46Mb/s又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成18年２月１日から平成19年１月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、第２条、第４条及び第６条の規定を適用しません。

（注）本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の第２条、第４条若しくは第６条、西企営第119号（平成15年２月21日）の附則の４、西企営第22号（平成15年５月23日）の附則第５条若しくは第６条、西企営第62号（平成15年９月24日）の附則第７条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第８条、西企営第141号（平成16年３月25日）の附則第10条、西企営第40号（平成16年８月24日）の附則第10条、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第５条又は西企営第17号（平成17年５月20日）の附則の２の規定とします。

第10条　西企営第124号（平成16年３月11日）の附則の４（経過措置）中「又は西企営第17号（平成17年５月20日）の附則の２の規定の適用を受けている場合」を「、西企営第17号（平成17年５月20日）の附則の２の規定又は西企営第88号（平成18年１月25日）の附則第４条の規定の適用を受けている場合」に、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第２条及び第13条中「平成18年１月31日まで」を「平成18年４月30日まで」に、同附則第２条中「平成18年４月30日まで」を「平成18年７月31日まで」に、同附則第５条中「平成18年５月１日以降」を「平成18年８月１日以降」に、西企営第10号（平成17年４月25日）の附則の５中「平成18年１月31日まで」を「平成18年４月30日まで」に、同項中「平成18年４月30日まで」を「平成18年７月31日まで」に、西企営第17号（平成17年５月20日）の附則の２中「平成18年５月１日以降」を「平成18年８月１日以降」に、西企営第37号（平成17年７月25日）の附則の２中「平成18年１月31日まで」を「平成18年４月30日まで」に、同項中「平成18年４月30日まで」を「平成18年７月31日まで」に、西企営第42号（平成17年８月25日）の附則の２及び３中「平成18年１月31日まで」を「平成18年４月30日まで」に、同項中「平成18年４月30日まで」を「平成18年７月31日まで」に、西企営第58号（平成17年10月26日）の附則の２中「平成18年４月30日まで」を「平成18年７月31日まで」に、同項中「平成18年５月１日以降」を「平成18年８月１日以降」に改めます。

第11条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年４月27日西企営第５号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年５月１日から実施します。

ただし、料金表に係る部分については、平成18年6月12日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定（料金表に係る部分に限ります。）実施の際現に、改正前の規定により

次の表の左欄の回線終端装置を設置されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の回線終端装置を設置されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものに係る回線終端装置のうち、変復調機能付きのもの	メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものに係る回線終端装置のうち、Ⅱ型
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものに係る回線終端装置のうち、上記以外のもの	メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものに係る回線終端装置のうち、Ⅲ型

３　西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第２条及び第13条中「平成18年４月30日まで」を「平成18年６月30日まで」に、同附則第２条中「平成18年７月31日まで」を「平成18年９月30日まで」に、同附則第５条中「平成18年８月１日以降」を「平成18年10月１日以降」に、西企営第10号（平成17年４月25日）の附則の５中「平成18年４月30日まで」を「平成18年６月30日まで」に、同項中「平成18年７月31日まで」を「平成18年９月30日まで」に、西企営第17号（平成17年５月20日）の附則の２中「平成18年８月１日以降」を「平成18年10月１日以降」に、西企営第37号（平成17年７月25日）の附則の２中「平成18年４月30日まで」を「平成18年６月30日まで」に、同項中「平成18年７月31日まで」を「平成18年９月30日まで」に、西企営第42号（平成17年８月25日）の附則の２及び３中「平成18年４月30日まで」を「平成18年６月30日まで」に、同項中「平成18年７月31日まで」を「平成18年９月30日まで」に、西企営第58号（平成17年10月26日）の附則の２中「平成18年７月31日まで」を「平成18年９月30日まで」に、同項中「平成18年８月１日以降」を「平成18年10月１日以降」に、西企営第88号（平成18年１月25日）の附則の第２条、第４条、第６条、第７条、第８条及び第９条中「平成18年４月30日まで」を「平成18年６月30日まで」に、同条中「平成18年８月１日以降」を「平成18年10月１日以降」に、同条中「平成18年７月31日まで」を「平成18年９月30日まで」に改めます。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年６月13日西企営第20号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成18年７月１日から平成19年１月31日までの間にメニュー５の品目が46Mb/sのもの又はメニュー５－２（100Mb/sのカテゴリー２に係るものであって、Ⅰ型の回線終端装置を設置されるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年４月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成19年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

３　西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第２条及び第13条中「平成18年６月30日まで」を「平成18年８月31日まで」に、同附則第２条中「平成18年９月30日まで」を「平成18年11月30日まで」に、同附則第５条中「平成18年10月１日以降」を「平成18年12月１日以降」に、西企営第10号（平成17年４月25日）の附則の５中「平成18年６月30日まで」を「平成18年８月31日まで」に、同項中「平成18年９月30日まで」を「平成18年11月30日まで」に、西企営第17号（平成17年５月20日）の附則の２中「平成18年10月１日以降」を「平成18年12月１日以降」に、西企営第37号（平成17年７月25日）

の附則の２中「平成18年６月30日まで」を「平成18年８月31日まで」に、同項中「平成18年９月30日まで」を「平成18年11月30日まで」に、西企営第42号（平成17年８月25日）の附則の２及び３中「平成18年６月30日まで」を「平成18年８月31日まで」に、同項中「平成18年９月30日まで」を「平成18年11月30日まで」に、西企営第58号（平成17年10月26日）の附則の２中「平成18年９月30日まで」を「平成18年11月30日まで」に、同項中「平成18年10月１日以降」を「平成18年12月１日以降」に、西企営第88号（平成18年１月25日）の附則の第２条、第４条、第７条、第８条及び第９条中「平成18年６月30日まで」を「平成18年８月31日まで」に、同条中「平成18年10月１日以降」を「平成18年12月１日以降」に、同条中「平成18年９月30日まで」を「平成18年11月30日まで」に、同附則第６条中「平成18年10月１日以降」を「平成18年12月１日以降」に、同条中「平成18年９月30日まで」を「平成18年11月30日まで」に改めます。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年７月20日西企営第34号）

この改正規定は、平成18年７月28日から実施します。

附　則（平成18年８月８日西企営第40号）

この改正規定は、平成18年８月25日から実施します。

附　則（平成18年８月29日西企営第45号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第２条及び第13条中「平成18年８月31日まで」を「平成18年10月31日まで」に、同附則第２条中「平成18年11月30日まで」を「平成19年１月31日まで」に、同附則第５条中「平成18年12月１日以降」を「平成19年２月１日以降」に、西企営第10号（平成17年４月25日）の附則の５中「平成18年８月31日まで」を「平成18年10月31日まで」に、同項中「平成18年11月30日まで」を「平成19年１月31日まで」に、西企営第17号（平成17年５月20日）の附則の２中「平成18年12月１日以降」を「平成19年２月１日以降」に、西企営第37号（平成17年７月25日）の附則の２中「平成18年８月31日まで」を「平成18年10月31日まで」に、同項中「平成18年11月30日まで」を「平成19年１月31日まで」に、西企営第42号（平成17年８月25日）の附則の２及び３中「平成18年８月31日まで」を「平成18年10月31日まで」に、同項中「平成18年11月30日まで」を「平成19年１月31日まで」に、西企営第58号（平成17年10月26日）の附則の２中「平成18年11月30日まで」を「平成19年１月31日まで」に、同項中「平成18年12月１日以降」を「平成19年２月１日以降」に、西企営第88号（平成18年１月25日）の附則の第２条、第４条、第７条、第８条及び第９条中「平成18年８月31日まで」を「平成18年10月31日まで」に、同条中「平成18年12月１日以降」を「平成19年２月１日以降」に、同条中「平成18年11月30日まで」を「平成19年１月31日まで」に、同附則第６条中「平成18年12月１日以降」を「平成19年２月１日以降」に、同条中「平成18年11月30日まで」を「平成19年１月31日まで」に、西企営第20号（平成18年６月13日）の附則の２中「平成18年８月31日まで」を「平成18年10月30日まで」に、同条中「平成18年11月30日まで」を「平成19年１月31日まで」に、「平成18年12月1日以降」を「平成19年２月1日以降」に改めます。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年９月22日西企営第54号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年９月30日から実施します。

２　削除

附　則（平成18年９月29日西企営第58号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成18年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　西企営第111号（平成15年１月31日）の附則３（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５－１のうち品目が10Mb/sのものに関する料金のうち端末設備に係るものは次表に定める額とし、その他の料金及びその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５－１のうち品目が10Mb/sのものについては、端末設備に係るものの料金は次表に定める額とし、工事費（割増工事費の適用に限ります。）については料金表第２表第２（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。

４　西企営第11号（平成16年４月23日）の附則３（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５の回線接続装置のうち配線設備多重装置のＩ型に係るものに関する機器利用料（基本料に係るものに限ります。）については次表に定める額とし、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５の回線接続装置のうち配線設備多重装置のＩ型に係るものに関する機器利用料（基本料に係るものに限ります。）については次表に定める額とし、工事費（割増工事費の適用に限ります。）については料金表第２表第２（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。

５　西企営第63号（平成17年11月１日）の附則２（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している無線ＬＡＮ対応型ルータ機能・ＩＰ電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している無線ＬＡＮ対応型ルータ機能・ＩＰ電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置に関する工事費（割増工事費の適用に限ります。）については料金表第２表第２（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。

附　則（平成18年10月２日西企営第61号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年10月４日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年10月12日西企営第66号）

この改正規定は、平成18年10月18日から実施します。

附　則（平成18年10月24日西企営第68号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年11月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成18年11月１日から平成19年１月31日までの間にメニュー６に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年４月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

３　平成18年11月１日から平成19年１月31日までの間にＩＰ通信網契約者から無線アク

セス機能又は符号蓄積機能に係る請求があり、平成19年４月30日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

４　西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第２条及び第13条中「平成18年10月31日まで」を「平成19年１月31日まで」に、同附則第２条中「平成19年１月31日まで」を「平成19年４月30日まで」に、同附則第５条中「平成19年２月１日以降」を「平成19年５月１日以降」に、西企営第10号（平成17年４月25日）の附則の５中「平成18年10月31日まで」を「平成19年１月31日まで」に、同項中「平成19年１月31日まで」を「平成19年４月30日まで」に、西企営第17号（平成17年５月20日）の附則の２中「平成19年２月１日以降」を「平成19年５月１日以降」に、西企営第58号（平成17年10月26日）の附則の２中「平成19年１月31日まで」を「平成19年４月30日まで」に、同項中「平成19年２月１日以降」を「平成19年５月１日以降」に、西企営第88号（平成18年１月25日）の附則の第２条、第４条、第７条、第８条及び第９条中「平成18年10月31日まで」を「平成19年１月31日まで」に、同条中「平成19年２月１日以降」を「平成19年５月１日以降」に、同条中「平成19年１月31日まで」を「平成19年４月30日まで」に、同附則第６条中「平成19年２月１日以降」を「平成19年５月１日以降」に、同条中「平成19年１月31日まで」を「平成19年４月30日まで」に、西企営第20号（平成18年６月13日）の附則の２中「平成18年10月30日まで」を「平成19年１月31日まで」に、同項中「平成19年１月31日まで」を「平成19年４月30日まで」に、同項中「平成19年２月１日以降」を「平成19年５月１日以降」に改めます。

６　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年９月22日西企営第55号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年11月３日から実施します。

（その他）

２　西企営第54号（平成18年９月22日）の附則中「２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している契約者回線等相互通信機能の追加機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「２　削除」に改めます。

附　則（平成18年11月２日西企営第74号）

この改正規定は、平成18年11月６日から実施します。

附　則（平成18年12月27日西企営第89号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年１月12日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー７に係るＩＰ通信網サービス	メニュー７のプラン２に係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成18年12月27日西企営第88号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年１月15日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー３－２に係るＩＰ通信網サービス	メニュー３に係るＩＰ通信網サービス

３　削除
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
５　西企営第28号（平成15年６月５日）の附則の３（経過措置）を次のように改めます。
３　削除
附　則（平成19年１月29日西企営第98号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成19年１月31日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附　則（平成19年１月25日西企営第96号）
（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成19年２月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　平成19年２月１日から平成19年６月30日までの間にメニュー４（契約者回線型サービスに係るもの又は料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年９月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。
利用料（基本料）　　１契約者回線ごとに月額

区分			料金額
メニュー４に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	1,590円 （税込価格 1,669.5円）
		８Mb/sのもの	1,640円 （税込価格 1,722円）
		12Mb/sのもの	1,690円 （税込価格 1,774.5円）
		24Mb/sのもの	1,720円 （税込価格 1,806円）
		40Mb/s又は47Mb/sのもの	1,730円 （税込価格 1,816.5円）

第３条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（１利用回線につき１装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び１装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）につい

ては、料金表第１表第１類第１の２－４－２⑵イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

料　金　種　別		料　金　額
回線接続装置	変復調装置（ＡＤＳＬモデム）	０円
	変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応ＡＤＳＬモデム内蔵ルータ）	０円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	０円

第４条　この附則の第２条の規定の適用を受けている期間においては、料金表別表１に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引は適用しません。

第５条　平成19年２月１日から平成20年３月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４に係るもの、メニュー５－１の46Mb/sのもの又はメニュー５－２に係るものであって、料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この条において同じとします。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して１ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成20年７月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料（基本料）　　１契約者回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン４に係るもの	０円
	46Mb/sのもの		０円
メニュー５－２に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの		０円

第６条　前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン１、プラン２若しくはプラン３又は１Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第７条　前２条の規定にかかわらず、平成19年２月１日から平成20年３月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴及び２－５－２⑶アに規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成20年７月１日以降

の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料（基本料）　　１契約者回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン４に係るもの	3,000円 （税込価格 3,150円）

回線終端装置利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

区　　分	料　金　額
回線終端装置	０円

第８条　　前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５への細目の変更を除きます。）があった場合又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第９条　この附則の第２条、第５条又は第７条の規定の適用を受けている期間においては、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄の表の右欄若しくは⑼欄のアの表の右欄又は西企営第124号（平成16年３月11日）の附則の２の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第10条　平成19年２月１日から平成19年９月30日までの間にメニュー５の品目が46Mb/sのもの又はメニュー５－２（100Mb/sのカテゴリー２に係るものであって、Ⅰ型及びⅣ型の回線終端装置を設置されるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年12月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成20年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第11条　平成19年２月１日から平成20年３月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成20年６月30日までに当社がＩＰｖ６通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して２ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第12条　平成19年２月１日から平成19年３月31日までの間にメニュー６に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年６月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第13条　平成19年２月１日から平成20年３月31日までの間にＩＰ通信網契約者（メニュー５－１のプラン５及びメニュー５－２のカテゴリー３に係る者を除きます。）から無線アクセス機能、符号蓄積機能、通信相手先識別符号追加機能又はセキュリティファイル供給先追加機能に係る請求があり、平成20年６月30日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第14条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、メニュー４に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成19年２月１日から平成19年６月30日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、第２条の規定を適用しません。

（注）本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の第２条、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の３、西企営第119号（平成15年２月21日）の附則の２、西企営第22号（平成15年５月23日）の附則第２条若しくは第３条、西企営第41号（平成15年７月15日）の附則の２若しくは３、西企営第62号（平成15年９月24日）の附則第２条若しくは第４条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第２条、第４条若しくは第５条、西企営第116号（平成16年２月９日）の附則第２条、西企営第141号（平成16年３月25日）の附則第２条若しくは第６条、西企営第40号（平成16年８月24日）の附則第３条若しくは第６条又は西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第２条の規定とします。

第15条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、メニュー５－１の100Mb/s（プラン４のものに限ります。）若しくは46Mb/s又はメニュー５－２（カテゴリー３に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成19年２月１日から平成20年３月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、第５条、第７条及び第10条の規定を適用しません。

（注）本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の第５条、第７条若しくは第10条、西企営第119号（平成15年２月21日）の附則の４、西企営第22号（平成15年５月23日）の附則第５条若しくは第６条、西企営第62号（平成15年９月24日）の附則第７条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第８条、西企営第141号（平成16年３月25日）の附則第９条、西企営第40号（平成16年８月24日）の附則第10条、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第５条、西企営第17号（平成17年５月20日）の附則の２、西企営第88号（平成18年１月25日）の附則の第２条、第４条若しくは第６条、西企営第46号（平成19年９月25日）の附則の２、西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の６若しくは８又は西企営第113号（平成20年３月27日）の附則第４条、第５条若しくは第７条の規定とします。

第16条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成19年２月２日西企営第100号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年２月５日から実施します。

（経過措置）

２　西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第６条中「メニュー５－１の100Mb/sのプラン１又はプラン２のもの」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン１若しくはプラン２又は１Gb/sのもの」に、西企営第88号（平成18年１月25日）の附則の第３条中「メニュー５－１の100Mb/sのプラン１、プラン２又はプラン３のもの」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン１、プラン２若しくはプラン３又は１Gb/sのもの」に改めます。

附　則（平成19年３月30日西企営第111号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成19年３月30日西企営第118号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成19年４月１日から平成20年３月31日までの間にＩＰ通信網契約者（メニュー５

－１のプラン５及びメニュー５－２のカテゴリー３に係る者を除きます。以下この附則において同じとします。）から請求があり、平成20年６月30日までに当社がセキュリティファイル供給先追加機能（区分がアのものであって、追加可能数が１のものから４のものに限ります。）の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して２ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

３　平成19年４月１日から平成20年３月31日までの間にＩＰ通信網契約者からメニュー６又は無線アクセス機能に係る契約者識別符号の追加又は変更の請求があり、平成20年６月30日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

５　西企営第96号（平成19年１月25日）の附則第２条、第５条、第７条及び第10条から第15条中「平成19年３月31日」を「平成19年５月31日」に、同附則第２条及び第10条から第13条中「平成19年６月30日」を「平成19年８月31日」に、同附則第５条、第７条及び第10条中「平成19年７月１日」を「平成19年９月１日」に改めます。

附　則（平成19年４月18日西企営第１号）

この改正規定は、平成19年４月19日から実施します。

附　則（平成19年４月18日西企営第３号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年４月19日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

閉域グループ内通信機能	閉域グループ内通信機能 閉域グループに属することが可能な契約者回線等がＩＰｖ６通信契約者回線以外の契約者回線等に限るもの

附　則（平成19年４月18日西企営第４号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年４月26日から実施します。

２　削除

３　削除

附　則（平成19年５月25日西企営第16号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　西企営第96号（平成19年１月25日）の附則第２条及び第14条中「平成19年５月31日」を「平成19年６月30日」に、同附則第２条中「平成19年８月31日」を「平成19年９月30日」に、同附則第５条、第７条、第10条から第13条及び第15条中「平成19年５月31日」を「平成19年９月30日」に、同附則第５条、第７条及び第10条中「平成19年９月１日」を「平成20年１月１日」に、同附則第10条から第13条中「平成19年８月31日」を「平成19年12月31日」に改めます。

４　西企営第118号（平成19年３月30日）の附則第２項及び第３項中「平成19年５月31

日」を「平成19年９月30日」に、「平成19年８月31日」を「平成19年12月31日」に改めます。

附　則（平成19年５月31日西企営第17号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

無線ＬＡＮ対応型ルータ機能・ＩＰ電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置（増設装置が提供されていないＩＰ通信網契約者に係るものに限ります。）	ルータ機能付ＩＰ電話対応装置
無線ＬＡＮ対応型ルータ機能・ＩＰ電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置（増設装置が提供されているＩＰ通信網契約者が利用しているものに限ります。）の基本装置及び１の増設装置	無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置
無線ＬＡＮ対応型ルータ機能・ＩＰ電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置（増設装置が提供されているＩＰ通信網契約者が利用しているものに限ります。）の増設装置であって上記以外のもの	無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の増設装置

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　西企営第63号（平成17年11月１日）の附則第２項を次のように改めます。

２　削除

附　則（平成19年６月26日西企営第23号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成19年７月１日から平成19年８月31日までの間にメニュー４（契約者回線型サービスに係るもの又は料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年11月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から、その提供開始日を含む料金月の５か月後の料金月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）　　１利用回線ごとに月額

区分			料金額
メニュー４に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	1,590円 （税込価格 1,669.5円）
		８Mb/sのもの	1,640円 （税込価格 1,722円）

		12Mb/sのもの	1,690円 （税込価格 1,774.5円）
		24Mb/sのもの	1,720円 （税込価格 1,806円）
		40Mb/s又は47Mb/sのもの	1,730円 （税込価格 1,816.5円）

３　前項の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前項に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（１利用回線につき１装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び１装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－２⑵イ（ア）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

区分		料金額
回線接続装置	変復調装置（ＡＤＳＬモデム）	０円
	変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置 （ＩＰ電話対応ＡＤＳＬモデム内蔵ルータ）	０円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	０円

４　この附則の第２項の規定による利用料の適用を受けている期間においては、次の利用料金の減額及び割引は適用しません。

⑴　料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄の表の右欄及び⑼欄のアの表の右欄に規定する減額

⑵　料金表別表１に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引

⑶　西企営第124号（平成16年３月11日）の附則第２項の表の右欄に規定する減額

５　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、メニュー４に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成19年７月１日から平成19年８月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、２の規定を適用しません。

（注）本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の２、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の３、西企営第119号（平成15年２月21日）の附則の２、西企営第22号（平成15年５月23日）の附則第２条若しくは第３条、西企営第41号（平成15年７月15日）の附則の２若しくは３、西企営第62号（平成15年９月24日）の附則第２条若しくは第４条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第２条、第４条若しくは第５条、西企営第116号（平成16年２月９日）の附則第２条、西企営第141号（平成16年３月25日）の附則第２条若しくは第６条、西企営第40号（平成16年８月24日）の附則第３条若しくは第６条、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第２条又は西企営第96号（平成19年１月25日）の附則第２条の規定とします。

６　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成19年７月30日西企営第30号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年７月31日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　西企営第88号（平成18年12月27日）の附則第３項を次のように改めます。

３　削除

附　則（平成19年７月30日西企営第31号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施際現に、改正前の規定により提供しているルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成19年８月24日西企営第39号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成19年９月１日から平成19年10月31日までの間にメニュー４（契約者回線型サービスに係るもの又は料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年１月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して２ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）　　１利用回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー４に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/s、８Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sのもの	０円

３　前項の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前項に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（１利用回線につき１装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び１装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－２⑵イ（ア）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

区　　分		料　金　額
回線接続装置	変復調装置（ＡＤＳＬモデム）	０円
	変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応ＡＤＳＬモデム内蔵ルータ）	０円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	０円

４　この附則の第２項の規定による利用料の適用を受けている期間においては、次の利用料金の減額及び割引は適用しません。

⑴　料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄の表の右欄及び⑼欄のアの表の右欄に規定する減額

⑵　料金表別表１に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引

⑶　西企営第124号（平成16年３月11日）の附則第２項の表の右欄に規定する減額

５　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、メニュー４に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成19年９月１日から平成19年10月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、２の規定を適用しません。

（注）本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の２、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の３、西企営第119号（平成15年２月21日）の附則の２、西企営第22号（平成15年５月23日）の附則第２条若しくは第３条、西企営第41号（平成15年７月15日）の附則の２若しくは３、西企営第62号（平成15年９月24日）の附則第２条若しくは第４条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第２条、第４条若しくは第５条、西企営第116号（平成16年２月９日）の附則第２条、西企営第141号（平成16年３月25日）の附則第２条若しくは第６条、西企営第40号（平成16年８月24日）の附則第３条若しくは第６条、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第２条、西企営第96号（平成19年１月25日）の附則第２条又は西企営第23号（平成19年６月26日）の附則の２の規定とします。

６　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成19年７月10日西企営第27号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年９月20日から実施します。

（経過措置）

２　西企営第96号（平成19年１月25日）の附則第10条中「平成19年２月１日から平成19年９月30日までの間にメニュー５の品目が46Mb/sのもの又はメニュー５－２（100Mb/sのカテゴリー２に係るものであって、Ⅰ型の回線終端装置を設置されるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年12月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成20年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。」を「平成19年２月１日から平成19年９月30日までの間にメニュー５の品目が46Mb/sのもの又はメニュー５－２（100Mb/sのカテゴリー２に係るものであって、Ⅰ型及びⅣ型の回線終端装置を設置されるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年12月31日までに当社がそのＩＰ通信

網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成20年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。」に改めます。

附　則（平成19年９月25日西企営第46号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成19年10月１日から平成20年３月31日までの間にメニュー５－１の46Mb/s 若しくは100Mb/s（プラン４のものに限ります。）又はメニュー５－２（カテゴリー３のものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年６月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成20年７月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

３　平成19年10月１日から平成20年３月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約者（メニュー５－１のプラン５及びメニュー５－２のカテゴリー３に係る者を除きます。以下この附則において同じとします。）から次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年６月30日までに当社が同表の右欄の状態とした場合（当社の責めに帰すべき理由により平成20年７月１日以降の日に当社がその状態とした場合を含みます。）は、その請求に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

１　契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求（当社が別に定めるものを除きます。）	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー５－１の46Mb/sのもの若しくは100Mb/sのプラン４のもの又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを利用できる状態とした場合
２　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の設置の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備の提供を開始した場合（当社が別に定める場合に限ります。）
３　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の廃止の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備を廃止した場合（当社が別に定める場合に限ります。）

４　平成19年10月１日から平成20年３月31日までの間にメニュー６に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年６月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して１ヶ月間のその利用料（料金表第１表第１類第１の２－６に規定する額とします。）については適用しません。

５　平成19年10月１日から平成20年３月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成20年６月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して１ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

６　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であ

って当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、メニュー５－１の46Mb/s 若しくは100Mb/s（プラン４のものに限ります。）又はメニュー５－２（カテゴリー３のものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成19年10月１日から平成20年３月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、第２項の規定を適用しません。

（注）本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の２、西企営第119号（平成15年２月21日）の附則の４、西企営第22号（平成15年５月23日）の附則第５条若しくは第６条、西企営第62号（平成15年９月24日）の附則第７条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第８条、西企営第141号（平成16年３月25日）の附則第10条、西企営第40号（平成16年８月24日）の附則第10条、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第５条、西企営第17号（平成17年５月20日）の附則の２、西企営第88号（平成18年１月25日）の附則の第２条、第４条若しくは第６条、西企営第96号（平成19年１月25日）の附則の第５条、第７条若しくは第10条、西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の６若しくは８又は西企営第113号（平成20年３月27日）の附則第４条、第５条若しくは第７条の規定とします。

７　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

８　西企営第96号（平成19年１月25日）の附則第５条、第７条及び第11条から第13条及び第15条中「平成19年９月30日」を「平成19年12月31日」に、同附則第５条及び第７条中「平成20年１月１日」を「平成20年４月１日」に、同附則第11条から第13条中「平成19年12月31日」を「平成20年３月31日」に、同附則第15条中「又は西企営第88号（平成18年１月25日）の附則の第２条、第４条若しくは第６条」を「、西企営第88号（平成18年１月25日）の附則の第２条、第４条若しくは第６条又は西企営第46号（平成19年９月25日）の附則の２」に改めます。

９　西企営第118号（平成19年３月30日）の附則第２項及び第３項中「平成19年９月30日」を「平成19年12月31日」に、「平成19年12月31日」を「平成20年３月31日」に改めます。

附　則（平成19年10月12日西企営第51号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年11月１日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成19年10月29日西企営第55号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年11月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成19年11月１日から平成20年３月31日までの間にメニュー４（契約者回線型サービスに係るもの又は料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年６月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して１ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料（基本料）　　１利用回線ごとに月額

区　　分		料　金　額
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/s、８Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sのもの	０円

３　この附則の２の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前項に規定する利用料を適用する期間における機器利用料（１利用回線につき１装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び１装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－４－２⑵イ（ア）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）　　１装置ごとに月額

区　　分		料　金　額
回線接続装置	変復調装置（ＡＤＳＬモデム）	０円
	変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話対応ＡＤＳＬモデム内蔵ルータ）	０円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	０円

４　この附則の２の規定による利用料の適用を受けている期間においては、次の利用料金の減額及び割引は適用しません。

⑴　料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄の表の右欄及び⑼欄のアの表の右欄に規定する減額

⑵　料金表別表１に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引

⑶　西企営第124号（平成16年３月11日）の附則第２項の表の右欄に規定する減額

５　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、メニュー４に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成19年11月１日から平成20年３月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、２の規定を適用しません。

（注）本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の２、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の３、西企営第119号（平成15年２月21日）の附則の２、西企営第22号（平成15年５月23日）の附則第２条若しくは第３条、西企営第41号（平成15年７月15日）の附則の２若しくは３、西企営第62号（平成15年９月24日）の附則第２条若しくは第４条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第２条、第４条若しくは第５条、西企営第116号（平成16年２月９日）の附則第２条、西企営第141号（平成16年３月25日）の附則第２条若しくは第６条、西企営第40号（平成16年８月24日）の附則第３条若しくは第６条、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第２条、西企営第96号（平成19年１月25日）の附則第２条、西企営第23号（平成19年６月26日）の附則の２又は西企営第39号（平成19年８月24日）の附則の２の規定とします。

６　平成19年11月１日から平成20年３月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４に係るもの又はメニュー５－２（カテゴリー３のものを除きます。）に係るものであって、料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４に係るものについては、その終端をこの附則の８に規定する都道府県の区域内

とする契約者回線に係るものを除きます。）の申込み（当社が別に定める方法によるものに限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して３か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成20年７月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料（基本料）　　１契約者回線ごとに月額

区　　分			料　金　額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン４に係るもの	０円
メニュー５－２に係るもの	46Mb/sのもの及び100Mb/sのもの		０円

７　この附則の６の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の46 Mb/s 、100Mb/sのプラン１、プラン２若しくはプラン３又は１Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、この附則の６に規定する利用料を適用する期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間とします。

ただし、その提供開始日から起算して２ヶ月以内にメニュー５－１のプラン５又はメニュー５－２のカテゴリー３への品目又は細目の変更があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、その変更があった日から起算して１か月後の日までの間とします。

８　平成19年11月１日から平成20年３月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）の申込み（当社が別に定める方法によるものに限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合は、次表の左欄の適用期間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴及び２－５－２⑶ア に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成20年７月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

１契約者回線又は１装置ごとに月額

適　用　期　間	区　　分	料　金　額
１　そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して２か月間	利用料（基本料）	０円
	回線終端装置利用料（基本料）	900円 （税込価格 945円）
２　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	利用料（基本料）	3,000円 （税込価格 3,150円）
	回線終端装置利用料（基本料）	０円

９　この附則の８の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先がこの附則の８に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、その変更等があった日以降については、この附則の８の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して２ヶ月以内に次の表の左欄に規定する細目の変更又移転があった場合は、その変更等があった日以降について、同表の右欄に規定する利用料の適用を行います。

メニュー５－１の100Mb/sのプラン５への細目の変更があった場合（その終端を前項に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）	この附則の８の表の１欄の規定に代えて、同表の２欄の規定により利用料の適用を行います。この場合、その変更があった日から、その変更があった日を含む料金月の11ヶ月後の料金月の末日までの間を２欄の規定における適用期間とします。
メニュー５－２のカテゴリー１若しくはカテゴリー２への細目の変更があった場合又はその契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるメニュー５－１の100Mb/sのプラン４の契約者回線の移転があった場合	この附則の６の規定中「３か月間」を「２か月間」に読み替えて、この附則の６の規定に準じて利用料の適用を行います。

10　この附則の６又は８の規定による利用料の適用を受けている期間においては、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄の表の右欄及び⑼欄のアの表の右欄並びに西企営第124号（平成16年３月11日）の附則の２の表の右欄に規定する減額は適用しません。

11　この附則の６又は８の規定の適用を受けることとなる場合は、西企営第96号（平成19年１月25日）の附則第５条及び第７条の規定は適用しません。

12　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、メニュー５－１の100Mb/s（プラン４のものに限ります。）又はメニュー５－２（カテゴリー３のものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成19年11月１日から平成19年３月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の６及び８の規定を適用しません。

（注）本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の６若しくは８、西企営第119号（平成15年２月21日）の附則の４、西企営第22号（平成15年５月23日）の附則第５条若しくは第６条、西企営第62号（平成15年９月24日）の附則第７条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第８条、西企営第141号（平成16年３月25日）の附則第９条、西企営第40号（平成16年８月24日）の附則第10条、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第５条、西企営第17号（平成17年５月20日）の附則の２、西企営第88号（平成18年１月25日）の附則の第２条、第４条若しくは第６条、西企営第96号（平成19年１月25日）の附則の第５条、第７条若しくは第10条、西企営第46号（平成19年９月25日）の附則の２又は西企営第113号（平成20年３月27日）の附則第４条、第５条若しくは第７条の規定とします。

13　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

14　西企営第96号（平成19年１月25日）の附則第15条中「又は西企営第46号（平成19年

９月25日）の附則の２」を「、西企営第46号（平成19年９月25日）の附則の２又は西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の６若しくは８」に、西企営第46号（平成19年９月25日）の附則の６中「又は西企営第96号（平成19年１月25日）の附則の第５条、第７条若しくは第10条」を「、西企営第96号（平成19年１月25日）の附則の第５条、第７条若しくは第10条又は西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の６若しくは８」に改めます。

附　則（平成19年12月26日西企営第68号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　西企営第96号（平成19年１月25日）の附則第５条、第７条及び第11条から第13条及び第15条中「平成19年12月31日」を「平成20年３月31日」に、同附則第５条及び第７条中「平成20年４月１日」を「平成20年７月１日」に、同附則第11条から第13条中「平成19年３月31日」を「平成20年６月30日」に改めます。

４　西企営第118号（平成19年３月30日）の附則第２項及び第３項中「平成19年12月31日」を「平成20年３月31日」に、「平成20年４月１日」を「平成20年７月１日」に改めます。

５　西企営第46号（平成19年９月25日）の附則の２から６中「平成19年12月31日」を「平成20年３月31日」に、同附則の２から５中「平成19年３月31日」を「平成20年６月30日」に、同附則の２及び３中「平成20年４月１日」を「平成20年７月１日」に改めます。

６　西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の２、５、６、８及び12中「平成19年12月31日」を「平成20年３月31日」に、同附則の２中「平成19年３月31日」を「平成20年６月30日」に、同附則の６及び８中「平成20年４月１日」を「平成20年７月１日」に改めます。

附　則（平成20年２月26日西企営第87号）

この改正規定は、平成20年２月28日から実施します。

附　則（平成20年３月27日西企営第113号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成20年３月31日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー２－１に係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－１－１に係るＩＰ通信網サービス
メニュー２－２に係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－１－２に係るＩＰ通信網サービス
メニュー２－３に係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－１－３に係るＩＰ通信網サービス
メニュー７に係るＩＰ通信網サービス	メニュー７－１に係るＩＰ通信網サービス

第３条　ＩＰ通信網契約者は、この改正規定にかかわらず、当分の間、その契約者回線について、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第２種サービス（基本機能

又は上限チャネル数の態様による区別がメニュー１のものに限ります。）に係る契約（以下この附則において「音声利用ＩＰ通信網契約」といいます。）を当社と締結し、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用している場合に限り、帯域確保機能を利用することができます。

２　帯域確保機能の提供を受けているＩＰ通信網契約者は、この改正規定にかかわらず、当分の間、その契約者回線において、その帯域確保機能を利用した通信を行っているときは、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用した通信を行うことができません。

３　当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、帯域確保機能を利用するＩＰ通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、その帯域確保機能を廃止します。

⑴　音声利用ＩＰ通信網契約の解除があったとき。

⑵　音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の廃止があったとき。

４　当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、帯域確保機能を利用するＩＰ通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、その帯域確保機能の利用の一時中断を行います。

⑴　音声利用ＩＰ通信網契約の利用の一時中断があったとき。

⑵　音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の利用の一時中断があったとき。

５　当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、音声利用ＩＰ通信網契約に係る電気通信サービス（帯域確保機能を利用するＩＰ通信網契約者に係るものに限ります。）の利用停止を行ったときは、その帯域確保機能の利用を停止することがあります。

６　当社は、帯域確保機能に係る付加機能利用料については、この改正規定にかかわらず、当分の間、料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額を適用しません。

第４条　平成20年３月31日から平成21年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５（その終端をこの附則第５条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）又はメニュー５－２のカテゴリー３に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第５条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して１ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

２　前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン１、プラン２若しくはプラン３又は１Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第５条　平成20年３月31日から平成21年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴及び２－５－２⑶アに規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

１契約者回線又は１装置ごとに月額

区　　分	料　金　額
利用料（基本料）	3,000円 （税込価格 3,150円）
回線終端装置利用料（基本料）	０円

２　前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４への細目の変更を除きます。）があった場合又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第６条　この附則第４条及び第５条の規定による利用料の適用を受けている期間においては、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄の表の右欄及び⑼欄のアの表の右欄並びに西企営第124号（平成16年３月11日）の附則の２の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第７条　平成20年３月31日から平成20年５月31日までの間にメニュー５－１のプラン５又はメニュー５－２のカテゴリー３に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成20年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第８条　平成20年３月31日から平成21年９月30日までの間にメニュー５－１のプラン５又はメニュー５－２のカテゴリー３に係るＩＰ通信網契約者から次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年12月31日までに当社が同表の右欄の状態とした場合（当社の責めに帰すべき理由により平成22年１月１日以降の日に当社がその状態とした場合を含みます。）は、その請求に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

１　契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求（当社が別に定めるものを除きます。）	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー５－１の46Mb/s若しくは100Mb/s（プラン４又はプラン５のものに限ります。）又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを利用できる状態とした場合
２　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の設置の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備の提供を開始した場合（当社が別に定める場合に限ります。）
３　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の廃止の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備を廃止した場合（当社が別に定める場合に限ります。）

第９条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５又はメニュー５－２のカテゴリー３に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成20年３月31日から平成21年９月30日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第４条、第５条及び第７条の規定を適用しません。

第10条　平成20年３月31日から平成21年９月30日までの間にＩＰ通信網契約者（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５若しくは１Gb/sのプラン２又はメニュー５－２のカテゴリー３に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）から請求があり、平成21年12月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して１ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

２　平成20年３月31日から平成21年９月30日までの間にＩＰ通信網契約者から無線アクセス機能に係る契約者識別符号の追加又は変更の請求があり、平成21年８月31日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

３　平成20年３月31日から平成22年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成22年５月31日までに当社がセキュリティファイル供給先追加機能（区分がイのものに限ります。以下この附則において同じとします。）の提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して２ヶ月間の付加機能利用料については適用しません。

４　平成20年３月31日から平成22年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者からセキュリティファイル供給先追加機能（区分がイのものに限ります。）に係るセキュリティファイル供給を受けることが可能な端末設備の数の増加の請求があり、平成22年５月31日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して２ヶ月間の付加機能利用料については適用しません。

第11条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第12条　西企営第96号（平成19年１月25日）の附則第８条中「細目の変更」を「細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５への細目の変更を除きます。）」に、同附則第13条中「ＩＰ通信網契約者」を「ＩＰ通信網契約者（メニュー５－１のプラン５及びメニュー５－２のカテゴリー３に係る者を除きます。）」に、同附則第15条中「メニュー５－２」を「メニュー５－２（カテゴリー３に係るものを除きます。）」に、「又は西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の６若しくは８の規定とします。」を「、西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の６若しくは８又は西企営第113号（平成20年３月27日）の附則第４条、第５条若しくは第７条の規定とします。」に改めます。

２　西企営第118号（平成19年３月30日）の附則第２項中「ＩＰ通信網契約者」を「ＩＰ通信網契約者（メニュー５－１のプラン５及びメニュー５－２のカテゴリー３に係る者を除きます。以下この附則において同じとします。）」に、「（追加可能数が１のものから４のものに限ります。）」を「（区分がアのものであって、追加可能数が１のものから４のものに限ります。）」に改めます。

３　西企営第46号（平成19年９月25日）の附則第２項及び第６項中「メニュー５－２」を「メニュー５－２（カテゴリー３に係るものを除きます。）」に、同附則第３項中「ＩＰ通信網契約者」を「ＩＰ通信網契約者（メニュー５－１のプラン５及びメニュー５－２のカテゴリー３に係る者を除きます。以下この附則において同じとします。）」に、同附則第６項中「又は西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の６若しくは８の規定とします。」を「、西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の６若しくは８又は西

企営第113号（平成20年３月27日）の附則第４条、第５条若しくは第７条の規定とします。」に改めます。

４　西企営第55号（平成19年10月29日）の附則第６項及び第12項中「メニュー５－２」を「メニュー５－２（カテゴリー３に係るものを除きます。）」に、同附則第７項中「間とします。」を「間とします。ただし、その提供開始日から起算して２ヶ月以内にメニュー５－１のプラン５又はメニュー５－２のカテゴリー３への品目又は細目の変更があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、その変更があった日から起算して１か月後の日までの間とします。」に、同附則第９項中「ただし、メニュー５－２への細目の変更又はメニュー５－１の100Mb/sのプラン４の契約者回線の移転（その契約者回線の移転先がこの附則の８に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合であって、その変更等があった日の前日がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して２か月以内である場合は、その変更等があった日以降については、この附則の６の規定中「３か月間」を「２か月間」に読み替えて、この附則の６の規定に準じて利用料の適用を行います。」を「ただし、その提供開始日から起算して２ヶ月以内に次の表の左欄に規定する細目の変更又移転があった場合は、その変更等があった日以降について、同表の右欄に規定する利用料の適用を行います。」に、第12項中「又は西企営第46号（平成19年９月25日）の附則の２の規定とします。」を「、西企営第46号（平成19年９月25日）の附則の２又は西企営第113号（平成20年３月27日）の附則第４条、第５条若しくは第７条の規定とします。」に改め、同附則第９項に次の表を加えます。

メニュー５－１の100Mb/sのプラン５への細目の変更があった場合（その終端を前項に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）	この附則の８の表の１欄の規定に代えて、同表の２欄の規定により利用料の適用を行います。この場合、その変更があった日から、その変更があった日を含む料金月の11ヶ月後の料金月の末日までの間を２欄の規定における適用期間とします。
メニュー５－２のカテゴリー１若しくはカテゴリー２への細目の変更があった場合又はその契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるメニュー５－１の100Mb/sのプラン４の契約者回線の移転があった場合	この附則の６の規定中「３か月間」を「２か月間」に読み替えて、この附則の６の規定に準じて利用料の適用を行います。

附　則（平成20年３月27日西企営第109号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年４月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているセキュリティファイル供給サービス（フレッツ・セーフティ）を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　西企営第４号（平成19年４月18日）の附則第２項及び第３項を次のように改めます。

２　削除

３　削除

附　則（平成20年３月28日西企営第110号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成20年４月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成20年４月１日から平成21年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４（その終端をこの附則第４条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）若しくは46Mb/s又はメニュー５－２の46Mb/s若しくは100Mb/s（カテゴリー３のものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第３条から第５条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して１ヶ月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

２　前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン１、プラン２若しくはプラン３又は１Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第３条　前条の規定にかかわらず、平成20年４月１日から平成21年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４（その終端をこの附則第４条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）又はメニュー５－２の46Mb/s若しくは100Mb/s（カテゴリー３のものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込み（当社が別に定める方法によるものに限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から起算して３ヶ月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

２　前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の46Mb/s、100Mb/sのプラン１、プラン２若しくはプラン３又は１Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間とします。

第４条　平成20年４月１日から平成21年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴及び２－５－２⑶アに規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

１契約者回線又は１装置ごとに月額

区　　分	料　金　額
利用料（基本料）	3,000円 （税込価格 3,150円）
回線終端装置利用料（基本料）	０円

２　前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５への細目の変更を除きます。）があった場合又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第５条　前条の規定にかかわらず、平成20年４月１日から平成21年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込み（当社が別に定める方法によるものに限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合は、次表の左欄の適用期間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴及び２－５－２⑶アに規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

１契約者回線又は１装置ごとに月額

適　用　期　間	区　　分	料　金　額
１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	利用料（基本料）	０円
	回線終端装置利用料（基本料）	900円 （税込価格 945円）
２　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	利用料（基本料）	3,000円 （税込価格 3,150円）
	回線終端装置利用料（基本料）	０円

２　前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５への細目の変更を除きます。）又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、その変更等があった日以降については、前項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して２ヶ月以内にメニュー５－２への細目の変更又はその契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第２条第１項の規定中「３か月間」を「２か月間」に読み替えて、この附則第２条第１項の規定に準じて利用料の適用を行います。

第６条　この附則第２条から第５条の規定による利用料の適用を受けている期間においては、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄の表の右欄及び⑼欄のアの表の右欄並びに西企営第124号（平成16年３月11日）の附則の２の表の右欄に規定する減額は

適用しません。

第７条　平成20年４月１日から平成20年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくは46Mb/s又はメニュー５－２のカテゴリー１若しくはカテゴリー２に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成20年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第８条　平成20年４月１日から平成21年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン５のもの又はメニュー５－２のカテゴリー３のものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者から次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年12月31日までに当社が同表の右欄の状態とした場合（当社の責めに帰すべき理由により平成22年１月１日以降の日に当社がその状態とした場合を含みます。）は、その請求に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

１　契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求（当社が別に定めるものを除きます。）	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー５－１の46Mb/s若しくは100Mb/s（プラン４又はプラン５のものに限ります。）又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを利用できる状態とした場合
２　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の設置の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備の提供を開始した場合（当社が別に定める場合に限ります。）
３　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の廃止の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備を廃止した場合（当社が別に定める場合に限ります。）

第９条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくは46Mb/s又はメニュー５－２のカテゴリー１若しくはカテゴリー２に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成20年４月１日から平成21年９月30日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第２条から第５条及び第７条の規定を適用しません。

第10条　平成20年４月１日から平成21年５月31日までの間にメニュー６に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して１ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

２　平成20年４月１日から平成21年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５若しくは１Gb/sのプラン２又はメニュー５－２のカテゴリー３に係る者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があり、平成21年８月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して１ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

３　平成20年４月１日から平成21年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者からメニュー６又は無線アクセス機能に係る契約者識別符号の追加又は変更の請求があり、平成21年８月31日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

４　平成20年４月１日から平成22年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成22年８月31日までに当社がＩＰｖ６通信機能又はセキュリティファイル供給先追加機能（区分がアのものであって、追加可能数が１のものから４のものに限ります。）の提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費及びその提供開始日から起算して２ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

５　平成20年４月１日から平成20年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者から符号蓄積機能又は通信相手先識別符号追加機能に係る請求があり、平成20年８月31日までに当社がその提供を開始した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第11条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第12条　西企営第113号（平成20年３月27日）の附則第９条中「又は西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の６若しくは８の規定とします。」を「、西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の６若しくは８又は西企営第110号（平成20年３月28日）の附則第２条から第５条若しくは第７条の規定とします。」に改めます。

附　則（平成20年４月７日西企営第１号）

この改正規定は、平成20年４月８日から実施します。

附　則（平成20年５月30日西企営第27号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成20年６月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成20年６月１日から平成21年５月31日までの間にメニュー５－１の46Mb/s若しくは100Mb/s（プラン４又はプラン５のものに限ります。）又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みと同時に、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の14か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成21年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

２　ＩＰ通信網契約者は、前項に規定する期間の満了前にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

その提供を開始したときのＩＰ通信網サービスの品目及び細目	支払いを要する額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５又はメニュー５－２のカテゴリー２のＩ型若しくはカテゴリー３のグレード１	27,100円 （税込価格 28,455円）
メニュー５－２のカテゴリー２のⅣ型又はカテゴリー３のグレード２のプラン・ミニ	27,800円 （税込価格 29,190円）
上記以外のもの	20,000円 （税込価格 21,000円）

第３条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、メニュー５－１の46Mb/s若しくは100Mb/s（プラン４又はプラン５のものに限ります。）又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成20年６月１日から平成21年５月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第２条の規定を適用しません。

第４条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第５条　西企営第113号（平成20年３月27日）の附則第４条、第５条及び第８条から第10条中「平成20年５月31日」を「平成20年９月30日」に、同附則第４条、第５条及び第８条中「平成20年９月１日」を「平成21年１月１日」に、同附則第８条及び第10条中「平成20年８月31日」を「平成20年12月31日」に、同附則第９条中「又は西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の６若しくは８」を「、西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の６若しくは８又は西企営第27号（平成20年５月30日）の附則第２条」に改めます。

２　西企営第110号（平成20年３月28日）の附則第２条から第５条及び第８条から第10条（第５項を除きます。）中「平成20年５月31日」を「平成20年９月30日」に、同附則第２条から第５条及び第８条中「平成20年９月１日」を「平成21年１月１日」に、同附則第８条及び第10条（第５項を除きます。）中「平成20年８月31日」を「平成20年12月31日」に、同附則第９条中「又は西企営第113号（平成20年３月27日）の附則第４条、第５条若しくは第７条」を「、西企営第55号（平成19年10月29日）の附則の６若しくは８又は西企営第27号（平成20年５月30日）の附則第２条」に改めます。

附　則（平成20年７月18日西企営第55号）

この改正規定は、平成20年７月22日から実施します。

附　則（平成20年７月31日西企営第63号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年８月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している契約者回線等相互間通信機能（フレッツ・コミュニケーション）を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　西企営第51号（平成19年10月12日）の附則第２項を次のように改めます。

２　削除

附　則（平成20年７月31日西企営第65号）

この改正規定は、平成20年８月１日から実施します。

附　則（平成20年８月８日西企営第71号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成20年８月11日から実施します。

（経過措置）

第２条　当社は、この約款の規定にかかわらず、平成21年７月31日までの間で当社が別に定める日までの間、ＩＰ通信網契約者（当社が別に定める契約者回線に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）からの請求により、地上デジタル放送向けルータ機能付回線接続装置を提供することとし、その料金額は０円とします。

ただし、ＩＰ通信網契約者からの新たな設置の請求については、平成21年5月31日を

もって受付を終了します。
２　ＩＰ通信網契約者からの請求（平成21年４月１日以降のものに限ります。）により地上デジタル放送向けルータ機能付回線接続装置の設置又は移転があった場合（回線終端装置又は地上デジタル放送向けルータ機能付回線接続装置以外の当社が提供する宅内機器の工事を同時に施工する場合を除きます。）は、その設置又は移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については適用しません。
３　当社は、地上デジタル放送向けルータ機能付回線接続装置が提供されている契約者回線が当社が別に定める契約者回線以外のものとなったときは、その地上デジタル放送向けルータ機能付回線接続装置を廃止します。
４　地上デジタル放送向けルータ機能付回線接続装置の提供に関するその他の取扱いについては、この約款の規定によります。

附　則（平成20年８月８日西企営第69号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成20年８月18日から実施します。
（その他）
２　西企営第113号（平成20年３月27日）の附則第３条第６項中「２－８」を「２－９」に改めます。

附　則（平成20年９月５日西企営第88号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成20年９月６日から実施します。
（経過措置）
２　削除
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成20年８月８日西企営第70号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成20年９月18日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

メニュー８に係るＩＰ通信網サービス	メニュー８に係るＩＰ通信網サービス そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が30のもの（プラン30）

附　則（平成20年９月30日西企営第96号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成20年10月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　西企営第113号（平成20年３月27日）の附則第４条の規定にかかわらず、平成20年10月１日から平成21年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５（その終端をこの附則第３条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）又はメニュー５－２のカテゴリー３に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第３条において同じとします。）の申込み（当社が別に定める方法によるものに限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から起算して３ヶ月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１

類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、０円を適用します。
　ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。
２　前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の46Mb/s、100Mb/sのプラン１、プラン２若しくはプラン３又は１Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間とします。
第３条　西企営第113号（平成20年３月27日）の附則第５条の規定にかかわらず、平成20年10月１日から平成21年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込み（当社が別に定める方法によるものに限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合は、次表の左欄の適用期間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴及び２－５－２⑶アに規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。
　ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

１契約者回線又は１装置ごとに月額

適　用　期　間	区　　分	料　金　額
１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	利用料（基本料）	０円
	回線終端装置利用料（基本料）	900円 （税込価格 945円）
２　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	利用料（基本料）	3,000円 （税込価格 3,150円）
	回線終端装置利用料（基本料）	０円

２　前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４への細目の変更を除きます。）又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、その変更等があった日以降については、前項の規定は適用しません。
　ただし、その提供開始日から起算して２ヶ月以内にメニュー５－２への細目の変更又はその契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第２条第１項の規定中「３か月間」を「２か月間」に読み替えて、この附則第２条第１項の規定に準じて利用料の適用を行います。
第４条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５又はメニュー５－２のカテゴリー３に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成20年10月１日から平成21年９月30日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第２条及び第３条の規定を適用しません。

第５条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第６条　西企営第113号（平成20年３月27日）の附則第４条、第５条及び第８条から第10条中「平成20年９月30日」を「平成21年１月31日」に、同附則第４条、第５条及び第８条中「平成21年１月１日」を「平成21年５月１日」に、同附則第８条及び第10条中「平成20年12月31日」を「平成21年４月30日」に改め、同附則第９条注書きを削ります。

２　西企営第110号（平成20年３月28日）の附則第２条から第５条及び第８条から第10条（第５項を除きます。）中「平成20年９月30日」を「平成21年１月31日」に、同附則第２条から第５条及び第８条中「平成21年１月１日」を「平成21年５月１日」に、同附則第８条及び第10条（第５項を除きます。）中「平成20年12月31日」を「平成21年４月30日」に改め、同附則第３条第２項ただし書き及び同附則第９条注書きを削り、同附則第５条第２項を次のとおり改めます。

２　前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５への細目の変更を除きます。）又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、その変更等があった日以降については、前項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して２ヶ月以内にメニュー５－２への細目の変更又はその契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第２条第１項の規定中「３か月間」を「２か月間」に読み替えて、この附則第３条第１項の規定に準じて利用料の適用を行います。

３　西企営第27号（平成20年５月30日）の附則第２条及び第３条中「平成20年９月30日」を「平成21年１月31日」に、同附則第２条中「平成21年１月１日」を「平成21年５月１日」に、同条中「平成20年12月31日」を「平成21年４月30日」に改め、同附則第９条注書きを削ります。

附　則（平成20年10月１日西企営第102号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年10月２日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５－１の１Gb/sに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－１の１Gb/sのプラン１に係るＩＰ通信網サービス

３　当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、メニュー５－１の１Gb/sのプラン２のものについて、帯域確保機能を提供しません。

（その他）

４　西企営第113号（平成20年３月27日）の附則第10条第１項中「メニュー５－１のプラン５」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン５若しくは１Gb/sのプラン２」に改めます。

５　西企営第110号（平成20年３月28日）の附則第10条第２項中「メニュー５－１のプラン５」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン５若しくは１Gb/sのプラン２」に改めます。

附　則（平成20年11月18日西企営第124号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年11月19日から実施します。

ただし、この改正規定中、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５に係る学校限定割引に関する部分については、平成21年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成20年12月16日西企営第137号）

この改正規定は、平成20年12月18日から実施します。

附　則（平成20年12月10日西企営第136号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成21年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成21年１月１日から平成21年５月31日までの間に、メニュー４の利用回線型サービス（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）について、次の申込み又は請求があり、その申込み又は請求を当社が承諾した場合であって、平成21年６月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスを提供した又は利用できる状態とした場合は、その申込み又は請求に係る基本工事費及び交換機等工事費について、基本工事費の額から1,000円（税込価格 1,050円）を減額して適用することとし、その交換機等工事費は適用しないこととします。

⑴　終端の場所が当社が別に定める区域内となる利用回線に係るＩＰ通信網契約の申込み

⑵　利用回線の移転によりその終端の場所が当社が別に定める区域内となるＩＰ通信網契約者からの請求

⑶　終端の場所が当社が別に定める区域内である利用回線に係るＩＰ通信網契約者からの品目の変更の請求

附　則（平成21年1月29日西企営第150号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成21年２月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第３条　西企営第113号（平成20年３月27日）の附則第４条、第５条及び第８条から第10条中「平成21年１月31日」を「平成21年５月31日」に、同附則第４条、第５条及び第８条中「平成21年５月１日」を「平成21年９月１日」に、同附則第８条及び第10条中「平成21年４月30日」を「平成21年８月31日」に、同附則第４条中「ＩＰ通信網契約の申込み」を「ＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第５条において同じとします。）の申込み」に改めます。

２　西企営第110号（平成20年３月28日）の附則第２条から第５条及び第８条から第10条（第５項を除きます。）中「平成21年１月31日」を「平成21年５月31日」に、同附則第２条から第５条及び第８条中「平成21年５月１日」を「平成21年９月１日」に、同附則第８条及び第10条（第５項を除きます。）中「平成21年４月30日」を「平成21年８月31日」に改めます。

３　西企営第27号（平成20年５月30日）の附則第２条及び第３条中「平成21年１月31日」を「平成21年５月31日」に、同附則第２条中「平成20年12月31日」を「平成21年８月31日」に、同条中「平成21年５月１日」を「平成21年９月１日」に改めます。

４　西企営第96号（平成20年９月30日）の附則第２条から第４条中「平成21年１月31日」を「平成21年５月31日」に、同附則第２条及び第３条中「平成21年５月１日」を「平成21年９月１日」に、同附則第２条中「ＩＰ通信網契約の申込み」を「ＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第３条において同じとします。）の申込み」に改めます。

附　則（平成21年２月３日西企営第157号）

この改正規定は、平成21年２月４日から実施します。

附　則（平成21年３月２日西企営第168号）

この改正規定は、平成21年３月６日から実施します。

附　則（平成21年３月30日西企営第189号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成21年４月１日から実施します。

（その他）

２　西企営第71号（平成20年８月８日）の附則第２条中「平成21年３月31日」を「平成21年７月31日」に改め、第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の項を加えます。

２　平成21年４月１日以降の日に前項の請求があった場合（回線終端装置又はルータ機能付回線接続装置以外の当社が提供する宅内機器の工事を同時に施工する場合を除きます。）は、そのルータ機能付回線接続装置の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については適用しません。

附　則（平成21年３月30日西企営第190号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成21年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している符号蓄積機能（フレッツ・ｖ６マイディスク）を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　西企営第88号（平成20年９月５日）の附則第２項を次のように改めます。

２　削除

附　則（平成21年４月17日西企営第９号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成21年４月20日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー２－２の10Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－２－１の10Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービスであってその契約者回線の終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるＩＰ通信網サービス取扱所に限ります。）内とするもの

メニュー２－２の100Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－２－１の100Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービスであってその契約者回線の終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるＩＰ通信網サービス取扱所に限ります。）内とするもの
メニュー２－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－２－１の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成21年５月19日西企営第18号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成21年６月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成21年６月１日から平成22年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るＩＰ通信網契約の申込みと同時に、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の14か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成22年12月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成23年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

２　ＩＰ通信網契約者は、前項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

その提供を開始したときのＩＰ通信網サービスの品目及び細目	支払いを要する額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３	27,100円 （税込価格 28,455円）

第３条　平成21年６月１日から平成21年９月30日までの間にメニュー５－１の46Mb/s若しくは100Mb/s（プラン４のものに限ります。）又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みと同時に、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の14か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年12月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成22年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第２表第２の２－５⑴ア(ア)に規定する額に代えて3,500円を適用し、交換機等工事費については適用しません。

２　ＩＰ通信網契約者は、前項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

その提供を開始したときのＩＰ通信網サービスの品目及び細目	支払いを要する額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４又はメニュー５－	23,600円

２の100Mb/sのカテゴリー２のＩ型若しくはカテゴリー３のグレード１	（税込価格 24,780円）
メニュー５－２のカテゴリー２のⅣ型又はカテゴリー３のグレード２のプラン・ミニ	24,300円 （税込価格 25,515円）
上記以外のもの	16,500円 （税込価格 17,325円）

第４条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、メニュー５－１の46Mb/s、100Mb/sのプラン４若しくはプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成21年６月１日から平成22年９月30日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第２条及び第３条の規定を適用しません。

第５条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第６条　西企営第113号（平成20年３月27日）の附則第４条、第５条、第８条、第９条及び第10条（第３項及び第４項に限ります。）中「平成21年５月31日」を「平成21年９月30日」に、同附則第４条、第５条及び第８条中「平成21年９月１日」を「平成22年１月１日」に、同附則第８条及び第10条（第３項及び第４項に限ります。）中「平成21年８月31日」を「平成21年１2月3１日」に改めます。

２　西企営第110号（平成20年３月28日）の附則第２条から第５条及び第８条から第10条（第４項に限ります。）中「平成21年５月31日」を「平成21年９月30日」に、同附則第２条から第５条及び第８条中「平成21年９月１日」を「平成22年１月１日」に、同附則第８条及び第10条（第４項に限ります。）中「平成21年８月31日」を「平成21年12月31日」に改めます。

３　西企営第96号（平成20年９月30日）の附則第２条から第４条中「平成21年５月31日」を「平成21年９月30日」に、同附則第２条及び第３条中「平成21年９月１日」を「平成22年１月１日」に改めます。

附　則（平成21年５月28日西企営第25号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成21年６月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正実施前に次表左欄の端末設備の提供については、同表の右欄の端末設備の提供として取扱います。

ルータ機能付回線接続装置	地上デジタル放送向けルータ機能付回線接続装置

（その他）

第３条　西企営第71号（平成20年8月8日）の附則第２条中「ルータ機能付回線接続装置」を「地上デジタル放送向けルータ機能付回線接続装置」に改め、同附則第２条１項に次のただし書を加えます。

「ただし、ＩＰ通信網契約者からの新たな設置の請求については、平成21年5月31日をもって受付を終了します。」

附　則（平成21年７月30日西企営第54号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成21年８月１日から実施します。

（経過処置）
２　平成21年８月１日から平成22年８月31日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５（メニュー５－１の10Mb/sの品目のものを除きます。）への品目の変更等の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、西企営第111号（平成15年１月31日）の第３項の規定にかかわらず、その基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。
３　前項の規定に基づく変更の請求があった場合において、閉域グループ内通信機能又は同時通信可能着信先数追加機能の区分の変更の請求が同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その交換機等工事費については適用しません。
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成21年９月11日西企営第74号）

この改正規定は、平成21年９月16日から実施します。

附　則（平成21年９月30日西企営第81号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成21年10月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　平成21年10月１日から平成23年１月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５、200Mb/s（その終端をこの附則第３条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）若しくは46Mb/s又はメニュー５－２の100Mb/s若しくは200Mb/sに係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第２条及び第３条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して１か月間そのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、０円を適用します。
　ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。
２　前項の場合において、平成21年10月１日から平成23年１月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４　若しくはプラン５（その終端をこの附則第３条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、その提供開始日から起算して３か月間の利用料　（基本料に係る部分に限ります。）並びに２か月間の屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴並びに２－５－２⑵、⑶ア及び⑷に規定する額に代えて、０円を適用します。
　ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。
３　前２項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン１、プラン２若しくはプラン３若しくは１Gb/s又はメニュー５－２の１Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前２項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。
第３条　平成21年10月１日から平成23年１月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５並びに200Mb/s（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、

兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。)に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－１及び２－５－２アに規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

１契約者回線又は１装置ごとに月額

区　　分	料　金　額
利用料（基本料）	3,000円 （税込価格 3,150円）
回線終端装置利用料（基本料）	０円

２　前項の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。)、屋内配線設備の部分の加算額（次表の１に限ります。）及び回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴並びに２－５－２⑵及び⑶アに規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

１契約者回線又は１装置ごとに月額

適　用　期　間	区　　分	料　金　額
１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	利用料（基本料）	０円
	屋内配線設備部分の加算額	０円
	回線終端装置利用料（基本料）	０円
２　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	利用料（基本料）	3,000円 （税込価格 3,150円）
	回線終端装置利用料（基本料）	０円

３　前２項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５並びに200Mb/sの相互間に係る細目の変更を除きます。）又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、その変更等があった日以降については、前２項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して２ヶ月以内にメニュー５－２への細目の変更又はその契約者回線の移転先が第１項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第２条第２項の規定中「３か月間」を「２か月間」に読み替えて、同項の規定に準じて利用料の適

用を行います。

第４条　この附則第２条又は第３条の適用を受けている期間においては、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄のアの表の右欄及び⑼欄のアの表の右欄並びに西企営第124号（平成16年３月11日）の附則の２の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第５条　平成21年10月１日から平成22年９月30日までの間にメニュー５－１の46Mb/s若しくは100Mb/sのプラン４又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みと同時に、そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から、そのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の14か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年４月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成23年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第２表第２の２－５⑴ア(ア)に規定する額に代えて3,500円（税込価格 3,675円）を適用し、交換機等工事費については適用しません。

２　前項の場合において、契約者回線の設置場所における当社による工事を行う必要がない場合は、前項に定める額から1,000円（税込価格 1,050円）を減額して適用します。

３　ＩＰ通信網契約者は、前項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

その提供を開始したときのＩＰ通信網サービスの品目及び細目		支払いを要する額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のＩ型若しくはカテゴリー３のグレード１、200Mb/s若しくは１Gb/s		23,600円 （税込価格 24,780円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のⅣ型又はカテゴリー３のグレード２のプラン・ミニ	ア　イ以外の場合	24,300円 （税込価格 25,515円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	22,300円 （税込価格 23,415円）
上記以外のもの	ア　イ以外の場合	16,500円 （税込価格 17,325円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	14,500円 （税込価格 15,225円）

第６条　平成21年10月１日から平成26年５月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約者から次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年８月31日までに当社が同表の右欄の状態とした場合（当社の責めに帰すべき理由により平成26年９月１日以降の日に当社がその状態とした場合を含みます。）は、その請求に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

１　契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求（当社が別に定めるものを除きます。）	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/s又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを

	利用できる状態とした場合
２　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の設置の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備の提供を開始した場合（当社が別に定める場合に限ります。）
３　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の廃止の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備を廃止した場合（当社が別に定める場合に限ります。）

第７条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、メニュー５－１の46Mb/s、100Mb/sのプラン４若しくはプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成21年10月１日から平成23年１月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第２条、第３条及び第５条の規定を適用しません。

第８条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第９条　西企営第113号（平成20年３月27日）の附則第10条（第３項及び第４項に限ります。）中「平成21年９月30日」を「平成22年１月31日」に、「平成21年12月31日」を「平成22年４月30日」に改めます。

２　西企営第110号（平成20年３月28日）の附則第10条（第４項に限ります。）中「平成21年９月30日」を「平成22年１月31日」に、「平成21年12月31日」を「平成22年４月30日」に改めます。

３　西企営第18号（平成21年５月19日）の附則第２条及び第４条中「平成21年９月30日」を「平成22年１月31日」に、同附則第２条中「平成21年12月31日」を「平成22年４月30日」に、「平成22年１月１日」を「平成22年５月１日」に改めます。

附　則（平成21年11月30日西企営第108号）

この改正規定は、平成21年12月１日から実施します。

附　則（平成21年11月30日西企営第109号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成21年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー２－２－１に係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－２－１のグレード１に係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成21年12月24日西企営第123号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成22年１月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成22年１月１日から平成24年９月30日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約者から当社が別に定める方法により次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年２月1日以降に当社が同表の右欄の状態とした場合

は、当社がその状態とした日（その日において、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものが現に適用されている場合は、その適用されている期間の末日の翌日とします。）から起算して２か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴並びに２－５－２⑵、⑶ア及び⑷に規定する額に代えて、０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年１月１日以降の日に当社が同表の右欄の状態とした場合及びそのＩＰ通信網契約者が当社が別に定めるものの適用を受けた場合（第３条の規定を適用した場合を除きます。）、この限りでありません。

１　契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求（当社が別に定めるものを除きます。）	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１若しくは200Mb/s又はメニュー５－２（カテゴリー３－２及び１Gb/sのものを除きます。）に係るＩＰ通信網サービスを利用できる状態とした場合
２　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の設置の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備の提供を開始した場合（当社が別に定める場合に限ります。）
３　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の廃止の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備を廃止した場合（当社が別に定める場合に限ります。）

第３条　前条の場合において、当社が別に定めるものの適用を受けたＩＰ通信網契約者に対して、当社がその移転先の契約者回線の終端の場所においてメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１又は200Mb/sに係るＩＰ通信網サービスを利用できる状態とした場合は、前条の規定中「２か月間」を「１か月間」に読み替えます。

第４条　第２条又は第３条の規定を適用する回数については、１のＩＰ通信網契約者につき、合わせて１とします。

第５条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成22年１月15日西企営第131号）

この改正規定は、平成22年１月18日から実施します。

附　則（平成22年１月29日西企営第137号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成22年２月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成22年１月31日までに料金表第１表第１類第１の１⑼欄に規定する長期継続利用の申出があったメニュー４又はメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sのプラン１及びプラン２並びに１Gb/sの品目を除きます。）に係るＩＰ通信網契約者について同欄のクの規定を適用する場合は、次表に定める額を同欄のクの表に定める額に代えて適用します。

区　　分	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が１年未満である場合
メニュー４の利用回線型サービス、メニュー５－１の46Mb/sの品目又はメニュー５－２に係るもの	3,500円 （税込価格 3,675円）	1,750円 （税込価格 1,837.5円）
メニュー４の契約者回線型サービス又はメニュー５－１の100Mb/sの品目におけるプラン３、プラン４若しくはプラン５に係るもの	5,000円 （税込価格 5,250円）	2,500円 （税込価格 2,625円）

第３条　平成22年２月１日から平成22年11月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５又は200Mb/sのもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者（料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄に規定する継続利用経過期間（メニュー５に係るものに限ります。）がその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して連続して24か月を超えている100Mb/sのプラン４に係るＩＰ通信網契約者又は料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用期間経過後であって、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスをその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して連続して24か月を超えて利用している100Mb/sのプラン５又は200Mb/sに係るＩＰ通信網契約者に限ります。）から、次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下この附則において「継続利用延長」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下この附則において「継続利用延長期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限るものとし、料金表第１表の１（適用）の(21)欄の適用による場合は、適用した後の利用料金とします。）について、同表の右欄に規定する額を、料金表第１表第１項第１の１（適用）の⑻欄のアの表の右欄に規定する額又は⑼欄のアの表の右欄若しくはイに規定する額に代えて減額して適用します。ただし、継続利用延長期間中に当社が別に定めるものの適用があった場合は、その適用期間中においてはこの限りでありません。

継続して利用する期間	利用料（基本料）の減額（月額）
継続利用延長の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで （継続利用延長プラン１）	645円 （税込価格 677.25円）
継続利用延長の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の35か月後の料金月の末日まで （継続利用延長プラン２）	860円 （税込価格 903円）

第４条　継続利用延長期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

第５条　当社は、継続利用延長に係る契約者回線について、そのＩＰ通信網契約の解除又は品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３の相互間に係るものを除きます。）があった場合は、継続利用延長を廃止します。

第６条　当社は、継続利用延長に係る契約者回線について、継続利用延長期間において、料金表別表３に規定する利用料金の割引を適用した場合は、継続利用延長を廃止します。

第７条　継続利用延長のプランの変更については、平成22年２月１日から平成22年11月30日までの間において行うことができます。この場合において、変更前のプランに係る継続利用延長期間の起算日をその継続利用延長期間の起算日とします。ただし、その変更がプラン２からプラン１への変更であった場合は、15,000円(税込価格 15,750円)を当社が定める期日までに支払っていただきます。

第８条　ＩＰ通信網契約者は、継続利用延長期間の満了前に継続利用延長の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

区分	継続利用延長期間の残余期間が24か月以上36か月未満の場合	継続利用延長期間の残余期間が12か月以上24か月未満の場合	継続利用延長期間の残余期間が12か月未満の場合
継続利用延長プラン１	－	5,000円 （税込価格 5,250円）	2,500円 （税込価格 2,625円）
継続利用延長プラン２	15,000円 （税込価格 15,750円）	10,000円 （税込価格 10,500円）	5,000円 （税込価格 5,250円）

第９条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第10条　西企営第81号（平成21年9月30日）の附則第２条から第７条中「平成22年１月31日」を「平成22年５月31日」に、「平成22年５月１日」を「平成22年９月１日」に改めます。

２　西企営第113号（平成20年３月27日）の附則第10条（第３項及び第４項に限ります。）中「平成22年１月31日」を「平成22年５月31日」に、「平成22年４月30日」を「平成22年８月31日」に改めます。

３　西企営第110号（平成20年３月28日）の附則第10条（第４項に限ります。）中「平成22年１月31日」を「平成22年５月31日」に、「平成22年４月30日」を「平成22年８月31日」に改めます。

４　西企営第18号（平成21年５月19日）の附則第２条及び第４条中「平成22年１月31日」を「平成22年５月31日」に、同附則第２条中「平成22年４月30日」を「平成22年８月31日」に、「平成22年５月１日」を「平成22年９月１日」に改めます。

附　則（平成22年２月16日西企営第153号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年２月20日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成22年４月22日西企営第11号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年４月26日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供さ

れている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー２－２－１の１Gb/sに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－２－１の１Gb/sのクラス１に係るＩＰ通信網サービス
メニュー２－２－２の１Gb/sに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－２－２の１Gb/sのものであって、細目がグレード１のクラス１のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー２－２－２の10Gb/sに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－２－２の10Gb/sのクラス２に係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成22年５月13日西企営第20号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成22年５月20日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第３条　西企営第18号（平成21年５月19日）の附則第２条中「メニュー５－１の100Mb/sのプラン５」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３」に、同附則第４条中「メニュー５－１の46Mb/s若しくは100Mb/s（プラン４又はプラン５のものに限ります。）又はメニュー５－２」を「メニュー５－１の46Mb/s、100Mb/sのプラン４若しくはプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２」に改めます。

２　西企営第81号（平成21年９月30日）の附則第２条中「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５（その終端をこの附則第３条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）若しくは46Mb/s」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５、200Mb/s（その終端をこの附則第３条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）若しくは46Mb/s」に、「メニュー５－２」を「メニュー５－２の100Mb/s若しくは200Mb/s」に、「メニュー５－１の100Mb/sのプラン１、プラン２若しくはプラン３又は１Gb/s」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン１、プラン２若しくはプラン３若しくは１Gb/s又はメニュー５－２の１Gb/s」に、同附則第３条第１項中「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５並びに200Mb/s」に、同条第３項中「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４とプラン５との間に係る細目の変更」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５並びに200Mb/sの相互間に係る品目若しくは細目の変更」に、同附則第５条第３項中「メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のＩ型若しくはカテゴリー３のグレード１」を「メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のＩ型若しくはカテゴリー３のグレード１、200Mb/s若しくは１Gb/s」に、同附則第６条中「メニュー５－１の46Mb/s若しくは100Mb/s（プラン４又はプラン５のものに限ります。）又はメニュー５－２」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/s又はメニュー５－２」に、同附則第７条中「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５若しくは46Mb/s又はメニュー５－２」を「メニュー５－１の46Mb/s、100Mb/sのプラン４若しくはプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２」に改めます。

３　西企営第123号（平成21年12月24日）同附則第２条中「メニュー５－１の100Mb/s（プラン４又はプラン５のものに限ります。）又はメニュー５－２」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５若しくは200Mb/s又はメニュー５－２（１Gb/sのものを除きます。）」に、同附則第３条「メニュー５－１の100Mb/s（プラン４又はプラ

ン５のものに限ります。)」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５又は200Mb/s」に改めます。

４　西企営第137号（平成22年１月29日）の附則第３条中「メニュー５－１の100Mb/s（プラン４又はプラン５のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）に限ります。)」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５又は200Mb/sのもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。)」に、「プラン４に係るＩＰ通信網契約者」を「100Mb/sのプラン４に係るＩＰ通信網契約者」に、「プラン５に係るＩＰ通信網契約者」を「100Mb/sのプラン５又は200Mb/sに係るＩＰ通信網契約者」に、同附則第５条中「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４とプラン５との間」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５並びに200Mb/sの相互間」に改めます。

附　則（平成22年５月31日西企営第27号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成22年６月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第３条　メニュー５－１の100Mb/sのプラン３、プラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るＩＰ通信網契約者から平成22年６月１日から平成24年１月31日までの間にメニュー５－２の100Mb/s（カテゴリー３－２のものを除きます。)、200Mb/s又は１Gb/sへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成24年４月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成24年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第２表第２の２－５ア(ア)に規定する額に代えて3,500円　（税込価格 3,675円）を適用し、交換機等工事費については適用しません。

第４条　平成22年６月１日から平成27年４月30日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成27年７月31日までに当社がセキュリティファイル供給先追加機能の提供を開始した場合、区分の変更を行った場合（区分がアのものに限ります。）又はセキュリティファイル供給先追加機能（区分がイのものに限ります。）に係る追加可能数の追加を行った場合は、その提供等に係る基本工事費及び交換機等工事費ついては適用しません。

２　平成22年６月１日から平成22年９月30日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成22年９月30日までにＩＰｖ６通信機能の提供を開始した場合は、その提供に係る基本工事費及び交換機等工事費については適用しません。

（その他）

第５条　西企営第113号（平成20年3月27日）の附則第３条中「チャネル数の態様」を「基本機能又は上限チャネル数の態様」に改め、同条中「及び複合通信機能」、「（１のチャネル以外のすべてのチャネルにおいて複合通信機能を利用した通信を行うことができるものを利用している場合に限ります。)」及び「又は複合通信機能」を削ります。

２　西企営第18号（平成21年５月19日）の附則第２条及び第４条中「平成22年５月31日」を「平成22年９月30日」に、同附則第２条中「平成22年８月31日」を「平成22年12月31日」に、「平成22年９月１日」を「平成23年１月１日」に改めます。

３　西企営第81号（平成21年９月30日）の附則第２条、第３条及び第５条から第７条中「平成22年５月31日」を「平成22年９月30日」に、同附則第５条及び第６条中「平成22年８月31日」を「平成22年12月31日」に、同附則第２条、第３条及び第６条中「平成22年９月１日」を「平成23年１月１日」に改めます。

４　西企営第123号（平成21年12月24日）の附則第２条中「平成22年５月31日」を「平成

22年９月30日」に、「平成22年９月１日」を「平成23年１月１日」に改めます。

５　西企営第137号（平成22年１月29日）の附則第３条及び第７条中「平成22年５月31日」を「平成22年９月30日」に改めます。

附　則（平成22年６月28日西企営第41号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年６月29日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー８のクラス１に係るＩＰ通信網サービス	メニュー８のクラス１－１に係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成22年８月30日西企営第81号）

この改正規定は、平成22年９月１日から実施します。

附　則（平成22年９月30日西企営第95号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成22年10月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成22年10月１日から平成23年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るＩＰ通信網契約の申込みと同時に、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成23年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

２　ＩＰ通信網契約者は、前項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

区　　分	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が９か月未満である場合
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３	27,100円 （税込価格 28,455円）	10,000円 （税込価格 10,500円）

第３条　平成22年10月１日から平成23年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みと同時に、そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から、そのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成23年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第２表第２の２－５⑴ア(ア)に規定する額に代えて3,500円（税込価格 3,675円)を適用し、交換

機等工事費については適用しません。

２　前項の場合において、契約者回線の設置場所における当社による工事を行う必要がない場合は、前項に定める額から1,000円（税込価格 1,050円）を減額して適用します。

３　ＩＰ通信網契約者は、第１項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

区　　分		支払いを要する額	
		右欄以外の場合	残余の期間が９か月未満である場合
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のⅠ型若しくはカテゴリー３のグレード１、200Mb/s若しくは１Gb/s		23,600円 （税込価格 24,780円）	10,000円 （税込価格 10,500円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のⅣ型又はカテゴリー３のグレード２のプラン・ミニ	ア　イ以外の場合	24,300円 （税込価格 25,515円）	10,000円 （税込価格 10,500円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	22,300円 （税込価格 23,415円）	10,000円 （税込価格 10,500円）
上記以外のもの	ア　イ以外の場合	16,500円 （税込価格 17,325円）	7,000円 （税込価格 7,350円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	14,500円 （税込価格 15,225円）	7,000円 （税込価格 7,350円）

第４条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成22年10月１日から平成23年５月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第２条及び第３条の規定を適用しません。

第５条　平成22年10月１日から平成23年５月31日までの間にメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２若しくはカテゴリー３、200Mb/s又は１Gb/sへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成23年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成23年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第２表第２の２－５⑴ア(ア)に規定する額に代えて3,500円(税込価格 3,675円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

第６条　平成22年10月１日から平成23年７月31日までの間にメニュー５－２の46Mb/sに係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２（46Mb/sに係るものを除きます。）への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成23年12月31日まで

に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成24年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については料金表第２表第２の２－５⑴ア(ア)に規定する額に代えて3,500円(税込価格 3,675円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

第７条　平成22年10月１日から平成24年１月31日までの間にメニュー５－１のうち品目が46Mb/sのものに係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２（46Mb/sに係るもの及びカテゴリー３－２のものを除きます。）への品目及び細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成24年４月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成24年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、平成22年２月16日西企営第153号の附則の２の規定にかかわらず、その品目及び細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については料金表第２表第２の２－５⑴ア(ア)に規定する額に代えて3,500円(税込価格 3,675円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

第８条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第９条　西企営第81号（平成21年９月30日）の附則第２条、第３条、第６条及び第７条中「平成22年９月30日」を「平成23年１月31日」に、同附則第６条中「平成22年12月31日」を「平成23年４月30日」に、同附則第２条、第３条及び第６条中「平成23年１月１日」を「平成23年５月１日」に改めます。

２　西企営第123号（平成21年12月24日）の附則第２条中「平成22年９月30日」を「平成23年１月31日」に、「平成23年１月１日」を「平成23年５月１日」に改めます。

３　西企営第137号（平成22年１月29日）の附則第３条及び第７条中「平成22年９月30日」を「平成23年１月31日」に改めます。

４　西企営第27号(平成22年５月31日)の附則第３条及び第４条第１項中「平成22年９月30日」を「平成23年１月31日」に、同附則第３条中「平成22年12月31日」を「平成23年４月30日」に、「平成23年１月１日」を「平成23年５月１日」に改めます。

附　則（平成22年９月30日西企営第99号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年10月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー５－１のうち品目が10Mb/sのものを終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　西企営第111号（平成15年１月31日）の附則第３項を「３　削除」に改めます。

附　則（平成22年11月26日西企営第128号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成22年12月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成22年12月１日から平成23年１月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５又は200Mb/sのもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者（料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄に規定する継続利用経過期間（メニュー５に係るものに限ります。）がその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して連続して24か月

を超えている100Mb/sのプラン４に係るＩＰ通信網契約者又は料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用期間経過後であって、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスをその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して連続して24か月を超えて利用している100Mb/sのプラン５又は200Mb/sに係るＩＰ通信網契約者に限ります。）から、次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下この附則において「継続利用延長」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下この附則において「継続利用延長期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限るものとし、料金表第１表の１（適用）の(21)欄の適用による場合は、適用した後の利用料金とします。）について、同表の右欄に規定する額を、料金表第１表第１項第１の１（適用）の⑻欄のアの表の右欄に規定する額又は⑼欄のアの表の右欄若しくはイに規定する額に代えて減額して適用します。

ただし、継続利用延長期間中に当社が別に定めるものの適用があった場合は、その適用期間中においてはこの限りでありません

継続して利用する期間	利用料（基本料）の減額（月額）
継続利用延長の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで （継続利用延長プラン１）	645円 （税込価格 677.25円）
継続利用延長の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の35か月後の料金月の末日まで （継続利用延長プラン２）	1,290円 （税込価格 1,354.5円）

第３条　継続利用延長期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

第４条　当社は、継続利用延長に係る契約者回線について、そのＩＰ通信網契約の解除又は品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３の相互間に係るものを除きます。）があった場合は、継続利用延長を廃止します。

第５条　当社は、継続利用延長に係る契約者回線について、継続利用延長期間において、料金表別表３に規定する利用料金の割引を適用した場合は、継続利用延長を廃止します。

第６条　継続利用延長のプランの変更については、平成22年12月１日から平成23年１月31日までの間において行うことができます。この場合において、変更前のプランに係る継続利用延長期間の起算日をその継続利用延長期間の起算日とします。

ただし、その変更がプラン２からプラン１への変更であった場合は、30,000円(税込価格 31,500円)を当社が定める期日までに支払っていただきます。

第７条　西企営第137号（平成22年１月29日）の附則（以下、この条において「旧附則」といいます。）に規定する継続利用延長の申出があったＩＰ通信網契約者は、平成22年12月１日から平成23年１月31日までの間において、この附則に規定する継続利用延長プランへの変更を行うことができます。この場合において、変更前のプランに係る継続利用延長期間の起算日をその継続利用延長期間の起算日とします。

ただし、その変更が旧附則のプラン２からこの附則のプラン１への変更であった場合は、15,000円(税込価格 15,750円)を当社が定める期日までに支払っていただきます。

第８条　ＩＰ通信網契約者は、継続利用延長期間の満了前に継続利用延長の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

区分	継続利用延長期間の残余期間が24か月以上36か月未満の場合	継続利用延長期間の残余期間が12か月以上24か月未満の場合	継続利用延長期間の残余期間が12か月未満の場合
継続利用延長プラン１	－	5,000円 （税込価格 5,250円）	2,500円 （税込価格 2,625円）
継続利用延長プラン２	30,000円 （税込価格 31,500円）	20,000円 （税込価格 21,000円）	10,000円 （税込価格 10,500円）

第９条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第10条　西企営第137号（平成22年１月29日）の附則第３条及び第７条中「平成23年１月31日」を「平成22年11月30日」に改めます。

附　則（平成22年12月９日西企営第139号）

この改正規定は、平成22年12月14日から実施します。

附　則（平成23年１月28日西企営第155号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成23年２月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成23年２月１日から平成23年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５若しくは200Mb/s（その終端をこの附則第３条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）又はメニュー５－２の46Mb/s、100Mb/s若しくは200Mb/s（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３のプラン・ミニのグレード１又は200Mb/sのプラン・ミニであって、その終端をこの附則第３条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第２条及び第３条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して２か月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に0.5を乗じて得た額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りでありません。

２　前項の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、その提供開始日から起算して４か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）並びに２か月間の屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴並びに２－５－２⑵、⑶ア及び⑷に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

適　用　期　間	区　　分	料　金　額
１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	利用料（基本料）	０円
	屋内配線設備部分の加算額	０円
	回線終端装置利用料（基本料）	０円
	機器利用料	０円
２　１欄の適用期間が満了する日の翌日から起算して２か月間	利用料（基本料）	利用料の額に0.5を乗じて得た額

３　前２項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン１、プラン２若しくはプラン３若しくは１Gb/s又はメニュー５－２の１Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前２項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第３条　平成23年２月１日から平成23年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５若しくは200Mb/s又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３のプラン・ミニのグレード１若しくは200Mb/sのプラン・ミニ（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

１契約者回線又は１装置ごとに月額

品目及び細目	料　金　額	
	提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３	3,960円（税込価格4,158円）	4,210円（税込価格4,420.5円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ又は１Gb/sのプラン・ミニ	3,960円（税込価格4,158円）	4,110円（税込価格4,315.5円）

２　前項の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

品目及び細目	適　用　期　間	料　　金　　額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３	１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	０円
	２　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	3,960円 （税込価格 4,158円）
	３　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,210円 （税込価格 4,420.5円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ又は１Gb/sのプラン・ミニ	４　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	０円
	５　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	3,960円 （税込価格 4,158円）
	６　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,110円 （税込価格 4,315.5円）

３　前２項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３並びにメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ及び１Gb/sのプラン・ミニの相互間に係る品目又は細目の変更を除きます。ただし、メニュー５－１の１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の１Gb/sのプラン・ミニに係る品目又は細目の変更については、平成24年９月18日以降に請求があって、平成24年10月１日以降に品目又は細目の変更を行った場合に限ります。）又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、その変更等があった日以降については、前２項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して２か月以内にメニュー５－２（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３のプラン・ミニのグレード１若しくは200Mb/sのプラン・ミニのものを除きます。）への品目若しくは細目の変更又はその契約者回線の移転先が第１項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第２条第２項に規定する額に代えて、次表の右欄に規定する料金額を適用します。

適　用　期　間	区　　分	料　金　額
ＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	利用料（基本料）	０円
	屋内配線設備部分の加算額	０円

	回線終端装置利用料（基本料）	０円
	機器利用料	０円

第４条　この附則第２条又は第３条の適用を受けている期間においては、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄のアの表の右欄及び⑼欄のアの表の右欄並びに西企営第124号（平成16年３月11日）の附則の２の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第５条　平成23年２月１日から平成24年１月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１若しくは200Mb/sのもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）又はメニュー５－２（メニュー５－２の46Mb/s、100Mb/sのカテゴリー１及び１Gb/sのものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者（料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄に規定する継続利用経過期間（メニュー５に係るものに限ります。）がその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して連続して24か月を超えているメニュー５－１の100Mb/sのプラン４又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２に係るＩＰ通信網契約者又は料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用期間及び第３条の適用期間経過後であって、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスをその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して連続して24か月を超えて利用しているメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１若しくは200Mb/s又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１若しくは200Mb/sに係るＩＰ通信網契約者に限ります。）から、次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下この附則において「継続利用延長」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下この附則において「継続利用延長期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限るものとし、料金表第１表の１（適用）の(21)欄の適用による場合は、適用した後の利用料金とします。）について、同表の右欄に規定する額を、料金表第１表第１項第１の１（適用）の⑻欄のアの表の右欄に規定する額又は⑼欄のアの表の右欄若しくはイに規定する額に代えて減額して適用します。

ただし、継続利用延長期間中に当社が別に定めるものの適用があった場合は、その適用期間中においてはこの限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
継続利用延長の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の35か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るもの	1,290円 （税込価格1,393.2円）
	メニュー５－２のプラン・ミニに係るもの	780円 （税込価格 842.4円）
	メニュー５－２のプラン１に係るもの	620円 （税込価格 669.6円）
	メニュー５－２のプラン２に係るもの	520円 （税込価格 561.6円）

２　前項の場合において、この附則第３条第２項の適用を受けている場合は、前項の規定中「24か月」を「26か月」に読み替えます。

第６条　継続利用延長期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

第７条　当社は、継続利用延長に係る契約者回線について、そのＩＰ通信網契約の解除

又は品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３並びにメニュー５－２（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１及びカテゴリー３－２のものを除きます。）の相互間に係るものを除きます。）の相互間に係るものを除きます。）があった場合は、継続利用延長を廃止します。

第８条　当社は、継続利用延長に係る契約者回線について、継続利用延長期間において、料金表別表３に規定する利用料金の割引を適用した場合は、継続利用延長を廃止します。

第９条　西企営第137号（平成22年１月29日）の附則及び西企営第128号（平成22年11月26日）の附則に規定する継続利用延長の申出があったＩＰ通信網契約者は、平成23年２月１日から平成24年１月31日までの間において、この附則に規定する継続利用延長への変更を行うことができます。この場合において、変更前のプランに係る継続利用延長期間の起算日をその継続利用延長期間の起算日とします。

第10条　ＩＰ通信網契約者は、継続利用延長期間の満了前に継続利用延長の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

品目及び細目	継続利用延長期間の残余期間が24か月以上36か月未満の場合	継続利用延長期間の残余期間が12か月以上24か月未満の場合	継続利用延長期間の残余期間が12か月未満の場合
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るもの	30,000円（税込価格32,400円）	20,000円（税込価格21,600円）	10,000円（税込価格10,800円）
メニュー５－２（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１並びにカテゴリー３－２のものを除きます。）	10,500円（税込価格11,340円）	7,000円（税込価格7,560円）	3,500円（税込価格3,780円）

第11条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成23年２月１日から平成23年５月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第２条及び第３条の規定を適用しません。

第12条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第13条　西企営第81号（平成21年９月30日）の附則第６条中「平成23年１月31日」を「平成23年５月31日」に、「平成23年４月30日」を「平成23年８月31日」に、「平成23年５月１日」を「平成23年９月１日」に改めます。

２　西企営第123号（平成21年12月24日）の附則第２条中「平成23年１月31日」を「平成23年５月31日」に、「平成23年５月１日」を「平成23年９月１日」に改めます。

３　西企営第27号（平成22年５月31日）の附則第３条及び第４条第１項中「平成23年１月

31日」を「平成23年５月31日」に、同附則第３条中「平成23年４月30日」を「平成23年８月31日」に、「平成23年５月１日」を「平成23年９月１日」に改めます。

４　西企営第95号（平成22年９月30日）の附則第２条、第３条、第４条、第５条、第６条及び第７条中「平成23年１月31日」を「平成23年５月31日」に、同附則第２条、第３条、第５条、第６条及び第７条中「平成23年４月30日」を「平成23年８月31日」に、「平成23年５月１日」を「平成23年９月１日」に改めます。

附　則（平成23年３月31日西企営第196号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成23年５月20日西企営第24号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年５月23日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の端末設備については、同表の右欄の端末設備として取り扱い、料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

ルータ機能付回線接続装置	ルータ機能付回線接続装置のＩ型 （拡張カードスロットの物理インターフェースの仕様が当社が別に定めるもの）
無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置	無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のＩ型 （拡張カードスロットの物理インターフェースの仕様が当社が別に定めるもの）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成23年５月31日西企営第26号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成23年６月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成23年６月１日から平成23年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５若しくは200Mb/s（その終端をこの附則第３条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）又はメニュー５－２の46Mb/s、100Mb/s若しくは200Mb/s（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３のプラン・ミニのグレード１又は200Mb/sのプラン・ミニであって、その終端をこの附則第３条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第２条及び第３条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して２か月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に0.5を乗じて得た額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

２　前項の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込みが当社が別に定める方法による

ものであった場合は、その提供開始日から起算して４か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）並びに２か月間の屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴並びに２－５－２⑵、⑶ア及び⑷に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

適　用　期　間	区　　分	料　金　額
１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	利用料（基本料）	０円
	屋内配線設備部分の加算額	０円
	回線終端装置利用料（基本料）	０円
	機器利用料	０円
２　１欄の適用期間が満了する日の翌日から起算して２か月間	利用料（基本料）	利用料の額に0.5を乗じて得た額

３　前２項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン１、プラン２若しくはプラン３若しくは１Gb/s又はメニュー５－２の１Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前２項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第３条　平成23年６月１日から平成23年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５若しくは200Mb/s又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３のプラン・ミニのグレード１若しくは200Mb/sのプラン・ミニ（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

１契約者回線又は１装置ごとに月額

品目及び細目	料　　金　　額	
	提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３	3,960円（税込価格4,158円）	4,210円（税込価格4,420.5円）

メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ又は１Gb/sのプラン・ミニ	3,960円（税込価格 4,158円）	4,110円（税込価格 4,315.5円）

２　前項の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

品目及び細目	適　用　期　間	料　　金　　額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３	１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	０円
	２　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	3,960円（税込価格 4,158円）
	３　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,210円（税込価格 4,420.5円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ又は１Gb/sのプラン・ミニ	４　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	０円
	５　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービス	3,960円（税込価格 4,158円）
	６　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,110円（税込価格 4,315.5円）

３　前２項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３並びにメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ及び１Gb/sのプラン・ミニの相互間に係る品目又は細目の変更を除きます。ただし、メニュー５－１の１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の１Gb/sのプラン・ミニに係る品目又は細目の変更については、平成24年９月18日以降に請求があって、平成24年10月１日以降に品目又は細目の変更を行った場合に限ります。）又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、その変更等があった日以降については、前２項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して２か月以内にメニュー５－２（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ若しくは１Gb/sのものを除きます。）への品目若しくは細目の変更又はその契約者回線の移転先が第１項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、

その変更等があった日以降について、この附則第２条第２項に規定する額に代えて、次表の右欄に規定する料金額を適用します。

適　用　期　間	区　　分	料　金　額
ＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	利用料（基本料）	０円
	屋内配線設備部分の加算額	０円
	回線終端装置利用料（基本料）	０円
	機器利用料	０円

第４条　この附則第２条又は第３条の適用を受けている期間においては、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄のアの表の右欄及び⑼欄のアの表の右欄並びに西企営第124号（平成16年３月11日）の附則の２の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第５条　平成23年６月１日から平成24年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るＩＰ通信網契約の申込みと同時に、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成24年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

２　ＩＰ通信網契約者は、前項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

区　　分	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が９か月未満である場合
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３	27,100円 （税込価格 29,268円）	10,000円 （税込価格 10,800円）

第６条　平成23年６月１日から平成24年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みと同時に、そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から、そのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成24年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第２表第２の２－５⑴ア（ア）に規定する額に代えて3,500円（税込価格 3,675円）を適用し、交換機等工事費については適用しません。

２　前項の場合において、契約者回線の設置場所における当社による工事を行う必要がない場合は、前項に定める額から1,000円（税込価格 1,050円）を減額して適用します。

３　ＩＰ通信網契約者は、第１項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

区　　分		支払いを要する額	
		右欄以外の場合	残余の期間が９か月未満である場合
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のⅠ型、カテゴリー３－１のグレード１、200Mb/s若しくは１Gb/s若しくは100Mb/sのカテゴリー３－２		23,600円 （税込価格 24,780円）	10,000円 （税込価格 10,500円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のⅣ型又はカテゴリー３－１のグレード２のプラン・ミニ	ア　イ以外の場合	24,300円 （税込価格 25,515円）	10,000円 （税込価格 10,500円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	22,300円 （税込価格 23,415円）	10,000円 （税込価格 10,500円）
上記以外のもの	ア　イ以外の場合	16,500円 （税込価格 17,325円）	7,000円 （税込価格 7,350円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	14,500円 （税込価格 15,225円）	7,000円 （税込価格 7,350円）

第７条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算して１年未満の間に、この附則第２条、第３条、第５条及び第６条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第２条、第３条、第５条及び第６条の規定を適用しません。

第８条　平成23年６月１日から平成25年９月30日までの間にメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２若しくはカテゴリー３、200Mb/s又は１Gb/sへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成25年12月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成26年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第９条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第10条　西企営第81号（平成21年９月30日）の附則第６条中「平成23年５月31日」を「平成23年９月30日」に、「平成23年８月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成23年９月１日」を「平成24年１月１日」に改めます。

２　西企営第123号（平成21年12月24日）の附則第２条中「平成23年５月31日」を「平成23年９月30日」に、「平成23年９月１日」を「平成24年１月１日」に改めます。

３　西企営第27号(平成22年５月31日)の附則第３条及び第４条第１項中「平成23年５月31日」を「平成23年９月30日」に、同附則第３条中「平成23年８月31日」を「平成23

年12月31日」に、「平成23年９月１日」を「平成24年１月１日」に改めます。
４　西企営第95号（平成22年９月30日）の附則第６条及び第７条中「平成23年５月31日」を「平成23年９月30日」に、「平成23年８月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成23年９月１日」を「平成24年１月１日」に改めます。
５　西企営第155号（平成23年１月28日）の附則第５条および第９条中「平成23年５月31日」を「平成23年９月30日」に改めます。

附　則（平成23年６月23日西企営第46号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成23年６月27日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成23年６月30日西企営第55号）

この改正規定は、平成23年６月30日から実施します。

附　則（平成23年７月20日西企営第62号）

この改正規定は、平成23年７月21日から実施します。

附　則（平成23年７月29日西企営第68号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成23年８月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　平成23年８月１日から平成24年８月31日までの間にメニュー５－２の46Mb/sのものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３のもの又はメニュー５－２のカテゴリー２若しくはカテゴリー３のものへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成24年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、その契約者回線の品目若しくは細目（保守の態様による細目を除きます。）の変更の基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。
第３条　平成23年８月１日から平成24年８月31日までの間にメニュー５－２の46Mb/sのものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー４に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成24年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費については適用しません。
第４条　前２条の場合において、無線アクセス機能、同時通信可能着信先数追加機能、ＩＰｖ６通信機能、通信相手先識別符号追加機能又はセキュリティファイル供給先追加機能の区分の変更の請求が同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。
２　前２条の場合において、閉域グループ内通信機能又はメニュー８に係るＩＰ通信網サービスを利用していた場合であって、閉域グループ内通信機能又はメニュー８に係るＩＰ通信網サービスの申込みが同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。
第５条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
第６条　西企営第95号（平成22年９月30日）の附則第６条中「平成23年９月30日」を「平成23年７月31日」に改めます。
２　西企営第155号（平成23年１月28日）の附則第５条及び第９条中「平成23年９月30日」を「平成24年９月30日」に改めます。

附　則（平成23年７月29日西企営第71号）

この改正規定は、平成23年８月２日から実施します。

附　則（平成23年８月26日西企営第78号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成23年９月30日西企営第99号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成23年10月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成23年10月１日から平成24年１月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１若しくは200Mb/s（その終端をこの附則第３条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）又はメニュー５－２の46Mb/s、100Mb/s若しくは200Mb/s（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１又は200Mb/sのプラン・ミニであって、その終端をこの附則第３条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第２条及び第３条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して２か月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に0.5を乗じて得た額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

２　前項の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、その提供開始日から起算して４か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）並びに２か月間の屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴並びに２－５－２⑵、⑶ア及び⑷に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

適　用　期　間	区　　分	料　金　額
１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	利用料（基本料）	０円
	屋内配線設備部分の加算額	０円
	回線終端装置利用料（基本料）	０円
	機器利用料	０円
２　１欄の適用期間が満了する日の翌日から起算して２	利用料（基本料）	利用料の額に0.5を乗じて得た額

か月間		

３　前２項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン１、プラン２若しくはプラン３若しくは１Gb/s又はメニュー５－２の１Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前２項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第３条　平成23年10月１日から平成24年１月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１若しくは200Mb/s又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１若しくは200Mb/sのプラン・ミニ（その終端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りでありません。

１契約者回線又は１装置ごとに月額

品目及び細目	料　金　額	
	提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３	3,960円（税込価格4,276.8円）	4,210円（税込価格4,546.8円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ又は１Gb/sのプラン・ミニ	3,960円（税込価格4,276.8円）	4,110円（税込価格4,438.8円）

２　前項の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

品目及び細目	適　用　期　間	料　金　額
メニュー５－１の100Mb/sのプ	１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	０円

ラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３	２　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	3,960円（税込価格4,276.8円）
	３　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,210円（税込価格4,546.8円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ又は１Gb/sのプラン・ミニ	４　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	０円
	５　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	3,960円（税込価格4,276.8円）
	６　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,110円（税込価格4,438.8円）

３　前２項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３並びにメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ及び１Gb/sのプラン・ミニの相互間に係る品目又は細目の変更を除きます。ただし、メニュー５－１の１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の１Gb/sのプラン・ミニに係る品目又は細目の変更については、平成24年９月18日以降に請求があって、平成24年10月１日以降に品目又は細目の変更を行った場合に限ります。）又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、その変更等があった日以降については、前２項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して２か月以内にメニュー５－２（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ若しくは１Gb/sのものを除きます。）への品目若しくは細目の変更又はその契約者回線の移転先が第１項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第２条第２項に規定する額に代えて、次表の右欄に規定する料金額を適用します。

適　用　期　間	区　　分	料　金　額
ＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	利用料（基本料）	０円
	屋内配線設備部分の加算額	０円
	回線終端装置利用料（基本料）	０円
	機器利用料	０円

第４条　この附則第２条又は第３条の適用を受けている期間においては、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄のアの表の右欄及び⑼欄のアの表の右欄並びに西企営第124号（平成16年３月11日）の附則の２の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第５条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算して１年未満の間に、この附則第２条及び第３条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第２

条及び第３条の規定を適用しません。
第６条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
第７条　西企営第81号（平成21年９月30日）の附則第６条中「平成23年９月30日」を「平成24年１月31日」に、「平成23年12月31日」を「平成24年４月30日」に、「平成24年１月１日」を「平成24年５月１日」に改めます。
２　西企営第123号（平成21年12月24日）の附則第２条中「平成23年９月30日」を「平成24年１月31日」に、「平成24年１月１日」を「平成24年５月１日」に改めます。
３　西企営第27号(平成22年５月31日)の附則第３条及び第４条第１項中「平成23年９月30日」を「平成24年１月31日」に、同附則第３条中「平成23年12月31日」を「平成24年４年30日」に、「平成24年１月１日」を「平成24年５月１日」に改めます。
４　西企営第95号（平成22年９月30日）の附則第７条中「平成23年９月30日」を「平成24年１月31日」に、「平成23年12月31日」を「平成24年４月30日」に、「平成24年１月１日」を「平成24年５月１日」に改めます。
５　西企営第26号（平成23年５月31日）の附則第５条、第６条及び第８条中「平成23年９月30日」を「平成24年１月31日」に、「平成23年12月31日」を「平成24年４月30日」に、「平成24年１月１日」を「平成24年５月１日」に改めます。

附　則（平成23年10月19日西企営第107号）

この改正規定は、平成23年10月21日から実施します。

附　則（平成23年11月28日西企営第125号）

この改正規定は、平成23年11月30日から実施します。

附　則（平成23年11月30日西企営第122号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成23年12月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５－１の100Mb/sのプラン５のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のものに係るＩＰ通信網サービス

３　削除
４　削除
５　平成23年12月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２のものに係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のものへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。
６　平成23年12月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものに係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２のカテゴリー３－１のものへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合

（当社の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

７　削除

８　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

９　西企営第123号（平成21年12月24日）の附則第２条及び第３条中「プラン５」を「プラン５－１」に、同附則第２条表中「１Gb/sのものを除きます。」を「カテゴリー３－２及び１Gb/sのものを除きます。」に改めます。

10　西企営第27号（平成22年５月31日）の附則第３条中「プラン５」を「プラン５－１」に、「メニュー５－２の100Mb/s」を「メニュー５－２の100Mb/s（カテゴリー３－２のものを除きます。）」に改めます。

11　西企営第95号（平成22年９月30日）第７条中「46Mb/sに係るものを除きます。」を「46Mb/sに係るもの及びカテゴリー３－２のものを除きます。」に改めます。

12　西企営第155号（平成23年１月28日）の附則第５条及び第７条中「プラン５」を「プラン５－１」に、「メニュー５－２の46Mb/s、100Mb/sのカテゴリー１及び１Gb/sのものを除きます。」を「メニュー５－２の46Mb/s、100Mb/sのカテゴリー１及びカテゴリー３－２並びに１Gb/sのものを除きます。」に、同附則第５条中「カテゴリー３」を「カテゴリー３－１」に改めます。

13　西企営第99号（平成23年９月30日）の附則第２条及び第３条中「プラン５」を「プラン５－１」に、「カテゴリー３」を「カテゴリー３－１」に改めます。

附　則（平成23年12月27日西企営第139号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年12月29日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成24年１月19日西企営第147号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成24年１月23日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成24年１月23日から平成24年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成24年８月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供に係る基本工事費及び交換機等工事費については０円を適用します。

２　平成24年１月23日から平成24年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成24年８月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から、その日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのその付加機能利用料（加算額については、その無線アクセス機能の提供の開始を同時に付与された特定電気通信サービス用認証ＩＤに係る部分に限ります。）については０円を適用します。

３　当社は、限定された期間内に申し込まれた無線アクセス機能に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、無線アクセス機能の申込みを平成24年１月23日から平成24年５月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、当社が別に定める場合を除き、第１項の規定を適用しません。

第３条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成24年１月31日西企営第152号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成24年２月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成24年２月１日から平成24年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s（その終端をこの附則第３条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）若しくは100Mb/sのプラン５－２又はメニュー５－２の100Mb/s若しくは200Mb/s（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１又は200Mb/sのプラン・ミニであって、その終端をこの附則第３条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第２条及び第３条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して１か月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴及び⑶に規定する額に代えて、次表に規定する品目及び細目については同表に規定する額を、その他の品目及び細目については０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

品目及び細目	料金額（月額）
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１又は200Mb/sのもの	1,100円 （税込価格 1,188円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅠ型のもの	900円 （税込価格 972円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅡ型若しくはⅣ型のもの又はカテゴリー３－１のグレード１のもの	600円 （税込価格 648円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅢ型のもの	400円 （税込価格 432円）

２　前項の場合において、そのＩＰ通信網契約（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２及びメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものを除きます。）の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、その提供開始日から起算して３か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）並びに２か月間の機器利用料（無線ＬＡＮ対応型ＩＰ電話機能付配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する品目及び細目については同表に規定する額を、その他の品目及び細目については０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

適用期間	区　　分	料金額（月額）

１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	利用料（基本料に係る部分に限ります。）		０円
２　１欄の適用期間が満了する日の翌日から起算して１か月間	利用料（基本料に係る部分に限ります。）	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１又は200Mb/sのもの	1,100円 （税込価格 1,188円）
		メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅠ型のもの	900円 （税込価格 972円）
		メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅡ型若しくはⅣ型のもの又はカテゴリー３－１のグレード１のもの	600円 （税込価格 648円）
		メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅢ型のもの	400円 （税込価格 432円）

３　前２項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の１Gb/s又はメニュー５－２の１Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合（メニュー５－１の１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の１Gb/sのものへの品目又は細目の変更については、平成24年９月18日以降に請求があって、平成24年10月１日以降に品目又は細目の変更を行った場合を除きます。）は、前２項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第３条　平成24年２月１日から平成24年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１若しくは200Mb/s又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１若しくは200Mb/sのプラン・ミニ（その終端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りでありません。

１契約者回線又は１装置ごとに月額

品目及び細目	料　金　額	
	提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３	3,960円（税込価格4,276.8円）	4,210円（税込価格4,546.8円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ又は１Gb/sのプラン・ミニ	3,960円（税込価格4,276.8円）	4,110円（税込価格4,438.8円）

２　前項の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

品目及び細目	適　用　期　間	料　金　額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３	１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	０円
	２　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	3,960円（税込価格4,276.8円）
	３　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,210円（税込価格4,546.8円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ又は１Gb/sのプラン・ミニ	４　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	０円
	５　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	3,960円（税込価格4,276.8円）
	６　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,110円（税込価格4,438.8円）

３　前２項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３並びにメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ及び１Gb/sのプラン・ミニの相互間に係る品目又は細目の変更

を除きます。ただし、メニュー５－１の１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の１Gb/sのプラン・ミニに係る品目又は細目の変更については、平成24年９月18日以降に請求があって、平成24年10月１日以降に品目又は細目の変更を行った場合に限ります。）又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が第１項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、その変更等があった日以降については、前２項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して２か月以内にメニュー５－２（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ若しくは１Gb/sのものを除きます。）への品目若しくは細目の変更又はその契約者回線の移転先が第１項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第２条第２項の規定中「３か月間」を「２か月間」に読み替えて、同項の規定に準じて、利用料の適用を行います。

４　メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２若しくはメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２（その契約者回線の属する契約者グループの態様による区別がプラン・ミニであるものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者（第１項に規定する都道府県の区域内で提供を開始した契約者回線に係る者に限ります。）からメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ若しくは１Gb/sのプラン・ミニ（その終端を第１項に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）への品目若しくは細目の変更の請求があり、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（メニュー５－１の１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の１Gb/sのプラン・ミニのものへの品目又は細目の変更については、平成24年９月18日以降に請求があって、平成24年10月１日以降に品目又は細目の変更を行った場合に限ります。）（当社の責めに帰すべき理由により平成24年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、当社が別に定める場合は、その変更があった日から料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴及び２－５－２⑶アに規定する額に代えて第１項に規定する料金額を適用します。この場合において、提供開始日は、その品目又は細目の変更前の契約者回線の提供開始日とします。

５　前条第１項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、前項の変更があった場合は、前条第１項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第４条　この附則第２条又は第３条の適用を受けている期間においては、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄のアの表の右欄及び⑼欄のアの表の右欄並びに西企営第124号（平成16年３月11日）の附則の２の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第５条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算して１年未満の間に、この附則第２条及び第３条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第２条及び第３条の規定を適用しません。

第６条　平成24年２月１日から平成25年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン３、プラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２の100Mb/s（カテゴリー１及びカテゴリー３－２のものを除きます。）、200Mb/s又は１Gb/sへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成25年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成26年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第２表第２の２－

５ア(ア)に規定する額に代えて3,500円（税込価格 3,675円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

第７条　平成24年２月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－１の46Mb/s又は100Mb/sのプラン３に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第８条　平成24年２月１日から平成24年６月30日までの間にメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s又は１Gb/sへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成24年12月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成26年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第２表第２の２－５ア(ア)に規定する額に代えて3,500円（税込価格 3,675円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

第９条　平成24年２月１日から平成31年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成31年８月31日までに当社がセキュリティファイル供給先追加機能の提供を開始した場合は、その提供開始日から起算して１ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第10条　西企営第137号（平成22年１月29日）の附則第３条、西企営第128号（平成22年11月26日）の附則第２条及び西企営第155号（平成23年１月28日）の附則第５条の適用を受けているＩＰ通信網契約者は、料金表第１表第１類第１の１の⑼欄に規定する継続利用延長への変更の申出があった場合は、変更前の継続利用延長期間の起算日をその継続利用延長期間の起算日とします。この場合において、西企営第137号（平成22年１月29日）の附則第８条、西企営第128号（平成22年11月26日）の附則第８条及び西企営第155号（平成23年１月28日）の附則第10条の規定は適用しません。

第11条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第12条　西企営第81号（平成21年９月30日）の附則第６条中「平成24年１月31日」を「平成24年５月31日」に、「平成24年４月30日」を「平成24年８月31日」に、「平成24年５月１日」を「平成24年９月１日」に改めます。

２　西企営第123号（平成21年12月24日）の附則第２条中「平成24年１月31日」を「平成24年５月31日」に、「平成24年５月１日」を「平成24年９月１日」に改めます。

３　西企営第27号(平成22年５月31日)の附則第４条第１項中「平成24年１月31日」を「平成24年５月31日」に、「平成24年４月30日」を「平成24年８月31日」に改めます。

４　西企営第155号(平成23年１月28日)の附則第５条及び第９条中「平成24年９月30日」を「平成24年１月31日」に改めます。

５　西企営第26号（平成23年５月31日）の附則第５条、第６条及び第８条中「平成24年１月31日」を「平成24年５月31日」に、「平成24年４月30日」を「平成24年８月31日」に、「平成24年５月１日」を「平成24年９月１日」に改めます。

６　西企営第122号（平成23年11月30日）の附則第５項、第６項及び第７項中「平成24年１月31日」を「平成24年５月31日」に、「平成24年５月１日」を「平成24年９月１日」に、「平成24年４月30日」を「平成24年８月31日」に改めます。

附　則（平成24年２月14日西企営第163号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年２月15日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄のキの表中（ア）又は（イ）欄に規定するＩＰ通信網契約の申込又は品目若しくは細目の変更の請求があった場合であって、長期継続利用の申出が無かった場合は、当社はこの改正規定実施の日において、ＩＰ通信網契約者から同表備考に規定する長期継続利用の申出があったものとし、この改正規定実施の日以降について、ア及びイの規定による減額を適用します。

附　則（平成24年３月30日西企営第195号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払われなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引（以下この附則において「学校限定割引」といいます。）の適用を受けていた契約者回線等について、学校限定割引の廃止がなかった場合は、当社は、この改正規定の実施の日において、学校限定割引の適用を受けているものとして取り扱います。

４　削除

５　この改正規定実施の際限に、学校限定割引の適用を受けているメニュー４又はメニュー５－１の100Mb/sのプラン２、プラン３、プラン４若しくはプラン５－１に係る契約者回線等について、学校限定割引を適用する期間は、次表のとおりとします。

区　　分	期　　間
ア　平成24年４月１日において、学校限定割引の適用を受けている契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー５－１の200Mb/sに係るＩＰ通信網サービスの提供を行うことが可能な場合	平成26年３月31日までの間
イ　平成24年４月１日において、学校限定割引の適用を受けている契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー５－１の100Mb/sのプラン４に係るＩＰ通信網サービスの提供を行うことが可能な場合（アに規定する場合を除きます。）	（ア）　メニュー４に係る契約者回線等については、平成26年３月31日までの間 （イ）　メニュー５（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４のものに限ります。）に係る契約者回線については、その終端の場所において、当社がメニュー５－１の200Mb/sに係る契約者回線の提供を行うことが可能となった日を含む年度の翌々年度の末日までの間
ウ　ア又はイ以外の場合	その契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー５－１の200Mb/sに係る契約者回線の提供を行うことが可能となった日を含む年度の翌々年度の末日までの間

附　則（平成24年５月31日西企営第22号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成24年６月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成24年６月１日から平成24年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s（その終端をこの附則第３条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）若しくは100Mb/sのプラン５－２又はメニュー５－２の100Mb/s若しくは200Mb/s（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１又は200Mb/sのプラン・ミニであって、その終端をこの附則第３条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第２条及び第３条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して１か月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴及び⑶に規定する額に代えて、次表に規定する品目及び細目については同表に規定する額を、その他の品目及び細目については０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

品目及び細目	料金額（月額）
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１又は200Mb/sのもの	1,100円 （税込価格 1,188円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅠ型のもの	900円 （税込価格 972円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅡ型若しくはⅣ型のもの又はカテゴリー３－１のグレード１のもの	600円 （税込価格 648円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅢ型のもの	400円 （税込価格 432円）

２　前項の場合において、そのＩＰ通信網契約（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２及びメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものを除きます。）の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、その提供開始日から起算して３か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）並びに２か月間の機器利用料（無線ＬＡＮ対応型ＩＰ電話機能付配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する品目及び細目については同表に規定する額を、その他の品目及び細目については０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

適用期間	区　　分		料金額（月額）
１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	利用料（基本料に係る部分に限ります。）		０円
２　１欄の適用期間が満了する日の翌日から起算して１か月間	利用料（基本料に係る部分に限ります。）	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１又は200Mb/sのもの	1,100円 （税込価格 1,188円）
		メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅠ型のもの	900円 （税込価格 972円）
		メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅡ型若しくはⅣ型のもの又はカテゴリー３－１のグレード１のもの	600円 （税込価格 648円）
		メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅢ型のもの	400円 （税込価格 432円）

３　前２項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の１Gb/s又はメニュー５－２の１Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合（メニュー５－１の１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の１Gb/sのものへの品目又は細目の変更については、平成24年９月18日以降に請求があって、平成24年10月１日以降に品目又は細目の変更を行った場合を除きます。）は、前２項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第３条　平成24年６月１日から平成24年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１若しくは200Mb/s又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１若しくは200Mb/sのプラン・ミニ（その終端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りでありません。

１契約者回線又は１装置ごとに月額

品目及び細目	料　金　額	
	提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３	3,960円（税込価格4,276.8円）	4,210円（税込価格4,546.8円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ又は１Gb/sのプラン・ミニ	3,960円（税込価格4,276.8円）	4,110円（税込価格4,438.8円）

２　前項の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

品目及び細目	適　用　期　間	料　金　額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３	１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	０円
	２　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	3,960円（税込価格4,276.8円）
	３　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,210円（税込価格4,546.8円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ又は１Gb/sのプラン・ミニ	４　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	０円
	５　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	3,960円（税込価格4,276.8円）
	６　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,110円（税込価格4,438.8円）

３　前２項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３並びにメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ及び１Gb/sのプラン・ミニの相互間に係る品目又は細目の変更

を除きます。ただし、メニュー５－１の１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の１Gb/sのプラン・ミニに係る品目又は細目の変更については、平成24年９月18日以降に請求があって、平成24年10月１日以降に品目又は細目の変更を行った場合に限ります。）又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が第１項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、その変更等があった日以降については、前２項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して２か月以内にメニュー５－２（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ若しくは１Gb/sのものを除きます。）への品目若しくは細目の変更又はその契約者回線の移転先が第１項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第２条第２項の規定中「３か月間」を「２か月間」に読み替えて、同項の規定に準じて、利用料の適用を行います。

４　メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２若しくはメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２（その契約者回線の属する契約者グループの態様による区別がプラン・ミニであるものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者（第１項に規定する都道府県の区域内で提供を開始した契約者回線に係る者に限ります。）からメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ若しくは１Gb/sのプラン・ミニ（その終端を第１項に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）への品目若しくは細目の変更の請求があり、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（メニュー５－１の１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の１Gb/sのプラン・ミニのものへの品目又は細目の変更については、平成24年９月18日以降に請求があって、平成24年10月１日以降に品目又は細目の変更を行った場合に限ります。）（当社の責めに帰すべき理由により平成25年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）であって、当社が別に定める場合は、その変更があった日から料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴及び２－５－２⑶アに規定する額に代えて第１項に規定する料金額を適用します。この場合において、提供開始日は、その品目又は細目の変更前の契約者回線の提供開始日とします。

５　前条第１項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、前項の変更があった場合は、前条第１項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第４条　この附則第２条又は第３条の適用を受けている期間においては、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄のアの表の右欄及び⑼欄のアの表の右欄並びに西企営第124号（平成16年３月11日）の附則の２の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第５条　平成24年６月１日から平成24年６月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みと同時に、そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から、そのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年12月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成25年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第２表第２の２－５⑴ア(ア)に規定する額に代えて3,500円(税込価格 3,675円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

２　前項の場合において、契約者回線の設置場所における当社による工事を行う必要がない場合は、前項に定める額から1,000円(税込価格 1,050円)を減額して適用します。

３　ＩＰ通信網契約者は、第１項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日まで

に支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

区　分		支払いを要する額	
		右欄以外の場合	残余の期間が９か月未満である場合
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４　若しくはプラン５　、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３　又はメニュー５　－　２　の100Mb/sのカテゴリー１（配線設備多重装置を用いるものに限ります。）、カテゴリー２のＩ型、カテゴリー３－１のグレード１若しくはカテゴリー３－２、200Mb/s若しくは１Gb/s		20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）、カテゴリー２のⅢ型又はカテゴリー３－１のグレード２（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）		6,000円 （税込価格 6,480円）	3,000円 （税込価格 3,240円）
上記以外のもの	ア　イ以外の場合	20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	18,000円 （税込価格 19,440円）	10,000円 （税込価格 10,800円）

第６条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの（以下この条において「期間限定割引」といいます。）の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算して１年未満の間に、この附則第２条、第３条及び第５条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第２条、第３条及び第５条の規定を適用しません。

２　期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、この附則第２条、第３条及び第５条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して１年以上経過した場合に限ります。）は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったＩＰ通信網契約を含めて２回までとします。

第７条　平成24年６月１日から平成27年12月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成28年３月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供に係る基本工事費及び交換機等工事費については０円を適用します。

２　平成24年６月１日から平成27年12月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成28年３月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から、その日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのその付

加機能利用料（加算額については、その無線アクセス機能の提供の開始を同時に付与された特定電気通信サービス用認証ＩＤに係る部分に限ります。）については０円を適用します。

３　当社は、限定された期間内に申し込まれた無線アクセス機能に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、無線アクセス機能の申込みを平成24年６月１日から平成27年12月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、当社が別に定める場合を除き、第１項及び第２項の規定を適用しません。

第８条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第９条　西企営第81号（平成21年９月30日）の附則第６条中「平成24年５月31日」を「平成24年９月30日」に、「平成24年８月31日」を「平成24年12月31日」に、「平成24年９月１日」を「平成25年１月１日」に改めます。

２　西企営第123号（平成21年12月24日）の附則第２条中「平成24年５月31日」を「平成24年９月30日」に、「平成24年９月１日」を「平成25年１月１日」に改めます。

３　西企営第27号(平成22年５月31日)の附則第４条第１項中「平成24年５月31日」を「平成24年９月30日」に、「平成24年８月31日」を「平成24年12月31日」に改めます。

４　西企営第26号（平成23年５月31日）の附則第８条中「平成24年５月31日」を「平成24年９月30日」に、「平成24年８月31日」を「平成24年12月31日」に、「平成24年９月１日」を「平成25年１月１日」に改めます。

５　西企営第122号（平成23年11月30日）の附則第５項、第６項及び第７項中「平成24年５月31日」を「平成24年９月30日」に、「平成24年９月１日」を「平成25年１月１日」に、「平成24年８月31日」を「平成24年12月31日」に改めます。

６　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第６条、第７条、第８条及び第９条中「平成24年５月31日」を「平成24年９月30日」に、「平成24年８月31日」を「平成24年12月31日」に、同附則第６条、第７条及び第８条中「平成24年９月１日」を「平成25年１月１日」に改めます。

附　則（平成24年５月29日西企営第27号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成24年５月29日西企営第29号）

この改正規定は、平成24年６月５日から実施します。

附　則（平成24年６月13日西企営第38号、第39号、第40号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、第45条（延滞利息）に係る改正規定を除きなお従前のとおりとします。

附　則（平成24年６月14日西企営第44号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成24年７月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成24年７月１日から平成25年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２

に係るＩＰ通信網契約の申込みと同時に、そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から、そのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成25年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成25年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第２表第２の２－５⑴ア(ア)に規定する額に代えて3,500円(税込価格 3,675円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

２　前項の場合において、契約者回線の設置場所における当社による工事を行う必要がない場合は、前項に定める額から1,000円(税込価格 1,050円)を減額して適用します。

３　ＩＰ通信網契約者は、第１項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのＩＰ通信網契約の解除（ＩＰ通信網サービスの転用に伴うものを除きます。）があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

区　分		支払いを要する額	
		右欄以外の場合	残余の期間が９か月未満である場合
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４ 若しくはプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１（配線設備多重装置を用いるものに限ります。）		20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）、カテゴリー２のⅢ型又はカテゴリー３－１のグレード２（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）		6,000円 （税込価格 6,480円）	3,000円 （税込価格 3,240円）
上記以外のもの	ア　イ以外の場合	20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	18,000円 （税込価格 19,440円）	10,000円 （税込価格 10,800円）

第３条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの（以下この条において「期間限定割引」といいます。）の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算して１年未満の間に、この附則第２条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第２条の規定を適用しません。

２　期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、この附則第２条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに

係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して１年以上経過した場合に限ります。）は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったＩＰ通信網契約を含めて２回までとします。

第４条　平成24年７月１日から平成25年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－１の200Mb/s又は１Gb/sのプラン３への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成25年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成25年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第５条　平成24年７月１日から平成26年５月31日までの間にメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s又は１Gb/sへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成26年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成26年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第６条　平成24年７月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－１の200Mb/s又は１Gb/sのプラン３への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第７条　平成24年７月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード１に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２の200Mb/s又は１Gb/sへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第８条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第９条　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第８条中「平成24年９月30日」を「平成24年６月30日」に改めます。

２　西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第５条中「平成24年９月30日」を「平成24年６月30日」に改めます。

附　則（平成24年８月31日西企営第80号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年９月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー５－２のうち品目が46Mb/sのものを終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施の前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）
４　西企営第78号（平成23年８月26日）の附則第２項を「２　削除」に改めます。

附　則（平成24年９月14日西企営第93号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成24年９月18日から実施します。

（経過措置）
第２条　平成24年９月18日から平成24年９月30日までの間にメニュー５－１の１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の１Gb/s（その終端をこの附則第３条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第２条及び第３条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（平成24年10月１日以降に提供を開始した場合に限ります。）は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して１か月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年３月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

２　前項の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、その提供開始日から起算して３か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年３月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

３　前２項の規定による利用料金の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２若しくは１Gb/sのプラン１若しくはプラン２又はメニュー５－２のカテゴリー３－２のものへの品目又は細目の変更があった場合は、前２項に規定する利用料金を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第３条　平成24年９月18日から平成24年９月30日までの間にメニュー５－１の１Gb/sのプラン３（その終端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（平成24年10月１日以降に提供を開始した場合に限ります。）は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料金については、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年３月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りでありません。

１契約者回線ごとに月額

品目及び細目	料　金　額	
	提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー５－１の１Gb/sのプラン３	3,960円 （税込価格 4,276.8円）	4,210円 （税込価格 4,546.8円）

２　前項の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料については、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年３月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

１契約者回線ごとに月額

品目及び細目	適　用　期　間	料　金　額
メニュー５－１の１Gb/sのプラン３	１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	０円
	２　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	3,960円 （税込価格 4,276.8円）
	３　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,210円 （税込価格 4,546.8円）

３　前２項の規定による利用料金の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５－１、200Mb/s並びに１Gb/sのプラン３の相互間に係る品目又は細目の変更を除きます。）又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が第１項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、その変更等があった日以降については、前２項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して２か月以内にメニュー５－２への品目若しくは細目の変更又はその契約者回線の移転先が第１項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第２条第２項の規定中「３か月間」を「２か月間」に読み替えて、同項の規定に準じて、利用料の適用を行います。

第４条　この附則第２条又は第３条の適用を受けている期間においては、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄のアの表の右欄及び⑼欄のアの表の右欄並びに西企営第124号（平成16年３月11日）の附則の２の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第５条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引

であって当社が別に定めるもの（以下この条において「期間限定割引」といいます。）の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算して１年未満の間に、この附則第２条及び第３条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第２条及び第３条の規定を適用しません。

２　期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、この附則第２条及び第３条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して１年以上経過した場合に限ります。）は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったＩＰ通信網契約を含めて２回までとします。

第６条　平成24年９月18日から平成24年９月30日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約者から当社が別に定める方法により次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年10月１日以降に当社が同表の右欄の状態とした場合は、当社がその状態とした日（その日において、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものが現に適用されている場合は、その適用されている期間の末日の翌日とします。）から起算して２か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴並びに２－５－２⑵及び⑶アに規定する額に代えて、０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年３月１日以降の日に当社が同表の右欄の状態とした場合及びそのＩＰ通信網契約者が当社が別に定めるものの適用を受けた場合（第３条の規定を適用した場合を除きます。）、この限りでありません。

１　契約者回線の移転の請求（当社が別に定めるものを除きます。）	移転先のその契約者回線の終端の場所においてメニュー５－１の１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の１Gb/sのものに係るＩＰ通信網サービスを利用できる状態とした場合

第７条　前条の場合において、当社が別に定めるものの適用を受けたＩＰ通信網契約者に対して、当社がその移転先の契約者回線の終端の場所においてＩＰ通信網サービスを利用できる状態とした場合は、前条の規定中「２か月間」を「１か月間」に読み替えます。

第８条　第６条又は第７条の規定を適用する回数については、１のＩＰ通信網契約者につき、合わせて１とします。

第９条　平成24年９月18日から平成27年４月30日での間にメニュー５－１の200Mb/s に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－１の１Gb/sのプラン３への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年10月１日から平成27年７月31日までの間に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第10条　平成24年９月18日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－２の200Mb/sに係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２の１Gb/sへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年10月１日か平成27年７月31日までの間に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始

した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第11条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第12条　西企営第155号（平成23年１月28日）の附則第３条第３項及び西企営第26号（平成23年５月31日）の附則第３条第３項中「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５及び200Mb/s並びにメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３のプラン・ミニのグレード１及び200Mb/sのプラン・ミニの相互間に係る品目又は細目の変更を除きます。」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３並びにメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ及び１Gb/sのプラン・ミニの相互間に係る品目又は細目の変更を除きます。ただし、メニュー５－１の１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の１Gb/sのプラン・ミニに係る品目又は細目の変更については、平成24年９月18日以降に請求があって、平成24年10月１日以降に品目又は細目の変更を行った場合に限ります。」に改めます。

第13条　西企営第99号（平成23年９月30日）の附則第３条第３項、西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第３条第３項及び西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第３条第３項中「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５－１及び200Mb/s並びにメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１及び200Mb/sのプラン・ミニの相互間に係る品目又は細目の変更を除きます。」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３並びにメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ及び１Gb/sのプラン・ミニの相互間に係る品目又は細目の変更を除きます。ただし、メニュー５－１の１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の１Gb/sのプラン・ミニに係る品目又は細目の変更については、平成24年９月18日以降に請求があって、平成24年10月１日以降に品目又は細目の変更を行った場合に限ります。」に改めます。

第14条　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第２条第３項及び西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第２条第３項中「メニュー５－１の100Mb/sのプラン１、プラン２若しくはプラン３若しくは１Gb/s又はメニュー５－２の１Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合」を「メニュー５－１の１Gb/s又はメニュー５－２の１Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合（メニュー５－１の１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の１Gb/sのものへの品目又は細目の変更については、平成24年９月18日以降に請求があって、平成24年10月１日以降に品目又は細目の変更を行った場合を除きます。）」に改めます。

第15条　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第３条第４項及び西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第３条第４項中「メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１若しくは200Mb/s又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１若しくは200Mb/sのプラン・ミニ（その終端を第１項に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）への品目若しくは細目の変更の請求があり、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ若しくは１Gb/sのプラン・ミニ（その終端を第１項に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）への品目若しくは細目の変更の請求があり、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（メニュー５－１の１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の１Gb/sのプラン・ミニのものへの品目又は細目の変更については、平成24年９月18日以降に請求があって、平成24年10月１日以降に品目又は細目

の変更を行った場合に限ります。)」に改めます。

附　則（平成24年９月28日西企営第97号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成24年10月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施の際限に、改正前の規定により、提供しているメニュー５－１の100Mb/sのプラン１、プラン２又はプラン３に係る利用料金において、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄アの表及び⑼欄アの表に規定する額、利用料（料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴及び⑵に限ります。）並びに加算額（２－５－２⑵及び⑶に限ります。）については、西企営第195号（平成24年３月30日）の附則第４項の規定にかかわらず、次表に定める額に改めます。

料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄アの表に規定する額

品目若しくは細目	経　過　期　間	利用料（基本料）の減額(月額)
メニュー５－１の100Mb/sのプラン１に係るもの	12か月を超え24か月まで	2,000円 （税込価格 2,160円）
	24か月を超える期間	4,000円 （税込価格 4,320円）
メニュー５－１の100Mb/sのプラン２に係るもの	12か月を超え24か月まで	450円 （税込価格 486円）
	24か月を超える期間	900円 （税込価格 972円）
メニュー５－１の100Mb/sのプラン３に係るもの	12か月を超え24か月まで	215円 （税込価格 232.2円）
	24か月を超える期間	430円 （税込価格 464.4円）

料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄アの表に規定する額

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額(月額)
長期継続利用の申出のあった日（ＩＰ通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日）から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン１に係るもの	4,000円 （税込価格 4,320円）
	メニュー５－１の100Mb/sのプラン２に係るもの	900円 （税込価格 972円）
	メニュー５－１の100Mb/sのプラン３に係るもの	430円 （税込価格 464.4円）

２－５－１　利用料

⑴　基本料

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区　　分			利用料（基本料）の減額(月額)
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン１のもの	41,100円 （税込価格 44,388円）
		プラン２のもの	10,100円 （税込価格 10,908円）
		プラン３のもの	5,400円 （税込価格 5,832円）
備考　メニュー５に係る契約者回線に係る契約者回線に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）の数は、１契約者回線ごとに、メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン１に係るものにあっては最大50まで、メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン１に係るものにあっては最大10まで、メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン３に係るものにあっては最大５までとしていただきます。			

⑵　タイプ２のものに係る加算料

１契約者回線ごとに月額

区　　分	料　金　額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン１、プラン２又はプラン３に係るもの	3,000円 （税込価格 3,240円）

２－５－２　加算額

⑴　削除

⑵　削除

⑶　削除

第３条　平成24年10月１日から平成24年11月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s、１Gb/sのプラン３（その終端をこの附則第４条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）若しくは100Mb/sのプラン５－２又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第３条及び第４条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して１か月間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年３月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

２　前項の場合において、そのＩＰ通信網契約（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２及びメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものを除きます。）の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、その提供開始日から起算して３か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）並びに３か月間の機器利用料（無線ＬＡＮ対応機能及びＩＰ電話機能付配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴並びに２－５－２⑵及び⑷に規定する額に代えて、０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年３月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

ん。

３　前２項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の１Gb/sのプラン１又はプラン２のものへの品目又は細目の変更があった場合は、前２項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第４条　平成24年10月１日から平成24年11月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３（その終端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年３月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りでありません。

料　金　額	
提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
3,960円 （税込価格 4,276.8円）	4,210円 （税込価格 4,546.8円）

２　前項の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年３月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

適　用　期　間	料　　金　　額
１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	０円
２　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	3,960円 （税込価格 4,276.8円）
３　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	4,210円 （税込価格 4,546.8円）

３　前２項の規定による利用料金の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５－１、200Mb/s並びに１Gb/sのプラン３の相互間に係る品目又は細目の変更を除きます。）又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が第１項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、その変更等があった日以降については、前２項の規定は適用しません。ただし、その提供開始日から起算して２か月以内にメニュー５－２への品目若し

くは細目の変更又はその契約者回線の移転先が第１項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第３条第２項の規定中「３か月間」を「２か月間」に読み替えて、同項の規定に準じて、利用料の適用を行います。

４　メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２に係るＩＰ通信網契約者（第１項に規定する都道府県の区域内で提供を開始した契約者回線に係る者に限ります。）からメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３（その終端を第１項に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）への品目若しくは細目の変更の請求があり、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成25年３月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）であって、当社が別に定める場合は、その変更があった日から料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて第１項に規定する料金額を適用します。この場合において、提供開始日は、その品目又は細目の変更前の契約者回線の提供開始日とします。

５　前条第１項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、前項の変更があった場合は、前条第１項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第５条　この附則第３条又は第４条の適用を受けている期間においては、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄のアの表の右欄及び⑼欄のアの表の右欄並びに西企営第124号（平成16年３月11日）の附則の２の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第６条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの（以下この条において「期間限定割引」といいます。）の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算して１年未満の間に、この附則第３条及び第４条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第３条及び第４条の規定を適用しません。

２　期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、この附則第２条及び第３条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して１年以上経過した場合に限ります。）は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったＩＰ通信網契約を含めて２回までとします。

第７条　平成24年10月１日から平成25年５月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約者から当社が別に定める方法により次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、当社が同表の右欄の状態とした場合は、当社がその状態とした日（その日において、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものが現に適用されている場合は、その適用されている期間の末日の翌日とします。）から起算して２か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び機器利用料（無線ＬＡＮ対応型ＩＰ電話機能付配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴並びに２－５－２⑷に規定する額に代えて、０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年９月１日以降の日に当社が同表の右欄の状態とした場合及びそのＩＰ通信網契約者が当社が別に定めるものの適用を受けた場合（第８条の規定を適用した場合を除きます。）、この限りでありません。

１　契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求（当社が別	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５

に定めるものを除きます。）	－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２（カテゴリー３－２のものを除きます。）に係るＩＰ通信網サービスを利用できる状態とした場合
２　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の設置の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備の提供を開始した場合（当社が別に定める場合に限ります。）
３　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の廃止の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備を廃止した場合（当社が別に定める場合に限ります。）

第８条　前条の場合において、当社が別に定めるものの適用を受けたＩＰ通信網契約者に対して、当社がその移転先の契約者回線の終端の場所においてメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３に係るＩＰ通信網サービスを利用できる状態とした場合は、前条の規定中「２か月間」を「１か月間」に読み替えます。

第９条　第７条又は第８条の規定を適用する回数については、１のＩＰ通信網契約者につき、合わせて１とします。第10条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第11条　西企営第81号（平成21年９月30日）の附則第６条中「平成24年９月30日」を「平成25年１月31日」に、「平成24年12月31日」を「平成25年４月30日」に、「平成25年１月１日」を「平成25年５月１日」に改めます。

２　西企営第27号(平成22年５月31日)の附則第４条第１項中「平成24年９月30」を「平成25年１月31日」に、「平成24年12月31日」を「平成25年４月30日」に改めます。

３　西企営第26号（平成23年５月31日）の附則第８条中「平成24年９月30日」を「平成25年１月31日」に、「平成24年12月31日」を「平成25年４月30日」に、「平成25年１月１日」を「平成25年５月１日」に改めます。

４　西企営第122号（平成23年11月30日）の附則第５項、第６項及び第７項中「平成24年９月30日」を「平成25年１月31日」に、「平成25年１月１日」を「平成25年５月１日」に、「平成24年12月31日」を「平成25年４月30日」に改めます。

５　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第６条、第７条及び第９条中「平成24年９月30日」を「平成25年１月31日」に、「平成24年12月31日」を「平成25年４月30日」に、同附則第６条、第７条及び第８条中「平成25年１月１日」を「平成25年５月１日」に改めます。

６　西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第７条中「平成24年９月30日」を「平成25年１月31日」に、「平成24年12月31日」を「平成25年４月30日」に改めます。

７　西企営第44号（平成24年６月14日）の附則第２条、第４条、第５条、第６条及び第７条中「平成24年９月30日」を「平成25年１月31日」に、「平成24年12月31日」を「平成25年４月30日」に、「平成25年１月１日」を「平成25年５月１日」に改めます。

８　西企営第155号（平成23年１月28日）の附則第３条第１項、西企営第26号（平成23年５月31日）の附則第３条第１項、西企営第99号（平成23年９月30日）の附則第３条第１項、西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第３条第１項及び西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第３条第１項中「そのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び回線終端装置利用料（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５又は200Mb/sの基本料に係る部分に限ります。）については、料

金表第１表第１類第１の２－５－１⑴及び２－５－２⑶アに規定する額に代えて」を「そのＩＰ通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて」に改め、同項の表を以下の表に改めます。

品目及び細目	区　　分	料　金　額	
		提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３	下記以外の場合	3,960円（税込価格4,158円）	4,210円（税込価格4,420.5円）
	料金表第１表第１類第１の１（適用）の(21)欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けてい る場合	3,660円（税込価格3,843円）	3,910円（税込価格4,105.5円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円（税込価格3,528円）	3,610円（税込価格3,790.5円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円（税込価格3,213円）	3,310円（税込価格3,475.5円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ又は１Gb/sのプラン・ミニ	下記以外の場合	3,960円（税込価格4,158円）	4,110円（税込価格4,315.5円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円（税込価格3,843円）	3,810円（税込価格4,000.5円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円（税込価格3,528円）	3,510円（税込価格3,685.5円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円（税込価格3,213円）	3,210円（税込価格3,370.5円）

９　西企営第155号（平成23年１月28日）の附則第３条第２項、西企営第26号（平成23年５月31日）の附則第３条第２項、西企営第99号（平成23年９月30日）の附則第３条第２項、西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第３条第２項及び西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第３条第２項中「次表の左欄の適用期間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料　（基本料に係る部分に限ります。）、屋内配線設備の部分の加算額（次

表の１欄及び４欄に規定する期間に係るものに限ります。）及び回線終端装置利用料（次表の１欄から４欄に規定する期間に係るものであって、基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴並びに２－５－２⑵及び⑶アに規定する額に代えて」を「次表の左欄の適用期間のそのＩＰ通信網契約に係る利用料　（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて」に改め、同項の表を以下の表に改めます。

品目及び細目	適　用　期　間		料　　金　　額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３	１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間		０円
	２　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 （税込価格 4,158円）
		料金表第１表第１類第１の１（適用）の(21)欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円 （税込価格 3,843円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円 （税込価格 3,528円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円 （税込価格 3,213円）
	３　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円 （税込価格 4,420.5円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,910円 （税込価格 4,105.5円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,610円 （税込価格 3,790.5円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,310円 （税込価格 3,475.5円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレー	４　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間		０円
	５　１欄の適用期間が満了す	下記以外の場合	3,960円 （税込価格 4,158円）

ド１、200Mb/sのプラン・ミニ又は１Gb/sのプラン・ミニ	る日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円 （税込価格 3,843円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円 （税込価格 3,528円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円 （税込価格 3,213円）
	６　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,110円 （税込価格 4,315.5円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,810円 （税込価格 4,000.5円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,510円 （税込価格 3,685.5円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,210円 （税込価格 3,370.5円）

10　西企営第137号（平成22年１月29日）の附則第３条及び西企営第128号（平成22年11月26日）の附則第２条及び西企営第155号（平成23年１月28日）の附則第５条中「そのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限ります。)」を「そのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限るものとし、料金表第１表の１（適用）の(21)欄の適用による場合は、適用した後の利用料金とします。)」に改めます。

11　西企営第137号（平成22年１月29日）の附則第５条及び西企営第128号（平成22年11月26日）の附則第４条中「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５並びに200Mb/sの相互間に係るものを除きます。」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３の相互間に係るものを除きます。」に改めます。

12　西企営第155号（平成23年１月28日）の附則第７条中「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５－１及び200Mb/s並びにメニュー５－２（メニュー５－２の46Mb/s、100Mb/sのカテゴリー１及びカテゴリー３－２並びに１Gb/sのものを除きます。）の相互間に係るものを除きます。」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４及びプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３並びにメニュー５－２（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１及びカテゴリー３－２のものを除きます。）の相互間に係るものを除きます。」に改めます。

13　西企営第137号（平成22年１月29日）の附則第３条の表を以下の表に改めます。

継続して利用する期間	利用料（基本料）の減額（月額）
継続利用延長の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで （継続利用延長プラン１）	645円 （税込価格 677.25円）
継続利用延長の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の35か月後の料金月の末日まで （継続利用延長プラン２）	860円 （税込価格 903円）

14　西企営第128号（平成22年11月26日）の附則第２条の表を以下の表に改めます。

継続して利用する期間	利用料（基本料）の減額（月額）
継続利用延長の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで （継続利用延長プラン１）	645円 （税込価格 677.25円）
継続利用延長の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の35か月後の料金月の末日まで （継続利用延長プラン２）	1,290円 （税込価格 1,354.5円）

15　西企営第155号（平成23年１月28日）の附則第５条の表を以下の表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
継続利用延長の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の35か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るもの	1,290円 （税込価格 1,354.5円）
	メニュー５－２のプラン・ミニに係るもの	780円 （税込価格 819円）
	メニュー５－２のプラン１に係るもの	620円 （税込価格 651円）
	メニュー５－２のプラン２に係るもの	520円 （税込価格 546円）

16　西企営第155号（平成23年１月28日）の附則第10条の表中「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１又は200Mb/s」を「メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るもの」に、「メニュー５－２（メニュー５－２の46Mb/s、100Mb/sのカテゴリー１及びカテゴリー３－２並びに１Gb/sのものを除きます。）」を「メニュー５－２（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１並びにカテゴリー３－２のものを除きます。）」に改めます。

17　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第２条第１項及び西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第２条第１項中「料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴及び⑶に規定する額に代えて、０円を適用します。」を「料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴及び⑶に規定する額に代えて、次表に規定する品目及び細目については同表に規定する額を、その他の品目及び細目については０円を適用します。」に改め、同項に次

の表を加えます。

品目及び細目	料金額（月額）
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１又は200Mb/sのもの	1,100円 （税込価格 1,155円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１のものであって、50Mb/sの配線設備多重装置を利用する場合（無線ＬＡＮ対応型ＩＰ電話機能付配線設備多重装置を利用する場合を除きます。）	400円 （税込価格 420円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１のものであって、70Mb/sの配線設備多重装置を利用する場合（無線ＬＡＮ対応型ＩＰ電話機能付配線設備多重装置を利用する場合を除きます。）	450円 （税込価格 472.5円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１のものであって、100Mb/sの配線設備多重装置を利用する場合（無線ＬＡＮ対応型ＩＰ電話機能付配線設備多重装置を利用する場合を除きます。）	500円 （税込価格 525円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅡ型若しくはⅣ型のもの又はカテゴリー３－１のもの（グレード２のものであって、配線設備多重装置を利用しない場合を除きます。）	600円 （税込価格 630円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がＩ型のもの	900円 （税込価格 945円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅢ型のもの	400円 （税込価格 420円）

18　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第２条第２項及び西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第２条第２項中「その提供開始日から起算して３か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）並びに２か月間の屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴並びに２－５－２⑵、⑶ア及び⑷に規定する額に代えて、０円を適用します。」を「その提供開始日から起算して３か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）並びに２か月間の機器利用料（無線ＬＡＮ対応型ＩＰ電話機能付配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、次表に規定する品目及び細目については同表に規定する額を、その他の品目及び細目については０円を適用します。」に改め、同項に次の表を加えます。

適用期間	区　　分	料金額（月額）
１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	利用料（基本料に係る部分に限ります。）	０円
	機器利用料（無線ＬＡＮ対応型ＩＰ電話機能付配線設備多重装置に係るものに限ります。）	０円

２　１欄の適用期間が満了する日の翌日から起算して１か月間	利用料（基本料に係る部分に限ります。）	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/sのもの	1,100円 （税込価格 1,155円）
		メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１のものであって、50Mb/sの配線設備多重装置を利用する場合（無線ＬＡＮ対応型ＩＰ電話機能付配線設備多重装置を利用する場合を除きます。）	400円 （税込価格 420円）
		メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１のものであって、70Mb/sの配線設備多重装置を利用する場合（無線ＬＡＮ対応型ＩＰ電話機能付配線設備多重装置を利用する場合を除きます。）	450円 （税込価格 472.5円）
		メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１のものであって、100Mb/sの配線設備多重装置を利用する場合（無線ＬＡＮ対応型ＩＰ電話機能付配線設備多重装置を利用する場合を除きます。）	500円 （税込価格 525円）
		メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅡ型若しくはⅣ型のもの又はカテゴリー３－１のもの（グレード２のものであって、配線設備多重装置を利用しない場合を除きます。）	600円 （税込価格 630円）
		メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅠ型のもの	900円 （税込価格 945円）
		メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅢ型のもの	400円 （税込価格 420円）

19　西企営第93号（平成24年９月14日）の附則第２条第１項中「料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴並びに２－５－２⑵及び⑶アを合わせた額に代えて」を「料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて」に改めます。

20　西企営第93号（平成24年９月14日）の附則第２条第２項中「その提供開始日から起算して３か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）並びに２か月間の屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）につい

て、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴並びに２－５－２⑵及び⑶アに規定する額に代えて」を「その提供開始日から起算して３か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、前項の規定にかかわらず料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて」に改めます。

21　西企営第93号（平成24年９月14日）の附則第３条第１項中「料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴並びに２－５－２⑵及び⑶アを合わせた額に代えて」を「料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて」に改め、同項の表を以下の表に改めます。

品目及び細目	区　　分	料　金　額	
		提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー５－１の１Gb/sのプラン３	下記以外の場合	3,960円（税込価格4,158円）	4,210円（税込価格4,420.5円）
	料金表第１表第１類第１の１（適用）の(21)欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円（税込価格3,843円）	3,910円（税込価格4,105.5円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円（税込価格3,528円）	3,610円（税込価格3,790.5円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円（税込価格3,213円）	3,310円（税込価格3,475.5円）

22　西企営第93号（平成24年９月14日）の附則第３条第２項中「料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴並びに２－５－２⑵及び⑶アに規定する額に代えて」を「料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて」に改め、同項の表を以下の表に改めます。

品目及び細目	適　用　期　間		料　金　額
メニュー５－１の１Gb/sのプラン３	１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間		０円
	２　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の	下記以外の場合	3,960円（税込価格 4,158円）
		料金表第１表第１類第１の１（適用）の(21)欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円（税込価格 3,843円）

	料金月の末日まで	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円 （税込価格 3,528円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円 （税込価格 3,213円）
	３　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円 （税込価格 4,420.5円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,910円 （税込価格 4,105.5円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,610円 （税込価格 3,790.5円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,310円 （税込価格 3,475.5円）

23　第８項、第９項、第13項、第14項、第15項、第17項、第18項、第21項及び第22項の規定については、平成24年10月１日以降の利用料金について適用します。

附　則（平成24年10月30日西企営第120号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年11月１日から実施します。

２　削除

附　則（平成24年11月30日西企営第133号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成24年12月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　削除

第３条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している又は申込みがなされているメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２若しくはカテゴリー３―１、200Mb/s若しくは１Gb/sに係る長期継続利用申出に係る利用料金の適用に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

第４条　次表の左欄に規定する継続利用延長申出に係る利用料金の適用を受けている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けている契約者回線とみなして取り扱います。

この場合において、同表の左欄に規定する継続利用延長申出に係る利用料金の適用に係る継続利用延長期間の起算日を、同表の右欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用に係る長期継続利用期間の起算日とします。

料金表第１表第１類第１の１（適用）	同欄のケからソに規定する長期継続利用

の⑼欄に規定する継続利用延長申出に係る利用料金の適用	申出に係る利用料金の適用

第５条　西企営第137号（平成22年１月29日）の附則第３条、西企営第128号（平成22年11月26日）の附則第２条又は西企営第155号（平成23年１月28日）の附則第５条の規定の適用を受けているＩＰ通信網契約者から、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄のケからソに規定する長期継続利用の申出があった場合は、その継続利用延長期間の起算日を長期継続利用期間の起算日として取り扱います。

第６条　削除

第７条　平成24年12月１日から平成25年４月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200 Mb/s、１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２（カテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、その提供開始日から起算して２か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）並びに２か月間の機器利用料（無線ＬＡＮ対応機能及びＩＰ電話機能付配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴並びに２－５－２⑵及び⑷に規定する額に代えて、０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

２　前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２若しくは１Gb/sのプラン１若しくはプラン２又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものへの品目又は細目の変更があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第８条　この附則第６条又は第７条の適用を受けている期間においては、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄のアの表の右欄並びに⑼欄のアの(ア)及び(イ)の右欄及びケの(イ)の右欄に規定する減額は適用しません。

第９条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの（以下この条において「期間限定割引」といいます。）の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算して１年未満の間に、この附則第６条及び第７条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第６条及び第７条の規定を適用しません。

２　期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、この附則第６条及び第７条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して１年以上経過した場合に限ります。）は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったＩＰ通信網契約を含めて２回までとします。

第10条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第11条　西企営第124号（平成16年３月11日）の附則の２を「２　削除」に改めます。

第12条　西企営第155号（平成23年１月28日）の附則第３条第１項、西企営第99号（平成23年９月30日）の附則第３条第１項、西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第３条第１項、西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第３条第１項、西企営第93号（平

成24年９月14日）の附則第３条第１項及び西企営第97号（平成24年９月28日）の附則第４条第１項中「当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合」を「当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合」に改めます。

第13条　西企営第97号（平成24年９月28日）の附則第７条中「平成24年11月30日」を「平成25年１月31日」に、「平成25年３月１日」を「平成25年５月１日」に改めます。

附　則（平成24年12月26日西企営第146号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　西企営第120号（平成24年10月30日）の附則第２項を「２　削除」に改めます。

附　則（平成25年１月30日西企営第156号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年１月31日から実施します。

（経過措置）

２　平成25年１月31日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－３に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成27年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費については適用しません。

３　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの（以下この条において「期間限定割引」といいます。）の適用を受けた者が、メニュー５－３に係るＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算して１年未満の間に、この附則第２項に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第２項の規定を適用しません。

４　期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー５－３に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、この附則第２項に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して１年以上経過した場合に限ります。）は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったＩＰ通信網契約を含めて２回までとします。

附　則（平成25年１月30日西企営第157号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成25年２月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第３条　西企営第81号（平成21年９月30日）の附則第６条中「平成25年１月31日」を「平成25年５月31日」に、「平成25年４月30日」を「平成25年８月31日」に、「平成25年５月１日」を「平成25年９月１日」に改めます。

２　西企営第27号(平成22年５月31日)の附則第４条第１項中「平成25年１月31日」を「平成25年５月31日」に、「平成25年４月30日」を「平成25年８月31日」に改めます。

３　西企営第26号（平成23年５月31日）の附則第８条中「平成25年１月31日」を「平成25年５月31日」に、「平成25年４月30日」を「平成25年８月31日」に、「平成25年５月１日」を「平成25年９月１日」に改めます。

４　西企営第122号（平成23年11月30日）の附則第５項、第６項及び第７項中「平成25年１月31日」を「平成25年５月31日」に、「平成25年５月１日」を「平成25年９月１日」に、「平成25年４月30日」を「平成25年８月31日」に改めます。
５　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第６条、第７条及び第９条中「平成25年１月31日」を「平成25年５月31日」に、「平成25年４月30日」を「平成25年８月31日」に、同附則第６条、第７条及び第８条中「平成25年５月１日」を「平成25年９月１日」に改めます。
６　西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第７条中「平成25年１月31日」を「平成25年５月31日」に、「平成25年４月30日」を「平成25年８月31日」に改めます。
７　西企営第44号（平成24年６月14日）の附則第２条、第４条、第５条、第６条及び第７条中「平成25年１月31日」を「平成25年５月31日」に、「平成25年４月30日」を「平成25年８月31日」に、「平成25年５月１日」を「平成25年９月１日」に改めます。
８　西企営第97号（平成24年９月28日）の附則第７条中「平成25年１月31日」を「平成25年５月31日」に、「平成25年５月１日」を「平成25年９月１日」に改めます。
９　西企営第133号（平成24年11月30日）の附則第６条及び第７条中「平成25年１月31日」を「平成25年５月31日」に、「平成25年５月１日」を「平成25年９月１日」に改めます。

附　則（平成25年２月28日西企営第174号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成25年３月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　メニュー５－１の100Mb/sのプラン３若しくはプラン４又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１若しくはカテゴリー２（料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けていないものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者（平成24年11月30日以前にメニュー４又はメニュー５に係るＩＰ通信網サービスについて、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄に規定する継続利用経過期間に係る利用料金の適用を受けている又は契約申込みがなされている者に限ります。）からメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/sへの品目又は細目の変更の請求と同時に次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下この附則において「旧長期継続利用」といいます。）の申出があった場合であって、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、その期間におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限るものとし、料金表第１表第１類第１の１（適用）の(21)欄の適用による場合は、適用した後の利用料金とします。）について、同表の右欄に規定する額を減額して適用します。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
継続利用経過期間の起算日からその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るもの	430円 （税込価格 473円）
	メニュー５－２のプラン・ミニに係るもの	390円 （税込価格 429円）
	メニュー５－２のプラン１に係るもの	310円 （税込価格 341円）
	メニュー５－２のプラン２に係	260円

	るもの	（税込価格 286円）
備考　その品目又は細目の変更前のＩＰ通信網サービスに係る継続利用経過期間が24ヶ月を超えている場合は、当社はそのＩＰ通信網契約者から旧長期継続利用の申出があったものとして取り扱います。		

２　前項の表の左欄に規定する期間（以下この附則において「旧長期継続利用期間」といいます。）の経過後においても、前項の表の右欄に規定する額を減額して適用します。
３　旧長期継続利用期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。
４　当社は、旧長期継続利用に係る契約者回線等について、そのＩＰ通信網契約の解除があった場合には、旧長期継続利用を廃止します。
５　長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、当社は、第１項に規定する減額を適用しません。
６　ＩＰ通信網契約者は、旧長期継続利用期間の満了前に旧長期継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。
　ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

区　　別	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が１年未満である場合
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るもの	10,000円 （税込価格 11,000円）	5,000円 （税込価格 5,500円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/sに係るもの	7,000円 （税込価格 7,700円）	3,500円 （税込価格 3,850円）

７　旧長期継続利用期間に係る利用料金の適用に関する料金その他の提供条件については、前項までに規定するもの以外は、西企営第133号（平成24年11月30日）の附則第３条の規定に準じて取り扱います。
第３条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成25年３月29日西企営第194号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成25年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成25年４月１日から平成26年３月19日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約者から料金表第１表第１類第１の２－５－２⑷に規定する携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置のＩ型の請求があり、当社がその提供を開始した場合は、同号の表中備考11の規定を適用しません。
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成25年４月30日西企営第17号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成25年５月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　平成25年５月１日から平成26年１月31日までの間（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るものについて

は、平成25年５月１日から平成25年７月31日までの間とします。）にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s、１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものであって、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けるものに限ります。）の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、附則別表１のケの（イ）の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

第３条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの（以下この条において「期間限定割引」といいます。）の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算して１年未満の間に、この附則第２条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第２条の規定を適用しません。

２　期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、この附則第２条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して１年以上経過した場合に限ります。）は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったＩＰ通信網契約を含めて２回までとします。

第４条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第５条　西企営第133号（平成24年11月30日）の附則第７条中「平成25年５月31日」を「平成25年４月30日」に改めます。

附　則（平成25年５月17日西企営第23号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年５月19日から実施します。

２　削除

附　則（平成25年５月31日西企営第29号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成25年６月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成25年６月１日から平成26年１月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約者から当社が別に定める方法により次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、当社が同表の右欄の状態とした場合は、当社がその状態とした日（その日において、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものが現に適用されている場合は、その適用されている期間の末日の翌日とします。）から起算して１か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年５月１日以降の日に当社が同表の右欄の状態とした場合は、この限りでありません。

１　契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しく

転の請求（当社が別に定めるものを除きます。）	は１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２（100Mb/sのカテゴリー１及びカテゴリー３－２のものを除きます。）に係るＩＰ通信網サービスを利用できる状態とした場合
２　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の設置の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備の提供を開始した場合（当社が別に定める場合に限ります。）
３　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の廃止の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備を廃止した場合（当社が別に定める場合に限ります。）

２　当社は、前項及び限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの規定を適用する回数については、１のＩＰ通信網契約者につき１とします。

第３条　平成25年６月１日から平成26年３月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みと同時に、そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から、そのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成26年６月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成26年７月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第２表第２の２－５⑴ア(ア)に規定する額に代えて3,500円（税込価格 3,675円）を適用し、交換機等工事費については適用しません。

２　前項の場合において、契約者回線の設置場所における当社による工事を行う必要がない場合は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、前項に規定する額に代えて、次表に定める額を適用します。

区　　分	基本工事費の額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３	０円
上記以外のもの	2,500円 （税込価格 2,625円）

３　ＩＰ通信網契約者は、第１項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのＩＰ通信網契約の解除（ＩＰ通信網サービスの転用に伴うものを除きます。）があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

区　分	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が９か月未満である場合

メニュー５－１の100Mb/sのプラン４　若しくはプラン５　、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３　又はメニュー５　－　２　の100Mb/sのカテゴリー１（配線設備多重装置を用いるものに限ります。）		20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３	ア　イ以外の場合	20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	10,000円 （税込価格 10,800円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）、カテゴリー２のⅢ型又はカテゴリー３－１のグレード２（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）		6,000円 （税込価格 6,480円）	3,000円 （税込価格 3,240円）
上記以外のもの	ア　イ以外の場合	20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	18,000円 （税込価格 19,440円）	10,000円 （税込価格 10,800円）

第４条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの（以下この条において「期間限定割引」といいます。）の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算して１年未満の間に、この附則第３条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第３条の規定を適用しません。

２　期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、この附則第３条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して１年以上経過した場合に限ります。）は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったＩＰ通信網契約を含めて２回までとします。

第５条　削除

第６条　平成25年６月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－１の46Mb/s、100Mb/sのプラン３、プラン４若しくはプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２の100Mb/s（カテゴリー１及びカテゴリー３－２のものを除きます。）、200Mb/s又は１Gb/sへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービス

の提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第７条　平成25年６月１日から平成26年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成26年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成26年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第８条　削除

第９条　削除

第10条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第11条　西企営第81号（平成21年９月30日）の附則第６条中「平成25年５月31日」を「平成25年９月30日」に、「平成25年８月31日」を「平成25年12月31日」に、「平成25年９月１日」を「平成26年１月１日」に改めます。

２　西企営第27号(平成22年５月31日)の附則第４条第１項中「平成25年５月31日」を「平成25年９月30日」に、「平成25年８月31日」を「平成25年12月31日」に改めます。

３　西企営第26号（平成23年５月31日）の附則第８条中「平成25年５月31日」を「平成25年９月30日」に、「平成25年８月31日」を「平成25年12月31日」に、「平成25年９月１日」を「平成26年１月１日」に改めます。

４　西企営第122号（平成23年11月30日）の附則第５項及び第６項中「平成25年５月31日」を「平成25年９月30日」に、「平成25年９月１日」を「平成26年１月１日」に、「平成25年８月31日」を「平成25年12月31日」に改めます。

５　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第７条及び第９条中「平成25年５月31日」を「平成25年８月30日」に、「平成25年８月31日」を「平成25年12月31日」に、同附則第６条、第７条及び第８条中「平成25年９月１日」を「平成26年１月１日」に改めます。

６　西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第７条中「平成25年５月31日」を「平成25年９月30日」に、「平成25年８月31日」を「平成25年12月31日」に改めます。

７　西企営第44号（平成24年６月14日）の附則第５条、第６条及び第７条中「平成25年５月31日」を「平成25年９月30日」に、「平成25年８月31日」を「平成25年12月31日」に、「平成25年９月１日」を「平成26年１月１日」に改めます。

８　西企営第93号（平成24年９月14日）の附則第９条及び第10条中「平成25年５月31日」を「平成25年９月30日」に、「平成25年８月31日」を「平成25年12月31日」に、「平成25年９月１日」を「平成26年１月１日」に改めます。

９　西企営第133号（平成24年11月30日）の附則第６条中「平成25年５月31日」を「平成25年９月30日」に、「平成25年９月１日」を「平成26年１月１日」に改めます。

10　西企営第156号（平成25年１月30日）の附則第２項中「平成25年５月31日」を「平成25年９月30日」に、「平成25年８月31日」を「平成25年12月31日」に、「平成25年９月１日」を「平成26年１月１日」に改めます。

附　則（平成25年６月28日西企営第39号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成25年７月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　削除

第３条　平成25年７月１日から平成26年６月30日までの間にメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１（50Mb/sの配線設備多重装置であって、当社が別に定めるものを利用しているものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のものへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成26年６月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

２　平成25年10月１日から平成26年６月30日までの間にメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１（50Mb/sの配線設備多重装置であって、当社が別に定めるものを利用しているものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２若しくはカテゴリー３－１、200Mb/s又は１Gb/sへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成26年６月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第４条　前条の場合において、同時通信可能着信先数追加機能又はセキュリティファイル供給先追加機能の区分の変更の請求が同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

２　前条の場合において、閉域グループ内通信機能又はメニュー８に係るＩＰ通信網サービスを利用していた場合であって、メニュー８に係るＩＰ通信網サービスの申込みが同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第５条　平成25年７月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１（50Mb/sの配線設備多重装置であって、当社が別に定めるものを利用しているものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のものへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であっ平成27年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第６条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成25年７月31日西企営第61号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成25年８月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の端末設備については、同表の右欄の端末設備として取り扱い、料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置	携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置のＩ型

第３条　平成25年８月１日から平成26年１月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出があった場合は、同欄ケの（イ）の表のＡ欄に規定する額については、同欄に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

ん。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,933.2円）

第４条　前条の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込み及び長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであって、その申込者から請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、附則別表１のケの(イ)の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。

第５条　平成25年８月１日から平成26年１月31日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出があった場合（そのＩＰ通信網契約の申込み及び長期継続利用申出が、当社が別に定める方法による場合は除きます。）は、同欄ケの(イ)の表のＡ欄に規定する額については、同欄に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,166.4円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 831.6円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 723.6円）

第６条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの（以下この条において「期間限定割引」といいます。）の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算して１年未満の間に、この附則第３条、第４条又は第５条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第３条、第４条又は第５条の規定を適用しません。

２　期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、この附則第３条、第４条又は第５条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して１年以上経過した場合に限ります。）は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったＩＰ通信網契約を含めて２回までとします。

第７条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）
第８条　西企営第194号（平成25年３月29日）の附則第２項中「携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置」を「携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置のＩ型」に改めます。
第９条　西企営第17号（平成25年４月30日）の附則第２条中「平成25年５月１日から平成25年９月30日までの間」を「平成25年５月１日から平成25年９月30日までの間（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るものについては、平成25年５月１日から平成25年７月31日までの間とします。)」に改めます。

附　則（平成25年８月30日西企営第84号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成25年９月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　西企営第122号（平成23年11月30日）の附則第３項を「３　削除」に改めます。

附　則（平成25年９月30日西企営第103号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成25年10月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　削除
第３条　平成25年10月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１（50Mb/sの配線設備多重装置であって、当社が別に定めるものを利用しているものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２若しくはカテゴリー３、200Mb/s又は１Gb/sへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。
第４条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
第５条　西企営第81号（平成21年９月30日）の附則第６条中「平成25年９月30日」を「平成26年１月31日」に、「平成25年12月31日」を「平成26年４月30日」に、「平成26年１月１日」を「平成26年５月１日」に改めます。
２　西企営第27号(平成22年５月31日)の附則第４条第１項中「平成25年９月30日」を「平成26年１月31日」に、「平成25年12月31日」を「平成26年４月30日」に改めます。
３　西企営第122号（平成23年11月30日）の附則第５項及び第６項中「平成25年９月30日」を「平成26年１月31日」に、「平成25年12月31日」を「平成26年４月30日」に、「平成26年１月１日」を「平成26年５月１日」に改めます。
４　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第７条及び第９条中「平成25年９月30日」を「平成26年１月31日」に、「平成25年12月31日」を「平成26年４月30日」に、同附則第７条中「平成26年１月１日」を「平成26年５月１日」に改めます。
５　西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第７条中「平成25年９月30日」を「平成26年１月31日」に、「平成25年12月31日」を「平成26年４月30日」に改めます。
６　西企営第44号（平成24年６月14日）の附則第５条、第６条及び第７条中「平成25年９月30日」を「平成26年１月31日」に、「平成25年12月31日」を「平成26年４月30日」に、「平成26年１月１日」を「平成26年５月１日」に改めます。

７　西企営第93号（平成24年９月14日）の附則第９条及び第10条中「平成25年９月30日」を「平成26年１月31日」に、「平成25年12月31日」を「平成26年４月30日」に、「平成26年１月１日」を「平成26年５月１日」に改めます。
８　西企営第133号（平成24年11月30日）の附則第６条中「平成25年９月30日」を「平成26年１月31日」に、「平成26年１月１日」を「平成26年５月１日」に改めます。
９　西企営第156号（平成25年１月30日）の附則第２項中「平成25年９月30日」を「平成26年１月31日」に、「平成25年12月31日」を「平成26年４月30日」に、「平成26年１月１日」を「平成26年５月１日」に改めます。
10　西企営第194号（平成25年３月29日）の附則第２項中「平成25年９月30日」を「平成26年１月31日」に改めます。
11　西企営第17号（平成25年４月30日）の附則第２条中「平成25年９月30日」を「平成26年１月31日」に、「平成26年１月１日」を「平成26年５月１日」に改めます。
12　西企営第29号（平成25年５月31日）の附則第２条、第３条、第５条、第６条、第７条、第８条及び第９条中「平成25年９月30日」を「平成26年１月31日」に、「平成25年12月31日」を「平成26年４月30日」に、「平成26年１月１日」を「平成26年５月１日」に改めます。
13　西企営第39号（平成25年６月28日）の附則第５条中「平成25年９月30日」を「平成26年１月31日」に、「平成25年12月31日」を「平成26年４月30日」に、「平成26年１月１日」を「平成26年５月１日」に改めます。
14　西企営第61号（平成25年７月31日）の附則第３条及び第５条中「平成25年９月30日」を「平成26年１月31日」に、「平成26年１月１日」を「平成26年５月１日」に改めます。

附　則（平成25年12月５日西企営第134号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成25年12月６日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成25年12月６日から平成26年３月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出があった場合（平成26年１月１日以降に提供を開始した場合に限ります。）は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までについて、同欄アの（ア）の表に規定する額については、同表に規定する額に代えて、900円（税込価格 972円）を減額して適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年７月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

第３条　前条の規定による利用料の適用を受けているメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２若しくはカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのもの（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）への品目若しくは細目の変更の請求と同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出があった場合は、その変更があった日から同欄ケの（イ）の表のＡ欄に規定する額については、同欄に規定する額に代えて、それぞれ西企営第163号（平成26年１月31日）の附則第２条又は第４条に規定する料金額を減額して適用します。

第４条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの（以下この条において「期間限定割引」といいます。）の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算し

て１年未満の間に、この附則第２条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第２条の規定を適用しません。

２　期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、この附則第２条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して１年以上経過した場合に限ります。）は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったＩＰ通信網契約を含めて２回までとします。

第５条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成26年１月29日西企営第164号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年１月31日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成26年１月31日西企営第163号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成26年２月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成26年２月１日から平成26年３月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合は、同欄ケの(イ)の表のＡ欄に規定する額については、同欄に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年７月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,933.2円）

第３条　前条の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込み及び長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであって、その申込者から請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、附則別表１のケの(イ)の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。

第４条　平成26年２月１日から平成26年３月31日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合（そのＩＰ通信網契約の申込み及び長

期継続利用申出が、当社が別に定める方法によるものである場合及びこの附則第６条の規定の適用を受けることとなる場合を除きます。）は、同欄ケの(イ)の表のＡ欄に規定する額については、同欄に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年７月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,166.4円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 831.6円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 723.6円）

第５条　平成26年２月１日から平成26年３月31日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合（この附則第６条の規定の適用を受けることとなる場合を除きます。）は、附則別表１のケの(イ)の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年７月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

第６条　平成26年２月１日から平成26年３月31日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表第１表第１類第１の１（適用）の(21)欄に規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けないもの（次表のＡ欄に規定する期間内に限ります。）及び料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に⑼欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の終端（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード２のものにあっては、その契約者回線の終端に接続される回線接続装置又は自営端末設備とします。）の場所に、契約申込があった日において学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、専門学校若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校に就学している者が居住している旨の申し出があった場合（当社がその事実を確認できた場合に限ります。）は、以下の表の左欄に規定する期間について附則別表１のケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表の右欄に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年７月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,970円 （税込価格 2,167円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	1,170円 （税込価格 1,287円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 737円）

第７条　削除

第８条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの（以下この条において「期間限定割引」といいます。）の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算して１年未満の間に、この附則第２条、第３条、第４条、第５条及び第６条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第２条、第３条、第４条、第５条及び第６条の規定を適用しません。

２　期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、この附則第２条、第３条、第４条、第５条及び第６条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して１年以上経過した場合に限ります。）は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったＩＰ通信網契約を含めて２回までとします。

第９条　平成26年２月１日から平成26年３月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約者から当社が別に定める方法により次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、当社が同表の右欄の状態とした場合は、当社がその状態とした日（その日において、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものが現に適用されている場合は、その適用されている期間の末日の翌日とします。）から起算して１か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年７月１日以降の日に当社が同表の右欄の状態とした場合は、この限りでありません。

１　契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求（当社が別に定めるものを除きます。）	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２（100Mb/sのカテゴリー１及びカテゴリー３－２のものを除きます。）に係るＩＰ通信網サービスを利用できる状態とした場合
２　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の設置の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備の提供を開始した場合（当社が別に定める場合に限ります。）
３　当社が提供する端末設備（配線設	その端末設備を廃止した場合（当社が別

備多重装置に限ります。）の廃止の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	に定める場合に限ります。）

２　当社は、前項及び限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの規定を適用する回数については、１のＩＰ通信網契約者につき１とします。

第10条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第11条　西企営第81号（平成21年９月30日）の附則第６条中「平成26年１月31日」を「平成26年３月31日」に、「平成26年４月30日」を「平成26年６月30日」に、「平成26年５月１日」を「平成26年７月１日」に改めます。

２　西企営第27号(平成22年５月31日)の附則第４条第１項中「平成26年１月31日」を「平成26年３月31日」に、「平成26年４月30日」を「平成26年６月30日」に改めます。

３　西企営第122号（平成23年11月30日）の附則第５項及び第６項中「平成26年１月31日」を「平成26年３月31日」に、「平成26年４月30日」を「平成26年６月30日」に、「平成26年５月１日」を「平成26年７月１日」に改めます。

４　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第７条及び第９条中「平成26年１月31日」を「平成26年３月31日」に、「平成26年４月30日」を「平成26年６月30日」に、同附則第７条中「平成26年５月１日」を「平成26年７月１日」に改めます。

５　西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第７条中「平成26年１月31日」を「平成26年３月31日」に、「平成26年４月30日」を「平成26年６月30日」に改めます。

６　西企営第44号（平成24年６月14日）の附則第５条、第６条及び第７条中「平成26年１月31日」を「平成26年３月31日」に、「平成26年４月30日」を「平成26年６月30日」に、「平成26年５月１日」を「平成26年７月１日」に改めます。

７　西企営第93号（平成24年９月14日）の附則第９条及び第10条中「平成26年１月31日」を「平成26年３月31日」に、「平成26年４月30日」を「平成26年６月30日」に、「平成26年５月１日」を「平成26年７月１日」に改めます。

８　西企営第156号（平成25年１月30日）の附則第２項中「平成26年１月31日」を「平成26年３月31日」に、「平成26年４月30日」を「平成26年６月30日」に、「平成26年５月１日」を「平成26年７月１日」に改めます。

９　西企営第194号（平成25年３月29日）の附則第２項中「平成26年１月31日」を「平成26年３月31日」に改めます。

10　西企営第29号（平成25年５月31日）の附則第３条、第５条、第６条、第７条、第８条及び第９条中「平成26年１月31日」を「平成26年３月31日」に、「平成26年４月30日」を「平成26年６月30日」に、「平成26年５月１日」を「平成26年７月１日」に改めます。

11　西企営第39号（平成25年６月28日）の附則第５条中「平成26年１月31日」を「平成26年３月31日」に、「平成26年４月30日」を「平成26年６月30日」に、「平成26年５月１日」を「平成26年７月１日」に改めます。

12　西企営第103号（平成25年９月30日）の附則第２条及び第３条中「平成26年１月31日」を「平成26年３月31日」に、「平成26年４月30日」を「平成26年６月30日」に、「平成26年５月１日」を「平成26年７月１日」に改めます。

13　西企営第134号（平成25年12月５日）の附則第３条中「それぞれ西企営第61号（平成25年７月31日）の附則第３条又は第５条に規定する料金額」を「そえぞれ西企営第163号（平成26年１月31日）の附則第２条又は第４条に規定する料金額」に改めます。

附　則（平成26年３月18日西企営第183号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年３月20日から実施します。

（経過措置）
２　削除
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
４　西企営第194号（平成25年３月29日）の附則第２項中「平成26年３月31日」を「平成26年３月19日」に改めます。

附　則（平成26年３月27日西企営第192号）

この改正規定は、平成26年３月31日より実施します。

附　則（平成26年１月24日西企営第156号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成26年４月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
第３条　西企営第155号（平成23年１月28日）の附則第５条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
継続利用延長の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の35か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るもの	1,290円（税込価格1,393.2円）
	メニュー５－２のプラン・ミニに係るもの	780円（税込価格842.4円）
	メニュー５－２のプラン１に係るもの	620円（税込価格669.6円）
	メニュー５－２のプラン２に係るもの	520円（税込価格561.6円）

第４条　西企営第155号（平成23年１月28日）の附則第10条に規定する表を次表に改めます。

品目及び細目	継続利用延長期間の残余期間が24か月以上36か月未満の場合	継続利用延長期間の残余期間が12か月以上24か月未満の場合	継続利用延長期間の残余期間が12か月未満の場合
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るもの	30,000円（税込価格32,400円）	20,000円（税込価格21,600円）	10,000円（税込価格10,800円）

メニュー５－２（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１並びにカテゴリー３－２のものを除きます。）	10,500円 （税込価格 11,340円）	7,000円 （税込価格 7,560円）	3,500円 （税込価格 3,780円）

第５条　西企営第26号（平成23年５月31日）の附則第５条第２項に規定する表を次表に改めます。

区　分	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が９か月未満である場合
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３	27,100円 （税込価格 29,268円）	10,000円 （税込価格 10,800円）

第６条　西企営第99号（平成23年９月30日）の附則第３条第１項に規定する表を次表に改めます。

１契約者回線又は１装置ごとに月額

品目及び細目	区　　分	料　　金　　額	
		提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで左欄以外の期間	左欄以外の期間
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３	下記以外の場合	3,960円 （税込価格 4,276.8円）	4,210円 （税込価格 4,546.8円）
	料金表第１表の１（適用）の⒁欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円 （税込価格 3,952.8円）	3,910円 （税込価格 4,222.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円 （税込価格 3,628.8円）	3,610円 （税込価格 3,898.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円 （税込価格 3,304.8円）	3,310円 （税込価格 3,574.8円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラ	下記以外の場合	3,960円 （税込価格 4,276.8円）	4,110円 （税込価格 4,438.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円 （税込価格 3,952.8円）	3,810円 （税込価格 4,114.8円）

ン・ミニ又は１Gb/sのプラン・ミニ	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円（税込価格3,626.8円）	3,510円（税込価格3,790.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円（税込価格3,304.8円）	3,210円（税込価格3,466.8円）

２　同条第２項に規定する表を次表に改めます。

品目及び細目	適　用　期　間		料　金　額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３	１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間		０円
	２　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円（税込価格4,276.8円）
		料金表第１表の１（適用）の⒁欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円（税込価格3,952.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円（税込価格3,628.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円（税込価格3,304.8円）
	３　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円（税込価格4,546.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,910円（税込価格4,222.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,610円（税込価格3,898.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,310円（税込価格3,574.8円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、	４　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間		０円
	５　１欄の適用期間が満了する日の翌日からその	下記以外の場合	3,960円（税込価格4,276.8円）

200Mb/sのプラン・ミニ又は1Gb/sのプラン・ミニ	ＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円（税込価格3,952.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円（税込価格3,628.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円（税込価格3,304.8円）
	６　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,110円（税込価格4,438.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,810円（税込価格4,114.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,510円（税込価格3,790.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,210円（税込価格3,466.8円）

第７条　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第２条第１項に規定する表を次表に改めます。

品目及び細目	料金額（月額）
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１又は200Mb/sのもの	1,100円（税込価格 1,188円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅠ型のもの	900円（税込価格 972円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅡ型若しくはⅣ型のもの又はカテゴリー３－１のグレード１のもの	600円（税込価格 648円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅢ型のもの	400円（税込価格 432円）

２　同条第２項に規定する表を次表に改めます。

適用期間	区　　分	料金額（月額）
１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	利用料（基本料に係る部分に限ります。）	０円

２　１欄の適用期間が満了する日の翌日から起算して１か月間	利用料（基本料に係る部分に限ります。）	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１又は200Mb/sのもの	1,100円 （税込価格 1,188円）
		メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅠ型のもの	900円 （税込価格 972円）
		メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅡ型若しくはⅣ型のもの又はカテゴリー３－１のグレード１のもの	600円 （税込価格 648円）
		メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅢ型のもの	400円 （税込価格 432円）

第８条　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第３条第１項に規定する表を次表に改めます。

品目及び細目	区　　分	料　　金　　額	
		提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３	下記以外の場合	3,960円 （税込価格 4,276.8円）	4,210円 （税込価格 4,546.8円）
	料金表第１表の１（適用）の⒁欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円 （税込価格 3,952.8円）	3,910円 （税込価格 4,222.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円 （税込価格 3,628.8円）	3,610円 （税込価格 3,898.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円 （税込価格 3,304.8円）	3,310円 （税込価格 3,574.8円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１	下記以外の場合	3,960円 （税込価格 4,276.8円）	4,110円 （税込価格 4,438.8円）

のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ又は１Gb/sのプラン・ミニ	同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円（税込価格3,952.8円）	3,810円（税込価格4,114.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円（税込価格3,626.8円）	3,510円（税込価格3,790.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円（税込価格3,304.8円）	3,210円（税込価格3,466.8円）

２　同条第２項に規定する表を次表に改めます。

品目及び細目	適　用　期　間		料　金　額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３	１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間		０円
	２　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円（税込価格4,276.8円）
		料金表第１表の１（適用）の⒁欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円（税込価格3,952.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円（税込価格3,628.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円（税込価格3,304.8円）
	３　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円（税込価格4,546.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,910円（税込価格4,222.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,610円（税込価格3,898.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,310円（税込価格3,574.8円）
メニュー５－２の100Mb/sのカ	４　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間		０円

テゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ又は１Gb/sのプラン・ミニ	５　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円（税込価格4,276.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円（税込価格3,952.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円（税込価格3,628.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円（税込価格3,304.8円）
	６　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,110円（税込価格4,438.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,810円（税込価格4,114.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,510円（税込価格3,790.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,210円（税込価格3,466.8円）

第９条　西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第２条第１項に規定する表を次表に改めます。

品目及び細目	料金額（月額）
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１又は200Mb/sのもの	1,100円（税込価格 1,188円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅠ型のもの	900円（税込価格 972円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅡ型若しくはⅣ型のもの又はカテゴリー３－１のグレード１のもの	600円（税込価格 648円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅢ型のもの	400円（税込価格 432円）

２　同条第２項に規定する表を次表に改めます。

適用期間	区　　分	料金額（月額）

１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間	利用料（基本料に係る部分に限ります。）		０円
２　１欄の適用期間が満了する日の翌日から起算して１か月間	利用料（基本料に係る部分に限ります。）	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１又は200Mb/sのもの	1,100円 （税込価格 1,188円）
		メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅠ型のもの	900円 （税込価格 972円）
		メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅡ型若しくはⅣ型のもの又はカテゴリー３－１のグレード１のもの	600円 （税込価格 648円）
		メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置がⅢ型のもの	400円 （税込価格 432円）

第10条　西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第３条第１項に規定する表を次表に改めます。

品目及び細目	区　　分	料　　金　　額	
		提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３	下記以外の場合	3,960円 （税込価格 4,276.8円）	4,210円 （税込価格 4,546.8円）
	料金表第１表の１（適用）の⒁欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円 （税込価格 3,952.8円）	3,910円 （税込価格 4,222.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円 （税込価格 3,628.8円）	3,610円 （税込価格 3,898.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円 （税込価格 3,304.8円）	3,310円 （税込価格 3,574.8円）

メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ又は１Gb/sのプラン・ミニ	下記以外の場合	3,960円（税込価格4,276.8円）	4,110円（税込価格4,438.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円（税込価格3,952.8円）	3,810円（税込価格4,114.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円（税込価格3,626.8円）	3,510円（税込価格3,790.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円（税込価格3,304.8円）	3,210円（税込価格3,466.8円）

２　同条第２項に規定する表を次表に改めます。

品目及び細目	適　用　期　間		料　金　額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３	１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間		０円
	２　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円（税込価格4,276.8円）
		料金表第１表の１（適用）の⒁欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円（税込価格3,952.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円（税込価格3,628.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円（税込価格3,304.8円）
	３　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円（税込価格4,546.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,910円（税込価格4,222.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,610円（税込価格3,898.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,310円（税込価格3,574.8円）

メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のプラン・ミニのグレード１、200Mb/sのプラン・ミニ又は１Gb/sのプラン・ミニ	４　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間		０円
	５　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 （税込価格 4,276.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円 （税込価格 3,952.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円 （税込価格 3,628.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円 （税込価格 3,304.8円）
	６　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,110円 （税込価格 4,438.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,810円 （税込価格 4,114.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,510円 （税込価格 3,790.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,210円 （税込価格 3,466.8円）

第11条　西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第５条第３項に規定する表を次表に改めます。

区　分	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が９か月未満である場合
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１（配線設備多重装置を用いるものに限ります。）、カテゴリー２のＩ型、カテゴリー３－１のグレード１若しくはカテゴリー３－２、200Mb/s若しくは１Gb/s	20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）

メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）、カテゴリー２のⅢ型又はカテゴリー３－１のグレード２（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）		6,000円 （税込価格 6,480円）	3,000円 （税込価格 3,240円）
上記以外のもの	ア　イ以外の場合	20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	18,000円 （税込価格 19,440円）	10,000円 （税込価格 10,800円）

第12条　西企営第44号（平成24年６月14日）の附則第２条第３項に規定する表を次表に改めます。

区　分		支払いを要する額	
		右欄以外の場合	残余の期間が９か月未満である場合
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４ 若しくはプラン５ 、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３ 又はメニュー５ － ２ の100Mb/sのカテゴリー１（配線設備多重装置を用いるものに限ります。）		20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）、カテゴリー２のⅢ型又はカテゴリー３－１のグレード２（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）		6,000円 （税込価格 6,480円）	3,000円 （税込価格 3,240円）
上記以外のもの	ア　イ以外の場合	20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	18,000円 （税込価格 19,440円）	10,000円 （税込価格 10,800円）

第13条　西企営第93号（平成24年９月14日）の附則第３条第１項に規定する表を次表に改めます。

品目及び細目	区　　分	料　金　額	
		提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー５－１の１Gb/sのプラン３	下記以外の場合	3,960円（税込価格4,276.8円）	4,210円（税込価格4,546.8円）
	料金表第１表の１（適用）の⒁欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円（税込価格3,952.8円）	3,910円（税込価格4,222.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円（税込価格3,628.8円）	3,610円（税込価格3,898.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円（税込価格3,304.8円）	3,310円（税込価格3,574.8円）

２　同条第２項に規定する表を次表に改めます。

品目及び細目	適　用　期　間		料　金　額
メニュー５－１の１Gb/sのプラン３	１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間		０円
	２　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円（税込価格4,276.8円）
		料金表第１表の１（適用）の⒁欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円（税込価格3,952.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円（税込価格3,628.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円（税込価格3,304.8円）
	３　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月	下記以外の場合	4,210円（税込価格4,546.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,910円（税込価格4,222.8円）

	の25か月後の料金月の末日まで	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,610円（税込価格3,898.8円）
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,310円（税込価格3,574.8円）

第14条　西企営第97号（平成24年９月28日）の附則第２条に規定する表を次表に改めます。

料金表第１表第１類第１の１(適用)の欄アの表に規定する額

品目若しくは細目	経　過　期　間	利用料（基本料）の減額(月額)
メニュー５－１の100Mb/sのプラン１に係るもの	12か月を超え24か月まで	2,000円（税込価格 2,160円）
	24か月を超える期間	4,000円（税込価格 4,320円）
メニュー５－１の100Mb/sのプラン２に係るもの	12か月を超え24か月まで	450円（税込価格 486円）
	24か月を超える期間	900円（税込価格 972円）
メニュー５－１の100Mb/sのプラン３に係るもの	12か月を超え24か月まで	215円（税込価格 232.2円）
	24か月を超える期間	430円（税込価格 464.4円）

料金表第１表第１類第１の１(適用)の欄アの表に規定する額

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額(月額)
長期継続利用の申出のあった日（ＩＰ通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日）から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン１に係るもの	4,000円（税込価格 4,320円）
	メニュー５－１の100Mb/sのプラン２に係るもの	900円（税込価格 972円）
	メニュー５－１の100Mb/sのプラン３に係るもの	430円（税込価格 464.4円）

２－５－１　利用料

⑴　基本料

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区　　分	利用料（基本料）の減額(月額)

メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	プラン１のもの	41,100円 （税込価格 44,388円）
		プラン２のもの	10,100円 （税込価格 10,908円）
		プラン３のもの	5,400円 （税込価格 5,832円）
備考　メニュー５に係る契約者回線に係る契約者回線に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）の数は、１契約者回線ごとに、メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン１に係るものにあっては最大50まで、メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン１に係るものにあっては最大10まで、メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン３に係るものにあっては最大５までとしていただきます。			

⑵　タイプ２のものに係る加算料

１契約者回線ごとに月額

区　　分	料　金　額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン１、プラン２又はプラン３に係るもの	3,000円 （税込価格 3,240円）

２－５－２加算額

⑵　屋内配線設備の部分

１契約者回線ごとに月額

料金種別	料金額
屋内配線設備の部分	800円 （税込価格 864円）
備考　屋内配線設備の部分に係る加算額はメニュー５－１に係る契約者回線であって、その契約者回線がある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内の当社が指定する線路設備（当社が設置した部分に限ります。）のすべてが１芯の形態のものである場合以外の場合（当社が暫定的に１芯の形態のものとした場合を含みます。）に限り適用します。	

第15条　西企営第97号（平成24年９月28日）の附則第４条第１項に規定する表を次表に改めます。

区　　分	料　金　額	
	提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
下記以外の場合	3,960円 （税込価格 4,276.8円）	4,210円 （税込価格 4,546.8円）
料金表第１表の１（適用）の⒁欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円 （税込価格 3,952.8円）	3,910円 （税込価格 4,222.8円）

同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円 （税込価格 3,628.8円）	3,610円 （税込価格 3,898.8円）
同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円 （税込価格 3,304.8円）	3,310円 （税込価格 3,574.8円）

２　同条第２項に規定する表を次表に改めます。

適　用　期　間		料　　金　　額
１　そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から起算して２か月間		０円
２　１欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 （税込価格 4,276.8円）
	料金表第１表の１（適用）の⒁欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,660円 （税込価格 3,952.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,360円 （税込価格 3,628.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,060円 （税込価格 3,304.8円）
３　２欄の適用期間が満了する日の翌日からそのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円 （税込価格 4,546.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン１の適用を受けている場合	3,910円 （税込価格 4,222.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－１の適用を受けている場合	3,610円 （税込価格 3,898.8円）
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン２－２の適用を受けている場合	3,310円 （税込価格 3,574.8円）

第16条　西企営第174号（平成25年２月28日）の附則第２条第１項に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
継続利用経過期間の起算日からその日を含む料金月の23か月後の料	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るもの	430円 （税込価格 464.4円）

金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニに係るもの	390円 （税込価格 421.2円）
	メニュー５－２のプラン１に係るもの	310円 （税込価格 334.8円）
	メニュー５－２のプラン２に係るもの	260円 （税込価格 280.8円）
備考　その品目又は細目の変更前のＩＰ通信網サービスに係る継続利用経過期間が24ヶ月を超えている場合は、当社はそのＩＰ通信網契約者から旧長期継続利用の申出があったものとして取り扱います。		

２　同条第６項に規定する表を次表に改めます。

区　　別	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が１年未満である場合
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るもの	10,000円 （税込価格 10,800円）	5,000円 （税込価格 5,400円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/sに係るもの	7,000円 （税込価格 7,560円）	3,500円 （税込価格 3,780円）

第17条　西企営第17号（平成25年４月30日）の附則第２条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,590円 （税込価格 1,717.2円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,166.6円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 831.6円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 723.6円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,690円 （税込価格 1,825.2円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 （税込価格 1,274.4円）

	メニュー５－２のプラン１のもの	820円 （税込価格 885.6円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円 （税込価格 777.6円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,933.2円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 （税込価格 1,382.4円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円 （税込価格 939.6円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円 （税込価格 831.6円）

第18条　西企営第29号（平成25年５月31日）の附則第３条に規定する表を次表に改めます。

区　分		支払いを要する額	
		右欄以外の場合	残余の期間が９か月未満である場合
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１（配線設備多重装置を用いるものに限ります。）		20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３	ア　イ以外の場合	20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	10,000円 （税込価格 10,800円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）、カテゴリー２のⅢ型又はカテゴリー３－１のグレード２（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）		6,000円 （税込価格 6,480円）	3,000円 （税込価格 3,240円）
上記以外のもの	ア　イ以外の場合	20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）

	イ　第２項の適用を受けた場合	18,000円 （税込価格 19,440円）	10,000円 （税込価格 10,800円）

第19条　西企営第61号（平成25年７月31日）の附則第３条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,933.2円）

第20条　西企営第61号（平成25年７月31日）の附則第４条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,590円 （税込価格 1,717.2円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,690円 （税込価格 1,825.2円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,933.2円）

第21条　西企営第61号（平成25年７月31日）の附則第５条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,166.4円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 831.6円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 723.6円）

第22条　西企営第134号（平成25年12月５日）の附則第２条中「900円(税込価格 945円)」を「900円(税込価格 972円)」に改めます。

附　則（平成26年３月31日西企営第195号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成26年４月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成26年４月１日から平成26年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合は、同欄ケの(イ)の表のＡ欄に規定する額については、同欄に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,933.2円）

第３条　前条の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込み及び長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであって、その申込者から請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、附則別表１のケの(イ)の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。

第４条　平成26年４月１日から平成26年５月31日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合（そのＩＰ通信網契約の申込み及び長期継続利用申出が、当社が別に定める方法によるものである場合及びこの附則第６条の規定の適用を受けることとなる場合を除きます。）は、同欄ケの(イ)の表のＡ欄に規定する額については、同欄に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,166.4円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 831.6円）

料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 723.6円）

第５条　平成26年４月１日から平成26年５月31日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合（この附則第６条の規定の適用を受けることとなる場合を除きます。）は、附則別表１のケの（イ）の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

第６条　平成26年４月１日から平成26年５月31日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表第１表第１類第１の１（適用）の(21)欄に規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けないもの（次表のＡ欄に規定する期間内に限ります。）及び料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に⑼欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の終端（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード２のものにあっては、その契約者回線の終端に接続される回線接続装置又は自営端末設備とします。）の場所に、契約申込があった日において学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、専門学校若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校に就学している者が居住している旨の申し出があった場合（当社がその事実を確認できた場合に限ります。）は、以下の表の左欄に規定する期間について附則別表１のケの（イ）の表に規定する額に代えて、以下の表の右欄に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,970円 （税込価格 2,167円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	1,170円 （税込価格 1,287円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 737円）

第７条　削除

第８条　削除

第９条　前条の規定による利用料の適用を受けているメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２若しくはカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのもの（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用

を受けないものに限ります。）への品目若しくは細目の変更の請求と同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出があった場合は、その変更があった日から同欄ケの（イ）の表のＡ欄に規定する額については、同欄に規定する額に代えて、それぞれこの附則第２条又は第４条に規定する料金額を減額して適用します。

第10条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの（以下この条において「期間限定割引」といいます。）の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算して１年未満の間に、この附則第２条、第３条、第４条、第５条、第６条、第７条及び第８条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第２条、第３条、第４条、第５条、第６条、第７条及び第８条の規定を適用しません。

２　期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、この附則第２条、第３条、第４条、第５条、第６条、第７条及び第８条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して１年以上経過した場合に限ります。）は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったＩＰ通信網契約を含めて２回までとします。

第11条　平成26年４月１日から平成26年５月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約者から当社が別に定める方法により次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、当社が同表の右欄の状態とした場合は、当社がその状態とした日（その日において、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものが現に適用されている場合は、その適用されている期間の末日の翌日とします。）から起算して１か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年９月１日以降の日に当社が同表の右欄の状態とした場合は、この限りでありません。

１　契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求（当社が別に定めるものを除きます。）	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２（100Mb/sのカテゴリー１及びカテゴリー３－２のものを除きます。）に係るＩＰ通信網サービスを利用できる状態とした場合
２　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の設置の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備の提供を開始した場合（当社が別に定める場合に限ります。）
３　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の廃止の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備を廃止した場合（当社が別に定める場合に限ります。）

２　当社は、前項及び限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの規定を適用する回数については、１のＩＰ通信

網契約者につき１とします。

第12条　平成26年４月１日から平成26年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みと同時に、そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から、そのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成26年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成26年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第２表第２の２－５⑴ア(ア)に規定する額に代えて3,500円（税込価格 3,780円）を適用し、交換機等工事費については適用しません。

２　前項の場合において、契約者回線の設置場所における当社による工事を行う必要がない場合は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、前項に規定する額に代えて、次表に定める額を適用します。

区　　分	基本工事費の額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３	０円
上記以外のもの	2,500円 （税込価格 2,700円）

３　ＩＰ通信網契約者は、第１項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのＩＰ通信網契約の解除（ＩＰ通信網サービスの転用に伴うものを除きます。）があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

区　分		支払いを要する額	
		右欄以外の場合	残余の期間が９か月未満である場合
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１（配線設備多重装置を用いるものに限ります。）		20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３	ア　イ以外の場合	20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	10,000円 （税込価格 10,800円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）、カテゴリー２のⅢ型又はカテゴリー３－１のグレード２（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）		6,000円 （税込価格 6,480円）	3,000円 （税込価格 3,240円）

上記以外のもの	ア　イ以外の場合	20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	18,000円 （税込価格 19,440円）	10,000円 （税込価格 10,800円）

第13条　削除
第14条　削除
第15条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
第16条　西企営第81号（平成21年９月30日）の附則第６条中「平成26年３月31日」を「平成26年５月31日」に、「平成26年６月30日」を「平成26年８月31日」に、「平成26年７月１日」を「平成26年９月１日」に改めます。
２　西企営第27号(平成22年５月31日)の附則第４条第１項中「平成26年３月31日」を「平成26年５月31日」に、「平成26年６月30日」を「平成26年８月31日」に改めます。
３　西企営第122号（平成23年11月30日）の附則第５項及び第６項中「平成26年３月31日」を「平成26年５月31日」に、「平成26年６月30日」を「平成26年８月31日」に、「平成26年７月１日」を「平成26年９月１日」に改めます。
４　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第７条及び第９条中「平成26年３月31日」を「平成26年５月31日」に、「平成26年６月30日」を「平成26年８月31日」に、同附則第７条中「平成26年７月１日」を「平成26年９月１日」に改めます。
５　西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第７条中「平成26年３月31日」を「平成26年５月31日」に、「平成26年６月30日」を「平成26年８月31日」に改めます。
６　西企営第44号（平成24年６月14日）の附則第５条、第６条及び第７条中「平成26年３月31日」を「平成26年５月31日」に、「平成26年６月30日」を「平成26年８月31日」に、「平成26年７月１日」を「平成26年９月１日」に改めます。
７　西企営第93号（平成24年９月14日）の附則第９条及び第10条中「平成26年３月31日」を「平成26年５月31日」に、「平成26年６月30日」を「平成26年８月31日」に、「平成26年７月１日」を「平成26年９月１日」に改めます。
８　西企営第156号（平成25年１月30日）の附則第２項中「平成26年３月31日」を「平成26年５月31日」に、「平成26年６月30日」を「平成26年８月31日」に、「平成26年７月１日」を「平成26年９月１日」に改めます。
９　西企営第23号（平成25年５月17日）の附則第２項を「２　削除」に改めます。
10　西企営第29号（平成25年５月31日）の附則第５条、第６条及び第７条中「平成26年３月31日」を「平成26年５月31日」に、「平成26年６月30日」を「平成26年８月31日」に、「平成26年７月１日」を「平成26年９月１日」に改めます。
11　西企営第39号（平成25年６月28日）の附則第５条中「平成26年３月31日」を「平成26年５月31日」に、「平成26年６月30日」を「平成26年８月31日」に、「平成26年７月１日」を「平成26年９月１日」に改めます。
12　西企営第103号（平成25年９月30日）の附則第２条及び第３条中「平成26年３月31日」を「平成26年５月31日」に、「平成26年６月30日」を「平成26年８月31日」に、「平成26年７月１日」を「平成26年９月１日」に改めます。
13　西企営第163号（平成26年１月31日）の附則第２条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)

Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,933.2円）

14　西企営第163号（平成26年１月31日）の附則第３条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,590円 （税込価格 1,717.2円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,690円 （税込価格 1,825.2円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,933.2円）

15　西企営第163号（平成26年１月31日）の附則第４条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,166.4円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 831.6円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 723.6円）

16　西企営第163号（平成26年１月31日）の附則第５条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,166.4円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 831.6円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 723.6円）

Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 （税込価格 1,274.4円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円 （税込価格 885.6円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円 （税込価格 777.6円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 （税込価格 1,382.4円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円 （税込価格 939.6円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円 （税込価格 831.6円）

17　西企営第163号（平成26年１月31日）の附則第６条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,970円 （税込価格 2,127.6円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	1,170円 （税込価格 1,263.6円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 723.6円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	980円 （税込価格 1,058.4円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	720円 （税込価格 777.6円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	620円 （税込価格 669.6円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,166.4円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 831.6円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 723.6円）
Ｄ　Ｃ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 （税込価格 1,274.4円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円 （税込価格 885.6円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円 （税込価格 777.6円）

Ｅ　Ｄ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 （税込価格 1,382.4円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円 （税込価格 939.6円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円 （税込価格 831.6円）

附　則（平成26年４月11日西企営第８号）

この改正規定は、平成26年４月14日より実施します。

附　則（平成26年４月15日西企営第９号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年４月16日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払われなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

附　則（平成26年５月30日西企営第25号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成26年６月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成26年６月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合は、同欄ケの(イ)の表のＡ欄に規定する額については、同欄に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,933.2円）

第３条　前条の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込み及び長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであって、その申込者から請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、附則別表１のケの(イ)の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。

第４条　平成26年６月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合（そのＩＰ通信網契約の申込み及び長期継続利用申出が、当社が別に定める方法によるものである場合を除きます。）は、同

欄ケの(イ)の表のＡ欄に規定する額については、同欄に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,166.4円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 831.6円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 723.6円）

第５条　平成26年６月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１(適用)の⑼欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合は、附則別表１のケの(イ)の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

第６条　平成26年６月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１(適用)の⑼欄に規定する長期継続利用申出があった場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までについて、同欄アの(ア)の表に規定する額については、同表に規定する額に代えて、900円(税込価格 972円)を減額して適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

第７条　前条の規定による利用料の適用を受けているメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２若しくはカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのもの（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）への品目若しくは細目の変更の請求と同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出があった場合は、その変更があった日から同欄ケの(イ)の表のＡ欄に規定する額については、同欄に規定する額に代えて、それぞれこの附則第２条又は第４条に規定する料金額を減額して適用します。

第８条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの（以下この条において「期間限定割引」といいます。）の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算して１年未満の間に、この附則第２条、第３条、第４条、第５条及び第６条に係るＩＰ

通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第２条、第３条、第４条、第５条及び第６条の規定を適用しません。

２　期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、この附則第２条、第３条、第４条、第５条及び第６条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して１年以上経過した場合に限ります。）は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったＩＰ通信網契約を含めて２回までとします。

第９条　平成26年６月１日から平成28年５月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約者から当社が別に定める方法により次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、当社が同表の右欄の状態とした場合は、当社がその状態とした日（その日において、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものが現に適用されている場合は、その適用されている期間の末日の翌日とします。）から起算して１か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５－１⑴に規定する額に代えて、０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成28年９月１日以降の日に当社が同表の右欄の状態とした場合は、この限りでありません。

１　契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求（当社が別に定めるものを除きます。）	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２（100Mb/sのカテゴリー１及びカテゴリー３－２のものを除きます。）に係るＩＰ通信網サービスを利用できる状態とした場合
２　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の設置の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備の提供を開始した場合（当社が別に定める場合に限ります。）
３　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の廃止の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備を廃止した場合（当社が別に定める場合に限ります。）

２　当社は、前項及び限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの規定を適用する回数については、１のＩＰ通信網契約者につき１とします。

第10条　平成26年６月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２（100Mb/sのカテゴリー３－１（契約者回線の態様による区別がグレード１のものに限ります。）及び200Mb/sに係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込みと同時に、そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から、そのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成27年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第２表第２の２－

５⑴ア(ア)に規定する額に代えて4,000円（税込価格 4,320円）を適用し、交換機等工事費については適用しません。

２　前項の場合において、契約者回線の設置場所における当社による工事を行う必要がない場合は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、前項に規定する額に代えて、次表に定める額を適用します。

区　　分	基本工事費の額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２又は１Gb/sのプラン３	０円
上記以外のもの	3,000円 （税込価格 3,240円）

３　ＩＰ通信網契約者は、第１項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのＩＰ通信網契約の解除（ＩＰ通信網サービスの転用に伴うものを除きます。）があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

区　　分		支払いを要する額	
		右欄以外の場合	残余の期間が９か月未満である場合
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１（配線設備多重装置を用いるものに限ります。）		20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２又は１Gb/sのプラン３	ア　イ以外の場合	20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	10,000円 （税込価格 10,800円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）、カテゴリー２のⅢ型又はカテゴリー３－１のグレード２（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）		5,500円 （税込価格 5,940円）	3,000円 （税込価格 3,240円）
上記以外のもの	ア　イ以外の場合	20,000円 （税込価格 21,600円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	18,000円 （税込価格 19,440円）	10,000円 （税込価格 10,800円）

第11条　平成26年６月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１若しくは200Mb/s又はメニュー５－２（100Mb/sのカテゴリー３－１（契約者回線の態様による区別がグレード１のものに限ります。）及び200Mb/sに係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込みと同時に、そのＩＰ通信網サービスの提供開始日から、そのＩＰ通信網サービスの提供開始日を含む料金月の23か月後の料金

月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成27年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第２表第２の２－５⑴ア（ア）に規定する額に代えて4,000円（税込価格 4,320円）を適用します。

２　前項の場合において、契約者回線の設置場所における当社による工事を行う必要がない場合は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、前項に規定する額に代えて、次表に定める額を適用し、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１又は200Mb/sのものは交換機等工事費については適用しません。

区　　分	基本工事費の額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１又は200Mb/s	０円
上記以外のもの	3,000円 （税込価格 3,240円）

３　ＩＰ通信網契約者は、第１項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのＩＰ通信網契約の解除（ＩＰ通信網サービスの転用に伴うものを除きます。）があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合は、この限りでありません。

区　　分		支払いを要する額	
		右欄以外の場合	残余の期間が９か月未満である場合
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１又は200Mb/s	ア　イ以外の場合	10,000円 （税込価格 10,800円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	10,000円 （税込価格 10,800円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
上記以外のもの	ア　イ以外の場合	19,000円 （税込価格 20,520円）	10,000円 （税込価格 10,800円）
	イ　第２項の適用を受けた場合	17,000円 （税込価格 18,360円）	10,000円 （税込価格 10,800円）

第12条　削除

第13条　削除

第14条　平成26年６月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第２表第２の２－５⑴ア（ア）に規定する額に代えて次表に定める額を適用し、交換機等工事費については適用しません。

区　　分	基本工事費の額
契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、ＩＰ通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合	2,000円 （税込価格 2,160円）
上記以外の場合	０円

２　平成26年６月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s又は１Gb/sへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第２表第２の２－５⑴ア(ア)に規定する額に代えて次表に定める額を適用し、交換機等工事費については適用しません。

区　　分	基本工事費の額
契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、ＩＰ通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合	2,000円 （税込価格 2,160円）
上記以外の場合	０円

第15条　平成26年６月１日か平成27年４月30日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約者から次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年７月31日までに当社が同表の右欄の状態とした場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がその状態とした場合を含みます。）は、その請求に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

１　契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求（当社が別に定めるものを除きます。）	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/s又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを利用できる状態とした場合
２　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の設置の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備の提供を開始した場合（当社が別に定める場合に限ります。）
３　当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の廃止の請求（同時に１欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備を廃止した場合（当社が別に定める場合に限ります。）

第16条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第17条　西企営第27号(平成22年５月31日)の附則第４条第１項中「平成26年５月31日」を「平成26年９月30日」に、「平成26年８月31日」を「平成26年12月31日」に改めます。
２　西企営第122号（平成23年11月30日）の附則第５項及び第６項中「平成26年５月31日」を「平成26年９月30日」に、「平成26年８月31日」を「平成26年12月31日」に、「平成26年９月１日」を「平成27年１月１日」に改めます。
３　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第７条及び第９条中「平成26年５月31日」を「平成26年９月30日」に、「平成26年８月31日」を「平成26年12月31日」に、同附則第７条中「平成26年９月１日」を「平成27年１月１日」に改めます。
４　西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第７条中「平成26年５月31日」を「平成26年９月30日」に、「平成26年８月31日」を「平成26年12月31日」に改めます。
５　西企営第44号（平成24年６月14日）の附則第６条及び第７条中「平成26年５月31日」を「平成26年９月30日」に、「平成26年８月31日」を「平成26年12月31日」に、「平成26年９月１日」を「平成27年１月１日」に改めます。
６　西企営第93号（平成24年９月14日）の附則第９条及び第10条中「平成26年５月31日」を「平成26年９月30日」に、「平成26年８月31日」を「平成26年12月31日」に、「平成26年９月１日」を「平成27年１月１日」に改めます。
７　西企営第156号（平成25年１月30日）の附則第２項中「平成26年５月31日」を「平成26年９月30日」に、「平成26年８月31日」を「平成26年12月31日」に、「平成26年９月１日」を「平成27年１月１日」に改めます。
８　西企営第29号（平成25年５月31日）の附則第５条及び第６条中「平成26年５月31日」を「平成26年９月30日」に、「平成26年８月31日」を「平成26年12月31日」に、「平成26年９月１日」を「平成27年１月１日」に改めます。
９　西企営第39号（平成25年６月28日）の附則第５条中「平成26年５月31日」を「平成26年９月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成26年12月31日」に、「平成26年９月１日」を「平成27年１月１日」に改めます。
10　西企営第103号（平成25年９月30日）の附則第２条及び第３条中「平成26年５月31日」を「平成26年９月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成26年12月31日」に、「平成26年９月１日」を「平成27年１月１日」に改めます。
11　西企営第195号（平成26年３月31日）の附則第７条中「平成26年５月31日」を「平成26年９月30日」に、「平成26年９月１日」を「平成27年１月１日」に改めます。

附　則（平成26年６月30日西企営第48号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成26年７月１日から実施します。
（サービスの終了）
第２条　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１のもの（50Mb/sの配線設備多重装置（下り（契約者回線から自営端末設備への伝送方向とします。）に係る伝送速度については最大概ね50Mb/sまで、上り（自営端末設備から契約者回線への伝送方向とします。）に係る伝送速度については最大概ね6Mb/sまでの伝送速度のものに限ります。）を利用しているものに限ります。）を終了することとします。
（経過措置）
第３条　この改正規定実施前に支払い又は支払われなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
第４条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している又は申込みがなされているメニュー４に係る継続利用経過期間に係る利用料金の適用及び長期継続利用申出に係る利用料金の適用に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
第５条　この改正規定実施以降の日において、メニュー１又はメニュー５に係るＩＰ通信網契約者によるＩＰ通信網契約（メニュー５に係るＩＰ通信網契約については、平

成26年６月30日以前に、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄に規定する継続利用経過期間に係る利用料金の適用を受けている又は契約申込みがなされているものに限ります。）の解除の通知と同時にメニュー４に係るＩＰ通信網契約の申込みがあった場合は、当社は、その提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、次表の左欄に規定する期間が経過した場合は、その料金月におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－４－１⑴に規定する基本料の部分に限るものとします。）について、同表の右欄に規定する額を減額して適用します。

ただし、第６条に規定する利用料金の適用若しくは料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けている場合は、当社はこの条に規定する減額を適用しません。

品目若しくは細目	経過期間	利用料（基本料）の減額（月額）
メニュー４に係るもの	12か月を超え24か月まで	利用料の額に0.05を乗じて得た額
	24か月を超える期間	利用料の額に0.1を乗じて得た額

２　前項の場合に、当社は、ＩＰ通信網契約の解除があったＩＰ通信網サービスに係る起算日（メニュー１のものにあってはその提供を開始した日、メニュー５のものにあっては料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑻欄に規定する継続利用経過期間に係るものとします。）を、新たに提供するメニュー４に係るＩＰ通信網サービスに係る起算日とします。

第６条　この改正規定実施以降の日において、メニュー５に係るＩＰ通信網契約者によるＩＰ通信網契約（平成26年６月30日以前に、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けている又は申込みがなされているものに限ります。）の解除の通知と同時にメニュー４（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込み及び次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下この附則において「旧長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、当社は、その期間におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－４－１⑴に規定する基本料の部分に限るものとします。）について、同表の右欄に規定する額を減額して適用します。

品目若しくは細目	継続して利用する期間	利用料（基本料）の減額（月額）
メニュー４に係るもの	ＩＰ通信網契約の解除があったＩＰ通信網サービスに係る長期継続利用の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	利用料の額に0.1を乗じて得た額

２　継続して利用する期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

３　当社は、旧長期継続利用に係るＩＰ通信網契約の解除があった場合には、旧長期継続利用を廃止します。

４　ＩＰ通信網契約者は、継続して利用する期間の満了前に旧長期継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。

区　　別	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が１年未満である場合
メニュー４の利用回線型サービス	7,000円 （税込価格 7,700円）	3,500円 （税込価格 3,850円）
メニュー４の契約者回線型サービス	10,000円 （税込価格 11,000円）	5,000円 （税込価格 5,500円）

第７条　当社は、メニュー４に係るＩＰ通信網契約者によるＩＰ通信網契約（平成26年６月30日以前に、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けている又は申込みがなされているものに限ります。）の解除の通知と同時にメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込み及び料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用の申出があった場合は、ＩＰ通信網契約の解除があったメニュー４に係るＩＰ通信網サービスの長期継続利用期間の起算日を、新たに提供するメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの長期継続利用期間の起算日とします。

附　則（平成26年８月28日西企営第70号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年９月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー６を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

無線アクセス機能におけるタイプ１又はタイプ２のもの	無線アクセス機能

附　則（平成26年９月30日西企営第77号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成26年10月１日から実施します。

ただし、当社が別に定めるものについては平成26年11月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　当社は、この改正規定実施前に提供していた電気通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いについても、改正後の規定を適用します。

第３条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定にある、西企営第153号（平成22年２月16日）の附則第２項、西企営第195号（平成24年３月30日）の附則第４項及び西企営第９号（平成26年４月15日）の附則第３項の規定にかかわらず、改正後の規定を適用します。

第４条　西企営第27号（平成22年５月31日）の附則第４条第１項中「平成26年９月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年２月28日」に改めます。

２　西企営第122号（平成23年11月30日）の附則第５項及び第６項中「平成26年９月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年２月28日」に、「平成27年１月１日」を「平成27年３月１日」に改めます。

３　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第７条及び第９条中「平成26年９月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年２月28日」に、同附則第７条中「平成27年１月１日」を「平成27年３月１日」に改めます。
４　西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第７条中「平成26年９月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年２月28日」に改めます。
５　西企営第44号（平成24年６月14日）の附則第６条及び第７条中「平成26年９月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年２月28日」に、「平成27年１月１日」を「平成27年３月１日」に改めます。
６　西企営第93号（平成24年９月14日）の附則第９条及び第10条中「平成26年９月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年２月28日」に、「平成27年１月１日」を「平成27年３月１日」に改めます。
７　西企営第156号（平成25年１月30日）の附則第２項中「平成26年９月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年２月28日」に、「平成27年１月１日」を「平成27年３月１日」に改めます。
８　西企営第29号（平成25年５月31日）の附則第５条及び第６条中「平成26年９月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年２月28日」に、「平成27年１月１日」を「平成27年３月１日」に改めます。
９　西企営第39号（平成25年６月28日）の附則第５条中「平成26年９月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年２月28日」に、「平成27年１月１日」を「平成27年３月１日」に改めます。
10　西企営第103号（平成25年９月30日）の附則第２条及び第３条中「平成26年９月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年２月28日」に、「平成27年１月１日」を「平成27年３月１日」に改めます。
11　西企営第195号（平成26年３月31日）の附則第７条中「平成26年９月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成27年１月１日」を「平成27年３月１日」に改めます。
12　西企営第25号（平成26年５月30日）の附則第２条、第４条、第５条、第６条及び第９条 中「平成26年９月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成27年１月１日」を「平成27年３月１日」に、附則第10条第１項、第11条第１項、第12条、第13条、第14条、及び第15条中「平成26年９月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年２月28日」に、「平成27年１月１日」を「平成27年３月１日」に改めます。

附　則（平成26年11月28日西企営第108号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成26年12月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成26年12月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン１若しくはプラン２又は１Gb/sのプラン１に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのものへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第３条　当社は、この改正規定実施前に提供していた電気通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いについても、改正後の規定を適用します。

（その他）

第４条　西企営第27号(平成22年５月31日)の附則第４条第１項中「平成26年11月30日」を「平成27年１月31日」に、「平成27年２月28日」を「平成27年４月30日」に改めます。
２　西企営第122号（平成23年11月30日）の附則第５項及び第６項中「平成26年11月30

日」を「平成27年１月31日」に、「平成27年２月28日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年３月１日」を「平成27年５月１日」に改めます。

３　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第７条及び第９条中「平成26年11月30日」を「平成27年１月31日」に、「平成27年２月28日」を「平成27年４月30日」に、同附則第７条中「平成27年３月１日」を「平成27年５月１日」に改めます。

４　西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第７条中「平成26年11月30日」を「平成27年１月31日」に、「平成27年２月28日」を「平成27年４月30日」に改めます。

５　西企営第44号（平成24年６月14日）の附則第６条及び第７条中「平成26年11月30日」を「平成27年１月31日」に、「平成27年２月28日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年３月１日」を「平成27年５月１日」に改めます。

６　西企営第93号（平成24年９月14日）の附則第９条及び第10条中「平成26年11月30日」を「平成27年１月31日」に、「平成27年２月28日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年３月１日」を「平成27年５月１日」に改めます。

７　西企営第156号（平成25年１月30日）の附則第２項中「平成26年11月30日」を「平成27年１月31日」に、「平成27年２月28日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年３月１日」を「平成27年５月１日」に改めます。

８　西企営第29号（平成25年５月31日）の附則第５条及び第６条中「平成26年11月30日」を「平成27年１月31日」に、「平成27年２月28日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年３月１日」を「平成27年５月１日」に改めます。

９　西企営第39号（平成25年６月28日）の附則第５条中「平成26年11月30日」を「平成27年１月31日」に、「平成27年２月28日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年３月１日」を「平成27年５月１日」に改めます。

10　西企営第103号（平成25年９月30日）の附則第２条及び第３条中「平成26年11月30日」を「平成27年１月31日」に、「平成27年２月28日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年３月１日」を「平成27年５月１日」に改めます。

11　西企営第195号（平成26年３月31日）の附則第７条中「平成26年11月30日」を「平成27年１月31日」に、「平成27年３月１日」を「平成27年５月１日」に改めます。

12　西企営第25号（平成26年５月30日）の附則第２条、第４条、第５条、第６条及び第９条中「平成26年11月30日」を「平成27年１月31日」に、「平成27年３月１日」を「平成27年５月１日」に、附則第10条第１項、第11条第１項、第12条、第13条、第14条及び第15条中「平成26年11月30日」を「平成27年１月31日」に、「平成27年２月28日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年３月１日」を「平成27年５月１日」に改めます。

附　則（平成27年１月28日西企営第127号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成27年２月１日から実施します。

（その他）

２　西企営第44号（平成24年６月14日）の附則第２条第３項、西企営第29号（平成25年５月31日）の附則第３条第３項、西企営第195号（平成26年３月31日）の附則第12条第３項並びに西企営第25号（平成26年５月30日）の附則第10条第３項及び第11条第３項中「ＩＰ通信網契約者は、第１項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。」を「ＩＰ通信網契約者は、第１項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのＩＰ通信網契約の解除（ＩＰ通信網サービスの転用に伴うものを除きます。）があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。」に改めます。

附　則（平成27年１月28日西企営第128号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成27年２月１日から実施します。

（経過措置）
第２条　平成27年２月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表第１表第１類第１の１（適用）の(21)欄に規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けないもの（次表のＡ欄に規定する期間内に限ります。）及び料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に⑼欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の終端（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード２のものにあっては、その契約者回線の終端に接続される回線接続装置又は自営端末設備とします。）の場所に、契約申込があった日において学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、専門学校若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校に就学している者が居住している旨の申し出があった場合（当社がその事実を確認できた場合であって、西企営第25号（平成26年５月30日）の附則第４条又は第５条の規定の適用を受けない場合に限ります。）は、以下の表の左欄に規定する期間について附則別表１のケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表の右欄に規定する額を適用します。
　ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額（月額）
メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,950円 （税込価格 2,145円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	1,150円 （税込価格 1,265円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	650円 （税込価格 715円）

第３条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの（以下この条において「期間限定割引」といいます。）の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算して１年未満の間に、この附則第２条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第２条の規定を適用しません。
２　期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、この附則第２条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して１年以上経過した場合に限ります。）は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったＩＰ通信網契約を含めて２回までとします。
第４条　当社は、この改正規定実施前に提供していた電気通信サービスの料金その他の債務については、改正後の規定を適用します。
（その他）
第５条　西企営第27号（平成22年５月31日）の附則第４条第１項中「平成27年１月31日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年４月30日」を「平成27年７月31日」に改めます。
２　西企営第122号（平成23年11月30日）の附則第５項及び第６項中「平成27年１月31日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年４月30日」を「平成27年７月31日」に、「平

成27年５月１日」を「平成27年８月１日」に改めます。
３　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第７条及び第９条中「平成27年１月31日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年４月30日」を「平成27年７月31日」に、同附則第７条中「平成27年５月１日」を「平成27年８月１日」に改めます。
４　西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第７条中「平成27年１月31日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年４月30日」を「平成27年７月31日」に改めます。
５　西企営第44号（平成24年６月14日）の附則第６条及び第７条中「平成27年１月31日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年４月30日」を「平成27年７月31日」に、「平成27年５月１日」を「平成27年８月１日」に改めます。
６　西企営第93号（平成24年９月14日）の附則第９条及び第10条中「平成27年１月31日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年４月30日」を「平成27年７月31日」に、「平成27年５月１日」を「平成27年８月１日」に改めます。
７　西企営第156号（平成25年１月30日）の附則第２項中「平成27年１月31日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年４月30日」を「平成27年７月31日」に、「平成27年５月１日」を「平成27年８月１日」に改めます。
８　西企営第29号（平成25年５月31日）の附則第５条及び第６条中「平成27年１月31日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年４月30日」を「平成27年７月31日」に、「平成27年５月１日」を「平成27年８月１日」に改めます。
９　西企営第39号（平成25年６月28日）の附則第５条中「平成27年１月31日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年４月30日」を「平成27年７月31日」に、「平成27年５月１日」を「平成27年８月１日」に改めます。
10　西企営第103号（平成25年９月30日）の附則第３条中「平成27年１月31日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年４月30日」を「平成27年７月31日」に、「平成27年５月１日」を「平成27年８月１日」に改めます。
11　西企営第195号（平成26年３月31日）の附則第７条中「平成27年１月31日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年５月１日」を「平成27年８月１日」に改めます。
12　西企営第25号（平成26年５月30日）の附則第２条、第４条、第５条、第６条及び第９条中「平成27年１月31日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年５月１日」を「平成27年８月１日」に、附則第10条第１項、第11条第１項、第12条、第13条、第14条及び第15条中「平成27年１月31日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年４月30日」を「平成27年７月31日」に、「平成27年５月１日」を「平成27年８月１日」に改めます。
13　西企営第108号（平成26年11月28日）の附則第２条中「平成27年１月31日」を「平成27年４月30日」に、「平成27年４月30日」を「平成27年７月31日」に、「平成27年５月１日」を「平成27年８月１日」に改めます。

附　則（平成27年４月28日西企営第13号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成27年５月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　平成27年５月１日から平成30年４月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合は、附則別表１のケの（イ）の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。
　ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成30年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。
第３条　平成27年５月１日から平成30年４月30日までの間にメニュー５－２（カテゴリ

ー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合は、附則別表１のケの（イ）の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成30年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

第４条　削除

第５条　削除

第６条　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの（以下この条において「期間限定割引」といいます。）の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った日から起算して１年未満の間に、この附則第２条、第３条、第４条及び第５条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第２条、第３条、第４条及び第５条の規定を適用しません。

２　期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除を行った後に、この附則第２条、第３条、第４条及び第５条に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して１年以上経過した場合に限ります。）は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったＩＰ通信網契約を含めて２回までとします。

第７条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表における左欄に規定する品目及び細目に係るＩＰ通信網契約者から、同表の右欄に規定する品目又は細目等への変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、西企営第153号（平成22年２月16日）の附則第２項、西企営第195号（平成24年３月30日）の附則第４項及び西企営第9号（平成26年４月15日）の附則第３項の規定にかかわらず、その品目又は細目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については適用しません。

メニュー５－１の46Mb/s若しくは100Mb/sのプラン３	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/s
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４	メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s又は１Gb/s
メニュー５－１の100Mb/sのプラン１若しくはプラン２又は１Gb/sのプラン１	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/s
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２（回線終端装置がＩ型のものに限ります。）	メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１（契約者回線の態様による区別がグレード１のものに限ります。）

第８条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５－１

の100Mb/sのプラン４に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３への品目又は細目の変更の請求又は改正前の規定により提供しているメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２（(回線終端装置がＩ型のものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者からメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１(契約者回線の態様による区別がグレード１のものに限ります。)、200Mb/s又は１Gb/sへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、西企営第9号（平成26年４月15日）の附則第３項の規定にかかわらず、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第２表第２の２－５ ア(ア)に規定する額に代えて次表に定める額を適用し、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については適用しません。

区　分	基本工事費の額
契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、ＩＰ通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合	2,000円 （税込価格 2,160円）
上記以外の場合	0円

第９条　当社は、この改正規定実施前に提供していた電気通信サービスの料金その他の債務については、改正後の規定を適用します。

（その他）

第10条　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第９条中「平成27年４月30日」を「平成27年７月31日」に、「平成27年７月31日」を「平成27年10月31日」に改めます。

２　西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第７条中「平成27年４月30日」を「平成27年７月31日」に、「平成27年７月31日」を「平成27年10月31日」に改めます。

３　西企営第97号（平成24年９月28日）の附則の第２条に規定する「２－５－２加算額⑵屋内配線設備の部分」を「２－５－２加算額　⑵削除」に改めます。

４　西企営第９号（平成26年４月15日）の附則第３項の規定にかかわらず、メニュー５－１の100Mb/sのプラン４又は１Gb/sのプラン１に係る料金表第１表第１類第１の２－５－２加算額⑵屋内配線設備の部分については、削除します。

５　西企営第25号（平成26年５月30日）の附則第９条中「平成27年４月30日」を「平成27年７月31日」に、「平成27年８月１日」を「平成27年11月１日」に改めます。

附　則（平成27年６月15日西企営第34号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成27年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務（延滞利息を除きます。）については、第45条（延滞利息）に係る改正規定を除きなお従前のとおりとし、この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの延滞利息については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、この約款の附則に定めるところによりなお従前のとおり提供することとしている電気通信サービスの延滞利息に係る取り扱いについては、改正前の規定にかかわらず、改正後の第45条（延滞利息）の規定を適用します。

附　則（平成27年７月15日西企営第55号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成27年８月１日から実施します。

（経過措置）
第２条　当社は、この改正規定実施前に提供していた電気通信サービスの料金その他の債務については、改正後の規定を適用します。
（その他）
第３条　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第９条中「平成27年７月31日」を「平成27年９月30日」に、「平成27年10月31日」を「平成27年12月31日」に改めます。
２　西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第７条中「平成27年７月31日」を「平成27年９月30日」に、「平成27年10月31日」を「平成27年12月31日」に改めます。
３　西企営第25号（平成26年５月30日）の附則第９条中「平成27年７月31日」を「平成27年９月30日」に、「平成27年11月１日」を「平成28年１月１日」に改めます。
４　西企営第13号（平成27年４月28日）の附則第２条 、第３条、第４条及び第５条中「平成27年７月31日」を「平成27年９月30日」に、「平成27年11月１日」を「平成28年１月１日」に改めます。

附　則（平成27年９月24日西企営第87号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成27年10月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
第３条　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第９条中「平成27年９月30日」を「平成27年12月31日」に、「平成27年12月31日」を「平成28年3月31日」に改めます。
２　西企営第22号（平成24年５月31日）の附則第７条中「平成27年９月30日」を「平成27年12月31日」に、「平成27年12月31日」を「平成28年3月31日」に改めます。
３　西企営第25号（平成26年５月30日）の附則第９条中「平成27年９月30日」を「平成27年12月31日」に、「平成28年１月１日」を「平成28年４月１日」に改めます。
４　西企営第13号（平成27年４月28日）の附則第２条、第３条、第４条及び第５条中「平成27年９月30日」を「平成27年12月31日」に、「平成28年１月１日」を「平成28年４月１日」に改めます。

附　則（平成27年11月25日西企営第112号）

この改正規定は、平成27年12月１日から実施します。

附　則（平成27年12月14日西企営第118号）

この改正規定は、平成27年12月15日から実施します。

附　則（平成27年12月17日西企営第119号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成28年１月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
第３条　平成28年１月１日から平成29年１月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成29年４月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供に係る基本工事費及び交換機等工事費については０円を適用します。
２　平成28年１月１日から平成29年１月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成29年４月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から、その日を含む料金月の５か月後の料金月の末日までのその付加機能利用料（加算額については、その無線アクセス機能の提供の開始を同時に付与された特定電気通信サービス用認証ＩＤに係る部分に限ります。）については０円を適用します。
３　当社は、限定された期間内に申し込まれた無線アクセス機能に限り適用する割引で

あって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、無線アクセス機能の申込みを平成28年１月１日から平成29年１月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、当社が別に定める場合を除き、第１項及び第２項の規定を適用しません。

（その他）

第４条　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第９条中「平成27年12月31日」を「平成28年２月29日」に、「平成28年3月31日」を「平成28年5月31日」に改めます。

２　西企営第25号（平成26年５月30日）の附則第９条中「平成27年12月31日」を「平成28年２月29日」に、「平成28年４月１日」を「平成28年６月１日」に改めます。

３　西企営第13号（平成27年４月28日）の附則第２条、第３条、第４条及び第５条中「平成27年12月31日」を「平成28年２月29日」に、「平成28年４月１日」を「平成28年６月１日」に改めます。

附　則（平成28年２月24日西企営第150号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成28年３月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第３条　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第９条中「平成28年２月29日」を「平成28年５月31日」に、「平成28年５月31日」を「平成28年８月31日」に改めます。

２　西企営第25号（平成26年５月30日）の附則第９条中「平成28年２月29日」を「平成28年５月31日」に、「平成28年６月１日」を「平成28年９月１日」に改めます。

３　西企営第13号（平成27年４月28日）の附則第２条 、第３条、第４条及び第５条中「平成28年２月29日」を「平成28年５月31日」に、「平成28年６月１日」を「平成28年９月１日」に改めます。

４　西企営第119号（平成27年12月17日）の附則第３条中「平成28年２月29日」を「平成28年５月31日」に、「平成28年５月31日」を「平成28年８月31日」に改めます。

附　則（平成28年２月24日西企営第151号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成28年３月30日西企営第171号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成28年５月16日西企営第25号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年５月21日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成28年５月26日西企営第31号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成28年６月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第３条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定にある、西企営第153号（平成22年２月16日）の附則第２項、西企営第195号（平成24年３月30日）の附則第４項及び西企営第９号（平成26年４月15日）の附則第３項の規定にかかわらず、改正後の規定を適用します。

第４条　前条の規定にかかわらず、改正前の規定により提供している次表における左欄に規定する品目及び細目に係るＩＰ通信網契約者から、同表の右欄に規定する品目又は細目等への変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、料金表第２表第２の１⑹ウについては適用しません。

メニュー５－１の46Mb/s若しくは100Mb/sのプラン３	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/s
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４	メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s又は１Gb/s
メニュー５－１の100Mb/sのプラン１若しくはプラン２又は１Gb/sのプラン１	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/s
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２（回線終端装置がＩ型のものに限ります。）	メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１（契約者回線の態様による区別がグレード１のものに限ります。）
メニュー５－１の100Mb/sのプラン４	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２（回線終端装置がＩ型のものに限ります。）	メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１（契約者回線の態様による区別がグレード１のものに限ります。）、200Mb/s又は１Gb/s

附　則（平成28年５月26日西企営第32号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成28年６月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第３条　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第９条中「平成28年５月31日」を「平成28年９月30日」に、「平成28年８月31日」を「平成28年12月31日」に改めます。

２　西企営第13号（平成27年４月28日）の附則第２条 、第３条、第４条及び第５条中「平成28年５月31日」を「平成28年９月30日」に、「平成28年９月１日」を「平成29年１月

１日」に改めます。
３　西企営第119号（平成27年12月17日）の附則第３条中「平成28年５月31日」を「平成28年９月30日」に、「平成28年８月31日」を「平成28年12月31日」に改めます。

附　則（平成28年６月28日西企営第56号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成28年７月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除

附　則（平成28年９月26日西企営第109号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成28年10月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
第３条　平成28年10月１日から平成29年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成29年８月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供に係る基本工事費及び交換機等工事費については０円を適用します。
２　平成28年10月１日から平成29年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者から請求があり、平成29年８月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供開始日から起算して１ヶ月間のその付加機能利用料（加算額については、その無線アクセス機能の提供の開始を同時に付与された特定電気通信サービス用認証ＩＤに係る部分に限ります。）については０円を適用します。
３　当社は、限定された期間内に申し込まれた無線アクセス機能に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、無線アクセス機能の申込みを平成28年10月１日から平成29年５月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、当社が別に定める場合を除き、第１項及び第２項の規定を適用しません。
（その他）
第４条　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第９条中「平成28年９月30日」を「平成29年１月31日」に、「平成28年12月31日」を「平成29年４月30日」に改めます。
２　西企営第13号（平成27年４月28日）の附則第２条、第３条、第４条及び第５条中「平成28年９月30日」を「平成29年１月31日」に、「平成29年１月１日」を「平成29年５月１日」に改めます。

附　則（平成28年11月24日西企営第132号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成28年12月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成29年1月24日西企営第155号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成29年２月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
第３条　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第９条中「平成29年１月31日」を「平

成29年５月31日」に、「平成29年４月30日」を「平成29年８月31日」に改めます。
２　西企営第13号（平成27年４月28日）の附則第２条 、第３条、第４条及び第５条中「平成29年１月31日」を「平成29年５月31日」に、「平成29年５月１日」を「平成29年９月１日」に、同附則第３条中「カテゴリー１及びカテゴリー３－２」を「カテゴリー３－２」に改めます。
３　西企営第109号（平成28年９月26日）の附則第３条中「平成29年１月31日」を「平成29年５月31日」に、「平成29年４月30日」を「平成29年８月31日」に改めます。

附　則（平成29年１月24日西企営第156号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成29年２月１日から実施します。
（サービスの終了）
２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー５－２のうち細目がカテゴリー１のものを終了することとします。
（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
４　西企営第39号（平成25年６月28日）の附則第２条「メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー１又はカテゴリー２」を「メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２」に改めます。

附　則（平成29年１月30日西企営第162号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成29年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　削除
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成29年３月28日西企営第190号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成29年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成29年５月25日西企営第23号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成29年６月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している無線アクセス機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成29年５月25日西企営第24号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成29年６月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
第３条　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第９条中「平成29年５月31日」を「平

成29年９月30日」に、「平成29年８月31日」を「平成29年12月31日」に改めます。
２　西企営第13号（平成27年４月28日）の附則第２条、第３条、第４条及び第５条中「平成29年５月31日」を「平成29年９月30日」に、「平成29年９月１日」を「平成30年１月１日」に改めます。

附　則（平成29年６月27日西企営第38号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成29年７月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったメニュー５－２の品目が100Mb/sのカテゴリー２の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除
（その他）
４　西企営第39号（平成25年６月28日）の附則第２条を「第２条　削除」に改めます。

附　則（平成29年６月27日西企営第39号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成29年７月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表における左欄に規定する品目及び細目に係るＩＰ通信網契約者から、同表の右欄に規定する品目又は細目等への変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その品目又は細目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）及び料金表第２表第２の１⑹ウについては適用しません。

メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２(回線終端装置がⅡ型、Ⅲ型又はⅣ型のものに限ります。)	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３

附　則（平成29年７月10日西企営第58号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成29年７月12日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、次表における左欄に規定する細目に係るＩＰ通信網契約者から、その第２種契約の解除の通知と同時に同表の右欄に規定する品目又は細目等の申込みがあり、当社がその請求を承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、契約料、基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び料金表第２表第２の１⑹ウについては適用しません。

音声利用ＩＰ通信網サービスの第２種サービスのプラン２のタイプ１に係る第２種契約	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３

附　則（平成29年９月25日西企営第91号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成29年10月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）
第３条　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第９条中「平成29年９月30日」を「平成30年１月31日」に、「平成29年12月31日」を「平成30年4月30日」に改めます。
２　西企営第13号（平成27年４月28日）の附則第２条、第３条、第４条及び第５条中「平成29年９月30日」を「平成30年１月31日」に、「平成30年１月１日」を「平成30年５月１日」に改めます。

附　則（平成29年11月27日西企営124号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成29年12月１日から実施します。
（サービスの終了）
２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー２－１、メニュー５－１のうち品目が46Mb/s及び100Mb/sのプラン１、プラン２及びプラン３並びに閉域グループ内通信機能を終了することとします。
（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
４　西企営第153号（平成22年２月16日）の附則第２項を「２　削除」に改めます。
５　西企営第195号（平成24年３月30日）の附則第４条「メニュー２－１のもの、メニュー５－１のうち品目が100Mb/sのプラン１、プラン２若しくはプラン３又はメニュー７－１のものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。ただし、メニュー２－１－３の１Gb/sのものについては、伝送速度に関する細目の変更の請求を承諾する場合があります。ただし、メニュー５－１の100Mb/sのプラン１、プラン２又はプラン３のものに係るＩＰ通信網契約者は、閉域グループ内通信機能及びＩＰｖ６通信機能の提供の請求を行うことはできません。」を「メニュー７－１のものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。
６　西企営第171号（平成28年３月30日）の附則第２条を「第２条　削除」に改めます。

附　則（平成29年12月12日西企営第139号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成29年12月12日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除

附　則（平成30年１月24日西企営第156号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成30年２月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
第３条　西企営第13号（平成27年４月28日）の附則第２条、第３条、第４条及び第５条中「平成30年１月31日」を「平成30年４月30日」に、「平成30年５月１日」を「平成30年８月１日」に改めます。

附　則（平成30年３月27日西企営第198号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成30年４月１日から実施します。

（経過措置）
２　削除
３　削除
４　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成30年４月24日西企営第11号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成30年５月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
第３条　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第９条中「平成30年４月30日」を「平成30年９月30日」に、「平成30年７月31日」を「平成30年12月31日」に改めます。

附　則（平成30年４月24日西企営第12号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成30年５月１日から実施します。
（経過措置）
２　削除
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成30年４月24日西企営第13号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成30年５月14日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている映像信号復号化装置に関する料金その他の提供条件については、なお従前の通りとします。
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成30年５月28日西企営第32号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成30年６月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　当社は、平成30年６月１日から平成30年９月30日までの間にメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時に メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s又は１Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。） があった場合、平成30年12月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る契約料、基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）、屋内配線工事費及び料金表第２表第２の１(6)ウについては適用しません。
４　当社は、前項の適用を受けたメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、再びメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの

又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s又は１Gb/sに係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、前項の規定を適用しません。

附　則（平成30年５月28日西企営第33号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成30年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

附　則（平成30年６月28日西企営第49号）

この改正規定は、平成30年７月２日から実施します。

附　則（平成30年８月29日西企営第94号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成30年９月３日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　当社は、メニュー５－３に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s又は１Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者とその申出のあったメニュー５－３に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があった場合、その契約者回線の設置に係る契約料、基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。)、屋内配線工事費及び料金表第２表第２の１⑥ウについては適用しません。

４　当社は、前項の適用を受けたメニュー５－３に係るＩＰ通信網契約者から、再びメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s又は１Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、前項の規定を適用しません。

附　則（平成30年９月26日西企営第111号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成30年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　当社は、平成30年10月１日から平成31年１月31日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３のもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成31年４月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る契約料、基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機

等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）及び料金表第２表第２の１⑹ウについて、料金表第１表第２類の２及び料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

４　当社は、１の総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約ごとに、１のメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３のもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約に対して、この附則第３項を適用します。

５　当社は、この附則第３項の適用を受けているＩＰ通信網契約について、現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、この附則第３項の適用前の料金表第１表第２類の２及び料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

６　当社は、平成30年10月１日から平成31年１月31日までの間にメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３のもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成31年４月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る契約料、基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）及び料金表第２表第２の１⑹ウについて、料金表第１表第２類の２及び料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

７　当社は、１のメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約ごとに、１のメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３のもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約に対して、この附則第６項を適用します。

８　当社は、この附則第６項の適用を受けているＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合は、この附則第６項の適用前の料金表第１表第２類の２及び料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（その他）

９　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第９条中　「平成30年９月30日」を「平成31年１月31日」に、「平成30年12月31日」を「平成31年４月30日」に改めます。

附　則（平成30年９月26日西企営第112号）

（実施期日）

この改正規定は、平成30年10月１日より実施します。

附　則（平成30年11月26日西企営第137号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成30年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

附　則（平成30年12月10日西企営第142号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成30年12月20日から実施します。

（経過措置）

２　当社は、次表における左欄に規定する細目に係る音声利用ＩＰ通信網契約者から、その第２種契約の解除の通知と同時に同表の右欄に規定する品目又は細目に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、契約料、基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び料金表第２表第２の１⑹ウについては適用しません。

音声利用ＩＰ通信網サービスの第２種サービスのプラン２のタイプ３に係る第２種契約	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３

附　則（平成31年１月29日西企営第159号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成31年２月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー５－１の100Mb/sのプラン４及び１Gb/sのプラン１、メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２、メニュー７－１並びに回線終端装置設定情報一元登録サービスを終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している又は申込みがなされている長期継続利用申出に係る利用料金の適用（ケ～ソ欄に規定していたものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、附則別表１に定めるところによります。

（その他）

５　西企営第195号（平成24年３月30日）の附則第４項を「４　削除」に改めます。

６　西企営第133号（平成24年11月30日）の附則第２条を「第２条　削除」に改めます。

７　西企営第９号（平成26年４月15日）の附則第３項を「３　削除」に改めます。

８　西企営第162号（平成29年１月30日）の附則第２項を「２　削除」に改めます。

９　西企営第38号（平成29年６月27日）の附則第３項を「３　削除」に改めます。

10　西企営第12号（平成30年４月24日）の附則第２項を「２　削除」に改めます。

附　則（平成31年１月31日西企営第163号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成31年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　当社は、平成31年２月１日から令和２年３月31日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３のもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/s のものに係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があっ

た総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和２年６月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

４　当社は、１の総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約ごとに、１のメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３のもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s 若しくは１Gb/s のものに係るＩＰ通信網契約に対して、この附則第３項を適用します。

５　当社は、この附則第３項の適用を受けているＩＰ通信網契約について、現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、この附則第３項の適用前の料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

６　当社は、平成31年２月１日から令和２年３月31日までの間にメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知 （当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３のもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和２年６月30日 までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

７　当社は、１のメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約ごとに、１のメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３のもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約に対して、この附則第６項を適用します。

８　当社は、この附則第６項の適用を受けているＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１又はメニュー４ に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合は、この附則第６項の適用前の料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（その他）

９　西企営第152号（平成24年１月31日）の附則第９条中「平成31年１月31日」を「平成31年５月31日」に、「平成31年４月30日」を「平成31年８月31日」に改めます。

附　則（平成31年３月28日西企営第197号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成31年４月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているセキュリティファイル供給先追加機能（ＩＰｖ６通信機能を提供されている契約者回線等に係るものに限ります。）を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）
４　西企営第33号（平成30年５月28日）の附則第３項を「３　削除」に改めます。

附　則（令和元年５月７日西企営第18号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和元年５月８日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　西企営第24号（平成23年５月20日）の附則第２項の規定にかかわらず、ルータ機能付回線接続装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のＩ型の取扱いについては、次のとおりとします。
⑴　ＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のＩ型に係る端末設備の廃止の通知と同時に、ルータ機能付回線接続装置のＩ型の提供の請求があった場合 、ルータ機能付回線接続装置のＩ型を提供します。
⑵　別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるＩＰ通信網サービスに係る契約者から品目の変更の請求（メニュー５―１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３への変更に限ります。なお、その場合、当社が別に定める規約の解除があったものとみなします。）と同時に、ルータ機能付回線接続装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のＩ型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付回線接続装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のＩ型を提供します。
⑶　音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種サービス（別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）又は第２種サービス（プラン２のタイプ２のメニュー１に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているもの又は別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）に係る契約者から第2種契約の解除の通知と同時に、メニュー５―１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のものに係るＩＰ通信網サービスの申込み及びルータ機能付回線接続装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のＩ型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付回線接続装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のＩ型を提供します。

附　則（令和元年５月29日西企営第40号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和元年６月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　西企営第163号（平成31年１月31日）の附則第３項及び第６項中「平成31年５月31日」を「令和元年９月30日」に、「平成31年８月31日」を「令和元年12月31日」に改めます。

附　則（令和元年６月27日西企営第75号）

この改正規定は、令和元年6月28日から実施します。

附　則（令和元年６月26日西企営第64号）

この改正規定は、令和元年７月１日から実施します。

附　則（令和元年６月27日西企営第73号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和元年７月１日から実施します。

（経過措置）
２　ルータ機能付回線接続装置のＩ型及び無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のＩ型については、西企営第24号（平成23年５月20日）の附則第２項の規定にかかわらず、改正後の第22条の３（ＩＰ通信網サービスの事業者変更）の規定を適用します。
（実施期日）
１　この改正規定は、令和元年９月１日から実施します。
（サービスの終了）
２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー５－３を終了することとします。
（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
４　西企営第139号（平成29年12月12日）の附則第３項を「３　削除」に改めます。

附　則（令和元年７月22日西企営第86号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、令和元年10月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
第３条　西企営第174号（平成25年２月28日）の附則第２条第１項に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
継続利用経過期間の起算日からその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るもの	430円 （税込価格 473円）
	メニュー５－２のプラン・ミニに係るもの	390円 （税込価格 429円）
	メニュー５－２のプラン１に係るもの	310円 （税込価格 341円）
	メニュー５－２のプラン２に係るもの	260円 （税込価格 286円）
備考　その品目又は細目の変更前のＩＰ通信網サービスに係る継続利用経過期間が24ヶ月を超えている場合は、当社はそのＩＰ通信網契約者から旧長期継続利用の申出があったものとして取り扱います。		

２　同条第６項に規定する表を次表に改めます。

区　　別	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が１年未満である場合
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/s	10,000円	5,000円

のプラン３に係るもの	（税込価格 11,000円）	（税込価格 5,500円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/sに係るもの	7,000円 （税込価格 7,700円）	3,500円 （税込価格 3,850円）

第４条　西企営第17号（平成25年４月30日）の附則第２条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,590円 （税込価格 1,749円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,188円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 847円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 737円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,690円 （税込価格 1,859円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 （税込価格 1,298円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円 （税込価格 902円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円 （税込価格 792円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,969円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 （税込価格 1,408円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円 （税込価格 957円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円 （税込価格 847円）

第５条　西企営第61号（平成25年７月31日）の附則第４条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,590円 （税込価格 1,749円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,690円 （税込価格 1,859円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,969円）

第６条　西企営第163号（平成26年１月31日）の附則第３条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,590円 （税込価格 1,749円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,690円 （税込価格 1,859円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,969円）

第７条　西企営第163号（平成26年１月31日）の附則第５条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,188円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 847円）

料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 737円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 （税込価格 1,298円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円 （税込価格 902円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円 （税込価格 792円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 （税込価格 1,408円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円 （税込価格 957円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円 （税込価格 847円）

第８条　西企営第163号（平成26年１月31日）の附則第６条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,970円 （税込価格 2,167円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	1,170円 （税込価格 1,287円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 737円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	980円 （税込価格 1,078円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	720円 （税込価格 792円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	620円 （税込価格 682円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,188円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 847円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 737円）
Ｄ　Ｃ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してそ	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 （税込価格 1,298円）

の日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン１のもの	820円 （税込価格 902円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円 （税込価格 792円）
Ｅ　Ｄ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 （税込価格 1,408円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円 （税込価格 957円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円 （税込価格 847円）

第９条　西企営第195号（平成26年３月31日）の附則第３条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,590円 （税込価格 1,749円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,690円 （税込価格 1,859円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,969円）

第10条　西企営第195号（平成26年３月31日）の附則第５条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,188円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 847円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 737円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してそ	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 （税込価格 1,298円）

の日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン１のもの	820円 （税込価格 902円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円 （税込価格 792円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 （税込価格 1,408円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円 （税込価格 957円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円 （税込価格 847円）

第11条　西企営第195号（平成26年３月31日）の附則第６条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,970円 （税込価格 2,167円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	1,170円 （税込価格 1,287円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 737円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	980円 （税込価格 1,078円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	720円 （税込価格 792円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	620円 （税込価格 682円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,188円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 847円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 737円）
Ｄ　Ｃ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 （税込価格 1,298円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円 （税込価格 902円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円 （税込価格 792円）

Ｅ　Ｄ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 （税込価格 1,408円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円 （税込価格 957円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円 （税込価格 847円）

第12条　西企営第25号（平成26年５月30日）の附則第３条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,590円 （税込価格 1,749円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,690円 （税込価格 1,859円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,969円）

第13条　西企営第25号（平成26年５月30日）の附則第５条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,188円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 847円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 737円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 （税込価格 1,298円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円 （税込価格 902円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円 （税込価格 792円）

Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 （税込価格 1,408円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円 （税込価格 957円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円 （税込価格 847円）

第14条　西企営第25号（平成26年６月30日）の附則第６条第４項に規定する表を次表に改めます。

区　　別	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が１年未満である場合
メニュー４の利用回線型サービス	7,000円 （税込価格 7,700円）	3,500円 （税込価格 3,850円）
メニュー４の契約者回線型サービス	10,000円 （税込価格 11,000円）	5,000円 （税込価格 5,500円）

第15条　西企営第128号（平成27年１月28日）の附則第２条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,950円 （税込価格 2,145円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	1,150円 （税込価格 1,265円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	650円 （税込価格 715円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	980円 （税込価格 1,078円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	720円 （税込価格 792円）
	メニュー５－２のプラ0ン２のもの	620円 （税込価格 682円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,188円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 847円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 737円）

Ｄ　Ｃ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 （税込価格 1,298円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円 （税込価格 902円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円 （税込価格 792円）
Ｅ　Ｄ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 （税込価格 1,408円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円 （税込価格 957円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円 （税込価格 847円）

第16条　西企営第13号（平成27年４月28日）の附則第２条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,590円 （税込価格 1,749円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,690円 （税込価格 1,859円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,969円）

第17条　西企営第13号（平成27年４月28日）の附則第３条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,188円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 847円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 737円）

Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 （税込価格 1,298円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円 （税込価格 902円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円 （税込価格 792円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 （税込価格 1,408円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円 （税込価格 957円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円 （税込価格 847円）

第18条　西企営第13号（平成27年４月28日）の附則第４条中「900円(税込価格 972円)」を「900円(税込価格 990円)」に改めます。

附　則（令和元年９月26日西企営第124号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和元年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　西企営第163号（平成31年１月31日）の附則第３項及び第６項中「令和元年９月30日」を「令和２年３月31日」に、「令和元年12月31日」を「令和２年６月30日」に改めます。

附　則（令和２年３月23日西企営第210号）

この改正規定は、令和２年４月１日から実施します。

附　則（令和２年３月23日西企営第218号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、令和２年４月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第３条　当社は、令和２年４月１日から令和５年１月31日までの間にメニュー５－１の10Gb/sのもの（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者から、申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの継続利用（以下第２項から第４項において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下第２項から第４項において「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限ります。）について、月額1,100円(税込価格 1,210円)を減額して適用します。

　ただし、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。

２　長期継続利用期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断があった期間を含むものとします。

３　当社は、その長期継続利用期間が満了する日までの間にＩＰ通信網契約者から長期

継続利用の廃止の申出が無かった場合は、その満了する日の翌日からの長期継続利用の申出があったものとします。

４　ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、4,000円(税込価格 4,400円)を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月又はその翌料金月において長期継続利用の廃止があった場合、移転若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合、当社が別に定める電気通信サービスの利用の開始の申込み若しくは解除に伴い長期継続利用の廃止があった場合及び当社が別に定める場合はこの限りでありません。

第４条　当社は、令和２年４月１日からから令和３年５月10日までの間にメニュー５－１の10Gb/sに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３のもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網契約者と解除の通知があったメニュー５－１の10Gb/sに係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合又はメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３のもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/sに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１の10Gb/sに係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網契約者と解除の通知があったメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３のもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/sに係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和３年８月10日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、契約料については適用しません。

２　前項において、メニュー ５－１の10Gb/sに係る契約者回線の終端の場所とメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３のもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/sのものに係る契約者回線の終端の場所が異なる場合は、その契約者回線の設置に係る回線終端装置工事費（屋内配線設備の部分に係るものに限ります。）については適用しません。

３　当社は、令和２年４月１日からから令和３年５月10日までの間にメニュー５－１の10Gb/sに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にその解除の通知があったＩＰ通信網契約に係る契約者回線の終端の場所と異なる契約者回線の終端の場所におけるメニュー５－１の10Gb/sに係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網契約者と解除の通知があったメニュー５－１の10Gb/sに係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和３年８月10日までに 当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る契約料及び回線終端装置工事費（屋内配線設備の部分に係るものに限ります。）については適用しません。

４　当社は、令和２年４月１日から令和３年５月10日までの間にメニュー５－１の10Gb/sに係るＩＰ通信網契約者から、当社が別に定める電気通信サービスの利用の開始若しくは解除があった場合であって、令和３年８月10日までに 当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る契約料、基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）及び料金表第２表第２の１(６)ウについて、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

５　当社は、１のメニュー５－１の10Gb/sに係るＩＰ通信網サービス契約ごとに、１のメニュー５－１の100Mb/sのプラン５ 、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３若しくは10Gb/sのもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３ 、200Mb/s若しく

は１Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約に対して、この附則第１項、第２項及び第３項を適用します。

６　当社は、この附則第１項、第２項及び第３項の適用を受けているＩＰ通信網契約について、現に利用しているＩＰ通信網サービス契約の解除の通知を取消した場合は、この附則第１項、第２項及び第３項の適用前の料金表第１表第２類の２及び料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

第５条　当社は、令和２年４月１日から令和５年３月31日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３若しくは10Gb/sのもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/s のものに係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和５年６月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

２　当社は、１の総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約ごとに、１のメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３若しくは10Gb/sのもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s 若しくは１Gb/s のものに係るＩＰ通信網契約に対して、この附則第１項を適用します。

３　当社は、この附則第３項の適用を受けているＩＰ通信網契約について、現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、この附則第１項の適用前の料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

４　当社は、令和２年４月１日から令和５年３月31日までの間にメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３若しくは10Gb/sのもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和５年６月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

５　当社は、１のメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約ごとに、１のメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３若しくは10Gb/sのもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約に対して、この附則第４項を適用します。

６　当社は、この附則第６項の適用を受けているＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１又はメニュー４　に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合は、この附則第４項の適用前の料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

第６条　削除

附　則（令和２年４月８日西企営第３号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、令和２年４月９日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第３条　削除

附　則（令和２年４月14日西企営第11号）

この改正規定は、令和２年４月14日から実施します。

附　則（令和２年７月31日西企営第62号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和２年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表における左欄に規定する端末設備を提供されているＩＰ通信網契約者又は音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第２種契約者から、同表の右欄に規定する端末設備の提供の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、西企営第24号（平成23年５月20日）の附則第２項及び音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に係る端末設備貸出サービスに係る利用規約の西企営第18号（令和元年５月７日）の附則第３項の規定にかかわらず、その端末設備の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費（回線終端装置の部分に係るものに限ります。）及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については適用しません。

<table>
<tr><td>ルータ機能付回線接続装置のⅠ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のⅠ型</td><td rowspan="2">ルータ機能付回線接続装置のⅡ型若しくはⅢ型若しくは無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のⅡ型若しくはⅢ型又は音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に係る端末設備貸出サービスに係る利用規約に定めるルータ機能付ＩＰ電話対応装置のⅡ型若しくはⅢ型若しくは無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のⅡ型若しくはⅢ型</td></tr>
<tr><td>音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に係る端末設備貸出サービスに係る利用規約に定めるルータ機能付ＩＰ電話対応装置のⅠ型（プラン１に係るものに限ります。）又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置の基本装置のⅠ－１型（プラン１に係るものに限ります。）若しくはⅠ－２型</td></tr>
</table>

附　則（令和２年９月29日西企営第99号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、令和２年10月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第３条　削除

附　則（令和２年９月29日西企営第101号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和２年10月１日から実施します。
（サービスの終了）
２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置のＩ型のものを終了することとします。
（経過措置）
３　削除
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
５　西企営第183号（平成26年３月18日）の附則第２項を「２　削除」に改めます。

附　則（令和２年10月２日西企営第108号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和２年10月５日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

設定代行機能	設定代行機能のプラン１

附　則（令和２年12月22日西企営第151号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、令和３年１月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
第３条　西企営第218号（令和２年３月23日）の附則第４条中「令和２年12月31日」を「令和３年５月10日」に、「令和３年３月31日」を「令和３年８月10日」に改めます。

附　則（令和３年１月28日西企営第169号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、令和３年１月29日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
第３条　削除

附　則（令和３年３月25日西企営第210号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和３年３月26日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和３年３月29日西企営第216号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和３年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）

３　西企営第218号（令和２年３月23日）の附則第３条第１項中「令和３年３月31日」を「令和３年９月30日」に改めます。
４　西企営第218号（令和２年３月23日）の第５条第１項及び第４項中「令和３年３月31日」を「令和４年３月31日」に、「令和３年６月30日」を「令和４年６月30日」に改めます。
５　西企営第99号（令和２年９月29日）の附則第３条第１項中「令和３年３月31日」を「令和３年９月30日」に、「令和３年７月１日」を「令和４年１月１日」に改めます。

附　則（令和３年５月10日西企営第21号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、令和３年５月11日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第３条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５－４に係るＩＰｖ６通信相手先拡張機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

ただし、メニュー５－１の１Gb/sのプラン３のもの及び10Gb/sのもの並びにメニュー５－２の１Gb/sのものに係るものについては、この機能を利用する契約者回線に係るＩＰ通信網契約を解除する場合に限り、廃止することができるものとします。

２　当社は、改正前の規定により提供しているメニュー５－１の１Gb/sのプラン３のもの及び10Gb/sのもの並びにメニュー５－２の１Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約（ＩＰｖ６通信相手先拡張機能を利用しているもの（メニュー５－４に係るものを除きます。）に限ります。）については、改正後の料金表第１表第１類第１の１(適用)の⑵欄のオの(ウ)、(エ)のＢ及び(オ)の表の備考の規定を適用し、ＩＰｖ６通信相手先拡張機能を廃止します。

３　当社は、改正前の規定により提供しているメニュー５に係るＩＰ通信網契約（ＩＰｖ６通信相手先拡張機能を利用しているもの（メニュー５－４に係るものに限ります。）に限ります。）については、メニュー５－１の１Gb/sのプラン３のもの及び10Gb/sのもの並びにメニュー５－２の１Gb/sのものへの品目又は細目の変更の請求があった場合であっても、改正後の料金表第１表第１類第１の１(適用)の⑵欄のオの(ウ)、(エ)のＢ及び(オ)の表の備考の規定は適用しません。

４　当社は、改正前の規定により提供しているメニュー５－１の１Gb/sのプラン３のもの及び10Gb/sのもの並びにメニュー５－２の１Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約（ＩＰｖ６通信相手先拡張機能を利用していないものに限ります。）については、移転の請求又はＩＰｖ６通信相手先拡張機能に相当する機能の利用の申出があった場合は、改正後の料金表第１表第１類第１の１(適用)の⑵欄のオの(ウ)、(エ)のＢ及び(オ)の表の備考の規定を適用します。

５　当社は、改正前の規定により提供しているメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２、１Gb/sのプラン３及び10Gb/sのもの並びにメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２及び１Gb/sのものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（ＩＰｖ６通信相手先拡張機能を利用していないものに限ります。）については、移転の請求があった場合であって、ＩＰ通信網契約者から特段の申出がないときには、ＩＰ通信網契約者からＩＰｖ６通信相手先拡張機能の提供の請求があったものとみなして取り扱います。

附　則（令和３年６月29日西企営第75号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、令和３年７月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービ

スの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
第３条　削除
附　則（令和３年９月29日西企営第138号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和３年10月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　西企営第218号（令和２年３月23日）の附則第３条第１項中「令和３年９月30日」を「令和４年１月31日」に改めます。
４　西企営第99号（令和２年９月29日）の附則第３条第１項中「令和３年９月30日」を「令和４年１月31日」に、「令和４年１月１日」を「令和４年５月１日」に改めます。
附　則（令和４年３月29日西企営第240号）
この改正規定は、令和４年４月１日から実施します。
附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和４年６月10日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　西企営第218号（令和２年３月23日）の附則第３条第１項中「令和４年１月31日」を「令和４年７月31日」に改めます。
４　西企営第218号（令和２年３月23日）の附則第５条第１項及び第４項中「令和４年３月31日」を「令和５年３月31日」に、「令和４年６月30日」を「令和５年６月30日」に改めます。
５　西企営第99号（令和２年９月29日）の附則第３条第１項中「令和４年１月31日」を「令和４年３月31日」に、「令和４年５月１日」を「令和４年７月１日」に改めます。
附　則（令和４年６月20日西企営第33号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和４年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　西企営第218号（令和２年３月23日）の附則第３条第１項中「令和４年１月31日」を「令和４年７月31日」に改めます。
４　西企営第218号（令和２年３月23日）の附則第５条第１項及び第４項中「令和４年３月31日」を「令和５年３月31日」に、「令和４年６月30日」を「令和５年６月30日」に改めます。
５　西企営第99号（令和２年９月29日）の附則第３条第１項中「令和４年１月31日」を「令和４年３月31日」に、「令和４年５月１日」を「令和４年７月１日」に改めます。
附　則（令和４年６月30日西企営第51号）
（実施期日）
第１条　この改正規定は、令和４年７月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

２　令和４年６月末日までに当社がその提供を開始した契約について、ＩＰ通信網契約者が料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について令和４年７月31日までに支払っていただいた場合は、その延滞利息について、第45条（延滞利息）に規定する額に代えて、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を適用します。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

（その他）

第３条　西企営第218号（令和２年３月23日）の附則第３条第１項について、次のただし書きを加えます。

「ただし、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。」

２　西企営第218号（令和２年３月23日）の附則第３条第４項について、「ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、4,000円(税込価格 4,400円)を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月又はその翌料金月において長期継続利用の廃止があった場合、移転若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合、当社が別に定める電気通信サービスの利用の開始の申込み若しくは解除に伴い長期継続利用の廃止があった場合及び当社が別に定める場合はこの限りでありません。」に改めます。

第４条　西企営第99号（令和２年９月29日）の附則第３条第１項について、次のなお書きを加えます。

「なお、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。」

第５条　削除

附　則（令和４年７月29日西企営第61号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和４年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　西企営第218号（令和２年３月23日）の附則第３条第１項中「令和４年７月31日」を「令和５年１月31日」に改めます。

附　則（令和４年８月５日西企営第65号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和４年８月９日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社とメニュー７－６の契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、当社とフレッツ・ＳＤｘ利用規約に規定するプラン１に係る契約を締結したものとみなします。

　また、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社とメニュー７－６に関する別段の合意がある場合においても、この改正規定実施の日において、フレッツ・ＳＤｘ利用規約の別段の合意と読み替えて提供します。

附　則（令和４年８月29日西企営第73号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、令和４年９月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第３条　当社は、令和４年９月１日から令和５年１月31日までの間にメニュー５－２の10Gb/sのもの（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者から、申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの継続利用（以下第２項から第４項において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下第２項から第４項において「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限ります。）について、月額1,100円(税込価格 1,210円)を減額して適用します。

ただし、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。

２　長期継続利用期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断があった期間を含むものとします。

３　当社は、その長期継続利用期間が満了する日までの間にＩＰ通信網契約者から長期継続利用の廃止の申出が無かった場合は、その満了する日の翌日からの長期継続利用の申出があったものとします。

４　ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、4,000円(税込価格 4,400円)を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月又はその翌料金月において長期継続利用の廃止があった場合、移転若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合、当社が別に定める電気通信サービスの利用の開始の申込み若しくは解除に伴い長期継続利用の廃止があった場合及び当社が別に定める場合はこの限りでありません。

第４条　当社は、令和４年９月１日から令和７年３月31日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３若しくは10Gb/sのもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和７年６月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

２　当社は、１の総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約ごとに、１のメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３若しくは10Gb/sのもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s 若しくは１Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約に対して、この附則第１項を適用します。

３　当社は、この附則第１項の適用を受けているＩＰ通信網契約について、現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、この附則第１項の適用前の料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
４　当社は、令和４年９月１日から令和７年３月31日までの間にメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知 （当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３若しくは10Gb/sのもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和７年６月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。
５　当社は、１のメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約ごとに、１のメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３若しくは10Gb/sのもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３、200Mb/s若しくは１Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約に対して、この附則第４項を適用します。
６　当社は、この附則第４項の適用を受けているＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１又はメニュー４ に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合は、この附則第４項の適用前の料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
７　この附則第４条第１項及び第４項に定める場合において、ＩＰ通信網契約者から料金表第２表第２⑹に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はＩＰ通信網契約者に負担していただきます。
第５条　削除

附　則（令和４年９月29日西企営第87号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和４年10月１日から実施します。
（サービスの終了）
２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している携帯式無線ＬＡＮルータ装置のⅡ型のものを終了することとします。
（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他責務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
４　西企営第101号（令和２年９月29日）の附則第３項を「３　削除」に改めます。

附　則（令和５年１月27日西企営第130号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、令和５年２月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）

第３条　当社は、令和５年２月１日から令和６年10月31日までの間にメニュー５－１の10G b/s又はメニュー５－２の10Gb/sに係るＩＰ通信網契約者（光コラボレーションモデルに関する契約に係るＩＰ通信網契約者を除きます。）から、申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの継続利用（以下第２項から第４項において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下第２項から第４項において「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１　に規定する基本料の部分に限ります。）について、月額1,100円(税込価格　1,210円)を減額して適用します。

ただし、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。

２　長期継続利用期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断があった期間を含むものとします。

３　当社は、その長期継続利用期間が満了する日までの間にＩＰ通信網契約者から長期継続利用の廃止の申出が無かった場合は、その満了する日の翌日からの長期継続利用の申出があったものとします。

４　ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、4,000円(税込価格　4,400円)を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月の初日から、その満了する日を含む料金月の翌々料金月の末日までの間において長期継続利用の廃止があった場合、移転若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合、当社が別に定める電気通信サービスの利用の開始の申込み若しくは解除に伴い長期継続利用の廃止があった場合及び当社が別に定める場合はこの限りでありません。

第４条　削除

第５条　当社は、令和５年２月１日から令和７年３月31日までの間にメニュー５－１のプラン５－２又はメニュー５－２のカテゴリー３－２に係るＩＰ通信網契約者から、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３若しくは10Gb/sのもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s、１Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約への品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和７年６月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）　については適用しません。ただし、そのＩＰ通信網契約への品目又は細目の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りでありません。

２　当社は、１のメニュー５－１のプラン５－２の契約又はメニュー５－２のカテゴリー３－２の契約ごとに、１のメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３若しくは10Gb/sのもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約に対して、この附則第５条第１項を適用します。

３　この附則第５条第１項に定める場合において、ＩＰ通信網契約者から料金表第２表第２⑹に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はＩＰ通信網契約者に負担していただきます。

附　則（令和５年１月27日西企営第132号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和５年２月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定によりメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内で提供しているメニュー４を終了することとします。

ただし、そのメニュー４に係る利用回線又は契約者回線の終端の場所が令和４年２月１日から令和５年１月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域となったものについては、令和７年１月31日にサービスを終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他責務については、なお従前のとおりとします。

４　削除

（その他）

５　西企営第56号（平成28年６月28日）の附則第３項を「３　削除」に改めます。

附　則（令和５年３月13日西企営第153号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、令和５年３月13日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー５―１のタイプ１のものに係るＩＰ通信網契約	メニュー５―１のタイプ１－１のものに係るＩＰ通信網契約
メニュー５―２のタイプ１のものに係るＩＰ通信網契約	メニュー５―２のタイプ１－１のものに係るＩＰ通信網契約
メニュー５―４のタイプ１のものに係るＩＰ通信網契約	メニュー５―４のタイプ１－１のものに係るＩＰ通信網契約

附　則（令和５年３月30日西企営172号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和５年３月31日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和５年３月28日西企営第165号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、令和５年４月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第３条　西企営第73号（令和４年８月29日）の附則第４条第１項及び第４項中「令和５年３月31日」を「令和６年３月31日」に、「令和５年６月30日」を「令和６年６月30日」に改めます。

附　則（令和５年３月31日西企営第178号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和５年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和５年５月29日企営第155500000037号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和５年５月31日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和５年５月29日企営第155500000036号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、令和５年６月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
第３条　西企営第130号（令和５年１月27日）の附則第３条第１項中「令和５年５月31日」を「令和５年９月30日」に改めます。

附　則（令和５年７月27日企営第155500000086号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年８月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前に、メニュー４に係るＩＰ通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態（ＤＳＬ方式に起因する事象であって、契約者回線等の終端に接続される変復調装置（以下「ＤＳＬモデム」といいます。）とそのＤＳＬモデムと対向して収容ＩＰ通信網サービス取扱所に設置される変復調装置との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下同じとします。）となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、そのＩＰ通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、ＩＰ通信網契約者からその旨の申出があり、そのＩＰ通信網契約の解除が行われたときは、リンク未確立状態の期間に係る利用料金、契約料及び工事費は適用しません。
（サービスの終了）
４　当社は、この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供しているメニュー４について、そのメニュー４に係る利用回線又は契約者回線の終端の場所が令和４年２月１日から令和５年１月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域となったものを除き、令和８年１月31日にサービスを終了することとします。
（その他）
５　西企営第132号（令和５年１月27日）の附則第４項を「４　削除」に改めます。

附　則（令和５年７月30日企営第155500000089号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年８月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　西企営第18号（令和元年５月７日）の附則第３項を次のとおり改めます　。
　西企営第24号（平成23年５月20日）の附則第２項の規定にかかわらず、ルータ機能付回線接続装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のＩ型の取扱いについては、次のとおりとします。
⑴　ＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のＩ型に係る端末設備の廃止の通知と同時に、ルータ機能付回線接続装置のＩ型の提供の請求があった場合、ルータ機能付回線接続装置のＩ型を提供します。
⑵　別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるＩＰ通信網サービ

スに係る契約者から品目の変更の請求（メニュー５―１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３への変更に限ります。なお、その場合、当社が別に定める規約の解除があったものとみなします。）と同時に、ルータ機能付回線接続装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のＩ型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付回線接続装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のＩ型を提供します。

⑶　音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款 における第２種サービス（プラン２のタイプ２のメニュー１に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているものに限ります。）に係る契約者から第２種契約の解除の通知と同時に、メニュー５―１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のものに係るＩＰ通信網サービスの申込み及びルータ機能付回線接続装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のＩ型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付回線接続装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のＩ型を提供します。

４　削除

５　削除

附　則（令和５年９月25日企営第155500000135号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、令和５年10月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第３条　西企営第130号（令和５年１月27日）の附則第３条第１項中「令和５年９月30日」を「令和６年１月31日」に改めます。

附　則（令和５年９月28日企営第155500000145号）

この改正規定は、令和５年10月１日から実施します。

附　則（令和５年11月28日企営第155500000186号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和５年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　西企営第178号（令和５年３月31日）の附則第３項を次のとおり改めます。

この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２及びメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものに関する料金その他の提供条件は、次に規定するもののほか、なお従前のとおりとします。

ただし、⑶に規定する長期継続利用の申出及び⑷に規定する複数回線同時利用の申出を行うことはできません。

附　則（令和５年11月30日企営第155500000189号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和５年12月１日から実施します。

ただし、改正後の請求書等の発行に関する料金の額については、令和５年12月20日以後を支払期日とする請求から適用します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　西企営第178号（令和５年３月31日）の附則第３項に次の規定を加えます。

工事費

メニュー５に関するものに係る工事費の取扱いに準じます。

附　則（令和５年12月26日企営第155500000213号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和６年１月２日から実施します。

（優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の終了）

２　前項の規定にかかわらず、当社は電話サービス契約約款及び総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いの終了に伴い、改正前の規定により適用している優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引が適用されているメニュー１及びメニュー４に係る利用料金については、附則第２項に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の終了後、当分の間、次に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引に相当する割引を適用します。

⑴　適用

この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約について、次の場合は、この割引の適用を廃止します。この場合において、契約の解除等があった日を含む料金月の末日までこの割引を適用します。

ア　ＩＰ通信網契約の解除があったとき。

イ　メニュー４の契約者回線型サービスのものについて、電話サービス契約約款に規定する加入電話契約と同一の契約者及び同一の請求書により料金の請求を行うものでなくなったとき。

ウ　料金表第１表第１類第１の１（適用）⒀に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるとき。

⑵　割引額

１契約者回線又は１利用回線ごとに月額

割引対象メニュー	割　引　額
メニュー１	料金表第１表第１類第１の２（料金額）２－１―１に規定する利用料金の額に0.1を乗じて得た額
メニュー４	同表第１類第１の２（料金額）２－４－１に規定する利用料の額に0.1を乗じて得た額

（注１）割引の対象となる利用料金について、料金表通則に規定する料金の計算方法等及び端数処理の適用を受ける場合は、その適用を受けた後の額とします。

（注２）当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

附　則（令和５年12月27日企営第155500000216号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和６年１月11日から実施します。

（経過措置）

２　令和６年１月11日から令和６年９月30日までの間にＩＰ通信網契約者（第１条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されているＩＰ通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る者を除きます。）から請求があり、令和６年12月31日までに当社がセキュリティ供給先追加機能の提供を開始した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含

む料金月の２か月後の料金月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和６年１月24日企営第155500000236号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、令和６年２月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第３条　西企営第130号（令和５年１月27日）の附則第３条第１項中「令和６年１月31日」を「令和６年５月31日」に改めます。

第４条　西企営第178号（令和５年３月31日）の附則第３項⑶の(ウ)の表中に「備考　令和６年２月１日以降の日に長期継続利用の廃止があった場合は、本欄に規定する支払いを要しません。」を追加します。

附　則（令和６年３月22日企営第155500000291号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和６年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　西企営第73号（令和４年８月29日）の附則第４条第１項中「令和６年３月31日」を「令和７年３月31日」に、「令和６年６月30日」を「令和７年６月30日」に改めます。

４　西企営第73号（令和４年８月29日）の附則第４条第４項中「令和６年３月31日」を「令和６年９月30日」に、「令和６年６月30日」を「令和６年12月31日」に改めます。

附　則（令和６年３月25日企営第155500000296号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和６年４月１日から実施します。

（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２及びメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２に係る情報量に応じた加算料の廃止）

２　西企営第178号（令和５年３月31日）の附則第３項の利用料⑵情報量に応じた加算料の表を削除し、「当社は、令和６年４月１日以降、情報量の測定を行わず、情報量に応じた加算料を適用しません。」に改めます。

３　西企営第178号（令和５年３月31日）の附則第３項の利用料⑶料金表第１表第１類１（適用）⑼アに規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用の(イ)の表を削除し、「メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２に係る附則第３項⑵に規定する額に代えて適用する額は、令和６年４月１日以降適用しません。」に改めます。

４　西企営第178号（令和５年３月31日）の附則第３項の利用料⑷料金表第１表第１類１（適用）(21)アに規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金のメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものに係る複数回線同時利用申出の場合の附則第３項⑵に規定する額に代えて適用する額の表を削除し、「料金表第１表第１類１（適用）(21)アに規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものに係る複数回線同時利用申出の場合の附則第３項⑵に規定する額に代えて適用する額は、令和６年４月１日以降適用しません。」に改めます。

（サービスの終了）

５　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュ

ー５－１の100Mb/sのプラン５－２及びメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものについては、令和７年３月31日に提供を終了することとします。

（契約に関する経過措置）

６　この附則第５項に規定するメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２及びメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものの提供終了の際現に、次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、令和７年４月１日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード１のものに係るＩＰ通信網サービス

７　この附則第６項の規定により移行したＩＰ通信網サービスは、それらのサービスを対象に協定事業者等が提供する電気通信サービスを、当分の間、利用できない場合があります。

（利用料金に関する経過措置）

８　この附則第６項の規定により移行したＩＰ通信網サービスにおける利用料金は、料金表第１表第１類の２（料金額）２－５の２－５－１⑴（基本料）の規定にかかわらず、次表に定める期間については、同表に定める料金額を適用します。

１契約者回線ごとに月額

移行後のＩＰ通信網サービス		基本料の適用期間及び料金額（月額）	
		この改正規定実施の日から令和７年６月30日までの間	令和７年７月１日から令和７年９月30日までの間
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１のものに係るＩＰ通信網サービス		3,600円 （税込価格 3,960円）	4,400円 （税込価格 4,840円）
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード１のものに係るＩＰ通信網サービス	プラン・ミニに係るもの	2,900円 （税込価格 3,190円）	3,600円 （税込価格 3,960円）
	プラン１に係るもの	2,700円 （税込価格 2,970円）	3,200円 （税込価格 3,520円）
	プラン２に係るもの	2,600円 （税込価格 2,860円）	2,900円 （税込価格 3,190円）

（経過措置期間における工事費の割引）

９　当社は、令和７年４月１日から令和７年９月30日までの間にこの附則第６項の規定により移行したＩＰ通信網サービスに係るＩＰ通信網契約者から、メニュー５－１の200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３、10Gb/sのもの又はメニュー５－２の200Mb/s、１Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和８年３月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費（配線

設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約への品目の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りでありません。

10　この附則第９項に定める場合において、ＩＰ通信網契約者から料金表第２表第２⑹に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はＩＰ通信網契約者に負担していただきます。

（サービスの自動移行）

11　この附則第６項の規定により次の表の左欄のサービスに移行したＩＰ通信網契約は、令和７年10月１日以降の当社が別に定める日において、同表の右欄のサービスを提供されているＩＰ通信網契約に移行したものとします。

メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－１の１Gb/sのプラン３のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード１のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－２の１Gb/sのものに係るＩＰ通信網サービス

（経過措置）

12　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和６年３月28日企営第155500000298号）

この改正規定は、令和６年４月１日から実施します。

附　則（令和６年３月28日企営第155500000301号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和６年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　削除

附　則（令和６年３月29日企営第155500000305号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和６年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（サービスの終了）

３　当社は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー１については、令和８年１月31日にサービスを終了することとします。

（その他）

４　西企営第137号（平成30年11月26日）の附則第３項を「３　削除」に改めます。

附　則（令和６年５月24日企営第155500000348号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、令和６年６月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第３条　西企営第130号（令和５年１月27日）の附則第３条第１項中「令和６年５月31日」を「令和６年９月30日」に改めます。

第４条　当社は、令和６年６月１日から令和７年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３のもの若しくはメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのもの又は第１条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されているＩＰ通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者から、メニュー５－１の10Gb/sのもの又はメニュー５－２の10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和７年12月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費については料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約への品目等の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りでありません。

２　この附則第４条第１項に定める場合において、ＩＰ通信網契約者から料金表第２表第２⑹に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はＩＰ通信網契約者に負担していただきます。

第５条　当社は、令和６年６月１日から令和７年９月30日までの間に音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種サービス若しくは第２種サービス（プラン２のタイプ２のメニュー１に係るものに限ります。）又は音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用ＩＰ通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第１種契約者又は第２種契約者から、その音声利用ＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１の10Gb/sのもの又はメニュー５－２の10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）と解除の通知があった音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種サービス若しくは第２種サービス（プラン２のタイプ２のメニュー１に係るものに限ります。）又は音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用ＩＰ通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）であって、令和７年12月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

２　当社は、１の音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種サービス若しくは第２種サービス（プラン２のタイプ２のメニュー１に係るものに限ります。）又は音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用ＩＰ通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）の契約ごとに、１のメニュー５－１の10Gb/sのもの又はメニュー５－２の10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約に対して、この附則第５条第１項を適用します。

３　この附則第５条第１項に定める場合において、ＩＰ通信網契約者から料金表第２表第２⑹に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はＩＰ通信網契約者に負担していただきます。

附　則（令和６年７月25日企営第155500000402号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和６年８月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のＩ型に係る機器利用料については、西企営第24号（平成23年５月20日）の附則第２項の規定にかかわらず、１装置ごとに月額750円（税込価格 825円）を適用します。

附　則（令和６年８月27日企営第155500000431号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和６年９月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　西企営第18号（令和元年５月７日）の附則第３項第３号を次のとおり改めます。
⑶　音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種サービス（別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）又は第２種サービス（プラン２のタイプ２のメニュー１に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているもの又は別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）に係る契約者からその契約の解除の通知と同時に、メニュー５―１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のものに係るＩＰ通信網サービスの申込み及びルータ機能付回線接続装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のＩ型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付回線接続装置のＩ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のＩ型を提供します。
４　企営第155500000089号（令和５年７月30日）の附則第４項を「４　削除」に、第５項を「５　削除」に改めます。

附　則（令和６年９月24日企営第155500000451号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、令和６年10月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
第３条　西企営第73号（令和４年８月29日）の附則第４条第４項中「令和６年９月30日」を「令和７年３月31日」に、「令和６年12月31日」を「令和７年６年30日」に改めます。
第４条　西企営第130号（令和５年１月27日）の附則第３条第１項中「令和６年９月30日」を「令和６年10月31日」に改めます。
第５条　企営第155500000348号（令和６年５月24日）の附則第４条第１項及び第５条第１項中「令和６年９月30日」を「令和７年３月31日」に、「令和６年12月31日」を「令和７年６年30日」に改めます。

附　則（令和６年10月25日企営第155500000469号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、令和６年11月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　当社は、令和６年11月１日から令和７年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２（カテゴリー３－１のものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込み（光コラボレーションモデルに関する契約に係るもの、事業者変更に係るもの及び料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）と同時に申出のあった日から起

算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの継続利用（以下この附則において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下この附則において「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限ります。）について、次表に規定する額を減額して適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により令和８年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

品目及び細目		利用料（基本料）の減額（月額）
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５―１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のもの		1,100円 （税込価格 1,210円）
メニュー５－２のもの	プラン・ミニのもの	550円 （税込価格 605円）
	プラン１のもの	450円 （税込価格 495円）
	プラン２のもの	350円 （税込価格 385円）

２　長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。

３　長期継続利用期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断があった期間を含むものとします。

４　ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、ＩＰ通信網サービスの移転、転用若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合は、この限りでありません。

品目及び細目	支払いを要する額
メニュー５－１のもの	4,000円(税込価格 4,400円)
メニュー５－２のもの	2,000円(税込価格 2,200円)

第３条　当社は、令和６年11月１日から令和７年９月30日までの間にメニュー５－１の10Gｂ/s又はメニュー５－２の10Gb/sに係るＩＰ通信網契約者（光コラボレーションモデルに関する契約に係るＩＰ通信網契約者並びに過去に附則別表１のケ及び当社が別に定めるものの適用を受けたＩＰ通信網契約に係るＩＰ通信網契約者を除きます。）から、申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの長期継続利用の申出があった場合（ＩＰ通信網契約の申込み（事業者変更に伴うものに限ります。）と同時の場合を除きます。）には、その長期継続利用期間におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限ります。）について、月額2,500円(税込価格 2,750円)を減額して適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により令和８年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

２　長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、

移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。

３　長期継続利用期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断があった期間を含むものとします。

４　当社は、その長期継続利用期間が満了する日までの間にＩＰ通信網契約者から長期継続利用の廃止の申出が無かった場合は、その満了する日の翌日からの長期継続利用の申出があったものとします。この場合、その申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限ります。）について、月額1,100円（税込価格 1,210円）を減額して適用します。

５　ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、3,800円（税込価格 4,180円）を当社が定める期日までに支払っていただきます。

　ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月の初日から、その満了する日を含む料金月の翌々料金月の末日までの間において長期継続利用の廃止があった場合、移転若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合、当社が別に定める電気通信サービスの利用の開始の申込み若しくは解除に伴い長期継続利用の廃止があった場合及び当社が別に定める場合は、この限りでありません。

第４条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けている契約者回線とみなして取り扱います。この場合において、同表の左欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用に係る長期継続利用期間の起算日及び満了日を、同表の右欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用に係る長期継続利用期間の起算日及び満了日とします。

料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄アからクに規定する長期利用申出に係る利用料金の適用 （フレッツ・あっと割引）	附則別表１のアからクに規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用 （フレッツ・あっと割引）
西企営第159号（平成31年１月29日）附則第４項に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用（旧料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄ケからソ） （光もっと²割）	附則別表１のケからソに規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用 （光もっと²割）
料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄タからナに規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用 （光はじめ割）	附則別表１のタからニに規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用 （光はじめ割）

２　前項に規定する取扱いに伴い、改正前の附則中の規定について改めます。

第５条　削除

第６条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第７条　西企営第159号（平成31年１月29日）の附則第４項中「なお従前のとおりとします。」を「附則別表１に定めるところによります。」に改めます。

第８条　次の附則の各条に定める内容を「削除」に改めます。

⑴　西企営第218号（令和２年３月23日）第６条

⑵　西企営第３号（令和２年４月８日）第３条

⑶　西企営第169号（令和３年１月28日）第３条
⑷　西企営第75号（令和３年６月29日）第３条
⑸　西企営第51号（令和４年６月30日）第５条
⑹　西企営第73号（令和４年８月29日）第５条
⑺　西企営第130号（令和５年１月27日）第４条

附　則（令和６年12月25日企営第155500000525号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和７年１月１日から実施します。

（サービス提供の終了）

２　当社は、当社が別に定める日において、メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１の契約者回線の態様による細目がグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスについて、その契約者回線の終端と同一の構内又は建物内が100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード１のもの、200Mb/sのもの又は１Gb/sのものに係るＩＰ通信網サービスの提供区域である場合であって、当社が別に定める建物等に該当するときは、そのメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスの提供を終了するものとします。この場合において、当社はそのＩＰ通信網契約者に事前に通知を行います。

（経過措置）

３　前項の規定において、100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスのＩＰ通信網契約者から、100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード１のもの、 200Mb/sのもの若しくは１Gb/sのものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合又は100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード２のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時に音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款におけるグレード１のものに係る第１種契約（その第１種契約者（その第１種契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその第１種契約者が指定する者とします。）と解除の通知があったメニュー５－２ の100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード２のものに係るＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）が同一の者である場合に限ります。）の申込み（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となるものに限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード１のもの、200Mb/sのもの若しくは１Gb/sのものに係るＩＰ通信網サービス又は音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款におけるグレード１のものに係る第１種サービスの提供開始日が当社が別に定める日以降となるときは、当社は100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスを、当社が別に定める日から起算して最大６か月の間提供します。この場合において、ＩＰ通信網契約者は、当社が提供を継続した期間について利用料金の支払いを要します。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和６年12月25日企営第155500000528号）

この改正規定は、令和７年１月１日から実施します。

附　則（令和７年１月29日企営第155500000558号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和７年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　企営第155500000402号（令和６年７月25日）の附則第１項を「この改正規定は、令和６年８月１日から実施します。」に改めます。

附　則（令和７年３月25日企営第155500000598号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和７年４月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２（フレッツ 光ライト ファミリータイプ）及びメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２（フレッツ 光ライト マンションタイプ）を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　改正前のこの約款の附則中、この附則第２項の規定により終了するサービス等に関する各規定を削除します。

附　則（令和７年３月25日企営第155500000599号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和７年４月１日から実施します。

（複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用の終了）

２　当社は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用している複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用（グループ割）を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　改正前のこの約款の附則中、この附則第２項の規定により終了する利用料金の適用に関する各規定を削除します。

附　則（令和７年３月27日企営第155500000604号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和７年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　企営第155500000301号（令和６年３月28日）の附則第２項を「２　削除」に改めます。

附　則（令和７年３月28日企営第155500000609号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、令和７年４月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第３条　当社は、令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３若しくは10Gb/sのもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーショ

ンモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和８年６月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

第４条　当社は、令和７年４月１日から令和７年９月30日までの間にメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s、１Gb/sのプラン２若しくはプラン３若しくは10Gb/s のもの又はメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１、200Mb/s若しくは１Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和７年12月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

（その他）

第５条　企営第155500000348号（令和６年５月24日）の附則第４条第１項及び第５条第１項中「令和７年３月31日」を「令和７年５月31日」に、「令和７年６月30日」を「令和７年８月31日」に改めます。

附　則（令和７年３月28日企営第155500000617号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和７年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している又は契約の申込者から申込みがあったメニュー７－５に係るＩＰ通信網契約の利用料については、料金表第１表第１類第１の２（料金額）２－７⑶の規定にかかわらず、次表に定める額を適用します。

月額

料　金　種　別	単　　位	料　　金　　額
利用料	１閉域グループ内回線ごとに	7,000円 （税込価格 7,700円）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和７年５月７日企営第155500000646号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、令和７年５月９日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（工事費の割引）

第３条　当社は、令和７年５月９日から令和７年９月30日までの間にメニュー５に係る

ＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合又はメニュー５に係るＩＰ通信網契約者から契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求又は品目若しくは細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、その契約者回線又は端末設備の設置、移転又は品目若しくは細目の変更に関する工事を令和７年５月９日から令和７年11月30日までの間の土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに１月２日、１月３日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行ってほしい旨の申出があり、当社がその申出を承諾した場合であって令和８年２月28日までに当社がその契約者回線又は端末設備の設置、移転又は品目若しくは細目の変更に関する工事を行ったときは、料金表第２表第２の１⑹のウに定める割増工事費については適用しません。

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定にある、企営第155500000296号（令和６年３月25日）の附則第10項並びに企営第155500000348号（令和６年５月24日）の附則第４条第２項及び第５条第３項の規定にかかわらず、前項の規定を適用します。

附　則（令和７年５月15日企営第155500000652号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、令和７年５月16日から実施します。

（その他）

第２条　企営第155500000646号（令和７年５月７日）の附則第３条中「令和７年６月30日」を「令和７年９月30日」に改めます。

附　則（令和７年５月29日企営第155500000660号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、令和７年６月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第３条　企営第155500000348号（令和６年５月24日）の附則第４条第１項、第５条第１項及び企営第155500000609号（令和７年３月28日）の附則第４条第１項中「令和７年５月31日」を「令和７年９月30日」に、「令和７年８月31日」を「令和７年12月31日」に改めます。

附　則（令和７年６月20日企営第155500000682号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和７年６月30日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和７年６月27日企営第155500000687号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、令和７年７月１日から実施します。

（その他）

第２条　企営第155500000646号（令和７年５月７日）の附則第３条中「令和７年６月30日」を「令和７年９月30日」に、「令和７年９月30日」を「令和７年11月30日」に、「令和７年11月30日」を「令和８年２月28日」にそれぞれ改めます。

附則別表１　新規申込を終了した長期継続利用申出に係る利用料金の適用

（フレッツ・あっと割引）

ア　当社は、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３又はメニュー５－２のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者からの、（ア）の左欄に規定する期間の継続利用（以下この表のアからクにおいて「長期継続利用」といいます。）の申出により、その期間におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限るものとします。）にあっては、次表の右欄に規定する額を減額して適用します。

（ア）２－５－１⑴に規定する基本料の部分の減額

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額（月額）
長期継続利用の申出のあった日（ＩＰ通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日）から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３に係るもの	430円 （税込価格 473円）
	メニュー５－２のプラン・ミニに係るもの（カテゴリー３－１に係るものに限ります。）	390円 （税込価格 429円）
	メニュー５－２のプラン１に係るもの（カテゴリー３－１に係るものに限ります。）	310円 （税込価格 341円）
	メニュー５－２のプラン２に係るもの（カテゴリー３－１に係るものに限ります。）	260円 （税込価格 286円）
	メニュー５－１の１Gb/sのプラン２に係るもの	4,000円 （税込価格 4,400円）

イ　アの表の左欄に規定する期間（以下この表のイからクにおいて「長期継続利用期間」といいます。）の経過後においても、アの表の右欄に規定する額を減額して適用します。

ウ　長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。

エ　長期継続利用期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

オ　当社は、長期継続利用に係る契約者回線等について、そのＩＰ通信網契約の解除（移転を伴うものを除きます。）があった場合には、長期継続利用を廃止します。

カ　オの規定にかかわらず、メニュー５に係るＩＰ通信網契約者による次表の左欄の請求があった場合は、同表の右欄の日を変更後のＩＰ通信網サービスに係る長期継続利用期間の起算日とし、その変更があった日以降について、ア及びイの規定によ

る減額を適用します。

ＩＰ通信網契約者による請求	長期継続利用期間の起算日
（ア）　メニュー５－１の１Gb/sのプラン２への品目若しくは細目の変更の請求及び長期継続利用の申出（（イ）の請求の場合を除きます。）	変更前のＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日
（イ）　長期継続利用期間（ケに規定する長期継続利用期間を含みます。）におけるメニュー５－１の１Gb/sのプラン２への品目若しくは細目の変更の請求	変更前のＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日又はケに規定する長期継続利用の申出のあった日

キ　ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合（オ及びカの規定に該当する場合を除きます。）には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、ＩＰ通信網サービスの移転、転用若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合は、この限りでありません。

品目及び細目	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が１年未満である場合
メニュー５－１の１Gb/sのプラン２に係るもの	50,000円 （税込価格 55,000円）	25,000円 （税込価格 27,500円）

ク　アからキに規定する減額の適用については、令和７年３月31日以前に長期継続利用期間が満了している場合は令和７年４月１日以降、令和７年４月１日以後に長期継続利用期間が満了となる場合はその満了日の翌日以降については適用しません。

（光もっと²割）

ケ　メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込み又は品目若しくは細目の変更（当社が別に定める電気通信サービスの契約者と同一の者からのものであって、契約者回線の終端の場所が当該電気通信サービスの提供区域と同一の提供区域内の場合に限ります。）と同時に、(ア)に規定する期間の継続利用（以下この表のケからソにおいて「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下この表のケからソにおいて「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限るものとします。）について、(イ)の右欄に規定する額を減額して適用します。

ただし、長期継続利用期間中に当社が別に定めるものの適用があった場合は、その適用期間中においては、この限りでありません。

（ア）　長期継続利用期間

区　　分	長期継続利用期間
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用期間がその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して24か月未満であるＩＰ通	（Ａ）　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで

信網契約者の場合	（Ｂ）（Ａ)欄に規定する期間が満了した翌日から起算して36ヶ月ごとの期間
Ｂ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用期間がその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して24か月以上のＩＰ通信網契約者の場合	（Ａ）　長期継続利用の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の35か月後の料金月の末日まで
	（Ｂ）（Ａ)欄に規定する期間が満了した翌日から起算して36ヶ月ごとの期間

（イ）　２－５－１　に規定する基本料の部分の減額

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)	
		令和７年２月以降に長期継続利用期間が満了するまでの間	左記の満了以降
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで（１年目・２年目）	メニュー５－１の100Mb/s のプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,100円（税込価格1,210円）	700円（税込価格770円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	550円（税込価格605円）	350円（税込価格385円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	450円（税込価格495円）	250円（税込価格275円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	350円（税込価格385円）	150円（税込価格165円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日（(ア)のＢ欄に該当する場合は、その長期継続利用の申出のあった日とします。)から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/s のプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,290円（税込価格1,419円）	890円（税込価格979円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	780円（税込価格858円）	580円（税込価格638円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	620円（税込価格682円）	420円（税込価格462円）

（３年目）	メニュー５－２のプラン２のもの	520円（税込価格572円）	320円（税込価格352円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで（４年目）	メニュー５－１の100Mb/s のプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,390円（税込価格1,529円）	990円（税込価格1,089円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	880円（税込価格968円）	680円（税込価格748円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	670円（税込価格737円）	470円（税込価格517円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	570円（税込価格627円）	370円（税込価格407円）
Ｄ　Ｃ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで（５年目）	メニュー５－１の100Mb/s のプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,490円（税込価格1,639円）	1,090円（税込価格1,199円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	980円（税込価格1,078円）	780円（税込価格858円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	720円（税込価格792円）	520円（税込価格572円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	620円（税込価格682円）	420円（税込価格462円）
Ｅ　Ｄ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで（６年目）	メニュー５－１の100Mb/s のプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,590円（税込価格1,749円）	1,190円（税込価格1,309円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円（税込価格1,188円）	880円（税込価格968円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円（税込価格847円）	570円（税込価格627円）

	メニュー５－２のプラン２のもの	670円（税込価格737円）	470円（税込価格517円）
Ｆ　Ｅ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで（７年目）	メニュー５－１の100Mb/s のプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,690円（税込価格1,859円）	1,290円（税込価格1,419円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円（税込価格1,298円）	980円（税込価格1,078円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円（税込価格902円）	620円（税込価格682円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円（税込価格792円）	520円（税込価格572円）
Ｇ　Ｆ欄の適用期間が満了する日の翌日以降（８年目以降）	メニュー５－１の100Mb/s のプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円（税込価格1,969円）	1,390円（税込価格1,529円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円（税込価格1,408円）	1,080円（税込価格1,188円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円（税込価格957円）	670円（税込価格737円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円（税込価格847円）	570円（税込価格627円）

コ　長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとし、その満了後は期間が満了した翌日から起算して36か月ごとの期間とします。この場合において、(イ)の左欄に規定するＩＰ通信網サービスの提供を開始した日については、移転前のＩＰ通信網サービスの提供を開始した日とします。

サ　長期継続利用期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

シ　当社は、その長期継続利用期間が満了する日までの間にＩＰ通信網契約者から長期継続利用の廃止の申出が無かった場合は、その満了する日の翌日からの長期継続利用の申出があったものとします。

ス　当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、そのＩＰ通信網契約の解除又は品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３並びにメニュー５－２の相互間に係るものを除きます。）があっ

た場合は、長期継続利用を廃止します。

セ　当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、長期継続利用期間において、料金表別表３に規定する利用料金の割引を適用した場合は、長期継続利用を廃止します。

ソ　ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月の初日から、その満了する日を含む料金月の翌々料金月の末日までの間において長期継続利用の廃止があった場合、移転、転用若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	支払いを要する額	
		令和７年２月以降に長期継続利用期間が満了するまでの間	左記以降
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までの場合	メニュー５－１の100Mb/s のプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	10,000円（税込価格11,000円）	4,000円（税込価格4,400円）
	メニュー５－２	7,000円（税込価格7,700円）	2,000円（税込価格2,200円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/s のプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	5,000円（税込価格5,500円）	4,000円（税込価格4,400円）
	メニュー５－２	3,500円（税込価格3,850円）	2,000円（税込価格2,200円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日（ケの(ア)のＢ欄に該当する場合は、その長期継続利用の申出のあった日とします。）から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/s のプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	30,000円（税込価格33,000円）	4,000円（税込価格4,400円）
	メニュー５－２	10,500円（税込価格11,550円）	2,000円（税込価格2,200円）

Ｄ　Ｃ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/s のプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	20,000円（税込価格22,000円）	4,000円（税込価格4,400円）
	メニュー５－２	7,000円（税込価格7,700円）	2,000円（税込価格2,200円）
Ｅ　Ｄ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/s のプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	10,000円（税込価格11,000円）	4,000円（税込価格4,400円）
	メニュー５－２	3,500円（税込価格3,850円）	2,000円（税込価格2,200円）
Ｆ　Ｅ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/s のプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	30,000円（税込価格33,000円）	4,000円（税込価格4,400円）
	メニュー５－２	10,500円（税込価格11,550円）	2,000円（税込価格2,200円）
Ｇ　Ｆ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/s のプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	20,000円（税込価格22,000円）	4,000円（税込価格4,400円）
	メニュー５－２	7,000円（税込価格7,700円）	2,000円（税込価格2,200円）
Ｈ　Ｇ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－１の100Mb/s のプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	10,000円（税込価格11,000円）	4,000円（税込価格4,400円）
	メニュー５－２	3,500円（税込価格3,850円）	2,000円（税込価格2,200円）

（光はじめ割）

タ　メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているもの及び光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）又はメニュー５－２（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者から、（ア）に規定する期間の継続利用（以下この表のタからニにおいて「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下この表のタからニにおいて「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限るものとします。）について、（イ）の右欄に規定する額を減額して適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により令和７年２月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

（ア）　長期継続利用期間

区　　分	長期継続利用期間
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用期間がその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して24か月未満であるＩＰ通信網契約者の場合	（Ａ）　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで
	（Ｂ）（Ａ）欄に規定する期間が満了した翌日から起算して24ヶ月ごとの期間
Ｂ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用期間がその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して24か月以上のＩＰ通信網契約者の場合	長期継続利用の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで

（イ）　２－５－１⑴に規定する基本料の部分の減額

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額（月額）
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,100円 （税込価格 1,210円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	550円 （税込価格 605円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	450円 （税込価格 495円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	350円 （税込価格 385円）

B　A欄の適用期間が満了する日の翌日（(ア)のB欄に該当する場合は、その長期継続利用の申出のあった日とします。）以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,290円 （税込価格 1,419円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	780円 （税込価格 858円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	620円 （税込価格 682円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	520円 （税込価格 572円）

チ　長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとし、その満了後は期間が満了した翌日から起算して24か月ごとの期間とします。この場合において、(イ)の左欄に規定するＩＰ通信網サービスの提供を開始した日については、移転前のＩＰ通信網サービスの提供を開始した日とします。

ツ　長期継続利用期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

テ　当社は、その長期継続利用期間が満了する日までの間にＩＰ通信網契約者から長期継続利用の廃止の申出が無かった場合は、その満了する日の翌日からの長期継続利用の申出があったものとします。

ト　当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、そのＩＰ通信網契約の解除（移転を伴うものを除きます。）又は品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３並びにメニュー５－２の相互間に係るものを除きます。）があった場合は、長期継続利用を廃止します。

ナ　ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

　ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月の初日から、その満了する日を含む料金月の翌々料金月の末日までの間において長期継続利用の廃止があった場合、ＩＰ通信網サービスの移転、転用若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合は、この限りでありません。

品目及び細目	支払いを要する額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のもの	4,000円 （税込価格 4,400円）
メニュー５－２	2,000円 （税込価格 2,200円）

ニ　タからナに規定する減額の適用については、令和７年２月28日以後の長期継続利用期間の満了日の翌日以降については適用しません。この場合において、テの規定は適用しません。

附則別表２　当社が別に定める方法により申出があった長期継続利用申出に係る利用料金の適用額（Web光もっと²割）

２－５－１⑴に規定する基本料の部分の減額

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)	
		令和７年２月以降に長期継続利用期間が満了するまでの間	左記以降
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで（１から６年目）	メニュー５－１の100Mb/s のプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,590円（税込価格1,749円）	1,190円（税込価格1,309円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円（税込価格1,188円）	880円（税込価格968円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円（税込価格847円）	570円（税込価格627円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円（税込価格737円）	470円（税込価格517円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで（７年目）	メニュー５－１の100Mb/s のプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,690円（税込価格1,859円）	1,290円（税込価格1,419円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円（税込価格1,298円）	980円（税込価格1,078円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円（税込価格902円）	620円（税込価格682円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円（税込価格792円）	520円（税込価格572円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降（８年目以降）	メニュー５－１の100Mb/s のプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円（税込価格1,969円）	1,390円（税込価格1,529円）

	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円（税込価格1,408円）	1,080円（税込価格1,188円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円（税込価格957円）	670円（税込価格737円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円（税込価格847円）	570円（税込価格627円）

基本的な技術的事項

１　メニュー２

⑴　メニュー２－１－１及びメニュー２－１－２に係るもの

細目及び種類		内　　容
メニュー２－１－１		その契約者回線を同一内容の高速ディジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ
メニュー２－１－２	契約者回線型サービス	その契約者回線を同一内容の第１種ＡＴＭ専用サービスの専用回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ
	契約者回線群型サービス	その契約者回線を同一内容のＡＴＭデータ通信網サービスの契約者回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ

⑵　メニュー２－１－３に係るもの

品　目	インタフェース種別		物理的条件	電気的／光学的条件	
				送出電圧／光出力	その他
10Mb/s	10BASE-T		８端子コネクタ（ISO標準IS 8877準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3準拠
100Mb/s	次のいずれか	100BASE-FX	F04形単心光ファイバコネクタ（IEC標準 60874-14準拠）	-14dBm（平均値）以下	IEEE802.3u準拠
		100BASE-TX	８端子コネクタ（ISO標準IS 8877準拠）	2.1Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3u準拠
１Gb/s	1000BASE-LX		F04形単心光ファイバコネクタ（IEC標準 60874-14準拠）	-３dBm（平均値）以下	IEEE802.3z準拠

⑶　メニュー２－２に係るもの

品　　目	インタフェース種別	物理的条件	電気的／光学的条件	
			送出電圧／光出力	その他
10Mb/s	10BASE-T	８端子コネクタ（ISO標準ISO 8877準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2005準拠
100Mb/s	100BASE-FX	SCコネクタ（IEC標準60874-14準拠）	-14dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠
	100BASE-TX	８端子コネクタ（ISO標準IS8877準拠）	2.1Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3u準拠
１Gb/s	1000BASE-LX	SCコネクタ（IEC標準60874-14準拠）	-3dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠
10Gb/s	1000BASE-LX	SCコネクタ（IEC標準60874-14準拠）	-3dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠

２　メニュー３

メニュー３－２に係るもの

品　　目	インタフェース種別	物理的条件	電気的／光学的条件	
			送出電圧／光出力	その他
10Mb/s	10BASE-T	８端子コネクタ（ISO標準IS 8877準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3準拠
100Mb/s	100BASE-FX	F04形単心光ファイバコネクタ（IEC標準 60874-14準拠）	-14dBm（平均値）以下	IEEE802.3u準拠

３　メニュー４

⑴　当社が回線接続装置を設置する場合

ア　当社が変復調装置（ＤＳＬモデム）を提供する場合

品　　目	インタフェース種別	物理的条件	電気的条件	
			送出電圧	その他
1.5Mb/s及び８Mb/sのもの	10BASE-T	８端子コネクタ（ISO標準IS 8877準拠）	6.2Ｖ（Ｐ－Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3準拠
12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s及び47Mb/sのもの	100BASE-TX	８端子コネクタ（ISO標準IS 8877準拠）	2.1Ｖ（Ｐ－Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3u準拠
	10BASE-T	８端子コネクタ（ISO標準IS 8877準拠）	6.2Ｖ（Ｐ－Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3準拠

イ　当社が帯域分離多重装置（スプリッタ）のみを提供する場合

接　　続　　口	物　　理　　的　　条　　件
変復調装置（ＤＳＬモデム）接続口	６端子コネクタ（昭和60年郵政省令告示第399号）
アナログ端末接続口	

⑵　当社が回線接続装置を提供しない場合

当社が回線接続装置を提供しない場合の物理的条件は、２線式インタフェースとします。

４　メニュー５

⑴　メニュー５－１及び５－２に係るもの

区　別	品　目	インタフェース種別	物理的条件	電気的条件	
				送出電圧	その他
メニュー５－１及びメニュー５－２	100Mb/sのもの	100BASE-TX	８端子コネクタ（IEC60603-7準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2018準拠
		10BASE-T	８端子コネクタ（IEC60603-7準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2018準拠
	200Mb/sのもの	1000BASE-X SFF-8431 Rev4.1 APPENDIX F	SFP＋（SFF8432準拠）	1.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・SFF8432準拠
		1000BASE-T	８端子コネクタ（IEC60603-7準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2018準拠
		100BASE-TX	８端子コネクタ（IEC60603-7準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2018準拠
		10BASE-T	８端子コネクタ（IEC60603-7準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2018準拠
	１Gb/sのもの	1000BASE-X SFF-8431 Rev4.1 APPENDIX F	SFP＋（SFF8432準拠）	1.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・SFF8432準拠

		1000BASE-T	８端子コネクタ（IEC60603-7準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2018準拠
		100BASE-TX	８端子コネクタ（IEC60603-7準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2018準拠
		10BASE-T	８端子コネクタ（IEC60603-7準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2018準拠
	10Gb/sのもの	10GBASE-T	８端子コネクタ（IEC60603-7準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2018準拠
		5GBASE-T	８端子コネクタ（IEC60603-7準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2018準拠
		2.5GBASE-T	８端子コネクタ（IEC60603-7準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2018準拠
		1000BASE-T	８端子コネクタ（IEC60603-7準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2018準拠

		100BASE-TX	８端子コネクタ（IEC60603-7準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2018準拠

⑵　削除

５　メニュー７

⑴　メニュー７－１に係るもの

品　　目	インタフェース種別	物理的条件	電気的／光学的条件	
			送出電圧等／光出力	その他
100Mb/s及び200Mb/sのもの	100BASE-FX	F04形単芯光ファイバコネクタ(JIS規格C5973準拠)	-14dBm（平均値）以下	IEEE802.3u準拠
１Gb/s及び２Gb/sのもの	1000BASE-SX	F04形単心光ファイバコネクタ（JIS規格C5973準拠）	光出力０dBm(平均値)以下	IEEE802.3z準拠
	1000BASE-LX	F04形単心光ファイバコネクタ（JIS規格C5973準拠）	-３dBm（平均値）以下	IEEE802.3z準拠
10Gb/s、20Gb/s及び30Gb/sのもの	10GBASE-LR	F04系単芯光ファイバコネクタ（JIS規格C5973準拠）	+0.5dBm(平均値)以下	IEEE802.3ae準拠

⑵　メニュー７－２に係るもの

品　　目	インタフェース種別	物理的条件	電気的／光学的条件	
			送出電圧等／光出力	その他
100Mb/s及び200Mb/s（クラス２のものに限ります。）のもの	100BASE-TX	８端子コネクタ （ISO標準IS 8877準拠）	2.1Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3準拠
	1000BASE-SX	SCコネクタ （IEC標準 60874-14準拠）	0dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠
	1000BASE-LX	SCコネクタ （IEC標準 60874-14準拠）	-3dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠
200 Mb/s（クラス１のものに限ります。）、300 Mb/s、400 Mb/s、600 Mb/s、１Gb/s及び２Gb/sのもの	1000BASE-SX	SCコネクタ （IEC標準 60874-14準拠）	0dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠
	1000BASE-LX	SCコネクタ （IEC標準 60874-14準拠）	-3dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠

６　メニュー８

品目及び細目		インタフェース種別	物理的条件	電気的／光学的条件	
				送出電圧／光出力	その他
10Mb/s		10BASE-T	８端子コネクタ（ISO標準ISO 8877準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2005準拠
100Mb/s	タイプ１のもの	100BASE-FX	SCコネクタ（IEC標準60874-14準拠）	-14dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠
		100BASE-TX	８端子コネクタ（ISO標準ISO 8877準拠）	2.1Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2005準拠
	タイプ２のもの	1000BASE-LX	SCコネクタ（IEC標準60874-14準拠）	-３dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠